

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和4年2月25日（金曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	10
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
6. 日程第2 会期の決定	10
7. 日程第3 市長あいさつ	10
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第2号から議第34号まで）	16
9. 日程第5 提案理由の説明	16
10. 日程第6 陳情の報告（陳第1号及び陳第2号）	30
11. 散 会	31
12. 令和4年3月7日（月曜日）	35
13. 議事日程（第2号）	35
14. 開 議	38
15. 日程第1 一般質問	38
16. 徳村登志郎議員 質問	39
17. 田畑久吉議員 質問	50
18. 山下桂造議員 質問	61
19. 大野豊重議員 質問	69
20. 浜田繁次郎議員 質問	89
21. 散 会	91
22. 令和4年3月8日（火曜日）	95
23. 議事日程（第3号）	95
24. 開 議	98
25. 日程第1 一般質問	98
26. 立川信之議員 質問	98
27. 田浦敏晴議員 質問	102
28. 吉田真樹子議員 質問	109
29. 瀬崎 剛議員 質問	120
30. 北本将幸議員 質問	131
31. 散 会	149

32. 令和4年3月9日（水曜日）	153
33. 議事日程（第4号）	153
34. 開 議	156
35. 日程第1 一般質問	156
36. 西川裕文議員 質問	156
37. 松本憲二議員 質問	165
38. 前田正治議員 質問	185
39. 江田計司議員 質問	200
40. 日程第2 議案及び陳情の委員会付託	210
41. 日程第3 決議案上程（決議案第1号）	213
42. 日程第4 提案理由の説明	214
43. 日程第5 決議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （決議案第1号）	215
44. 散 会	216
45. 令和4年3月25日（金曜日）	219
46. 議事日程（第5号）	219
47. 開 議	224
48. 日程第1 委員長報告	224
49. 総務委員長報告	224
50. 建設経済委員長報告	232
51. 文教厚生委員長報告	243
52. 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決 （議第2号から議第33号まで、陳第1号及び陳第2号）	250
53. 日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議第34号）	255
54. 日程第4 市長提出追加議案上程（議第35号）	256
55. 日程第5 提案理由の説明	257
56. 日程第6 報告（1件）	257
57. 日程第7 議案の委員会付託	258
58. 日程第8 委員長報告	258
59. 建設経済委員長報告	259
60. 日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決（議第35号）	259

61. 日程第 1 0	意見書案上程（意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号）	260
62. 日程第 1 1	意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号）	260
63. 閉 会		262
64. 署名欄		263

令和4年第2回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 2月25日から3月25日までの29日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
2	25	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 陳情の報告
2	26	土		休 会	(市の休日)
2	27	日		休 会	(市の休日)
2	28	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
3	1	火		休 会	
3	2	水		休 会	
3	3	木		休 会	(拡大投影申出締切 正午)
3	4	金		休 会	
3	5	土		休 会	(市の休日)
3	6	日		休 会	(市の休日)
3	7	月	午前10時	本会議	一般質問
3	8	火	午前10時	本会議	一般質問
3	9	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び陳情の委員会付託
3	10	木		休 会	
3	11	金	午前10時	委員会	総務委員会
3	12	土		休 会	(市の休日)
3	13	日		休 会	(市の休日)
3	14	月	午前10時	委員会	総務委員会
3	15	火	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	16	水	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	17	木	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	18	金	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	19	土		休 会	(市の休日)
3	20	日		休 会	(市の休日)
3	21	月		休 会	(市の休日)
3	22	火		休 会	
3	23	水		休 会	
3	24	木		休 会	
3	25	金	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

2月25日 (金)

令和4年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和4年2月25日（金曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程
(議第2号から議第34号まで)
- 議第2号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）
- 議第3号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第4号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第5号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第6号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第7号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第8号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和4年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議第18号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 2 3 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 3 1 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 3 2 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 3 3 号 権利の放棄について
- 議第 3 4 号 教育委員会委員の任命について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 陳情の報告

(陳第 1 号及び陳第 2 号)

陳第 1 号 玉名市商工会館建設の支援を求める陳情

陳第 2 号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 市長あいさつ

日程第 4 市長提出議案上程

(議第 2 号から議第 3 4 号まで)

議第 2 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 4 号)

議第 3 号 令和 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 4 号 令和 3 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

- 議第5号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第6号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第7号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第8号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和4年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議第18号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更

について

議第31号 普通財産の無償貸付けについて

議第32号 普通財産の無償貸付けについて

議第33号 権利の放棄について

議第34号 教育委員会委員の任命について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 陳情の報告

(陳第1号及び陳第2号)

陳第1号 玉名市商工会館建設の支援を求める陳情

陳第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

散 会 宣 告

出席議員（22名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
次長補佐	酒井裕之君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
----	-------	-----	-------

総務部長 永田義晴君
市民生活部長 蟹江勇二君
産業経済部長 上野伸一君
企業局長 荒木勇君
教育部長 藤森竜也君

企画経営部長 今田幸治君
健康福祉部長 酒井史浩君
建設部長 片山敬治君
教育長 福島和義君

午前10時00分 開会

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、令和4年第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。立川信之君、坂本司君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月18日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月25日までの29日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月25日までの29日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。

令和4年第2回玉名市議会定例会の開会にあたりごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本議会には、令和4年度当初予算案をはじめとした議案を提案しておりますが、市政運営や予算編成に関する基本的な考え方、そして、予算案に計上しております主要事業について御説明を申し上げ、議員各位に対しまして、御理解と御協力をお願いするものでございます。

まず初めに、社会問題となっておりますアサリ産地偽装についてでございますが、今回の事態につきましては、とても残念に感じているところであります。本市は古くから豊穡の海と称された有明海の恩恵を享受してまいりましたが、このたび、流通過程の一部に不正がありましたことは、食の安全や県産ブランドのイメージ低下につながるとともに、消費者の信頼を裏切る悪質な行為であり、甚だ遺憾に堪えません。また、本市のふるさと納税返礼品であるアサリ加工品の産地証明の疑義に関しましても、寄附者の皆様に大変御心配をおかけしておりますが、現在、全ての返礼品におきまして、総務省が示す地場産品の基準に基づき、再度の産地確認作業を実施しているところでございます。今回の件を機に産地偽装が根絶され、市場が正常化されることを切に念じておりますが、今後も県と協力をしながら、一日も早いアサリの再生と県産並びに玉名産ブランドの信頼回復に努めてまいり所存でございます。

続きまして、国及び県の動向について触れさせていただきます。依然として収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症ですが、2月20日現在、まん延防止等重点措置が、沖縄県などの一部で解除されましたものの、熊本県をはじめ全国31都道府県におきましては、3月6日まで適用延長が決定されているところであります。最近ではオミクロン株の派生株であるステルスオミクロン株の感染拡大が懸念され、その動向が注目されていることから、まだまだ予断を許さない状況に変わりはなく、引き続き、感染防止対策の徹底が求められているところであります。そして、熊本県でも先月27日に新規陽性者のピークの1,275人が確認されており、今月18日現在、県のリスクレベルも4週連続でレベル3、対策強化レベルとされているところであります。また熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解では、「現在、感染状況は横ばいの状況にあると考えられるが、重症者数には、増加が見られ、医療逼迫を起こさないためにも、現状の公衆衛生対策の維持が必要である」と述べられております。また「今後、新型コロナウイルスへの対応が長期化することを見越した場合、人の移動の増減や、年齢ごとの免疫獲得者割合等に留意した戦略的なワクチン接種が重要となる」と改めて認識を示されたことから、県は、感染の再拡大を防ぐためにも、引き続き、感染防止対策の徹底と3回目のワクチン早期接種について、県民の皆様へお願いされているところであります。

さて、令和3年度の1年を振り返ってみますと、私事になりますが、10月の市長選挙におきましては、市民の皆様のお負託をいただき、引き続き、市長職を担わせていた

だくこととなりました。2期目に向け、これまでも増して、全ての市民の皆様寄り添う市政の実現と、市民の笑顔が人を呼び込むまち玉名を目指して、全力で邁進していく決意を新たにしたところでございます。また、昨年を引き続きまして、コロナの影響により、閉塞感が漂う1年でもございました。市民の命と暮らしを守るため、これを合い言葉に、日夜、職員と議論を重ね、スピード感をもって、生活支援や緊急経済対策等のコロナ対策を講じてまいったところでございます。しかしながら、市のイベントや地域の各種行事が中止または規模縮小とならざるを得ない状況になり、非常に残念であったと感じております。一方で、このような中でも、少しずつ着実に行政は進展してまいりました。

まず、合併当初より早期開通が切望されておりました都市計画道路・岱明玉名線が、5月に全線開通いたしました。この全線開通により、有明海沿岸地域と九州新幹線新玉名駅や、くまもと県北病院等が位置する玉名北部地域がつながり、さらに災害時の避難路や緊急輸送路としての役割や、県北観光の回遊性が向上することを確認しているところであります。また、コロナ禍の中で開催されました東京オリンピックには、玉名市がホストタウンであるアンゴラ共和国女子ハンドボールチームが出場しました。キャンプ受入れに際しましては、不安材料も多々ありましたが、国際チームの滞在により、本市の認知度も向上したものと思われ、大変光栄に感じているところであります。そして、新玉名駅周辺につきましても、九州新幹線の全線開業から10年余が経過し、くまもと県北病院の開院や周辺道路の拡幅など、新たな追い風となる変化が起きています。令和2年8月、具体的な整備手法について定めた新玉名駅周辺整備方針を策定し、令和3年4月には新玉名駅周辺商業施設等立地促進奨励金制度を設け、民間企業誘致をはじめ、本市の将来計画を見据えた整備推進に尽力してきたところであります。さらに、本年1月には、TSMCの関連企業の誘致促進を図るために玉名市企業立地推進プロジェクトチームを設置いたしました。今後、関連企業の進出が予想されますが、このTSMC効果を地域浮揚のチャンスととらえ、半導体関連企業の受入対応など、庁内横断的に推進してまいりたいと考えております。

さて、コロナ対策の重要な柱であるワクチン接種につきましては、昨年12月から医療従事者を皮切りに3回目の追加接種を開始し、今月からは玉名市役所本庁舎と横島公民館で集団接種を開始しているところでございます。さらに、今月19日より、2回目接種済みの18歳以上の全ての対象者の接種間隔を6か月に前倒しして進めておまして、今月22日現在で、18歳以上の接種率は27%となっており、国の平均を上回り、県内でも速いスピードで進展しております。また、懸念されておりました5歳以上、11歳以下の小児接種につきましては、医師会をはじめ医療機関の御協力により、玉名郡市1市4町で広域的に開始する運びとなっております。今後も引き続き、玉名郡市医師

会、薬剤師会、くまもと県北病院等と連携を図りながらワクチン接種の推進に取り組んでまいります。

このように本年度の政策推進に関しましては、コロナ禍ではありましたが、ある一定の成果はあったものと感じているところであります。しかし、まだ多くの課題が残されており、市政発展に向けた取り組みを、引き続き推進してまいりたいと考えております。

それでは、国の地方財政対策を踏まえ、令和4年度当初予算案について、その主なものを御説明いたします。

まず、国における地方財政の見通しにつきましては、新たなオミクロン株の出現による急速な感染拡大が生じており、新型コロナウイルス感染症による影響での原油価格の高騰、原材料価格の変動など依然として厳しい状況でございます。このように先行き不透明な中、国の令和4年度予算は、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする令和3年度補正予算と一体的に16か月予算の考え方の下、編成されたところでございます。国は、地方財政対策のひとつとして、安定的な財政運営に必要な普通交付税等の一般財源総額について、令和3年度地方財政計画を上回る額を確保し、その対応を行なうこととされています。また、老朽化したインフラの長寿命化や公共施設の複合化など公共施設の適正管理を推進する公共施設等適正管理推進事業費については、対象事業を拡充した上で、事業期間を5年間延長することとしているところでございます。

このような中、本市の令和4年度の当初予算は、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税などの自主財源の確保を図り、行政評価制度結果の的確な反映と事務事業の徹底した見直しを行なうことを念頭に予算編成を行ないました。また、市総合計画に基づき、優先的・重点的に実施する施策を積極的に推進しつつ、笑顔をつくる10年ビジョンの基本目標の達成に向け、引き続き、市民生活の安定・まちづくりの充実・行政運営の進化、この3つの取組を推進し、その実現に向けて優先度の高いものから着手していくことといたしております。この結果、令和4年度玉名市一般会計予算案は、324億3,700万円となり、前年度と比較しまして、3.9%増となりました。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、笑顔をつくる10年ビジョンの3原則に沿って御説明いたします。

まず、原則その①、市民生活の安定の分野でございます。

1つ目の地域公共交通対策事業でございますが、この事業は、市民の日常生活における移動手段として、重要な役割を担っており、将来にわたり市民に利用される交通体系を構築する必要があるため、利用者数の減少による路線バス事業者へ路線維持に係る補助を行なうとともに、路線の見直しを行ない、公共交通の利便性確保を行なっております。また、交通不便地域の解消といたしましては、天水・河内エリアにみかんタクシー、

滑石・岱明エリアにしおかぜタクシー、大浜・豊水・横島エリアにいちごタクシー、令和4年4月から玉陵中学校校区全域へエリア拡大を行なう、いだてんタクシーの運行により、地域住民の日常生活における移動手段を確保する取組を行なうものでございます。

2つ目の放課後児童健全育成事業につきましては、保護者が仕事などで家庭にいない小学生が、安全・安心して生活できる場を提供することにより、児童の健全な育成と、保護者の就労に向けた環境づくりとして、高道小学校及び大野小学校の敷地内に新たな学童施設を建設するものでございます。

3つ目の待機児童解消事業につきましては、玉名第1保育所の建替えを含めた公立保育所の集約化等の検討を進めるとともに、私立保育園、認定こども園などが行なう施設整備への補助を行ない、保育環境の改善や入所定員の増加を目指すものでございます。

4つ目の学校施設改修事業は、令和2年度より玉名中学校体育館及び技術室棟の建替事業を行なっており、体育館につきましては、令和3年度に完成し、技術室棟につきましては、令和4年度に完成予定でございます。また、有明中学校の運動場の機能向上を目的といたしまして、防球ネット工事を行なうものでございます。さらに、補正予算の中でも説明いたしますが、玉名町小学校の管理棟及び給食棟の中規模改修工事も令和4年度で実施する予定であり、教育環境向上のための整備に取り組んでまいります。

次に、原則その②、まちづくりの充実の分野でございます。

1つ目の金栗四三PR事業につきましては、金栗氏の功績やエピソードを生かし、スポーツ・健康・教育の分野での新たな観光スタイル玉名型3つのツーリズムを推進し、地元の方々のもとより、ゆかりのある自治体や団体と連携・協力し、全国へと情報発信などを行なうものでございます。

2つ目は、新玉名駅周辺整備事業でございます。新玉名駅周辺整備事業につきましては、これまで進出を計画する企業との具体的な協議、新玉名駅周辺整備方針に関する地権者・地域の皆様との勉強会の開催、埋蔵文化財確認調査、インフラ整備に向けた地権者協議等を行なっているところでございます。新年度につきましても、企業との協議、地権者・地域住民の方々への丁寧な説明、新玉名駅周辺商業施設等立地促進奨励金の活用、企業の進捗状況に応じたインフラ整備等を引き続き行なう予定としており、企業が進出しやすい更なる環境づくりに努め、県北の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めてまいります。

3つ目の、岱明防災コミュニティセンター建設事業につきましては、防災研修施設、災害避難所及び防災備蓄倉庫を備え、公民館機能、そして社会福祉協議会ボランティアセンター機能を有する複合施設でございます。センター施設の完成は令和4年8月を予定しております。その後、現公民館の解体工事や第2期外構工事を行ない、全ての完成を令和5年6月頃に予定しております。

4つ目の、担い手確保・育成事業につきましては、地域の農業を担う中心的な農業者や次世代を担う農業者への経営発展の支援であり、農業用機械・設備投資に対する補助や次世代を担う農業者に、就農直後の経営支援として資金の交付を行なうものでございます。

次に、原則その③、行政運営の進化の分野でございます。

1つ目の、ふるさと納税推進事業でございますが、全国各地から玉名市を応援しようとたくさんの方々からの寄附金が寄せられており、この場をお借りいたしまして、心より御礼を申し上げます。引き続き、市内事業者の皆様からの魅力ある返礼品の提供を通じ、より一層の寄附を目指すことで、地域産業の活性化と自主財源の確保を図ってまいります。

2つ目の、地域づくり事業につきましては、市民活動団体が行なう活動に対し支援を行ない、地域コミュニティの活性化を図り、行政と市民団体が協働して、課題解決への体制構築などの取組を行なうものであります。

3つ目の、コンビニ収納・キャッシュレス決済導入事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策と市民の皆様への利便性向上を図るため、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅使用料などのコンビニエンスストアでの納付及びキャッシュレス決済を令和5年度より開始する事業になります。令和4年度は、導入に向けた準備のため、収納代行事業者の選定、並びに各業務システムの改修を行なうものでございます。

以上、令和4年度当初予算案につきまして主なものを御説明申し上げますが、あわせて令和3年度補正予算案も提案をさせていただきます。令和3年度補正予算は、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますけれども、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく、令和3年度第1次補正予算に対応した予算を計上しております。

主なものとして、収益力向上に取り組む産地支援としての産地生産基盤パワーアップ事業及び担い手確保・経営強化支援事業補助金、玉名町小学校の管理棟及び給食棟の外壁改修を行なう玉名町小学校中規模改修事業など、合計11事業、総額で5億6,294万5,000円を計上し、着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

以上、新年度におけます市政運営や予算編成に関する考え方と主な事業内容、さらには、補正予算につきまして述べさせていただきました。

最後になりますが、コロナ情勢につきましては、収束が見えず混沌とした状況であり、この影響はしばらく続くものと思われまます。このような中で、当然のことながら、引き続きコロナ対策を最優先課題として取り組まなくてはならないと考えておりますが、同時に私の理念であります市民の笑顔が人を呼び込むまち、笑顔をつくる10年ビジョン

のまちづくりにつきましても、その政策実現に向けて職員一丸となって努力してまいり
所存でございます。議員各位におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜ります
ようお願い申し上げます。また、議案の内容につきまして、この後、提案理由の説明の
中で、それぞれ申し上げさせていただきます。今議会提案の予算及び案件に対しまして
は、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げ、
開会にあたりまして、開会にあたりましての私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 市長提出議案上程（議第2号から議第34号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）から議第34号教育委員会
委員の任命についてまでの市長提出議案33件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

今、市長のほうから補正予算、そして当初予算案につきましての考え方の御説明がご
ざいました。私のほうから、議第2号から議第8号までの補正予算、そして、議第9号
から議第13号までの当初予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元に配付しております資料ですが、資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関
係となっております。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と令和3年度国の第1
次補正予算に関連する取組に対応するため、補正を行なう必要が生じたので、提案
いたすものでございます。

それでは、資料1の2ページをお願いいたします。

議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）について御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億5,168万9,000
円を減額し、歳入歳出予算の総額を357億4,087万9,000円とするものでご
ざいます。

まず、歳入の主な内容でございますが、11款地方交付税は普通交付税の2億5,428万円の追加で、国の補正に伴う追加交付によるものでございます。13款分担金及び負担金は173万3,000円の追加で、県営事業で行なわれる白石堰の事業計画作成に係る玉名平野土地改良区の地元負担金でございます。14款使用料及び手数料は805万5,000円の追加で、一般廃棄物処理手数料で市指定のゴミ袋販売分の増などでございます。15款国庫支出金は2億1,442万4,000円の減額で、主なものとして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、集団接種会場を4会場から2会場としたことに伴う減と、国の補正に伴います社会資本整備総合交付金の追加などがございます。16款県支出金は2,781万5,000円の減額で、主なものは子どものための教育・保育給付費負担金の減額は、私立保育園や認定こども園などに係る給付費負担金で、実績見込みによるものがございます。また、国の補正に伴います担い手確保・経営強化支援事業補助金の追加は、農業経営の発展に向けた農業用機械の導入などに伴うものでございます。17款財産収入は325万1,000円の追加、18款寄附金は新型コロナウイルス対策として、法人1件、団体1件より寄附があったものでございます。19款繰入金は、2億3,915万3,000円の減額で、財政調整基金繰入金は今回の補正の財源調整でございます。21款諸収入は4,299万4,000円の減額で、玉名観光協会が実施予定でございました旅行商品造成事業について、観光庁の補助が不採択になったことに伴う減額などがございます。22款市債は1億9,572万2,000円の減額で、国の補正に伴う小学校施設整備事業債の追加、臨時財政対策債は、令和3年度限りで創設されました臨時財政対策債償還基金費として普通交付税での追加交付分を減額するものでございます。

歳出につきましては、国の補正予算関連事業としまして、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化事業ほか10事業、3ページ、表の下段でございます。総事業費5億6,294万5,000円を計上し、事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。次に、款別といたしまして、1款議会費は588万円の減額、2款総務費は8,680万9,000円の減額で、庁舎跡地等活用検討事業は、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策工事の工法変更による減額などがございます。3款民生費は1億5,856万9,000円の減額で、保育所費1億7,518万4,000円の減は、私立保育園等の運営費負担金の減などがございます。

4ページをお願いいたします。4款衛生費は1億1,823万6,000円の減額で、玉名市玉東町病院設立組合運営費負担金は額の決定に伴う増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業は集団接種会場数の減によるものでございます。6款農林水産業費は8,475万8,000円の追加で、国の補正に伴う産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加、団体営農業農村整備事業の事業実績による減などがございます。7款商工費は

4,205万9,000円の減額で、草枕温泉てんすい泉源掘削工事の入札による減などでございます。8款土木費は1億7,634万円の減額で、道路メンテナンスサイクル事業は国の補正に伴う事業費の追加と防災・安全交付金事業は、令和2年度3月補正及び令和3年度当初予算に重複計上しておりましたが、国の令和2年度事業として採択されたことにより、減額するものでございます。9款消防費は、4,248万8,000円の減額で、岱明防災コミュニティセンター建設工事は入札による減額などでございます。10款教育費は1億327万7,000円の追加で、国の補正に伴う玉名町小学校中規模改修工事の追加、オリンピックキャンプ誘致実行委員会負担金の減額は、アンゴラ選手団等の受入人数及び期間の減に伴うものでございます。11款災害復旧費は934万3,000円の減額で、立願寺地すべり調査業務において、対策工事の工法検討に時間を要しているため、測量設計費等を減額するものでございます。第2表繰越明許費補正につきましては、過疎地域対策事業ほか18件、総額で7億9,687万7,000円を追加するものでございます。第3表債務負担行為補正につきましては、マイナンバーカード取得促進事業ほか2件の期間及び限度額を設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。第4表地方債補正につきましては、新たに県営急傾斜地崩壊対策事業負担金ほか1件の限度額を設定し、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業ほか18件の限度額を変更するとともに、新玉名駅周辺整備事業を廃止するものがございます。

次に、議第3号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,058万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億3,984万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の1款総務費は国が令和7年度末までに導入を予定しているガバメントクラウドの動向を踏まえ、県クラウド事務処理標準システムの導入取りやめに伴う減額と、歳入の調整などでございます。

6ページをお願いいたします。

議第4号令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ893万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億165万3,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整などでございます。

次に、議第5号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,751万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億2,230万7,000

円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる追加と、これに伴います歳入の調整などでございます。

7ページをお願いいたします。議第6号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ96万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,904万2,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入調整などでございます。第2表地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

次に議第7号令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について400万円を減額し、総額を8億1,712万1,000円とし、支出について647万2,000円を追加し、総額を7億7,877万9,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は受託工事収益の減額、支出は減価償却費の決定に伴う追加などでございます。

8ページでございます。第3条の資本的収入の補正につきましては、収入について62万6,000円を追加し、総額を7億7,007万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は負担金の追加などでございます。

次に、議第8号令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について4,700万円を減額し、総額を15億2,121万4,000円とし、支出について5,750万7,000円を減額し、総額を15億577万円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は受託工事収益の減額、支出は受託工事費の減額などでございます。次に、第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について1億616万6,000円を減額し、総額を5億4,812万4,000円とし、支出について1億714万5,000円を減額し、総額を11億6,117万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、支出の建設改良費は決算見込みによる減額と、これに伴う、企業債及び国庫補助金の減額でございます。第4条企業債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、令和4年度当初予算について御説明申し上げます。資料2の2ページをお願いいたします。

議第9号令和4年度玉名市一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を324億3,700万円とするもので、これは前年度に比べ3.9%、12億1,400万円の増でございます。

まず、歳入につきまして、1款市税は前年度から4.4%増の67億2,730万円を計上しており、主なものは個人市民税で前年当初比より2億1,080万円増の25億570万円を計上いたしております。

前年当初予算では、コロナ禍の影響による景気の低迷から、税収を10%程度の減収で見込んでいたところでございますが、実際は、令和3年度決算見込みといたしましては経済対策の効果等もありほぼ令和2年並みの調定見込となっております。そのため令和3年度決算見込みとほぼ同水準で推移する見込みで計上しているものでございます。

法人市民税も同様に前年度当初予算はコロナ禍の影響による企業収益の落ち込みによる税収を12%程度の減収で見込んでおりました。令和4年度は国においても大幅な増収が見込まれており、回復の基調が示されたことから3,570万円増の4億3,400万円、固定資産税は家屋の新築による増加及び償却資産の新規投資見込みにより4,150万円増の29億8,320万円などがございます。

2款地方譲与税から3ページの11款地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の令和3年度収入見込みを勘案して計上しており、合算いたしますと対前年度比で4億7,305万2,000円の増でございます。

また、10款地方特例交付金は、令和3年度の特例措置である新型コロナ対策地方税減収補填特別交付金を減額し、4,880万円を計上しております。12款交通安全対策特別交付金は前年度同額の700万円、13款分担金及び負担金は、対前年度比9.8%増の1億7,058万2,000円を計上しており、保育給付利用者負担金1億2,714万円などがございます。14款使用料及び手数料は、対前年度比3.9%増の3億2,131万9,000円を計上しており、住宅使用料1億6,578万円、戸籍住民基本台帳手数料2,892万3,000円などがございます。15款国庫支出金は、対前年度比14.8%増の51億5,377万5,000円を計上しており、障害者自立支援給付費負担金7億9,485万円、子どものための教育・保育給付費負担金12億4,198万2,000円、生活保護費負担金6億4,117万5,000円などで、主な増の要因といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び体制確保事業費補助金で2億9,479万9,000円などがございます。16款県支出金は、対前年度比6.5%増の29億4,040万4,000円を計上しており、主なものは障害者自立支援給付費負担金4億342万5,000円、子どものための教育・保育給付費負担金5億2,383万2,000円などで、増の要因は、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金1億1,686万5,000円などがございます。17款財産収入は、対前年度比90.0%増の8,553万6,000円で、主なものは財政調整基金などの運用における利子収入及び静光園老人ホームの土地売却収入などがございます。18款寄附金は、対前年比30.0%増の13億10万1,000円で、ふるさと寄附金などがございます。

19款繰入金は、対前年度比17.1%減の12億3,576万2,000円で、金融円滑化特別資金利子補給金事業に要する経費の財源に充てるための新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金5,000万円、本予算の財源調整として財政調整基金10億7,049万2,000円などを繰り入れるものでございます。21款諸収入は、対前年度比98.2%増の6億3,554万4,000円を計上しており、雑入で学校給食費の公会計に伴う小中学校の給食費2億9,283万1,000円などでございます。22款市債は、対前年度比33.8%減の18億2,030万円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款議会費は、対前年度比6.4%増の2億5,099万4,000円、2款総務費は、対前年度比1.4%減の34億3,206万2,000円を計上しております。

主なものは、定住促進事業6,599万7,000円、ふるさと納税推進事業として8億8,631万2,000円、地域公共交通対策で地方バス路線維持費等補助金及び乗合タクシー運行に係る経費等で1億5,450万円などを計上しております。3款民生費は、対前年度比4.0%増の129億6,012万6,000円を計上しており、障害者介護給付・訓練等給付費15億7,830万円、保育所運営事業といたしまして私立保育園運営費負担金など26億4,175万2,000円などでございます。4款衛生費は、対前年度比15.8%増の27億3,546万6,000円を計上しており、主なものは、玉名市玉東町病院設立組合運営費負担金4億7,800万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業3億221万9,000円などでございます。6款農林水産業費は、対前年度比5.8%増の21億3,466万5,000円を計上しており、多面的機能支払交付金2億5,702万2,000円、排水機場の整備補修や排水路の整備を行なう団体営農業農村整備事業2億9,135万3,000円、玉名漁港大浜地区旧港部分のしゅんせつを行なう水産物供給基盤機能保全事業1億3,300万円などでございます。

5ページをお願いいたします。

7款商工費は、対前年度比21.0%増の7億2,596万4,000円を計上しており、新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子補給金6,353万3,000円、プレミアム付商品券事業1億8,300万1,000円、施設等管理運営事業としまして、草枕温泉てんすい源泉ポンプ設備工事など4,704万8,000円、このほか金栗四三PR事業として1,877万1,000円などを計上しております。8款土木費は、対前年度比1.3%減の23億6,509万2,000円を計上しており、第二青野跨線橋耐震補強工事など橋りょうメンテナンスサイクル事業2億1,034万8,000円、新玉名駅周辺整備事業として区画道路、排水路の整備及び下水道整備事業負担金など1億1,005万9,000円などでございます。9款消防費は、対前年度比38.

7%増の14億4,994万9,000円を計上しており、有明広域行政事務組合消防費負担金8億1,959万9,000円、岱明防災コミュニティセンター建設事業3億5,609万6,000円などがございます。10款教育費は、対前年度比6.8%減の25億6,618万円を計上しており、学校給食の公会計化に伴う賄材料費2億9,283万1,000円、中学校施設改修事業で玉名中学校技術棟建設工事及び有明中学校防球ネット工事で9,339万円などがございます。

6ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、対前年度比121.4%増の5,403万1,000円で立願寺地すべり関連業務委託など公共土木施設災害復旧費4,377万1,000円、12款公債費は、対前年度比2.1%減の37億3,247万1,000円を計上しております。

次に、第2表債務負担行為につきましては、コンビニ収納・キャッシュレス決済に伴う収納代行月額基本手数料ほか5件について、期間及び限度額を設定するものがございます。

次に、第3表地方債につきましては、道路橋りょう整備事業など全20事業について、起債の目的、限度額などを定めるものがございます。

次に、議第10号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を87億9,978万8,000円とするもので、これは前年度に比べ5,012万9,000円の減、率にいたしまして0.6%の減となっております。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税は、対前年度比5.8%増の17億5,887万円、4款県支出金は、対前年度比0.7%減の62億4,826万1,000円で、保険給付費に充てる普通交付金などがございます。6款繰入金は、対前年度比1.8%増の7億3,949万3,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款保険給付費は、対前年度比0.9%減の60億8,780万9,000円、3款国民健康保険事業費納付金は、対前年度比1.0%増の24億8,826万5,000円を計上しており、これは県が決定する納付金でございます。

次に、議第11号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を12億1,612万6,000円とするもので、これは前年度に比べ2億554万1,000円の増、率にいたしまして20.3%の増となっております。

まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比20.8%増の8億1,641万円でございます。

8ページでございます。これに関連しまして、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納

付金につきましては、11億6,003万4,000円を計上しているところでございます。

次に、議第12号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を78億3,120万1,000円とするものでございます。前年度に比べ1億1,249万円の増、率にいたしまして1.5%の増となっております。

歳入につきましては、1款保険料は、対前年度比0.3%増の14億3,855万9,000円、7款繰入金は、一般会計からの繰入金など13億4,117万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、2款保険給付費は、第8期介護保険計画に基づきまして、対前年度比1.6%増の72億7,639万9,000円。

9ページでございます。4款地域支援事業費は総合事業費のサービス利用状況を勘案しまして、対前年比2.3%減の3億5,596万9,000円を計上いたしております。

次に、議第13号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を4,215万3,000円とするもので、これは前年度に比べ43万5,000円の減、率にいたしまして1.0%の減となっております。

歳入につきましては、3款国庫支出金538万3,000円、6款繰入金1,574万4,000円などを計上いたしております。

歳出につきましては、1款総務費2,156万5,000円、2款事業費は浄化槽15基分の整備費等で1,615万1,000円を計上いたしております。

第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

以上、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算について御説明申し上げましたが、令和4年度当初予算の企業会計分につきましては、企業局長のほうから提案理由の御説明を申し上げます。

詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） おはようございます。

企業局、企業会計関連の議第14号から議第16号までの当初予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

資料の10ページをお願いいたします。

議第14号令和4年度玉名市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数2万2,044戸、年間総給水量475万7,000立方メートル、1日平均給水量1万3,033立方メートルを予定し、主な建設事業としましては、配水管布設工事、配水管布設替工事及び東部地区改築更新事業を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして、水道事業収益8億4,162万1,000円で、支出といたしましては、水道事業費用7億9,326万7,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして4億2,480万円で、支出といたしましては8億3,328万3,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条債務負担行為は、コンビニ収納・キャッシュレス決済に伴う収納代行月額基本手数料及び取扱手数料について、期間及び限度額を設定するものでございます。第6条企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を4億2,140万円に定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は、3億5,000万円と定めるものでございます。第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費7,540万8,000円と定めるものでございます。第9条たな卸資産の購入限度額を571万2,000円と定めるものでございます。

11ページでございます。

議第15号令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条業務の予定量につきましては、排水件数1万4,164件、年間総排水量365万2,000立方メートルを予定し、主な公共下水道の事業といたしましては、管渠、ポンプ場及び公共下水処理場の建設改良費で6億4,170万円を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして、公共下水道事業収益15億6,899万3,000円で、支出といたしましては、公共下水道事業費用15億4,810万3,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして5億7,259万7,000円で、支出といたしましては11億2,485万7,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条債務負担行為は、浄化センター等改築更新事業ほか2件の業務について、期間及び

限度額を設定するものでございます。第6条企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を4億2,640万円に定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は、10億円と定めるものでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費9,236万9,000円と定めるものでございます。次に第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から3億8,878万6,000円の補助を受けるものでございます。

12ページをお願いいたします。

議第16号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条業務の予定量につきましては、排水件数1,736件、年間総排水量59万9,000立方メートルを予定し、主な農業集落排水の事業といたしましては、農業集落排水施設整備費で1億2,564万円を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして、農集事業収益3億9,886万7,000円で、支出といたしまして、農集事業費用3億9,886万7,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして2億1,485万円で、支出といたしましては3億2,334万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条債務負担行為は、横島町農集排污水処理場施設等維持管理業務ほか4件の業務について、期間及び限度額を設定するものでございます。第6条企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を6,160万円に定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費9,211万9,000円と定めるものでございます。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から2億6,678万6,000円の補助を受けるものでございます。

以上、令和4年度当初予算について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第17号から議第33号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第17号玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてでございますが、これは、本市におけるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、昨年11月から受入れを開始しました企業版ふるさと納税による寄附金を翌年度以降の事業にも柔軟に活用するための基金が必要となりますことから、条例を制定し、基金を設置するものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第18号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市桃田運動公園市民プール在り方検討委員会及び玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、市民プールの今後の運営等について審議する玉名市桃田運動公園市民プール在り方検討委員会及び市立中学校の部活動地域移行に関して審議を行なう玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会を新たに設置するため、名称、所掌事項、事務の内容などの必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第19号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の育児休業制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、非常勤職員が育児休業等を取得する際の要件の1つである1年以上の在職期間を廃止するとともに、必要な規定の整備を行なうものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議第20号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして6月に支給します議員の期末手当の支給月数を本来引き下げるべき0.05月分に昨年引下げを見送った0.1月分を

加えた0.15月分引き下げ、100分の152.5とするものでございます。また、玉名市桃田運動公園市民プール在り方検討委員会委員及び玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会委員について、それぞれ報酬額を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

失礼いたしました。

この議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につきましての内容を再度申し上げます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、6月に支給します議員の期末手当の支給月数を本来引き下げるべき0.05月分に昨年引下げを見送った0.1月分を加えた0.15月分引き下げ、100分の152.5とするものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において昨年分を含めて引き下げました期末手当の支給月数を、12月の支給分から本来の月数分に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年7月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第21号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市消防団団長等の報酬について、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市消防団班長、団員の報酬を、それぞれ現行の年額2万3,000円、1万8,000円から年額3万7,000円、3万6,500円に引き上げますとともに、消防団活動に対する出動報酬について規定するものでございます。また、桃田運動公園市民プール在り方検討委員会委員及び市立中学校部活動地域移行検討委員会委員について、それぞれ報酬額を定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

10ページをお願いいたします。

議第22号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容につきましては、先ほど議第20号議会議員の改定内容と同様でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

議第23号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げました議第20号議会議員の改定内容と同様で

ございます。

次に、12ページをお願いいたします。

議第24号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を0.075月分、再任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、それぞれ100分の120、100分の67.5とするものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、昨年12月に期末手当の支給を受けた職員について、昨年減額を見送った期末手当と同額分を6月支給の期末手当から減額する旨規定するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第25号玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、甲種漁港施設の占用許可期間の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市が管理する漁港施設の占用許可期間の上限を、現行の最長1か月、工作物については最長3年から、10年に延長するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行し、条例の施行の日以後の占用に係る許可について適用し、同日前までの占用に係る許可については、従前の例によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第26号玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、道路構造令の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、国が示す基準となります道路構造令におきまして、歩行者利便増進道路に関する基準が新たに加えられましたことから、国の基準に合わせた改正を行なうものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第27号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、市道に係る占用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、熊本県の道路占用料に準じて、市道に係る占用料の改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日か

ら施行し、条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前までの占用に係る占用料については、従前の例によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

議第28号玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、国が示す基準となります省令におきまして、自転車歩行者専用道路などに関する基準が新たに加えられましたことから、国の基準に合わせた改正を行なうものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

30ページをお願いいたします。

議第29号玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市消防団の組織の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、消防組織法の規定により条例で定めることとされております消防団員の定員を、1,694人から1,500人に変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

31ページをお願いいたします。

議第30号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので、提案するものでございます。

内容といたしましては、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である宇城市が、本年6月30日限りで熊本縣市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、同規約の一部を変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は、令和4年7月1日から施行するものでございます。

32ページをお願いいたします。

議第31号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうものでございます。

貸付けします物件は、建物3棟でございまして、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間、相手方に貸付けを行なうものでございます。

33ページをお願いいたします。

議第32号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これも、地方自治法第9

6条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうものでございます。

貸付けします物件は、建物4棟でございまして、貸付期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。貸付けの相手方は、農事組合法人伊倉温室水耕組合でございます。

34ページをお願いいたします。

議第33号権利の放棄についてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

放棄する権利といたしましては、保護に要する費用の返還に係る債権でございまして、その金額は、72万865円でございます。

放棄の理由といたしましては、平成27年5月から平成28年12月までに生活保護法に基づき支給しておりました保護費につきまして、返還事由が発生したため、返還を求めておりましたが、相手方が令和2年7月に破産手続の廃止、免責許可の決定を受けたことから、債権の請求が不可能となり、債権の回収の見込みがなくなったためでございます。

以上、詳細につきましては、各所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

議第34号教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の森信子氏が、本年3月25日をもって任期満了となりますため、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、1件の人事案件につきましては、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 陳情の報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「陳情の報告」を行ないます。

陳第1号 玉名市商工会館建設の支援を求める陳情

陳第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情2件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。
これにて、陳情の報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明26日から3月6日までの9日間、休会いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、明26日から3月6日までの9日間休会することに決定いたしました。

3月7日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

なお、今期定例会での発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、28日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時46分 散会

第 2 号

3 月 7 日 (月)

令和4年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和4年3月7日（月曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 2 22番 田畑 久吉 議員（無会派）
- 3 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
- 4 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
- 5 3番 浜田 繁次郎 議員（新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の定期接種について
 - (1) 本市における周知について
 - (2) キャッチアップ接種（救済接種）の対応について
 - 2 特別支援学級について
 - (1) 学級担任の特別支援学校教諭免許状所有の有無について
 - (2) 通級指導教室、交流学級について
 - (3) 特別支援教育コーディネーターについて
 - 3 デジタル田園都市国家構想に関する取組の推進について
 - (1) すべての子どもたちの学びの継続について
 - (2) 医療への適時適切なアクセスについて
 - (3) 新しい分散型社会の構築について
- 2 22番 田畑 久吉 議員（無会派）
 - 1 アサリ産地偽装問題について
 - 2 不法投棄等の問題について
 - 3 玉名市の著しい人口減少について
- 3 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
 - 1 公共工事の入札について
 - 2 市道路側帯の白線について

- 3 在来線玉名駅のトイレや待合室について
 - 4 新規介護保険第1号被保険者への通知について
 - 5 市民と職員の関わり方と課内の伝達及び意思決定について
- 4 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
- 1 市民からの要望や意見の対処について
 - (1) どのような流れで対処しているのか
 - (2) 市民からの要望や意見の見える化について
 - (3) 事案の採択はどのようになっているのか
 - 2 これまでの新型コロナウイルス感染症の対応と今後について
 - (1) これまでの2年間の対応や反省点について
 - (2) 3年目の対応としてどの部分に注力し対応するのか
 - (3) コロナの影響をどのように考え新年度予算を編成されたのか
 - 3 玉名市のスポーツツーリズムについて
 - (1) 市が推進するスポーツツーリズムとは
 - (2) 自然や特色を生かしたスポーツツーリズムを推進するには
 - (3) ここ数年のチャンスを一過性で終わらせないためには
 - (4) 競技スポーツの合宿等誘致時の助成金について
 - 4 社会体育施設について
 - (1) 物販を伴う使用料について
 - (2) スポーツ施設の整備について
- 5 3番 浜田 繁次郎 議員（新生クラブ）
- 1 旧庁舎跡地の利活用について

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 大野 豊重 君 | 2番 | 中村 慎吾 君 |
| 3番 | 浜田 繁次郎 君 | 4番 | 瀬崎 剛 君 |
| 5番 | 田浦 敏晴 君 | 6番 | 山下 桂造 君 |
| 7番 | 立川 信之 君 | 8番 | 坂本 公司 君 |
| 9番 | 吉田 真樹子 さん | 10番 | 一瀬 重隆 君 |
| 11番 | 北本 将幸 君 | 12番 | 多田 隈啓二 君 |
| 13番 | 松本 憲二 君 | 14番 | 徳村 登志郎 君 |
| 15番 | 西川 裕文 君 | 16番 | 江田 計司 君 |
| 17番 | 近松 恵美子 さん | 18番 | 前田 正治 君 |

19番 作本幸男君

20番 森川和博君

21番 中尾嘉男君

22番 田畑久吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 糸永安利君

事務局次長 松野和博君

次長補佐 酒井裕之君

書記 前田もと子さん

書記 入江光明君

説明のため出席した者

市長 藏原隆浩君

副市長 村上隆之君

総務部長 永田義晴君

企画経営部長 今田幸治君

市民生活部長 蟹江勇二君

健康福祉部長 酒井史浩君

産業経済部長 上野伸一君

建設部長 片山敬治君

企業局長 荒木勇君

教育長 福島和義君

教育部長 藤森竜也君

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程に入ります前に申し上げます。

副市長より、開会日にありました提案理由の説明について発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

2月25日の開会日に議案の提案理由の説明内容に誤りがありましたので、この場をお借りして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

誤りがありましたのは、議第20号でございます。再度提案理由を御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議第20号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、100分の162.5とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、昨年減額を見送った期末手当と同額分を6月支給の期末手当から減額する旨規定するものでございます。

以上、訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） それでは、本日の議事に入ります。

日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会における発言に関する規程第11条の発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

14番 徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 皆さんおはようございます。公明党の徳村登志郎でございます。

連日ニュースになっているウクライナ情勢ですが、日本政府の対応と日本への影響が心配される事態となっております。公明党としても、国際社会に結束してロシアへの非難、制裁などを行なう日本政府の対応に支持を表明するとともに、制裁措置に伴う国内の影響について、しっかり注視し、公明党として機敏に国民生活を守るために対応していくと強調いたしました。

ロシアの核を使った威嚇については、ロシアは国連安保理の常任理事国であり、NPT核兵器不拡散条約体制の一員であります。核兵器による威嚇、けん制は断じて許されるものではありません。日本は、唯一の戦争被爆国であり、非核三原則を堅持する立場です。ロシアの姿勢を厳しく非難するべきであり、国連をはじめ、国際社会の中でも戒める発信をすべきだと考えております。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の定期接種に関してお尋ねいたします。

毎年、おおよそ1万1,000人の女性がかかり、おおよそ2,800人が亡くなるとされる子宮頸がん。ワクチンを巡る新たな動きが起こっております。子宮頸がんの死因となるヒトパピローマウイルス（HPV）感染を防ぐワクチン接種について、厚生労働省の専門部会は、昨年11月に接種を国が促す積極的勧奨の再開を決定しました。厚生労働省は、令和4年度4月より、勧奨を正式再開することとしております。同ワクチンは、副反応が疑われる症状が報告され、2013年6月以降、勧奨が控えられていましたが、部会は国内外の研究者らが有効性と安全性を認めております。定期接種は、勧奨停止後も続いており、対象は小学6年生から高校1年生、再開により自治体から対象者に受診表、接種券が個別に届くようになります。勧奨の停止期間に定期接種を受けなかった人に対しても、今後、無料接種が検討されております。HPVワクチンは、2013年4月に定期接種となりましたが、接種後に慢性疲労や歩行困難などの報告が相次ぎ、2か月で勧奨が停止しました。その後、接種率は1%前後で推移しており、海外と比べても低い水準にとどまっております。安全性について2015年に名古屋市は15歳から21歳の約3万人を調査。「すぐ疲れる」、「普通に歩けなくなった」など、24の症状についての経験や時期を聞き取りした結果、ワクチン接種の有無による差は見られなかったとの報告があります。また、英国の研究チームによる追跡調査で、12歳から13歳でワクチンを打った群は、未接種群に比べて子宮頸がんの発生率が87%低く、予防効果が示されております。これまでに実施した個別通知は、接種勧奨差し控えの状況下であるため、接種を勧奨するためではなく、接種の可否を判断するための情報提供として実施されたと思います。接種勧奨の再開が決まった現在、これまでとは個別通知

の趣旨が全く異なります。よって、HPVワクチンが接種勧奨再開になるに当たり、全ての定期接種対象者、いわゆる小学1年生から高校1年生相当の女子に対して、国の方針が代わったこと及び接種勧奨の義務を果たすべく接種をお勧めするわかりやすい案内を速やかに郵送による個別通知でお届けするべきと考えます。

そこでお尋ねします。1つ、本市における周知とその方法について。そして、これまで接種対象年齢でなくHPVワクチン接種を希望していた人は、自費での接種で約5万円程度かかることを余儀なくされていまして、公費で接種可能となったことは大変すばらしいことと考えております。海外の研究では、25歳までのHPVワクチンを接種することで、子宮頸がんやその前がん病変のリスクが低下することが報告されています。また、性交経験後でもまだ感染したことのない型のHPV感染を予防できるなどのメリットもあることからキャッチアップ接種の効果が期待されています。(2)救済接種であるキャッチアップ接種の対応について。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） おはようございます。

徳村議員御質問の子宮頸がん予防ワクチンの定期接種についてお答えいたします。議員の説明と重複する答弁もあるかと思いますが御了承願いたいと思います。

平成25年4月から実施してきました子宮頸がん予防ワクチンですが、平成25年6月、国より子宮頸がん予防ワクチンとの因果関係が否定できない副反応により、国民に適切な情報の提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたところでございます。しかし、定期接種としての位置づけは変わっておらず、定期接種としてワクチン接種を受けることは可能とされていたことから、これまでも接種を希望される方へは継続して行なっていたところでございます。

以上のようなことから、本市においての子宮頸がん予防接種ワクチンの接種状況につきましては、令和元年度の接種人数が2名でございました。しかし、令和2年度には、国から対象者に対して配布することができる小学校6年から高校1年生の女の子と保護者へ大切なお知らせと題するリーフレットが届いたことを受け、個別通知を発送したところ、令和2年度は対象者854名に対し、接種人数209名となり、接種率が24.5%と大幅に増加したところでございます。これまで国は、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとしてきましたが、令和3年11月、厚生労働省から、この状態を終了させて予防接種法第8条の規定による積極的勧奨を行なうとの通知がなされたところでございます。今後の本市における子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の周知につきましては、接種年齢である12歳から16歳の方へ、個別通知を本年3月末に発送する予定と

しております。また、子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した平成9年度から平成17年度生まれまでの9学年の対象者、いわゆるキャッチアップ接種対象者に対する接種の周知につきましては、公平な接種機会を確保するため、令和4年度に個別通知を行ない、広く周知の機会を図る予定でございます。今後も個別通知を初め、広報紙やホームページにも掲載して広く周知を図り、接種を希望する方への接種機会の提供により、子宮頸がんの発症や死亡の増加を抑えることに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁にいただいたとおり、令和元年度の接種人数2名から翌年には対象者854名に対し、接種人数が209名となり、接種率が24.5%にまで大幅に増加したことは、リーフレットの個別通知の発送が接種機会を理解していただく契機になっていることを示唆していると考えております。

ここで1点だけ再質問になりますけれども、HPVには100種類以上のタイプがございます。現在、小学6年生から高校1年生までの女性が定期接種として公費によって無料で接種できるサーバリックスとガーダシルという2種類のワクチンがあると思えます。子宮頸がんを引き起こしやすいHPV16型と18型の感染を防ぐことができ、6か月間に3回接種することによって子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐことができるとされておりますが、この2種類のワクチンの違いと、本市ではどちらのワクチンの選択がなされているのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

本市においての子宮頸がん予防接種ワクチンの個別通知の中に、子宮頸がんワクチンについての病気の説明と子宮頸がんのウイルスの型があることにつきましては記載した上で周知を図る予定でございます。

本市におきましてのワクチンの種類につきましては、子宮頸がんの患者さんから最も多く検出される16型及び18型に対する抗原を含んでいるものに加え、尖圭コンジローマなどの原因となる6型、11型も加えられた4価型ガーダシルを対象者が選択できるような体制を取っており、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁によれば、ガーダシルの有効性が伺えます。希望者に行き渡るように十分な備えをお願いしたいと思います。

現在、定期接種には含まれておりませんが、昨年7月に、日本で新たに承認されたシ

ルガード9というワクチンがございます。HPV16型と18型を含む9種類のHPVの感染を防ぐことができ、子宮頸がんの原因の90%を防ぐことができるとされております。9歳以上の女性であれば医療機関で接種できますが、おおよそ10万円の自己負担が必要になってきます。このワクチンの接種が理想的でもありますが、高額であることが問題点だと感じております。定期接種のワクチンにするのは予算等の問題もあるかと思いますが、希望があれば補助を出すなどの対応が進めばと考えております。また、HPVは中咽頭癌、肛門癌、尖圭コンジローマなど、男性がかかる病気の原因にもなるため、男性が接種することでこれらの病気の予防につながるとして、海外では女性だけでなく男性も公的な予防接種の対象となる国が増えております。これまで日本では男性は接種の適用外とされていましたが、厚生労働省は、昨年12月、9歳以上の男性は5万円程度はかかるものの、自己負担でガーダシルを接種できるようになりました。こちらの推奨を今後の課題と考えております。

大阪大学の研究グループは、無料で接種できる年代を過ぎた2000年度から2004年度までに生まれた現在16歳から21歳までの女性のうち、おおよそ260万人が無料接種の機会を逃したと分析しております。また、この世代の女性のおおよそ7割がワクチンを接種していたら子宮頸がんになる人をどれだけ減らせたかと試算したところ、ワクチンで子宮頸がんの発生を60%防ぐとした場合、将来子宮頸がんになる人を2万2,000人減らすことができ、5,500人の子宮頸がんを亡くなるのを避けられたとしております。そこで、この8年間で定期接種の対象年齢を過ぎた女性を救済すべきだとして、全国の地方議員の有志126人が、昨年11月9日、超党派の議員連盟を立ち上げた経緯もございます。私も命を守る積極勸奨の再開が多くの方の市民の理解を得ることを強く願うものでございます。

それでは、次の質問に移ります。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 特別支援学級についてお尋ねいたします。

特別支援学級とは、小中学校に在籍する障がいのある子どもが特別支援学級に通学し、学びながら自立していけるための教育サポートです。特別支援教育全体においては、主に自立活動を中心とした勉強と訓練をします。特別支援学級の仕組みをもっと知るために、今回3点質問させていただきます。（1）学級担任の特別支援学校教諭免許状所有の有無について。これは特別支援学級にお子さんを通わせている保護者の方が、特別支援学校免許状を持っていない先生が担任となって、不安や不満を持っている声をお聞きしたことによる質問です。保護者の方は、特別支援学級であればなおさら担任の先生には期待が大きいと思われる。それゆえに不安や不満も増すと思われる。免許状取得など、専門性の向上は特別支援学級だけの課題ではありません。しかし、小中学校でも、

特別支援学級が増加しているほか、通常の学級の中にも発達障がいなど、困難を抱える児童生徒が増えています。インクルーシブ教育の理念を実現するためにも、全ての教員が一定の特別支援教育の専門性を持っていることが不可欠になります。また、全ての教員に特別支援教育の研修などが必要だと指摘されている背景もあります。そこで、本市における現状とその対策の答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） おはようございます。

徳村議員の特別支援学級に関する御質問のうち、学級担任の特別支援学校教諭免許状所有の有無について、状況についてお答えいたします。

玉名市の小中学校には、令和3年5月1日現在で、小学校に36学級、中学校に18学級、併せて54学級の特別支援学級がございます。そこに在籍する児童生徒数は、令和3年5月1日現在で、小学校で162人、中学校で68人、併せますと230人おります。一方、この特別支援学級を担当する教員については、小学校で42人、中学校19人、併せて61人おまして、そのうち特別支援学校教諭の免許状を所有している教員は、小学校で17人、中学校で6人、併せて23人で、特別支援学級担当者全体の約38%となっております。熊本県は、特別支援学級担当の特別支援学校教諭免許状の保有率や経験年数などに着目しておりまして、本年度から特別支援学級担当者指導力向上研修というものが始まりましたが、本年度は担当経験の浅い教員が主な研修対象者でしたが、今後4年間で担当全員が受講していく流れとなっております。各学校では、障がいなどのある児童生徒の状況を全職員で共通理解した上で、学校全体での研修を行ったり、特別支援学級担当者同士で互いに支援の方法などを学び合う場を設定したりしております。支援の方法などで悩む場合には、玉名市の事業である巡回相談を活用し、専門的な知見から荒尾支援学校の先生に様々な助言をいただくなどしながら、児童生徒の適切な支援につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁によれば、特別支援学校免許状を所有している教員は、約30%とのことでした。特別支援学校免許状がないことが、専門性がない、理解がないといった保護者の不安や不満につながらないように、また、子どもたちに適切な教育ができるように努めていただきたいと思います。

特別支援学級の運営にあたっては、学級担任はもとより、学年部、また、教科担任等も連携した取組が必要になりますので、特別支援学級担任だけではなく、学校全体でその機能の充実を図っていかねばなりません。そのためには、校長は学校経営方針に

特別支援教育の推進を明示し、特別支援学級の経営と通常の学級における特別支援教育が連動して機能を高められるよう推進する必要があります。答弁では、学校全体での研修もあっているようです。今後の取組に期待したいと思います。

次に、(2) 通級指導教室、交流学級についてお聞きいたします。障がいのある子どもたちの就学方法についての選択肢の一つに、通級指導教室があります。通級指導教室は、学校教育法に定められている特別支援教育化の整備されているものです。ここで通級指導教室について、また、交流学級についても本市の現状と取組をお聞きします。答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の通級指導教室、交流学校についてお答えいたします。

通級指導教室とは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥性多動障害などのある通常学級に在籍する児童生徒に対して、特別の指導を行なうために設置されている教室のことです。玉名市の小中学校には、言語障害を対象とした玉名町小学校の通級指導教室と学習障害、注意欠陥多動性障害を対象とした築山小学校と玉名中学校の通級指導教室の併せて3つの教室がございます。玉名町小学校には、玉名市以外の学校から通級指導を受けに来る児童もいます。通級指導教室には、担当教員が配置され、一人一人の児童生徒の実態等に応じて、特別な時間割を編成し指導を行っております。該当の児童生徒が通級指導教室で学習するのは、おおむね週1時間から2時間程度でございます。

次に、交流学級とは、特別支援学級に在籍する児童生徒が、同学年の通常学級に在籍する児童生徒とともに学習等を行なう場合の交流先の学級のことです。交流は特別支援学級、通常学級、どちらの児童生徒にとっても多様性を尊重する心を育むことができるという大きなメリットがありますし、これからの共生社会の形成に向けて、社会性や豊かな人間性を互いに育みあうことができると考えます。学校では、通常学級と特別支援学級の児童生徒が共に学びを深めていくために、交流学級の担任と特別支援学級の担当、さらには、教科担当が事前に準備や打合せを行なって授業に臨んでおります。特別支援学級の児童生徒が単に交流学級にいただけで終わることなく、学習内容が理解できると同時に、授業と一緒に参加している実感や達成感を持ちながら、充実した時間が過ごせるようにするために、適切な支援の在り方など、様々な工夫を行っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁のとおり、通級指導教室とは、通常学級に在籍しつつ、

週に何時間かある通級による指導の時間だけ、通級に移動して一人一人の困難や課題に合わせた支援、指導を受けるという形式の特別支援教育に基づく教育制度の一つです。本市には3教室があり、一人一人の児童生徒の実態等に応じた取組がなされています。ただ、留意していただきたいところとしては、通常の学級の先生と通級指導教室の先生の連携です。通常の学級での困難さを通級指導教室の先生が理解して課題を絞り込んだり、通常学級の先生も通級指導学校でのノウハウを通常の学級で取り入れるなど、生かすことができると考えております。

それでは次に、(3)特別支援教育コーディネーターについてお聞きします。特別支援教育コーディネーターとはどのようなもので、学校でどのような役割を担っているかお尋ねいたします。答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の特別支援教育コーディネーターについてお答えいたします。

特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進のために学校内での会議、研修の企画運営を初め、関係機関との連携や調整、保護者からの相談窓口の役割を担うなど、校内の特別支援教育を推進する体制づくりを行なう上で、中心的な存在であり、各学校とも主に特別支援教育のリーダー的存在の教員が担当者となっております。各学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を行なった上で、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援に学校全体で取り組んでおります。また、経験が浅い特別支援学級担当の教員への助言等も行なっております。

このように特別支援教育コーディネーターの役割は特別支援教育の推進を図る上で大変重要なことから、コーディネーターとしての資質や能力の向上を図る目的で、教育委員会が主催する会議、研修を定期的に実施しているほか、中学校区単位でコーディネーター同士でも会議を企画し、事例検討会等を重ねるなどしながら、お互いの指導力や専門性を磨いているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁のとおり、特別支援教育コーディネーターは学校に配置され、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートしています。本市においてもその重要性を認識されているようでございます。その中で、特に力を入れていただきたいのは、保護者に対する学校の相談窓口となります。保護者を支援する役割です。子どもの学校の様子が気になるときや支援内容を相談した

いとき、担任の先生以外にも特別支援教育コーディネーターに直接相談するという方法がとりやすいように、また、通常学級に通っていても発達の気になる子どもへの配慮や支援、特別支援学級への移籍についての内容等も特別支援教育コーディネーターに相談することができるような体制を取っていただければと考えております。

以上、まとめになりますが、教員の方々はインクルーシブ教育という言葉は聞いたことがあるかもしれませんが。インクルーシブ教育とは、これまでの障がいのある子どもたちとそれ以外の子どもたちとを隔てて教育するという概念を覆す教育方法で、2006年の国連総会で採択された障がい者の権利に関する条約で示されたものです。障がいのある子どももいない子どもも、共に教育を受けることで共生社会の実現を目指しています。子どもたちの多様性を尊重し、障がいのある子どもが精神的にも身体的にも最大限まで発達できるよう、また、社会にほかの子どもと変わらず参加できるように支援していく教育方針です。重要なのは、それぞれの子どもたちが授業内容を理解し、授業に参加している、ついていけているという実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごせることという点にあると思います。いくら障がいのある子どもたちを通常学級に在籍させても、その子どもたちが授業を理解できず、孤立感を抱いてしまっただけでは全く意味がありません。文部科学省も示していますが、インクルーシブ教育を構築確立していくためには、特別支援教育が欠かせないものといえます。特別支援教育とは、障がいのある子どもたちに対して、通常の教育を行なうことに加え、子どもたちの自立を促すために必要な教育をすることです。今回の質問を通し、障がい者理解を推進し、周囲の人々が障がいのある子どもたちとともに学び、生活していく中で、公平性を確立しつつ、社会の一員として基礎を作られていくことを念願してこの質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番(徳村登志郎君) デジタル田園都市国家構想に関する取組の推進について、3点お尋ねいたします。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築には、地方自治体にとっての喫緊の課題となっております。また、今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人々との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められております。そして今、政府のデジタル田園都市国家構想への取組を初め、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しました。

そこで、我が地域でも子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新し

い分散型社会の構築など、デジタル田園都市国家構想の我が地域における取組も有意義と考えております。

まず、(1)すべての子どもたちの学びの継続についてお聞きします。全ての地域で感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう取り組むべきと考えておりますが、本市の現状と対応の答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の全ての子どもたちの学びの継続についてお答えいたします。

GIGAスクール構想によるICTの環境整備は、コロナ禍により計画が前倒しされ、端末の整備は令和2年度中となり、玉名市においても令和3年4月からタブレットPCパソコン、1人1台の活用を始めました。当初は小学校1年生にパスワード入力ができるのだろうかという心配の声もあったのですが、現在では文字入力を行なうことができるようになるなど、全ての学年でスキルの向上が見られます。小学校低学年では、手書きでの文字入力や写真を撮るといった初歩の段階からさらに進んで、自分の作品等を撮影し、その写真にタイトルをつけて先生に送信提出するというようなこともできるようになっております。小学校の中学年、高学年では、ローマ字で文字入力をしており、現在は、キーボード練習ソフトを活用しながら、キーボードを見ずに文字入力ができるようにと取り組んでいるところです。また、プレゼンテーションソフトのパワーポイントや文書作成ソフトのワードを活用しまして、児童生徒がネット上に共同で壁新聞を作ったり、インターネットを活用した調べ学習に取り組む中で、見つかった課題について、児童生徒同士が討論したりするなど、タブレットPCの活用は今後も様々な用途に広がっていくと考えております。

本市のタブレットPCの持ち帰りや家庭と学校での同時双方向型授業については、クリアすべき様々な課題がありますので、精査しながら少しずつ進めているところです。また、不登校の児童生徒に対するタブレットPCによる学びの保障については行なっておりませんが、学校との関係をつなぐことを最優先に不登校の児童生徒としっかり関わりながら、一人一人に応じた課題に取り組むよう促しているところでございます。なお、タブレットPCの持ち帰りに関しましては、本年度まん延防止等重点措置が適用された昨年の9月に希望者を対象として家庭と学校での二元授業を3日間実施した際には、玉名市内の小中学校18校で、延べ762人が家庭での授業視聴に参加しております。家庭と学校での二元授業を実施する中で、児童がオンラインに入っていないときの対応が

難しい、不具合があると対応に時間が割かれる、全家庭に通信環境が整っていないなどの課題が明らかになりました。また、先月は天水中学校の小中学校においてタブレットPCの持ち帰りを1週間限定で行なっております。現在、アンケートを基に、その効果や課題の洗い出しを行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁のとおり、GIGAスクール構想によるICTの環境整備は随分進んできたように感じました。ただ、その活用については、まだ手探りで進めるといった状況も感じ取れます。ICTを活用した学びの可能性は、図らずもコロナ禍によって顕在化し、非常事態の下でも子どもたちの豊かな学びは継続できることを示しております。

ここで1点、活用事例を紹介させていただきたいと思います。

デジタル化に向けてデイジー教科書というものがあります。マルチメディアデイジー教科書というのが正式の名称です。DAISY（デイジー）は、Digital Accessible Information System（デジタル・アクセシブル・インフォメーション・システム）の略称で、日本語に訳するとデジタルでバリアフリー的な意味で使いやすいツールというところでしょうか。デイジー教科書は識字障害の勉強ツールとして効果大と期待されております。デイジー教科書は、教科書の内容をデジタル化してパソコンなどで文字の拡大、色の強調、音声再生などを同時に行なえる教材です。作成はボランティア団体などが担っております。読み書きが苦手な子どもが文字を認識することで自信がつき、学習意欲の向上につながるとされております。文部科学省の調査2012年ですが、読み書きが苦手で学習障害の疑いがある児童生徒は全体の4.5%で、クラスに1人はいる計算となるようです。読み書きが苦手な全ての子どもにデジタル化の恩恵として本市でもその導入と普及をお願いしたいと考えております。

それでは、次の（2）医療への適時適切なアクセスについてお聞きします。地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるよう、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっているかかりつけ医師について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動など、全ての住民がかかりつけ医師につながるための取組を強化することも必要ではないかと考えております。その点について答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の医療への適時適切なアクセス、いわゆるオンライン診療についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、オンライン診療は移動時間の短縮や交通弱者の対策、特にコロナ禍においては、対面診療による感染リスクに対する不安の解消や院内感染の防止に一定の効果を発揮すると考えられます。本市におきましても、既に幾つかの医療機関において実施されており、初診以外の検査や触診が不要な診察や薬の処方の際に利用されているということでございます。初診からのオンライン診療は、原則かかりつけの医師が行なうことになっており、普及に関しては、かかりつけの医師の存在や医療機関と受診者のオンライン環境も大きく影響いたします。市といたしましては、権限を持って普及できるわけではありませんが、国でもオンライン診療の実績の検証や指針の見直しが行なわれていることから、支援については、国の動向を注視していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） これからアフターコロナ、ウィズコロナの社会においても慢性疾患のアフターフォローや定期通院に関しては、オンライン診療が有効だと考えております。新型コロナウイルス感染症が流行している時期に、基礎疾患などを持つ高齢者の方がわざわざ対面で受診に行くのはリスクでしかないと考えます。それにもかかわらず薬をもらわないと、という日本人のまじめさもあり、病院まで足を運ぶ人も多いため、このような状況はこれを機に変わっていくべきだと考えておりますので、オンライン診療のほうをぜひとも後押ししていただきたいと思っております。

それでは、次、（3）新しい分散型社会の構築についてお聞きいたします。地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、転職なき移住を実現するためのテレワークの拡大やサテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組が求められております。この点について、本市の取組、見解等の答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の新しい分散型社会の構築についてお答えいたします。

本市では、令和2年4月に市全域に光通信ネットワークを完備し、基礎的なインフラ整備を完成させたところです。今後、こうした環境を本市の強みとして捉え、従来大都市でしかなし得なかった利便性や多様な働き方、魅力的な仕事を本市のどこでも享受できるようにテレワークを希望する民間事業者と共同でサテライトオフィスの開設支援を行なってまいります。また、地域全体が安心して暮らせるまちづくりを目指し、人の移動を円滑に実現するシステムの導入に取り組み、幸福度の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁にあったように、本市において光通信ネットワークが完備され、基礎的なインフラ整備が完成したというところで今後期待しております。

デジタル田園都市の実現には、デジタル基盤が必要となるものの基盤の運営、構築を持続可能な形で担うのは、官単独でも、事業者単独でも難しいという指摘もございます。そのため、官民学、全員が参加し、民を中心に管理運営をする共助のビジネスモデルが必要とされています。そのため、サテライトオフィスをはじめ民主導の共助のビジネスモデルの確立をぜひ、つくりあげていただきたいと要望いたします。

このデジタル田園都市国家構想は、地方に住む人々がデジタルの実装により、持続可能で心豊かな暮らしを実感できる社会の実現を後押ししてくれるものと期待しております。これでこの質問を終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

次に、22番 田畑久吉君

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 皆さん毎日大変でございます。今回、私一般質問を出す前に、ロシアといいますか、プーチン個人の強い独裁的思想とも思われる行為、ウクライナへの侵攻侵略に対し、到底容認できるものではないと、この場でもって表明しておきます。

日本政府、アメリカはじめ主要国、皆さんが侵攻侵略という言葉に既に使っておりますので、私も侵略という言葉を使わせていただきます。戦力の弱い主権国家に武力を持って侵略する、この行為が第2次世界大戦の後の国際秩序を破壊する暴挙だと新聞でも書いてありました。一応、私の意思を表明しておきます。

さて、一般質問として、アサリ産地偽装問題についてとしております。私も理路整然と質問の事項を整理して書いておけばよかったですけど、何しろ貧乏暇なしといひますか、雑事に追われて原稿を書く暇がございませんでしたので、執行部の皆様には御理解のほどよろしく申し上げます。

最近、この熊本がアサリの産地偽装問題で日本全国にも有名になりました。世界でも中国、あるいは韓国とか、韓国の友達からも電話がありまして、「田畑さんどうなるんや」ということで電話がありました。これはもう40、50年来の付き合いの方から電話がありまして、毎日新聞、あるいはニュースでこのことが放送されるから、これはもう全国的に広がるのはやむを得ないと思います。この偽装問題が発覚して、私も20数年前のことを思い出します。当時、私も大阪で会社15年勤めていたときに、15年間の間の4年間は韓国に駐在をしまして、韓国に友達がたくさんおりましたので、このアサリ、ハマグリ養殖をしておった方との付き合いができて、いろいろな状況を

二十数年前に知っておりました。そしてあるとき、遊びに行ったら、船でキャンプに行こうということである島に行ったんです。そこにハマグリ、アサリがたくさん、3日間ほど滞在していましたが、地元の業者さんから魚の差し入れがあって、ハマグリも十分に取れる、アサリも十分に取れるので食べるものには苦労しなかったんですけども、その経験をこの玉名に帰ってきまして、ある業者さんにこういう韓国でアサリがたくさんいるから、あるから輸入しないかと、私が通関、熊本税関、大牟田でも福岡でもいいから、通関業務までは必ずしてあげるから直接輸入したらどうかということを申し上げたんですけども、その業者さんは今、取引しているところにお断りするわけにはいかないという理由で、ちょっとその話はずなからなかったんですけども、その当時、その業者さんから輸入したアサリを1週間、10日間、海に着けて、畜養というんですかね、その当時畜養という言葉は私もわかりませんでしたけれども、言葉を聞いて、まさか産地偽装して出しているというような疑いの気持ちは当時は私もとても持つことはできなかったんですけども、最近の新聞紙上、ここにちょっといろいろ取っていますけれども、3年前にアサリの偽装が県も掌握したと。しかし、対応が不十分だったということで陳謝しております。しかし、県の取締りもなっていないですね。私は、3年前どころか10年、20年前からこういうのはあったという思いに、これを見て思いました。そして、福岡の水産会社の社長さんは、自分も以前は偽装したと、そして今は、それを後悔して反省しているというような新聞も載っておりました。非常に正直にそういったことを、事実を説明されることには好感を持ちますけれども、このアサリの問題について、これほど世の中をにぎわすというか、皆さんから疑いの目を持たれるということ自身が非常に残念でなりません。

先日もハマグリ問題が新聞に載っていました。川口漁港が1.9トン商社に販売したら熊本産ということで買手がない、返却されたという新聞にも載っておりました。こうすることで、ほかの部類にまで影響を及ぼす風評。どのように行政も捉えておられるのか。玉名市にも何らかの業種、業態があるかと思えます。その辺の実態を市民の皆さんからも二、三電話がありました。「玉名はどうなっているんですか、田畑さん」「それは私も直接調べるわけにはいかんから、1回聞いてみましょう」ということで今日の質問になったわけですけども、その辺の実態がわかっておれば、まずは公表していただきたいと、答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） おはようございます。田畑議員御質問のアサリ産地偽装問題についてお答えいたします。

まず、産地偽装に関与し、関係法令に違反した水産事業者や小売店などへの法律上の

対応は、事業者などが県内の場合には主に都道府県、複数の都道府県に及ぶ場合は国に指示、公表の権限が与えられており、市町村には何の権限も与えられていないのが現状であります。実際に、県から市を介した産地偽装に関する調査などの指示や依頼はない状況でございます。しかしながら、アサリの畜養場は本市にも存在しているため、漁協の了解を得て、可能な限りでの独自調査を行ない、状況の把握に努めているところであります。

本市が独自で調査を行ない、回答できるアサリの畜養状況であります。産地偽装への直接的な関与の有無には関係のない前提で申し上げます。漁協が管理する漁場を畜養場として有償で貸し付けている市内漁協は3漁協で、その貸付先は、法人3者、個人11人です。また、貸し付けた畜養場の数は、計4か所で、その面積は16.7ヘクタールです。なお、畜養場からのアサリの入出荷量につきましては、熊本県が調査を実施されておりますが、畜養場からのアサリの入出荷量はお答えしていないとの回答を受けておりますので、市からはお答えできかねるところであります。

現在、アサリの偽装問題につきましては、その全般におきまして、国や熊本県で調査対応中であり、詳細な情報までは公表されておられません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 部長、今答弁された中で、このことを打合せするときに課長のほうから地方自治体には権限が与えられていないという、人ごとのようにそれ言われました。だから行政マンとして、行政として、その言葉は使うなど。行政が知り得る範囲内のことはやはり調べる必要があるんじゃないかということを私は言いました。それで今の答弁になったかと思うんですけども、やはりこの問題がこれだけ玉名のいろんなことに偽装と疑われるようなことになっておるんです今。だからこういうことはやはり明確に、やっぱり行政としても市民の皆さんにお知らせするのが行政の仕事ではないかと思うんです。権限はなくても。そう思ってここに質問、今日させていただきました。

それで、このハマグリがふるさと納税で玉名も大分何億円とあがっておりますし、ふるさと納税に対する返礼品に使われたようなハマグリ、アサリ、一体どれくらいあるのか。その辺の数字がわかればちょっとお願いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のアサリを原材料としたふるさと納税返礼品についてお答えいたします。

本市では、アサリの産地偽装問題を受け、アサリを使ったふるさと納税の返礼品について、原材料の産地確認を行ないました。その過程において産地を証する書面の日付の書換えがあったことは非常に遺憾であり、あってはならないことだと認識しております。

本市にふるさと納税をしていただいた方々に御心配をおかけしましたことにおわび申し上げます。

証明書の書換えという事実を重く受け止め、当該事業者の全ての返礼品6品目について掲載を停止しております。停止した6品目の返礼品の中で、アサリを原材料とする返礼品が2種類ございまして、それらをセットにしたものを併せますと、返礼品数としては3品目となります。単品では、寄附額1万円に対し、3,000円相当の返礼品となっており、80グラムのアサリの加工品が3袋、もしくは4袋ございます。アサリの加工品と生海苔佃煮をセットにしたものは、寄附額3万円に対し、9,000円相当の返礼品となっております。これら返礼品の実績としては、令和元年が60件、2年が33件、3年が14件でございます。ふるさと納税返礼品については、毎年総務大臣の指定を受けるために、全返礼品のリストを提出し、総務省が定める地場産品基準に該当することの確認を受けているところですが、今回の件を受け、現在、市独自にふるさと納税返礼品を安心して支援いただくために、産地などの再度の確認作業を行っております。今後も寄附者の皆様に御満足いただける返礼品の磨き上げ、開拓に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 部長の答弁の中に加工品という言葉が出てきました。それ、加工品、アサリの佃煮のことですか。昨年は非常にこの佃煮がよかったという話を聞いていますし、その返礼品、佃煮も入っているわけですか。ちょっと確認をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えします。

返礼品の中に入っております。

○22番（田畑久吉君） それは佃煮ですか、返礼品の加工品というのは。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） はい、そのとおりです。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 生でなくて加工品であれば非常に生産地の偽装というのになかなか目が届かないということもありますよね。その辺のことで何も疑問を持たずに確認もされませんでしたか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

証明日の書換えということがございまして、事業者のほうをお呼びしまして、事業者のほうから聞き取りを行ないました。その際は、事業者のほうから相対で購入している

ということで確認をいただいております。ただ、証明日、証明書についてはこちらのほうから証明元に確認をしたことはございません。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 今、部長が答弁されたように、公の場で今、答弁されたのだから、今後いろんなことが出てくると思います。そのとき今日の答弁はやっぱり市民の皆さんもわかるわけだから、間違いないですね。はっきりしたことを言っておかないと、公の場、個人の話ではありませんよ、今日は。それだけ言っておきます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 冒頭に申し上げましたとおり、理路整然と質問事項を書いておりませんので、ちぐはぐになっても申し訳ございません。御理解のほどよろしくお願ひします。

2番目に不法投棄等の問題についてとしております。ある市民の方が、横島の外平山といいますか、外平公園がありますけれども、そこにいつも散歩に行かれるそうです。散歩に行って、いろいろ周りを見て、ちょうど里道のところなんかコンクリートがしてあったからそこをちょっと下りてみた。そうしたら、大量の生ごみが捨ててあった。だから非常に個人が捨てるにはちょっと多すぎるなということで、田畑さん一回ちょっと見てくれんかということで連絡をいただきまして、私も見に行きました。

[拡大投影にて画像を示す]

○22番（田畑久吉君） 執行部の皆さんよく見てくださいね、生ごみです。これだけの大量を捨てるのは、個人の家庭は出せません。ということで、非常に私も現場を見て、疑問を感じました。ある市民の方は、これはちょっと納得できんなということで、これはちょうど外平公園の竹やぶがあってその中なんです。中に私も見に行きました。そうしたら、投げやりの状態です。そこには外の家庭用品も捨ててあります。たくさん捨ててました。だからこういう状態のところ、そして人目のつかないところにこれだけの大量の捨てるには、個人の家庭で出るものではないということで、市民の方が担当課のほうにいろいろ申し出たというか、意見を言われたらしいんですけども、とても担当

課の説明には自分は納得できない。田畑さん何とか公の場ではっきりしてくれんかという御依頼を受けまして、そうしたことで今回の質問をする形になったんですけれども、担当課と打合せしましたときに、いろいろ説明がありました。しかし、私自身もその担当課の説明を聞いて、ああ、そうか。それはなるほどなという答えには到底たどり着かなかった。だからここで一般質問の場で、公のところではっきりした答弁をいただきたい。そう思って、今日質問したわけです。どうかよろしくお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 蟹江勇二君。

[市民生活部長 蟹江勇二君 登壇]

○市民生活部長（蟹江勇二君） 田畑議員の不法投棄等の問題についての御質問にお答えいたします。

環境整備課において不法投棄ではないかとの相談を受け、受けた後職員が現地に出向き確認を行ないました。相談内容のとおり畑を掘った穴の中に野菜くずなどが確認されましたので、後日地権者から状況の聞き取りを行ないましたが、野菜くずについては発酵菌などと混ぜ堆肥を作る材料としているとのことでしたので、自己所有の畑地でもあり不法投棄には当たらないと判断したところでございます。担当者がこの経緯を相談者にお伝えしたところ、どこから持ってきてどのように使うのか、また、環境配慮をしているかなどの質問をいただきましたので、再度地権者に状況を聞きまして、地権者が別の耕作地でつくった野菜のうち、販売に向かない物を現地に集めたものであり、できた堆肥は農作物の栽培に活用するとのことでした。また、環境への配慮についての指摘もあっておりましたので、地権者に対し動物による飛散や雨水流入防止のため、シートを張るなどの対策をお願いしたところでございます。後日、再度現地確認を行ないましたが、野菜くずを入れた穴の上にはブルーシートが張られており、周囲の竹や雑草等も伐採されており、適切に管理がなされているものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 部長から今、答弁をいただきましたけれども、答弁を聞いて全て理解できる、納得できる言葉ではなかったです。我々が見て、ちょっとあれ映して。

[拡大投影にて画像を示す]

○22番（田畑久吉君） こういう状態に、放置している、投げやって放置している状態でしょ。これを肥料でもつくるような目的を持って準備している状態に見えないです。見に行った市民の方もそうだったと思います。私も見てそう思った。まさしく不法投棄ということが当てはまらないかもしれないけれど、これを管理している状態じゃないです。私も中のカラーピーマン、パプリカというんですか、取って何個か見てみました。傷も何もないきれいだ。生産者の方が当然そう言っておられるのを生産者の方を疑うわ

けではない、行政の皆さんがそれを見て、どういうふうな感じがしているのか、それ今、私は聞きたいわけです。

[「画面が出ていません」と呼ぶ者あり]

○22番(田畑久吉君) え。だからそういうことで、正常な商品をこれだけ捨てるとういかな、農業しておられる方の感覚もあると思いますけど、それでもまだ採算がとれるんだという肥料づくりをされるのか、部長の答弁の中で肥料ということが出ましたので、副市長は肥料の三要素を御存じですか、ちょっとお尋ねします。

○議長(近松恵美子さん) 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長(蟹江勇二君) 御質問にお答えいたします。

三要素は存じ上げません。すみません。

○議長(近松恵美子さん) 田畑久吉君。

○22番(田畑久吉君) そういうふうに聞取りの時に肥料をつくるというのであれば、その肥料が何を要素、成分、要素をつくるのかと。当然、市のトップであれば疑問を持たないといけません。よくテレビでぽつんと一軒家とか放送あっております。そういう方は有機肥料をつくって自然栽培をされる肥料づくりをしておられるのはわかります。専業農家としている人が山の中にわざわざ持ってきてそれが採算あうのかあわないのか本人の考えでいいんですけど、我々も農業家の息子として育ておる。中学校時代までは家の庭先で堆肥作りを手伝ったことがあります。ちゃんと囲いをしてあらくず、牛糞、おがくず、落ち葉とか重ねてつくるわけです。こういう状態を肥料とかそういう目的のためにしている状態に見えないでしょ。見える感覚は人によって違いますけれども、私はそういうふうに見えない。私も畑でカライモとかカボチャを作っているから、2月半ばにカライモの苗床をつくりました。100本、200本だったら買ってでもいいけれども、何千本も植えるからカライモの苗でも一緒なんです発酵させて。その辺にカライモ乗せて苗が芽が出るのを積んでカライモを植えるわけですけども、昔のやり方でまだ一緒です。そういう状態の中で肥料の三要素もないのに肥料をつくと答弁されること自身おかしい。植物には果物、野菜、根に入るもの、実がなるもの、チッ素、リン酸、カリウムで使い分けなければならない。そういうものが今現在はいっぱい肥料の種類があるわけです。適用した肥料が。スイカには何を使うとか。みな売ってます。そういう世界でああいう不便なところで堆肥をつくること自体ちょっと一般市民の方も見に行かれて納得いかないということなんです。三要素も知らないということ、今日聞いてびっくりしたけど。おかしいよ。昔だったらそういった堆肥作りの意味もわかる。今の世の中で無駄な時間をして、それだけ有機肥料を使って、あるいは無農薬ですると、化学肥料を使ってませんと売ることそれはいいいことだと思うんですけど、その辺の一貫性がないから、ちょっと部長に尋ねた。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 少し述べさせていただきます。

チッ素、リン酸、カリウムがすぐに思い浮かばなかったんですけども、生ごみを堆肥として使うのは、例えば、家庭用ごみをコンポストに入れてつくったりします。我が家でもうちの母がコンポストに食べくずとかを入れております。野菜が大量とおっしゃいますけれども、家庭菜園ならそんなに出ないのかなと思いますけれども、生産者だからこそ大量に出るだろうし、出荷に向かないという判断で食べられるものも食べこなさんという状況もあるのかなと。横島町に住んでおりますけれども、トマト農家とかイチゴ農家とかありまして、出荷できないものの処分というのは同じようにというか、もうちょっときれいにされているのかなと、処分して肥料の材料の一部、中にはチッ素とか混ざっているのかなと思いますけれども、写真とかも見せていただいたので、環境の視点というのをちょっとお願いしたところこの質問があったので私も現地に行きました。そうしたらきちんと見えないように穴を掘った中に野菜があって、その上にブルーシートをかぶせてあって、非常に管理はよくされているなど、そういうお知らせがあったので本人さんも見た目が悪いのはいけないのかなということで判断されたのかなと思います。私が見に行ったのは3月1日でしたけれども、きちんとされておったと、何ら問題はないのかなと、私としては思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 部長の答弁は非常に理解し難い。部長は現場を見に行かれたのは、打合せの時に私が聞いたですよね「行ったか」と、部長であったら1回ぐらい見に行ったのかと言って行かれたわけでしょう。それぐらい行政のトップとして感覚がないのかなと思うんです。あれを見ても我々が見てとても管理している状態には見えない。だから本人さんが肥料をつくるためだと言われればそれでいいわけだから。だからその上、肥料はどのような物をつくるんですかという質問ぐらいしたほうがいいんじゃないか。その質問もできないのか。どういう成分の肥料をつくるのか。その肥料はどのようなものにやるのかとか。答弁は知らないから、よくその辺のことは冷静に考えて、答弁の内容見ますと、何かつくった言い訳にしか聞こえない私には。あなたの何十倍と世間を経験してきているんだから、それだけ一言言っておきます。

次に移ります。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 続きまして、玉名市の著しい人口減少対策はということにしております。

私はいつも市民課長にお願いして、毎月ではないですけど月末、令和4年の1月末の

人口調査をいたしました。1市3町合併いたしましたので、16年たったんですかね。1月末の人口の減少が9,027人、合併してから9,027人減っているんです。参考のために各市町村を申し上げますと、旧玉名市が5,043人、旧岱明町が1,163人、旧横島町が1,085人、旧天水町が1,436人という数字になります。これをパーセンテージで言いますと、旧玉名市が11.1%、旧岱明町が10%、旧横島町が19%、旧天水町が20.3%のパーセンテージになります。先日、1月26日の新聞を見ますと、人吉市全域が過疎に指定されました。新聞に載っています。玉名市、菊池市、氷川町の一部が過疎という指定になっています。これだけの人口減少を見ると非常に私も心配しまして、いろんな資料を見て、あるところの資料を調達したわけですが、千葉県流山市というところ、人口が、平成29年3月が18万945人だったんです。これが毎年5,000人ずつぐらい増えている。令和4年1月末が20万5,210人になっています。これを全国の人口増加率の順番からいいますと、千葉県流山市が14.7%、次が、福岡県福津市が14.2%、次が、沖縄が2か所入りまして、また、千葉県の印西、福岡がまた2か所入りまして10.4%、8.6%、埼玉、北海道が1つは入っています。また、沖縄が10番目に入っています。全部で300ぐらいの市町村が人口が増加している。藏原市長が市長になられまして今、2期目、ちょうど5年目ですかね。いろんな対策を精いっぱいやっておられますけれども、この人口の減少率があまりにもひどすぎる。藏原市長の10年ビジョンの何とかスローガンに笑顔で人を呼び込むというようなことも載っておりますけれども、どういうことをして笑顔をつくるのが基本であって、笑顔に市民をするのにどういう政策が必要なのかということにちょっと疑問を持ちましたので、今回の質問といたしました。いいあれがあればちょっと発表のほどお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の玉名市の著しい人口減少についてお答えします。

まず、本市の人口についてですが、令和2年実施されました国勢調査の結果では6万4,292人でした。地域ごとの内訳としましては、玉名地域が4万727人、岱明地域が1万3,163人、横島地域が4,822人、天水地域が5,580人です。前回の平成27年に実施されました結果と比べまして、5年間で2,490人減少し、また、合併時の平成17年の同調査と比べ7,559人減少しており、様々な施策を展開しながらも人口減少が続いていることに対して重く受けとめているところでございます。

今後、人口増加を目指すためには活力ある地域社会を実現することが求められます。

そのための事業展開として、まず、市内の若手経営者が新たなビジネスを開拓する未来創造塾では、若手経営者などが自らの本業を生かし、地域課題の解決を目指すことで、地域内の新しいビジネスを開拓し、雇用を生み出す取組を行なっております。このことで、地域の特性に応じた稼ぐ地域の実現を目指します。また、高校生や大学生が玉名に住みたい、住み続けたいという希望を実現するため、玉名未来づくり研究所では、市内の経営者と交流し、人となりを知る取組を行なっております。そのほか、地域産業で人手などが不足している分野に都市部の仕事をしたまま、兼業や副業を推進し、移住を促すジョブケーション事業を行なっております。さらに、若い女性をターゲットに結婚、出産、子育てが安心してできる取組として、子育て中の女性が多様な働き方を実現できるよう、自らの特技を生かし、新しく事業を起こすことを推進する取組を日本政策金融公庫と合同で実施する予定でございます。そのほか、人口増の要因としまして、外国人労働者などの件がございます。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人労働者などの入国が制限されているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の収束後はその増加が見込まれます。外国人労働者などは、本市の人口対策と事業担い手としての役割を担っているため、継続した受入れのため多文化共生に力を入れた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 今朝の熊本日日新聞に載っていましたが、山都町に移住促進に成果として過去6年間で106件空き家が解消したと。人口減少を少しでも抑えるために移住・定住は欠かせない市の政策、施策だということだと思っております。玉名市の空き家はたくさんあると思うんですけども、その空き家対策をうたいだしてからどれくらいのができていますか。定住促進できたのか。ちょっとその辺参考のために伺います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

正確な数字は持っておりませんが、移住定住促進事業が平成23度から、促進事業補助金の支出が平成23年度から事業の取組を行なっております。令和2年度末までにそれを利用された方が1,430名ほどいらっしゃったと記憶しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 人数的には1,430名と言われましたけれども、それが少しでもプラスに、転入がプラスになることはなっていないです、マイナスです。転出よりも転入がマイナスです。私もいろいろ気になりまして、先ほど申し上げました千葉県流

山市のことをいろいろ資料を取り寄せていただいて、現地に直接コロナ関係で調査にも行けませんでしたけれども、書類上だけで見えますと、その流山市はどんなスローガンを立てているかという「母になるなら流山市、父になるなら流山市」要するに子育てに主眼を置いた政策を具体的に計画してあるんです。うたい文句は玉名市も夢を持ってきれいな事ですけれども、具体的に成果を見れることをしていかないとイケないです。先ほど言いましたように5年間で2万5,000人増えた。それまでの基礎固めもあったと思うんです。流山市がどういうことを最初に手がけたかという、入札制度の改革をして、まずは経費を浮かした。それを子育てに全部使って、そうしたら子どもに対する転入者が増えて、税収がまた何億円と上がった。それをまた、全面的にずっと子育てするほうに投資してきたわけです。だからそれだけの人口が増える基礎ができたと思います。いろいろ見えますと、先ほど言いましたキャッチフレーズのもとに住み続ける価値のある市をつくっていくんだと、そのためにはこういうことをするんだと具体的にうたってあります。こういうふうに市民、あるいは外部に市外の方たちに心に響く、心に響くということはやはりその人たちのためになることですよね。玉名市にもやっぱり眠っている市有財産が大分あると思うんです。そういうところを市が宅地開発したり分譲したり、市外から来る人に優遇的にするとか、配布するとか、あげるとか、無償であげてもいいですよ、眠っていても何も税収にならない。定住があればそこに市民税もあるだろうし、地方交付税はやはり人口によってある程度の左右もあるかと思えますし、ぜひ、そういった具体的なことをもっとうたってもらいたいなど、私の個人的でありますけれども、十何件の土地分譲して四十何人定住促進しました。市外から来る人も4割、市内の人がそこに家を建てる6割、しかし、市内の人であっても家を建てた以上は簡単にはよそに出ていかない。それも定住の政策の一つではないかと思う。市であれば、もっと大胆なことができると思うんです。だから藏原市長にちょっと一言、その辺のことを市長の日ごろの思いを数字的なことではないですから、思いをちょっと聞かせていただけたら、この一般質問のあれはあったかなと思いますので、ぜひ、市長一言お願いします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

今回、本市も過疎地域の指定を一部受けることとなりましたけれども、この人口減少に関する問題は非常に重く受け止めております。その中で、流山市の参考事例としてお話をいただきました。私も把握しておりますのが子育て支援策、その政策というものが非常に優れているということをお聞きしておりますし、ただ、それだけではなくて、筑波エクスプレスの開通によって交通の利便性が格段に向上したこと、それにあわせて大型ショッピングセンターが進出したことによって大勢の方々が移住定住をされるように

なったというふうにお聞きしております。玉名市も身の丈に合った形で移住定住を促進していかねばならないというふうに思っておりますけれども、流山市同様子育て支援策、しっかりと充実をさせていきながら、そして今進めております民間の活力導入による産業団地の整備をしっかりとやり遂げていただいて、雇用の創出を図っていくこと、それにあわせて新玉名駅周辺の整備、これはショッピングセンターの進出を誘導しておりますので、そこも含めてしっかりと住宅もあわせて中で、先ほど議員も御協力をいただいている旨のお話をいただきましたけれども、住宅の確保というものもしっかりと合わせ技でやっていきながら、しっかりと人口減少に歯止めをかけていく、これを何とかやり遂げていきたいというふうに思っておりますので、どうか議員の御理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 藏原市長の答弁をいただきまして、非常にありがとうございます。

決して我々は、私は藏原市長の政策に反対するわけではないんです。いい政策であれば我々も藏原市長よりも倍の人生経験をしております私は。だからいいことであれば当然積極的に賛成します。藏原市長思い切ってダンとしたらどうですか。思い切っていいですよ5年目で。

スーパーのなんか調整というような話聞きましたけど、購買力が非常に乏しいところに大型スーパーが来る、来ないは別として、まず、そういった少子化対策して、子ども、若い人たちを増やすというのがまずは第一ではないかなと、そうしたらスーパーもまた大きなスーパーも来ると思います。長年私も幼稚園とか、保育園とか、10倍、20倍ぐらい増えたらいいです整備して、ますます地域の活性化につながる。ぜひ、市長にそういった前向きの答弁をいただきまして安心といたしますか、頑張ってもらわなければいかんという気持ちだけ伝えといて、頑張ってください、市長。

これで質問終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） こんにちは。6番、自友クラブ、山下桂造です。

通告に沿って一般質問を行ないます。まず最初に、公共工事の入札について。公共工事の入札には、一般競争入札と指名競争入札があります。広報たまなに入札結果が出ていますが、指名業者と書いてあるので、指名入札が行なわれていることがわかります。市民より熊本市では、一般競争入札が普通であり、落札率も90%を下回り、残った予算を市民が困っているところの公共工事に充てることができる。ぜひ、一般競争入札にとの声があります。玉名市としてもこれまでの経緯や入札における考えや地域の事情などもあり、指名競争入札になっていると思いますが、市の入札における考えを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 山下議員御質問の公共工事の入札についてお答えいたします。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法第234条第1項に一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は競り売りの方法により締結するものと規定されております。一般競争入札は、公告によって不特定多数者を募集し、入札によって申込書を競争させるもので、その申込者のうち予定価格以下で最も低い金額で応札した者と契約を締結する方式であります。一方、指名競争入札は、あらかじめ発注者が入札に参加する者を指名し、指名された者のみが入札に参加でき、その中から予定価格以下で最も低い金額で応札した者と契約を締結する方式です。

現在、本市では特殊な工事を除き地元企業で受注できる工事は地元企業による指名競争入札を行なっております。その理由といたしまして、地元企業は災害などが発生した場合には、迅速に現場に赴き復旧活動を行なうなど、地域と密接につながっておられること、また、雇用の創出や地域経済の活性化にも寄与されていることなどもあり、地場企業育成の観点から地元企業による指名競争入札を行なっているところです。その指名については、副市長を会長とする玉名市工事指名等審査会において、公平、公正に審議し行なっております。一般競争入札のほうが指名競争入札より落札価格が下がるのではないかとの御指摘ですが、確かに多くの参加者で入札を行なったほうが、競争性が確保され、落札価格も下がる可能性があります。しかしながら、先に申しましたとおり、雇用促進、地域経済の活性化、地場企業の育成などの観点から、今後も地元企業を優先し、指名競争入札を行なってまいりたいと考えております。ただし、それと並行しまして、よりよい入札方式の研究なども行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） よりよい入札方式を検討すると言っていたいただきましたので、さらにいいことになるよう、どうかよろしく願います。

また、もう少し私も勉強した後で、またいろいろ伺いたいと思っています。
では、次にいきます。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) 2番、市道路側帯の白線について。玉名市内を回っていると路側帯の白線が見えなくなっているところが多く見受けられます。路側帯の白線の外側は、人や自転車が通るところという規定があり、車は白線の内側を通行しなくてはなりません。その白線が消えていることによって、歩行者の安全確保が失われているのではないかと考えます。現在、玉名市内を回っていると交通量の多い道路に沿って住宅が増えており、子どもも増えているところが多々あります。そのようなところにおいてもともとあった白線が消えていて、道路の安全が保たれておりません。また、白線が消えていることにより道路の端がわからずに、思わずはっとすることがあり、運転者の安全ということでも大切なものとなっております。道路の白線について、玉名市としてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○議長(近松恵美子さん) 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長(片山敬治君) 議員御質問の市道路側帯の白線についてお答えいたします。

まず、本市が管理している道路は市内全体に広がっており、その延長は846キロメートルにも及んでいます。本市では、この膨大な延長の市道に対して、市民の皆様が安全に通行できるよう限られた予算と人員を最大限活用し、日々の維持管理に励んでおります。一方、全国的にも高度成長期に整備された道路などの社会インフラが更新の時期を迎え老朽化しているにもかかわらず、少子高齢化による税収減や社会福祉費の増大により老朽化対策が遅れており大きな問題となっております。この全体的な問題と同様に、本市の市道においても老朽化対策が問題となっております。その中で、議員御質問の市道路側帯の白線についての、白線が消えかかっているところについてですが、これまでは、舗装路のやり替え工事や修繕に併せて白線の引き直しを行なっておりました。また、通学路につきましても警察、教育機関、道路管理者などで実施する合同点検で確認し合い危険箇所の解消に努めております。しかしながら、全てを解消するには至っておらず、表示が消えている箇所があることも認識しております。そこで、今後も業務委託をしている道路パトロールなどで白線の点検を行なうなど、現状把握を充実させ、優先する要件を整理して速やかに復旧できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(近松恵美子さん) 山下桂造君。

○6番(山下桂造君) 現状把握をまた道路パトロールでされていくということだったんですが、これは市役所に職員いっぱいいますので、皆さん通っているところで気づくと

ころもいっぱいあると思うので、そういうのがもっと吸い上がるともっと早く動くんではないかと前から思っておりましたので、どうかよろしく願いいたします。

なにぶん、白線非常に危ない場所がいっぱいあると思います。市としても努力をされるということでもありますので、何とか、本当危ないところは優先的でも予算をつけていただいでやっていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) 3、在来線玉名駅のトイレや待合室について。玉名駅の外部トイレが使用できなくなっています。理由はトイレの天井が落ちる可能性があるということで、使用不能にしたものです。JR九州に、駅員さんに尋ねましたところ修理の予定はない、しないということでありました。玉名駅をよく利用し、トイレをよく利用していた者としては不便を感じております。また、玉名駅にあるトイレを当てにしてきたもの使用できなくなっていることで困った人も実際にいるのも私自身確認しております。さて、ここで玉名駅のトイレについて、待合室と一体化した運営を玉名市としてぜひ、行なうべきだと考えております。現在のJRの利用状況は、コロナウイルスの影響とはいえ、とても以前とは比べものにならないものということはわかります。また、ローカル線の駅でしかなくなりました。しかしながら、玉名の入り口であることに変わりはありません。玉名の入り口である玉名駅の整備は絶対に必要なものと考えます。駅のトイレをただの公衆トイレという扱いでは駄目だと考えています。待合室を含めた上で、人が集まる場所への変化を求めます。コロナウイルスの影響により、玉名の花火大会もできない状況が続いています。花火大会が再開できることを願っておりますが、再開した場合、多くの方が玉名駅を利用することは間違いありません。また、音楽の都という取組も今後加速していくことと思います。このような状況の中、玉名駅はやっぱり玉名の玄関口なのです。ですから、人が集える場所としての価値を高めておく必要があります。市民の笑顔が人を呼び込むまち、が玉名市が目指すまちではありませんか。そうであるならば、まず、玉名市の入り口としての玉名駅のトイレや待合室をよりよくしていくことは、玉名市民の笑顔が増えることになります。NHKで駅ピアノの番組があります。玉東町には駅ピアノがあります。玉名市も駅ピアノがあってもいいのではないかと。多くの方が自由に触れることができるピアノがあると、またおもしろいなと思います。また、玉名駅は乗合タクシーとバスの連絡場所にもなっています。人が待ちあう場所として、もっとよりよい場所になってほしいと願っています。

以上のことから、玉名市の玄関である玉名駅のトイレや待合室に関する市の考えを質問いたします。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の在来線玉名駅のトイレや待合室ということでお答えしたいと思います。

先ほど議員から細かく御提案をいただきまして、今後進めていくうえで、一つの検討する材料としてやっていきたいと考えております。その上で、現状について答弁させていただきます。

まずは、玉名駅の改札の外のトイレの件につきましてですけれども、議員も御承知のとおりのことです。重複した答弁になりますけれども御容赦ください。昨年8月の豪雨の影響で駅舎の屋根部分が損傷し、安全のため8月17日から使用中止とされております。JR九州としましては、駅利用者のトイレは構内に設置しているため、改札の外のトイレは修繕しないとの方針から、現在閉鎖されております。

次に、玉名駅の待合室についてですけれども、現在はベンチと飲料用自動販売機が設置されている状況です。一方、市では、昨年度実施した玉名未来づくり研究所の中で、玉名駅や駅周辺の活性化策を高校生から提案されることを機に、JR九州と駅の魅力づくりの検討を開始しました。まずは、提案の実現のため、高校生自らが待合室の軽微な改修を行ない、駅の利用促進に取り組みますので、市としましてはその取組を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 本当また、花火大会など駅を利用するときに本当に困るという状況になると思いますので、そのときはまた対応されると思いますけれども、どうか本当、みんながより集まるような駅づくりをお願いしたいと思います。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） では、4番目いきます。新規介護保険第1号被保険者への通知について。介護保険は65歳の誕生日から第1号被保険者になります。そのため市役所から65歳の誕生日に次のような連絡が郵送で届けられるということです。「あなたは当月誕生日を迎えましたので、第1号被保険者になります。つきましては、年金天引きが開始されるまで保険料を支払ってください。支払いは翌月です。」と伝えられる。このことについて、市役所としてお役所仕事ではないかという連絡がありました。市民からの話は次のようなことでした。一般の社会では、支払いの義務が生じるということについて、誕生日からその義務が発生するとしたら、少なくとも前の月には連絡すべきではないか。それが一般社会の常識である。支払いが始まるとするならば、それなりの準備も市民には必要です。実際、このことで市役所に電話をされたそうですが、一般の社会で普通に行なわれていることが通じなかったということを言われました。また、その

方の御友人は一月前に同じことがあったそうで、憤りを感じているがすぐに支払ったということも言われていました。この通知は一生に一度しかないことなので、多くの人が憤りを感じたとしても市役所への連絡などなかったのではないかと考えます。その中で、このことを伝えてくださった人がいたということは感謝すべきことと考えます。この思いを大切に、よりよい連絡の方法等を考えてくださることを願い、市役所としてどのように取り組まれるのかを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の新規介護保険第1号被保険者への通知についてお答えいたします。

介護保険の資格取得でございますけれども、医療保険加入者が40歳の誕生日の前日に資格を取得し、40歳から64歳までが第2号被保険者となります。さらに、65歳の誕生日の前日に第2号被保険者から第1号被保険者となり、本市から介護保険被保険者証を交付いたします。第2号被保険者は加入している医療保険から介護保険料を納め、第1号被保険者は65歳になった時点から市町村が賦課を行ない、介護保険料を納めていただいております。65歳到達の被保険者につきましては、到達月の月末までに介護保険被保険者証を交付することとなっているため、本市では、到達月の15日に介護保険被保険者証第1号被保険者の保険料等についての説明文及び介護保険制度について的小冊子を送付しております。また、介護保険料の納付書につきましては、翌月の10日に介護保険料納入通知書、納付書、介護保険料の納付方法の説明文及び介護保険料についてのリーフレットを送付して納付をお願いしている状況でございます。

現在、65歳以上の介護保険料について、玉名市ホームページや広報に掲載しておりますが、65歳からは保険料の納め方が変わることを市民の方がわかりやすいよう見直しを図り周知してまいりたいと思います。

議員御指摘の65歳到達者への通知の時期につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 私自身も市民から話があって、そして市役所から確認して、また、市民のほうにお話ししたときに、私自身も足りなかったなと思ったんです。お金の問題というのはそれだけ大事だと、来月から払うんだよというときに、きたらすぐ払えというふうにその方、捉えられていて、普通だったら支払いが生じる前の月にはいろんな連絡が来ているはずだと、そこところが一番引っかかっているというふうなことを言われていました。ただ、仕組みについてこの間教えてもらったんですけれども、介護保険

証がいけないといけないということもあって、ちょっと難しいんだと、そこでよりよい方法を模索しているということで、検討してくださっているということも伺っています。ただ、これ本当に周知が大切というのと、広報見てもわからない人がいっぱいいるだろうと、なるべく多くの方が満足する形になるように、ぜひともお願いしたいと思います。すごく難しい点があるかもしれませんが、この方が市のほうにちゃんと言われたということで、多分動かれていると思うんですけども、一生に一度しかないことなので、私も体験したわけではないですから、やっぱりちゃんと現場のほうでこういう文書を出すということはどういうことなのかと、今回だけの話ではないけれども、よくよく考えた上でやってく必要があるんだなと思っています。どうかよりよい方法になるように御検討をお願いいたします。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) では、5番目の質問に移ります。市民と職員の関わり方と課内の伝達及び意思決定についてということでお尋ねいたします。

今まで何度もあったんですけども、市役所にお話をしていくが、その後全く返事がないという話をよく聞いていました。私も市役所職員の方に要望があった人には連絡をしてくださるようお願いをしています。3年前に市役所の方に現場を見てもらってすぐしますという返事もらったものの、この3年間何の連絡もなく仕方がないので、公的な場所だけでも私費を出して修理をしたというお話をついこの間伺いました。また、市民の困りごとを改善できないかとお申ししたら幾つかの課を回された後に担当者から断られてしまったことがありました。それで私としてもどうにかならないかと考え、相談に行ったところ、すぐにしてもらうことができました。このことから相談を受けた、これは市役所の職員の方が上司に相談しておればできたことではないかというふうに考えました。それぞれの市役所の担当の人は、多くの問題を抱えて日々仕事をされていると思います。市役所の仕事は市民の困りごとを聞いて、できることはすぐにやり、すぐにできないことはできないことを伝えるということが大切だと思います。また、担当の人も1人で判断するということなく、上司への相談があれば解決できることもあるということを知りました。市民の笑顔が人を呼び込むということのためには、市民への対応をよりよくしていくことがとても大切なことだと思います。課内での情報共有や相談がもっとできるような環境も必要ではないかと切に考えました。

私が議員になってから対応を素早く行なってくださった担当課もあります。道路の安全についてでした。市民からの要望が2件あり、相談に行ったところ、道路通行上危険な場所だからということで、どちらも1週間ほどで処理までしてくださいました。市民はとても喜んでおります。市民の安全ということで素早い動きをしていただいたことに感謝いたします。予算の制限などもありすぐにできることと、計画的に行なわなくては

ならないことなどあると思いますが、まずは今年は駄目でも来年にはなどというお話を市民にできるようにしていただけるようになることをお願いします。このようなことがありましたので、市役所として市民への対応について、どのようにされていくかを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

市民への対応につきましては、これまで市民に寄り添い丁寧にわかりやすい説明をそして正確な情報提供、検討結果の伝達はもとより、市民が話しやすい雰囲気づくりに努めているところでございますが、一部、今議員がおっしゃったように御不満であるとか、誤解を招くような対応があったことも認識しております。今後につきましてもよりよい市民サービスの提供を図るために、市民の声を真摯に受け止める職員意識の徹底、問合せ等に対する対応、そして各課、各部を超えた部局連携というようなことで連携強化、年間で実施しております職員研修もございますけれども、日ごろの職場内における職務等を通じた育成及び指導を引き続き行ないながら、職員の人材育成ということに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 知ってる市民に話しますと、どうしてもやっぱり市役所の対応が悪いというのが一番に上がってくるのが、本当に多いんです。私もいろんな人と話しながらそんなことはないのにな、残念だなと思うところもあります。やっぱり悪いところはすごく目立つというのがありますので、玉名市民がいっぱい集まるような形になるように、もっとなっていけばいいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、市役所の今、課を超えたこともということを書いていただいたんですけども、要望でお話ししたいことがあるので、お話しさせてください。

平成19年に玉名平野の排水計画というものができあがっております。この計画書があるということは、元議員から話を聞いていて、それがどこに管理されているのか、持っているのかわからないという話をついこの間聞きました。それで農地のほうで持っているだろうと思い尋ねると、そういう計画書があることすら御存じないという状況でした。都市計画に行く担当の人がいて持っているということがわかり、計画は今、順次進められているということを知りました。ただ、この書類については、本来農地担当者の管理するものというようなお話を受けております。この事実により、長期計画について、市としても取り組み方を考えないといけないと思った次第です。15年前につくられた計画書が本来の担当のあるところでも認知されていないということに危機感を覚え

ました。長期計画の危うさを知ったこととなります。市役所では、定期的異動があり長期にわたってその課を担当するということがありません。このシステム自体が長期計画が知られなくなっていく仕組みだと考えます。つきましては、長期計画については、部署を超え、様々な部署と関わりを持つ担当者を長期間に勤めていただくような仕組みが必要だと考えます。ぜひ、御検討をお願いいたします。今までも様々な長期計画があったと思いますが、どのようになっているかというのもまた見ていただければありがたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、山下桂造君の質問は終わりました。

次に、1番 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） こんにちは。1番、自友クラブ、大野豊重です。

先月24日にロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始され、このような武力を背景とした一方的な現状変更はウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際違反であるとともに、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であって、断じて看過できません。私はこのことに対し、強く非難するとともに、ロシア軍の即時撤退、国際法の遵守を求めます。

一方で、先週は玉名市内で中高の卒業式が挙行されていました。私の娘も岱明中学校のほうで卒業式に出ましたけれども、その中で、生徒代表の答辞を聞いていて、生徒らはこのコロナ禍での2年間、できないことには目を向けず、できることに目を向けて頑張ってきた私生活をやり遂げてきたというふうなことを聞きまして、教職員の指導の成果や子どもらの成長を改めて肌で感じた瞬間でした。私、玉名市議に当選させていただいてから、2回目の一般質問にて登壇しておりますが、この5か月の間にいろんな市民の皆様の声伺いました。その声を反映し、本日の一般質問をしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ないます。日々、玉名市職員の皆様は市民のサービスの向上をはじめ、国や県との調整や教育福祉の充実、生活環境の整備など、多岐にわたり行政サービスの提供に尽力をいただいております。また、そういった中でも市民から寄せられる要望や意見が多数寄せられているであろうことは想像に難しくありません。それらの全てを聞き入れ、対処していくことに越したことはありませんが、現実的には、人、物、金の観点からも無理があります。大事なのはそれをどう扱うのが肝心な部分になろうかと思えます。

そこで質問です。要望や意見、苦情などは市民生活に直結するものが大多数を占めているかと思えます。現在、玉名市民がどのような事案の解決を望まれており、それらはどのようなものなのか、一つ一つお伺いしたいところですが、時間的にも執行部サイドにおかれましても煩雑となる部分がありますので、その中でも一番目につきやすい要望

が多いであろう土木工事や農地整備に関する道路の拡幅、新設、補修、整備などについて絞って伺いたいと思います。

まず、はじめに、市民からの要望や意見はどのように市長や行政窓口伝わっているのか。つまり市民の声を漏らさずにどのように聞いているのかということです。

次に、要望を受け付けてから対処や着手、クロージングまでの業務フローはどのようになっているのか。特殊事情もあつたりと共通の対処は少ないと思いますが、基本的なところで答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 大野議員御質問の市民からの要望や意見の対処の中のどのような流れで対処しているのかについてお答えいたします。

まず、市民からの要望や意見はどのように行政窓口伝わっているかについてですが、土木課が所管する公共施設の要望については、毎年、各行政区から多くの要望が提出されており、その多くは、各行政区長からの提出されている要望です。

次に、要望や意見や苦情などにはどのようなものがあるかについてですが、要望の内容は、舗装や側溝の整備及び道路の拡幅に関するもの、また、道路、水路、河川などの維持管理に関するものなど様々でございます。

要望を受け付けてから対処までの流れはどうなっているのかについてですが、区長などから御要望を受理後、現地確認を行ない予算措置が必要な内容であれば、次年度以降の予算で検討し、簡易的な補修、修繕などは直営または当初予算で対応するなど、その方針や時期などを電話や直接お会いして回答し、その後事業実施という流れになっております。各行政区から出された要望書については、その内容を市長に報告し、課内で協議の上、対応方針を決定しておりますが、緊急性があるものについては、安全確保のために直ちに対応するケースもございます。全ての要望に対し解決に至っているわけではございませんが、厳しい財政状況の中、限られた予算内で調査、調整を重ねながら優先する要件を整理し、要望の解決に向け努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

事案によっては、予算においても大なり小なりあるかと思いますが。当該年度の予算残で対応できるものから、予算を大きく確保するもの、国や県からの予算確保を必要とする案件、それらは複雑でかつ様々な事案に対し臨機応変に対応されていることかと思っております。12月の一瀬議員の一般質問において答弁がありましたが、ここ3年間の土木に関する事で寄せられた案件は、年間当たり八十数件から百件ほど、その進捗は4割

程度だったというふうに伺っております。今回は、併せて農地整備も事案の案件、そして進捗状況について伺わせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 大野議員御質問の年間当たりの要望数や残件数などについてお答えいたします。

年間当たりの要望件数については令和2年度で720件あり、そのうち完了件数は438件、未完了件数が282件、実施率は61%でございます。緊急性や必要性、公平性の観点から内容を慎重に検討し、要望の解決に向け努めておりますが、全ての要望に対しては解決には至っていないのが実情です。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 産業経済部所管の部分を私のほうから答弁させていただきます。

農地整備課に関しまして、年間当たりの要望件数は、令和2年度で165件あり、そのうち完了件数は132件、未完了件数33件で、実施率は80%でございます。また、要望内容につきましては、排水路や農道整備に関する要望が多く占めております。全ての事案の解決に至っておりませんが、緊急性や必要性等を判断した上で優先順位を決定し、要望の解決に努めております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ただいま答弁ありました要望件数が多いのか、少ないのかは判断が難しいところとは思いますが、大事なものはその残件だと思います。冒頭でも申しましたが、それら残件をどのように扱っていくのか、その部分が大事な部分になってくるかと思っております。では、その残件の扱いについて再質問させていただきます。

市民から要望された事案の初期対応として回答をどのように行なっているのか、すぐに回答できるものは当然なされていることかと思っておりますが、事案によっては調査や時間を要するもの、予算を必要とするものや時期や環境によっても大きく違ってくると思っております。そういった即時対応が難しい案件に対し、クロージングまでのステータス報告はどのようにされているのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 大野議員御質問の要望の回答や残件の進捗報告は適切に行なわれているのかについてお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、土木行政に対する要件は、毎年数多く寄せられており、限られた予算内での実施となりますので、工事着手に至るまでに数年かかることも現場立

会時には区長はじめ関係者の方々にお伝えしておりますが、その都度の進捗報告は行っていないのが現状です。今後、数年も取りかかれない要望に対しては、関係部局と協議しながら書面にて回答することも今後検討してまいります。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ただいま答弁ありました長期案件については、進捗報告が難しくなされていないということでした。その部分がちょっと今、かなり市民サービスの向上について、市民の皆さんが不安に思っているところでありまして、よく皆様御存じのとおりだと思うんですけども、自治区を代表している区長さんについては当然任期があって、短いところでは1期1年、もしくは1期2年程度だと聞いておりますけれども、今、一番要望されている事案をクローズするのが時間がかかる。そういったものが多い中で、当然区長さんの交代とか、職員の皆さんの人事異動というものも当然あります。また、長い時間を要することで、要望されていた地域の環境変化というのもあるかと思うんです。中には地権者がみな同意をして、いざ着手、5年、8年、10年たったときに、着手しようかとしたときにそこに家が建っていた、だからまた計画を変更しなければいけなくなったとか、そういう環境変化も当然あるかと思えます。だからこそ、半年とか1年に1度の進捗報告というのを今後検討されていくということですので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。また、その際に、もう1点お願ひ事になるんですが、事案名とか地域名でよく問合せをするケースがあると思うんですけども、それをできれば、多分庁内でも管理番号を起票して管理されているかと思えますので、できればその管理番号も合わせて要望者に対して回答していただければ質問の際だとか、担当職員がいなかった場合でもその管理番号で追求することができますので、より早い業務の効率につながるのではなかろうかなというふうに思っております。

世の中の流れは完全にデジタル化しておりまして、玉名市においても学校のほうではICT教育が行なわれております。また、現在のコロナ禍においてもオンライン対応などを鑑みるとデジタル化の推進を進めていくうえでも要望の見える化を推進していただきたいというふうに思っております。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） 今、拡大投影にありますとおり、これは富山県南砺市のホームページなんですけれども、これがホームページにどこまでできたか市民要望、これが公表されているんです。これは公表されているホームページのトップページなんですけれども、新着情報。この新着情報というのは、要件要望に対して変化があったときに、こういうのが今、新着で上がっていますよということ。それから要望の件数、そして地図上からオンライン上で検索がリアルタイムにできるようになっています。次、お願ひしま

す。

[拡大投影にて画像を示す]

- 1番（大野豊重君）　これがさらに詳細のページなんですけれども、市への要望件数が何件あって、意見が何件あった。そして県に何件要望した。国に何件要望した。これが年度ごとに集計されているデータとなります。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 1番（大野豊重君）　これがある一つの要望書案件をクリックすると各番号で管理されていて、その要望書の中を開くとステータスが書き込まれてあって、地図上には、例えば、道路であればどこからどこまで今計画に上がっている、要望しているのかというのがここには載ってしまっていて、要望書の中身が見られたり、市当局からの回答文も載せられております。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 1番（大野豊重君）　これが、対応状況の進捗を示すカテゴリー分けです。要望を受付けました。現場確認に行きました。対応中です。さらに対応中でも今、調査しています。協議しています。予算要求しています。工事中です。実施中です。それらとか対応完了しましたよ。この対応は取り下げますよというような細かいカテゴリー分けがされているんです。ということは、市民はこれを見て、非常にわかりやすいというふうに思いますので、どっちかというと先に自分が要望した事案が、先にやっていただけると当然うれしいかと思しますので、当然、先にやるという部分で、当然優先順位が出てくることかと思えますけれども、当然、安心安全が優先されるべきところなんですけれども、予算が大きく採択を左右するもの、執行部におかれましては、地域の偏りがないように優先順位をつけて進めておられるかと思えますけれども、では、その優先順位とは何なのか、誰が決裁をし、どのように優先順位をつけて事業の採択をしているのか。当然、緊急性が高い、安心安全のレベルの判断とか、利便性を高めるものだとか、様々なカテゴリー分けがされているかと思うんですけれども、改めてそのあたりを伺うことができればと思います。お願いします。

- 議長（近松恵美子さん）　建設部長　片山敬治君。

- 建設部長（片山敬治君）　大野議員御質問の事案の採択はどのようになっているのかについてお答えします。

優先順位についてですが、まず、補修など少額の費用で対応できるものであれば直営、もしくは当初予算の範囲内で当該年度に対応しております。

次に、予算措置が必要な要望につきましては、市道であれば交通量が多いか少ないか、舗装の老朽化が著しく危険かどうか、道路幅が狭く安全性を改善する必要があるかどうか、生活環境の悪化が深刻かどうかなどの様々な要件で優先度を判定し、課内協議の上

対応方針を決定しております。このように緊急性や必要性を考慮し、また、地域の偏りが無いよう、要望の内容を慎重に検討しながら適切な対応に心がけております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 数多い要望をしっかりと市民の声を聞いて、さらなる市民サービスの向上に努めていただけるものと期待しております。

最後に市長へ伺います。これまでの質疑でもありましたとおり、要望や意見の事実に対し、課題や残件も多くすぐに対処できるものではありませんが、市民としては時間をかけずに自分の要望をすぐに対処してほしいというのが人情ではないでしょうか。では、市長として、市民からの要望や意見をどのように考え、市政へと反映されていくのか伺わせてください。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民の皆様からの御要望というものは、今、話がありました建設部、産業経済部にかかわらず、全ての関係部局において様々な要望が数多く上がってきております。先ほど建設部長、また、産業経済部長の答弁でもありましたけれども、そういった御要望に対して緊急性や公共性、そして公平性を見極めて優先する要件を整理した上で、市政へしっかりと反映していきたいと考えております。そしてこれからも全ての市民の皆様が笑顔で暮らせる、そして、市民の笑顔が人を呼び込むまち玉名の実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ありがとうございます。

私も議員として、市民と会話をしながら現場に足を運び、しっかりと市民の声を聞いて活動していきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 令和2年から新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まって2年余りがたち、昨年秋以降は感染状況が落ち着いておりましたけれども、年末からオミクロン株の拡大により、懸念されていた第6波が到来し、熊本県においても2月は1,000人を超えるなど、今もなお600人越えとなっているのは御承知のとおりだと思います。また、これまでにはパンデミックが始まった2年前の春、全国的に学校の休校措置が取られたことは記憶に新しいことかと思っております。同じように玉名市においても今年に入ってから、感染者数も急激に増加し、学校の休校や学級閉鎖の措置が取られております。いつ収束するのかわからない、未知数に包まれた新型コロナウイルス、

市当局におかれましては、国や県と連携を取りながら、注意喚起やワクチン接種、経済対策や市民生活支援、施設の利用制限など、様々な感染症予防対策を多岐にわたり講じられてきたかと思えます。その中で、予防措置と教育の部分について、これまでの2年間の対応がどのようなものであったのか、特化して伺います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問のこれまでの2年間ではどのような対応を行ってきたかについて健康福祉部に関連する代表的な取組といたしまして3点挙げさせていただきます。

まず、1点目は、新型コロナウイルス等感染症対策会議でございます。この会議は、令和2年2月10日の新型コロナウイルス感染対策連絡会議から始まり、情報の共有と体制の確認を取ったところでございます。そして同月20日には、新型コロナウイルス感染対策本部を設置し、コロナ対策を協議してきたところでございます。その後は、熊本県内、玉名市内において感染症が発生した場合または感染拡大の状況にある場合の対策を協議するため随時会議を開催し、情報収集、情報共有、感染拡大予防対策の市民への周知、公共施設の対応の在り方などを協議し、これまで80回の会議を重ねてきたところでございます。

次に、2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種でございます。これは発症を予防し、重症者及び死亡者の発生をできる限り減らすことを目的として行なうものでございまして、予防接種法に位置づけられた全国的に実施しているものでございます。本市におきましては、1、2回目の接種を個別接種と集団接種の接種体制のもと、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設入居者や在宅高齢者から接種優先順位を定め、実施してきたところでございます。現在は、3回目の追加接種を実施しており、まもなく5歳から11歳までの小児接種を1市4町共同で実施していく計画でございます。

次に、3点目は、保育所などの保育施設に対しての取組でございます。保育施設は、社会機能の継続のために事業の継続を強く求められるため、新型コロナウイルスの感染予防や感染による影響をできる限り軽減するためなどの対応を積極的に行なってきたところでございます。具体的には、保育園等における感染拡大を防止する観点から、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業により、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行なうとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援いたしました。また、感染拡大防止を目的とする市の要請に応じて、保育園等の登園を自粛した3歳児未満クラスの保育料の減免措置や保育施設に就労する保育士等の職員が新型コロナワクチンを優先的に接種できるよう配慮したことなどが挙げられます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の新型コロナウイルス感染症に対するこれまで2年間の対応について、教育部に関連する事柄にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月から5月までの期間全国一斉の臨時休校となりました。休校期間中は、学級担任が児童生徒に電話連絡をしたり、家庭訪問をしたりして規則正しい生活をしながら計画的に学習に取り組むように対応してきましたが、約3か月にわたり休校が続いたことで、一部の児童生徒には生活リズムや学習リズムの崩れが見られました。心配された児童生徒の学力保障については、夏休みの短縮や学校行事の精選などを行なうことで、本来必要とされる授業時間の確保をできるように努め、授業においても学習の内容をより精選し、メリハリをつけながら進めてまいりました。また、昨年9月に新型コロナウイルスの感染が広がりを見せた第5波の時には、子どもたちを学校へ登校させることに不安を感じておられる保護者への対応として、希望される家庭には、教室からの一方通行ではありますが、オンラインによる授業配信を行ない、家庭で授業を視聴できる取組を行ないました。この取組では、登校する児童生徒の人数を減らし、密の状態を回避した上で、授業を継続していくことができましたが、オンラインでの授業配信には、どうしても限界があることが改めてわかりました。例えば、子どもたちが理解できているか確認することが疎かになったり、仮にできたとしても時間、手間がかかったりします。従来どおりの教室での対面による授業と同じようには進められないので、やはり感染症対策をこれまでどおり徹底、継続し、学校での授業ができるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

特に最後の教育部長からのオンライン授業といったところで、2年前は全国一斉休校から比べると、随分この2年間で我々も勉強してきた部分もあって、それなりの対応をされてきているのではなかろうかというふうにも感じますし、また、コロナに関してはまだまだ全世界においても未知数なものがあることは御承知のとおりであって、手探り状態の中で対応を強いられながらも市民生活やその安定、そして社会、経済活動の持続に全庁を挙げて取り組まれてきたことに感謝をしたいと思います。

では、これまでの2年間の今、答弁がいろいろありましたけれども、その2年間を振り返った場合に、当初は見えなかったけれども、見えてきたケースというのでも幾つかあるかと思っておりますので、それらの課題を生かして、3年目の対応をお願いすることにな

りますが、この2年間見えてきた課題というものはどのようなものがあったのか伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の2年間の課題、反省すべき点ということでお答えさせていただきます。

これまでの感染対策は、そのときどきの国や県が示す方針を参考に対応してきました。まず、令和2年に九州内で初めて感染が確認されたことにより、イベント開催の中止、緊急事態宣言の発出による公共施設の臨時休館など、玉名市内において感染または感染拡大につながらないようにするために早期の判断を行なってきたところでございます。しかしながら、今では感染防止対策の徹底のもと、市内の方が利用できるように一部利用制限にとどめるような対応の在り方への模索も行なってまいりました。

新型コロナウイルスワクチン接種におきましては、まず、接種予約に関しまして、コールセンターへの電話予約が殺到し、なかなかつながらなかった点、有料ナビダイヤルの設定など、住民に負担を与えてしまった点、接種体制につきましては、国からのワクチン供給が減少したことで、全国的とはいえども本市におきましてもワクチン接種の予約が取りづらくなり、接種規模を縮小するなどの見直しを行なう状態に陥った点など反省すべき点がございました。

保育施設におきまして、保護者が就労や病気などの理由で子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育するための児童福祉施設であるため、例えば数日間であっても閉園やクラス閉鎖をする事態にならぬよう、関係者と一体となって協力し努力してまいりました。しかし、残念ながら陽性者が発生するなどした際、園やクラスを通常どおり開いていくことが感染拡大の助長になってしまうと不本意ながら最低限必要な期間において閉園やクラス閉鎖した点もございます。

今後の反省点といたしましては、関係者の連携や協力をさらに深め、感染や感染拡大を抑制するための対策をこれまで以上に、さらに徹底して履行していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

数々の判断をしなければいけなかったといったところで、当然、国とか県からの通達事項だとか、先ほどおっしゃられましたワクチン接種に関しても供給量の不足であったりだとか、それは致し方ないと思いますけれども、ただ、市として数々の状況にあわせて臨機応変な対応をしていただいたことについて、本当にありがたく感じております。

当然答弁いただいた課題のほかにもすぐに対応が難しいことだとか、様々あるかと

思うんですけども、私も可能な限り課題解決に向けて取組をしていきたいと思っています。

次に気になる部分として、やはりコロナ禍においての市民の声がどういうものであったのか、この2年間市民からの相談とか、問合せが数多くあったかと思います。当然ながら全庁的にもすぐに案内できる部分があったり、対応が難しいものまであったかと思いますが、把握できている部分で構いませんので、大雑把でよろしいので、どういうものがあったのか伺わせていただければと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の市民からの相談についてお答えいたします。

相談等件数を取りまとめているものを幾つか取り上げるならば、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮された世帯に対し貸付けを行なう総合支援資金等の相談件数は、約1,300件となっております。また、新型コロナウイルス感染症に係る税制上の対応といたしましては、税の納期限を延長させる徴収猶予の対応を行なった件数が令和2年度で67件、本年度に7件の徴収猶予を行なっております。税額の減免に関しましては、国民健康保険税におきまして、令和2年度に65件、本年度に23件、固定資産税及び都市計画税において本年度に161件の減免を行なっているとございます。なお、相談件数のとりまとめまでには至っておりませんが、発熱症状など、コロナ感染症が疑われる際の対応や問合せ先のお知らせ、市の施設の閉館や利用制限、雇用の雇い止めなど、市民から市役所に相談が寄せられており対応してきたところございます。

以上ございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、相談件数だとか非常に多いのかな。これは当然なことであって、ただこの今、御答弁いただいた数字が全てというものではないかと思うんです。相談の仕方がわからなかったりだとか、相談してもあまり先に進まないからなとか、そういう市民も当然あるかと思いますが、氷山の一角であろうことは想像できるんですけども、ここまでの質問でしっかりとした対応に取り組まれているということがわかりました。

では、これまでの2年間の対応の中で、玉名市独自として国や県からの対応に先駆け取り組んだ事業や対策、もっといえば市として自己分析をした中で評価できる部分などがあれば御答弁いただきたいと思っています。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の評価すべき点についてお答えいたします。

評価できる独自の取組などにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種におき

ましては、医療関係者や商工団体、大学、近隣自治体と連携し、県内でも類を見ない接種体制を構築した九州看護福祉大学ワクチン接種センターを設置して取り組んだところでございます。接種を優先すべき職種である保育施設、小中学校の教職員をはじめ、学童クラブ、障害者福祉施設の職員、職域接種に対応できなかった小規模事業者や九州看護福祉大学の学生などを対象に、国や県の協力をいただきながら大学の夏休み期間を利用して約3,000人の方へ、地域一帯となったワクチン接種を実施したところでございます。この接種の機会によりワクチンの早期接種と社会機能への安心感の確保につながったところでございます。また、生活困窮関係におきましては、昨年10月8日に実施いたしました九看大生等支援×SDGs、いわゆるフードドライブですが、コロナ禍で仕送りやアルバイト収入の減少で困窮する大学生に対しまして、食品や日用品の無料配布会を行なったところでございます。この取組では、市の呼びかけにより市内の企業や市民の皆様にも御協力をいただき、約10トンにもなる多くの品物と温かい気持ちを提供することができました。

次に、子育て関係におきましては、ひとり親世帯への臨時特別給付金の取組でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、経済的に苦慮されていると推察できるひとり親世帯に対し、国や県が財源を負担する給付金とは別に、市が独自に児童扶養手当の受給世帯に1万円を上乗せして支給した取組を実施したところでございます。また、感染リスクの不安を常に抱えながらも感染防止に留意し、日中に保護者が保育できない園児などの居場所と健康を守った保育士等に対して、慰労と感謝の意を表すため、1人当たり2万円または1万円を本市独自で支給した応援補助金などがございます。さらには、子育て世帯への臨時特別給付でございますけれども、子育て世帯への支援としてゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに、1人当たり10万円相当の給付を行なうに当たり、当初子ども1人当たり現金5万円の迅速支給と、5万円相当のクーポンを配布するという内容でした。全国の自治体がこの対応の行方を見守る中、本市におきましては、11月19日の閣議決定の後、迅速に子育て世帯への臨時特別給付金を支給できるよう12月議会の補正予算を計上するとともに、現金一括給付も現実味を帯び始めた頃、現金一括給付できるよう補正予算を修正し、12月10日に先議により補正予算を可決していただきました。その結果、12月27日にまずは児童手当受給者に現金一括で支給することができたところであり、このことは評価に値するものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 改めて伺いますと、一番記憶に新しいのが最後の答弁にありました子育て世帯への10万円一括給付ということで、私もこの判断の時に非常に早い対応

で、玉名市民の子育て世代の方々は非常に助かるなど感じておりました。また、九州看護福祉大学に対してのサポートだとか、ワクチン接種センターの設置をやったとか、これも九州看護福祉大学がつくられた背景として、確か、公設民営ということがあったと思いますので、それについては、非常に連携が取れたいい対処だったかなと感じております。

次に、これから3年目となるウィズコロナというふうになってくるんですけども、では、今、よかった部分、そして課題が残っている部分、課題を解決していきたい内容だとか、そのような背景がある中で、これから3年目となるウィズコロナに対して、どのような部分に注力をされてやっていくのか、既に答弁いただいていることもあるかと思っておりますけれども、これから3年目に向けた取組というところを御答弁いただければというふうに思います。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の3年目の対応としてどの部分に注力し対応するのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の治療に期待される経口薬が広く一般に普及していない現状におきましては、感染予防で効果のあるワクチン接種は非常に重要な役割がございます。しばらくの間、ワクチン接種に傾注して取り組んでいく必要がございます。現在、国の方針に基づき、18歳以上を対象とした3回目の追加接種を実施しているところでございます。国からのワクチン供給計画や接種の予約状況を考慮しながら、先月18日から年齢などに限らず、2回目接種から6か月の間隔を開けた方であれば、接種が可能という方針の見直しを行ない、早期接種の体制を取ったところでございます。さらに、今月からは、玉名郡市1市4町による広域共同体制のもと、5歳から11歳を対象とした小児の1、2回目接種を開始いたします。広域的な接種体制を確保することにより子どもたちの感染拡大防止及びワクチン接種の効率化を図ることができ、併せて個別接種と集団接種の体制を併用することにより接種を希望する方への速やかな接種をより短期間で実施していきたいと考えております。

接種を希望する方には、ワクチンを接種できる機会を早期に提供し、市民の感染防止及び市民生活を守る観点から、医師会をはじめ関係機関と連携協力を図り取り組むと

もに、1、2回目接種で培ったこれまでの経験を十分に生かして、市民の皆様がより安心安全に接種できる体制を整え、新型コロナワクチン接種事業がさらに円滑に推進するよう努めてまいります。

これまでもこの新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、基本的な感染防止に取り組みながら、臨機応変に適宜対応方針の見直しを図り、地域住民の安心安全な生活を確保していけるよう取り組んできたところでございますが、これからは、コロナ前の規定概念にとらわれず、これまで取り組んできた事業の可否についても市民の皆様のご意見を踏まえ検討していくとともに、また、オンライン等を含めた新たな手法にも取り組んでいくよう模索していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員の3年目の対応の御質問に教育部からお伝えいたします。

これまでの取組の中で見えてきた課題としましては、コロナ禍であってもいかにして児童生徒の学びをとめず学力を保障していくかということが挙げられます。授業については感染症対策を万全にした上で対面での授業を行なっていくのが最良ですので、引き続き学校内での感染対策を十分に行なっていくというのがまずもって注力していく部分だと考えます。ただ、学校内での感染拡大が懸念される状況になった場合には、学力保障の一つの方策として、学校と家庭をオンラインでつないだ双方向による授業の実施も考えられます。しかし、そのためには、ハード面とソフト面の両面においてより充実させる必要があります。本日、徳村議員の御質問にも答弁しました二元授業を実施する際の課題や家庭での通信環境などの課題への対応が今後必要になってくると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

健康福祉部のほうとしましてはワクチン接種、これをさらに早急に進めていく体制を取っていく。そしてまた、相談等に含めましてもオンライン対応を取っていかれるということで、さらにまだまだ3年目、4年目として考えなければいけない課題とか出てくるかもしれませんが、今の体制をそのまま新しい形につないでいっていただければと考えております。また、教育部のほうにおかれましても学力の保障ということで、さらにこれからオンラインとリアル授業の二元体制といったところで課題も多くあるということも伺いましたので、しっかり私もサポートできる部分はサポートしていきたい

と考えております。

では、最後に市長が掲げる笑顔をつくる10年ビジョンを進めていく中で、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、難しい予算編成だったかと思います。また、今度はこれを執行していくことは予算編成よりもさらに難しさが伴いますが、新年度の予算については、ウィズコロナをどのように意識して編成されたのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

現在の新型コロナウイルスの情勢につきましては、新たな変異株の出現などによりまして、収束が見えない状況でございます。このように先行き不透明な中、国の令和4年度予算のほうは、防災、減災、国土強靱化の推進など、安全安心の確保を柱とする令和3年度補正予算と一体的に16か月予算の考え方のもと編成されたところであります。本市の令和4年度当初予算は、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税等の自主財源の確保を図り、行政評価制度結果の的確な反映と事務事業の徹底した見直しを行なうことを念頭に予算編成を行ないました。また、市総合計画に基づきまして、優先的、重点的に実施する施策を積極的に推進しつつ、笑顔をつくる10年ビジョンの基本目標の達成に向けて3つの取組を推進し、その実現に向けて優先度の高いものから着手してまいります。

新型コロナ対策としましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でありますとか、県の総合交付金を活用し、生活支援、緊急経済対策及び地域づくり事業など、コロナ禍における市民ニーズを的確に把握するとともに、事業の取捨選択を厳格に行なって、スピード感をもって取り組んでまいります。このコロナの影響は収束が見えずしばらく続くものと思われましても、市民の命と暮らしを守ることを念頭に最優先課題として取り組みますとともに、市民の笑顔が人を呼び込むまち、笑顔をつくる10年ビジョンのまちづくり、この実現に向けて職員一丸となって努力してまいりますので、議員におかれましては今後ともこれまで同様御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

市政を前に進めるアクセルとコロナ対策のブレーキ、難しい判断を強いられることばかりだと思いますけれども、私も精一杯の対応を心がけ取り組んでいきたいと思っております。それでは、次の質問に移りたいと思っております。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） スポーツツーリズム、この言葉は10年程度で聞くようになり、

2017年3月にスポーツ庁第2期スポーツ基本計画において、スポーツを通じた地域活性化の具体的施策として盛り込まれました。それ以降、国、県、全国の市町村では、取組が本格化し始めました。私もレスリング競技を通じ、国体やインターハイ、各種の全国大会や合宿にて、日本全国各地へ遠征した際、スポーツツーリズムの良さを数多く実感してまいりました。それらを背景に玉名市のスポーツツーリズムについて伺います。

笑顔をつくる10年ビジョン、オンリー玉名のまちづくり、魅力あるスポーツイベントの実施によるスポーツツーリズムの推進とあります。このことについて大枠で構いませんので伺わせてください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 大野議員の市が推進するスポーツツーリズムとはについてお答えいたします。

まず、国が推進するスポーツツーリズムとは、一般的に競技スポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組のことです。

現在、本市で取り組んでおります玉名型ツーリズムにつきましては、大河ドラマいだてんの効果を一過性に終わらせず、金栗スピリットをレガシーとして引き継いでいくために、昨年度造成したマラニックを軸に観光誘客と地域の活性化に取り組むもので、玉名型ウェルネスツーリズム、玉名型スポーツツーリズム、玉名型教育ツーリズムの3つのツーリズムを推進し、新たな観光コンテンツの造成を目指しているところでございます。その中で、玉名型スポーツツーリズムにつきましては、昨年度2つのマラニックコースを造成したところでございますが、マラニックのいつでも、誰でも、気楽に楽しむことができるといった特長を生かして交流人口の増加を目指しております。また、本市では、笑顔をつくる10年ビジョン並びに第2次玉名市総合計画の中で、観光主要施策一つとしてスポーツツーリズムの推進を掲げており、主な対象者を競技スポーツに特化せず、ウォーキングや登山など、レクリエーションとして楽しむ方々に重きを置き、本市の海や山など自然環境を生かした玉名市ならではのイベントによる市内外からの集客とコロナ禍でも実施できるような新たな旅行商品の開発、情報発信に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） わかりました。答弁いただきました。

答弁の中に玉名の自然を生かしたツーリズムということで、では、玉名市の自然の特色を生かす場所はどこなのか、また、どのようなスポーツ合宿やイベントを誘致できる

のか。玉名には海、山、川、そして平野と立派な社会体育施設が数々あるんですけども、先ほど答弁ありました玉名型ツーリズムを進めていく中で、何が資源があって、どういうことができるのか、それについて伺わせてください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、スポーツツーリズムのイベントとしては、昨年度から開催できておりませんが、鍋松原海岸を会場とした九州ビーチサッカーリーグ大会、鍋松原ウォーターサバイバルゲーム並びにビーチサッカーフェスタ大会、小岱山を会場とした小岱山トレイルランニング大会、菊池川流域を舞台としたサイクリングイベントなど、本市ならではの自然環境と特色を生かしたスポーツツーリズムを実施しております。

鍋松原海岸を活用したイベントでは、当初6チーム30名の参加から、60チーム300名が参加するスポーツイベントに成長しており、小岱山を活用したイベントでは、キャンセル待ちが発生するなど、上限数である300名の参加が続いております。いずれの大会も玉名市外からの参加者が8割を超えるスポーツイベントに成長しており、コロナ収束後のイベント再開に期待をしているところです。また、コロナ禍において急速に伸びている分野としてアウトドアスポーツがありますが、草枕温泉てんすいでは、豊かな自然と温泉、有明海を望む眺望が人気を博し、対前年比約300%増のキャンプ利用者数及びキャンピングカーなどの車泊利用者数を達成しており、アウトドアスポーツツーリズムとしての可能性にも期待を寄せているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

今、伺ったとおり玉名市には海、山、川、そして社会体育施設など、数多くのスポーツ資源や観光資源があり、これらをうまく組み合わせることで、玉名市は全国でも有数の地になる可能性があるかと私も感じております。また、2020年東京オリンピックだとか、2019年のハンドボール世界選手権、これらにホストタウンを含めて、アンゴラ女子等が来たかと思うんですけども、また、先ほどあった大河ドラマだとか、マラニックだとか、そういったここ数年のスポーツツーリズムのチャンスがありましたけれども、このチャンスを一過性で終わらせないために必要なのは、今後どのようなアクションを行なっていくのかということになるかと思うんですけども、そこで市外からスポーツイベントで訪れる参加者の宿泊についてお話を少ししたいと思うんですけども、楽しむためのスポーツイベントであれば、観光的要素が強くて、玉名温泉街への宿泊誘致が可能ですけども、しかしながら、競技性の高いスポーツでは、そのほとんどが玉

名市外に宿泊している。これが実情です。例えば、玉名市で実施している、私がよく企画するんですけれども、レスリング競技のイベントだけでも年間に延べ3,000人が熊本県外から来ているんです。しかしながら、そのほとんどは玉名市には宿泊せず、近隣の市町村へと流れています。ほかの競技団体に伺いまして同じような状況だというふう聞いております。宿泊費、食事、そしてお土産から選手の補食の買い出し、これら宿泊を伴わないことによる玉名市の機会損失は大きいというふうに感じております。では、この市外流出の宿泊をどのように市内へ呼びこむのか、それがテーマになると考えております。施設を市が建設することが一番手っ取り早い、しかしながら時間や予算も多く必要となり、また、賛否もあるでしょうし、ほかに新玉名駅周辺整備の一つとしてビジネスホテルの誘致にも力を入れていただきたいというふうにも考えております。今ある資源の有効活用をすることも考えられますし、民泊や空き家対策事業としてリノベーションする、その方法も一つだと思います。また、廃校の利活用、時代や環境に合わせた対応が必要ではないでしょうか。このようなことから、玉名市で行なうスポーツツーリズムの一番の課題である宿泊についての問題解決を行ない、ハンドブックなどを作成し、それとあわせて強力な影響ツールとして、玉名市のアピールにつなげていけるものだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘の通り大河ドラマやオリンピック、アウトドアスポーツなど、交流人口と経済波及効果が見込める機会要因にあるからこそそのチャンスを一過性に終わらせないためにも金栗四三氏とゆかりのある筑波大学や箱根町をはじめとした関係機関や団体と連携を図るとともに、持続可能なスポーツツーリズムの施策の推進が必要であると考えております。

具体的には、自然環境を生かしたこれまでのスポーツツーリズムイベントの継続とアウトドアスポーツの商品開発など、観光に特化したスポーツツーリズムだけではなく、金栗四三氏のレガシーとしての玉名いだてんマラソンや金栗四三マラニックなど、既存のスポーツイベントや競技性のあるスポーツも観光と融合するのであれば、議員御提案のハンドブックも一つの発信方法ではありますが、様々な媒体利用と記事掲載、SNSを積極的に活用することで、より早く最新の情報発信とプロモーション活動を展開して、一体的なスポーツツーリズムの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

この宿泊がやはり一番の問題だと、問題ではないんですけれども課題と捉えているん

ですけれども、宿泊のところを整備することで観光ツーリズムであればハンドブックに、多分、恐らく今もハンドブックあるかと思うんですけれども、この競技性が高いスポーツツーリズムについて宿泊所の整備をやっていく、そのことによるプラスの資金というか、財源というの生まれてきますし、そうすることで観光ツーリズムだけではなくて、競技スポーツとしてのバッファになるのではないかなと考えております。

宿泊に関する再質問として、私はよく県外に遠征する際に、まず、手始めとして会場地を含めた周辺の近隣施設の宿泊費の補助金関係をよくホームページとかで探します。玉名市では、このスポーツ合宿など、宿泊するときの補助金というのはこの玉名市にはありませんで、スポーツ推進計画の中にうたっている団体を30団体集めますというのはちょっと少し抜きにしたとしても、例えば、ほかの市町村では10人以上、20人以上の宿泊をするのであれば、申請をすれば1人500円の補助をしますよ。1,000円の補助をしますよとか、そういうものが多々あるんですけれども、玉名市としてはそのあたりはどうなっておりますでしょうか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

現在、全国の自治体の中でも積極的に団体の合宿を誘致し、合宿をする団体に助成金、補助金を出す自治体が増えております。県内においても八代市、天草市、上天草市など数自治体ございます。宿泊費や交通費、施設利用料などの助成対象となる経費の範囲や助成補助の金額、条件は各自自治体で様々ですし、山鹿市などは観光協会から補助されているなど、助成の形態にも違いがあるような状況です。玉名市におきましてはこのような助成は行なっておりませんが、御質問の助成金については、合宿に適したスポーツ施設、宿泊施設、合宿のコストなど、多岐にわたる検討が必要となりますので、関係各課、関係団体との協議を進められるよう今後努力してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

この宿泊に関する補助金関係は、これから検討を進めていこうかなということだと思っておりますけれども、各種の競技団体が年間あたり行なっている大会とか合宿を考えると数万人の市外、県外からの宿泊数が予想され、費用対効果は十分なしえるものではないかなというふうに感じております。玉名市のスポーツツーリズムを考えて前に進めていくためには、どうしてもこの宿泊に関する課題を解決する必要性がありますので、私もいろんな角度からサポートしていきたいと思っておりますので、今後ともぜひ、検討をよろしくお願いしたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番(大野豊重君) 先ほど質問したスポーツツーリズム。このスポーツツーリズムを推し進めていくためには、その基盤となる施設が正常に機能していることや使い勝手の良さが前提となります。そこで、玉名市の社会体育施設について質問いたします。

市の社会体育施設を使用する際に入場料の徴収や物販を伴う場合、現在の玉名市の条例では使用料が2倍、そして3倍になるケースがあります。普及発展の理念で活動している主催団体にとっては、そのような使用料の捻出はまず不可能なケースになります。数年前の話ですが、子どもたちを連れて山口県周南市へ遠征にいったときの話です。そこでは大会が行なわれている体育館の片隅で、地域の伝統工芸の作成、そして物品販売、そして地域のお土産、また、体験教室というものが行なわれておりました。当然、連れていった子どもたちは、選手たちは興味津々でその催し物を見たり、そして保護者はその場でお土産の品を購入しておりました。まさに大会に一花咲く光景を思い出します。その物販の扱いは、周南市の条例改正にて、市長が認めるものについては使用料の増額はしていないということでした。玉名市においても、例えば、玉名ブランド認定品もありますし、ふるさと納税の返礼品もあります。これらをアピールすることにもつながる取組かと思いますので、玉名市もぜひ、周南市と同様な対応はできないものか伺います。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) 大野議員御質問の社会体育施設の物販を伴う使用料についてお答えいたします。

社会体育施設の入場料や物販を伴う場合の使用料について、総合体育館につきましては、玉名市都市公園条例第11条で、その他の社会体育施設については、玉名市社会体育施設条例第12条により使用料を定めております。これにより先ほど議員もおっしゃいましたが、物販などの営利を目的とする場合2倍の料金、入場料を徴収する大会が3倍の料金となり、物販を伴って入場料を徴収する場合は6倍の料金となります。使用料が高くなることから実業団の大会やプロスポーツでの興行的使用以外での物販は行なわれていないのが実情でございます。ただし、国民体育大会や高校総体などの実行委員会組織に市が携わって開催する大会においては、玉名市のPRとして物販を行なっているところでございます。条例上物販等の場合は、先ほど述べたとおりの使用料になりますけれども、玉名の物産品に特化した物販については、特例的な販売として取り扱えないか担当課において既に検討を開始しており、今後大会主催者の同意が得られれば、試験的に玉名ブランド認定品から販売していくことを考えております。この試みについては、新年度から開始し、検証を行ない、体育館等における物販運用方針を定め正式実施に向けて進めていきたいと考えております。また、将来的に販売品の対象を広げるために観

光物産課とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ありがとうございます。

今、答弁ありましたとおり、これからちょっと少しトライアルをやっていくというふうに伺いましたので、ぜひ、そのトライアルが成功して、新しい取組がスタートしていければ、スポーツ団体にとっても、玉名市にとってもよりよいものになっていくかと思えます。

スポーツツーリズムを推進する上でも、玉名市を戦力的に市外へ発信するために、条例を改正するだけで終わりではなくて、やはりその浸透しなくては意味をなしえませんが、当然、玉名市スポーツ協会や関係団体などのイベント主催者への通知、そして玉名ブランド物産協会との掛け橋となっていて、次のステップへと進めていっていただきたいと考えております。

最後の質問になりますけれども、スポーツツーリズムを進めていくうえでも、また、市民のスポーツ振興や教育の観点から、スポーツ施設の充実が必要であることは承知されていることかと思えます。しかしながら、現在の施設状況を見てみますと、幾つか整備が必要なものがあるようです。例えば、蛇ヶ谷テニスコート通路のラバーはがれであったり、岱明グラウンドのライニングコースのラバー、そして桃田野球場の得点掲示板の故障、そして球場の老朽化が進んでおります。笑顔をつくる10年ビジョンには、桃田運動公園の整備でスポーツ振興の環境を整備というふうになっております。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） 今、拡大映像で見てのとおりなんですけれども、桃田野球場にはすばらしい得点板があるんですが、今故障していてそれが利用できない。せっかくの施設なのにそれが使えないというのは寂しいかなと思えますし、左下に写っているのが側溝蓋の腐食です。これが鉄板にラバーを貼ってあるようなつくりなんですけれども、これごく一部なんです、大人の足が優に入ると腐食しているんです。ちょっと指で押すだけでも壊れかけているところもありますし、これがごく一部ではなくて、これがほとんどなんです。蓋が乗っかっているところはです。ということは、けがにもつながるし、子どもたちも使いますので、直していただければと思えますし、当然、側溝の砂が詰まっておりますので、排水がほとんどできていなくて、球場から水はけが悪いということもある。そして、また、水はけが悪いものですから中の土とか砂が変な方向にいつてしまっていてレベルが取れていないんです。レベルが取れてないことによって、やはりボールがイレギュラーバウンドしたりだとか、選手がつまづかなくていいところでつまづいてけがをしてしまったりとか、そういうものもありますので、まずはこれら

について、整備計画について伺うことができればよいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問のスポーツ施設の整備についてお答えいたします。

本市におけるスポーツ施設整備につきましては、玉名市公共施設長期整備計画、玉名市公共施設個別施設計画に沿って進めているところですが、通常利用によって生じる修繕については指定管理者で行なっていただくもの、また、担当課の当初予算の枠内で行なうものと状況に応じて優先順位を設けて対応しております。今回御指摘の蛇ヶ谷テニスコートの通路部分のラバー、岱明グラウンドのジョギングコースのラバー、また、桃田野球場のスコアボードなどについては、修理が必要な状態であることを把握しておりますが、予算、工事の時期、工業者不足など、様々な理由で優先順位が変わった経緯があり、対応が終わっておらず、利用者の皆様に御不便をおかけしております。

今後、事故やけがにつながるような箇所から早急に準じ修繕等を進め、安心安全な施設運営に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） この桃田野球場を使う玉名市以外の選手の声をちょっと伺ったんですけれども、桃田野球場でプレーをすることが一つのステータスになっているということも聞きましたので、それほどこの桃田の野球場、そして体育館だとか金栗広場だとか、そういうふうにはほかの市町村からすると玉名はすばらしいんだなというふうにも伺っておりますので、ぜひ、その子たちの夢をかなえるためにも、整備計画に盛り込んでいただきたいと思いますし、やはり一番の難点は予算と考えられますので、利用者の声は一刻も早い解決を望まれております。少しでもできる部分の対応をしていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、大野豊重君の質問は終わりました。

次に、3番 浜田繁次郎君。

[3番 浜田繁次郎君 登壇]

○3番（浜田繁次郎君） 3番、新生クラブ、浜田繁次郎です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。旧庁舎跡地ですが、以前はあの敷地内に市役所、警察署、消防署と市民生活に対して重要な施設がありました。

○議長（近松恵美子さん） 傍聴人は静かにしてください。

○3番（浜田繁次郎君） その後、人口増加や道路の整備、建物の老朽化などで移動し、建て替えられ、現在の場所へ移設されております。玉名市の中心部でもあり、今後の玉名にとってにぎわいや市民への住民サービスや住みよいまちづくりの点から、今後どのような事業計画で進められていくのか、地域住民はもとより、多くの玉名市民が関心を持ち、期待をされております。その半面、どのような形になるのか不安な思いを持たれているのも現状です。そこで、旧庁舎跡地の利活用の現段階の計画についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 浜田議員御質問の旧庁舎跡地の利活用についてお答えいたします。

旧庁舎跡地の利活用につきましては、中心市街地のにぎわい創出を目的に、気軽に集える他世代間交流の拠点としての施設整備を計画しているところです。現在、保育所、他世代間交流施設、図書館、交流広場の4つの公共施設の整備に加え、民間施設を誘導することとしております。旧庁舎跡地の整備につきましては、これらの公共施設の整備と合わせて民間施設の誘導を図り、一体的に事業者から御提案いただく官民連携による手法で進めてまいります。

最後に、官民連携による施設整備と併せ、東側に接しております繁根木川沿いの市道と西側に接しております繁根木神社沿いの市道について民地と建物の買収を含めた道路拡幅などの改良を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

答弁の中に民間施設とのお話がありましたが、どういった業種を想定されているのかお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

旧庁舎跡地の利活用につきましては、民間事業者を対象にサウンディング型市場調査を行なっております。サウンディングの中で複数の民間事業者から様々な民間施設の提案があっており、例を挙げますと、カフェなどの飲食店やコンビニ、スーパーマーケット、ドラッグストア、コインランドリーなどの生活利便施設について誘導の可能性を示していただいております。また、民間施設の誘導以外にも、公共施設の内容や実施条件などについて様々な提案があっております。これらの提案を参考に実施方針や募集要領の作成を進め最終的には官民連携による旧庁舎跡地の全体的な利活用について公募型プ

ロポーザル方式による提案を募り、事業者の選定を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

保育所については、玉名第1保育所と豊水保育所の統合があるということですが、今後ますますの人口減少により、園児数もそれに伴い減少になると思われます。幼児教育において立地、環境面での現在以上の適している場所があるのであれば、併せて御検討をいただきたいと思います。夢のある、夢を持てる保育所建設をお願いいたします。

民間施設の答弁をいただきました。御説明の内容に含まれていない以外でも適している幅広い分野での提案を進めていただきたいと思います。

この施設は玉名市民にかかわらず、近隣や県外などからもお越しいただき、商店街のお店や玉名における歴史的文化遺産なども御覧いただき、観光面にもつながる施設と考え、新たなにぎわいを生む玉名のシンボリックな場所であってほしいと思います。現在、コロナ禍、また、まん延防止延長の中、今後事業説明や意見交換会などを開催されると思いますが、ていねいな御説明を行なっていただきたいと思います。30年、40年後でも市民の皆様が必要とされる施設の検討をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、浜田繁次郎君の質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

明8日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時06分 散会

第 3 号

3 月 8 日 (火)

令和4年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
- 2 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）
- 3 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 4 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
- 5 11番 北本 将幸 議員（創政未来）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
 - 1 玉名市の一部過疎指定について
 - (1) 旧天水町が過疎指定を受けた根拠は
 - (2) 県内過疎市町村は合計で32とあるが玉名管内の状況は
 - (3) 過疎指定を受けた場合の支援措置とあるが具体的にどのような支援があるのか
 - (4) 玉名市として今後どのような方針を考えているか
- 2 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）
 - 1 玉名市の定住促進について
 - (1) 玉名市の定住促進の取組と課題について
 - (2) 雇用創出と企業誘致の取組及び若者の定住について
 - (3) 移住者にも暮らしやすいまちづくりについて
 - 2 在来線玉名駅周辺の再整備について
- 3 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
 - 1 新型コロナウイルス感染者の療養生活について
 - (1) 感染者数と入院、ホテル、自宅療養生活のそれぞれの人数は
 - (2) 療養生活での食事、家事、買物などの困り事相談はあったのか
 - (3) 相談窓口は
 - 2 コロナ禍での学校生活の現状について

- (1) タブレット使用の現状は
- (2) モバイルルーターの貸出しルールは決まったのか
- (3) ICT支援員の活用はできているのか
- (4) 今後の課題は
- 3 子どもの心と体の負担軽減について
- 4 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
 - 1 TSMC（台湾積体回路製造）進出による本市の施策について
 - (1) 関連企業等の誘致について
 - (2) 従業員等に対する本市への移住定住施策について
 - 2 地元高校の定員割れへの対策について
 - 3 人口減少下での学校規模・配置適正化基本計画について
 - (1) 開校した玉陵小学校、小天小学校の統合前後の状況について
 - (2) この10年間の進捗状況について
 - (3) 今後10年間の計画について
- 5 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 消費者行政の取組について
 - (1) 消費生活センターのこれまでの取組について
 - (2) 成人年齢引下げに伴う消費者教育の推進について
 - (3) 高齢者における消費者教育の推進について
 - (4) 1市3町による消費者行政の一体的運営の取組について
 - (5) 玉名市消費者被害見守りネットワーク連絡協議会について
 - (6) 消費者行政を推進していくための体制整備について
 - 2 新玉名駅周辺整備事業について
 - (1) 新玉名駅周辺まちづくり等支援業務委託について
 - (2) 新玉名駅周辺整備におけるインフラ整備について
 - 3 一部過疎指定地域における交通ネットワークの形成について

出席議員（22名）

- | | | | |
|----|-----------|-----|---------|
| 1番 | 大野 豊重 君 | 2番 | 中村 慎吾 君 |
| 3番 | 浜田 繁次郎 君 | 4番 | 瀬崎 剛 君 |
| 5番 | 田浦 敏晴 君 | 6番 | 山下 桂造 君 |
| 7番 | 立川 信之 君 | 8番 | 坂本 公司 君 |
| 9番 | 吉田 真樹子 さん | 10番 | 一瀬 重隆 君 |

11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
次長補佐	酒 井 裕 之 君	書 記	前 田 もと子 さん
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	蟹 江 勇 二 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	上 野 伸 一 君	建設部長	片 山 敬 治 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

7番 立川信之君。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 皆さん、おはようございます。7番、第二新生クラブ、立川信之です。

二度目の一般質問でございます。なにぶん不慣れで、いろいろと皆様方に御迷惑をおかけするかもしれませんが、どうぞ御容赦ください。

平和の祭典、冬の北京オリンピックが2月にありました。日本は過去最高のメダルを取りまして、国民に感動を与えました。終わって間もなく、ロシアがウクライナに軍事侵攻をしまして、一般人や原子力発電所などを攻撃しました。非人道的な行ないにとでも腹立たしく、世界中から非難を浴びています。日本にはそれほど関係ないと思っておりましたが、株価は暴落して、原油が高騰してしまいましたですね。今日の値段は1バレル120ドルですかね、一時は130ドルまで上がったですね。軍事侵攻前は90ドルだったから、大体3割から5割ぐらい上昇しております。このままではガソリンは1リッター200円になるのではないのでしょうか。ほかにも農業施設の燃料費とか、運送費とかが高くなると考えられるですね。このままでは日本経済に悪影響が及ぶと懸念されております。早く戦争が終結することを願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

玉名市の一部過疎指定について伺います。

今年1月26日の新聞報道で、熊本県の4市町村が新たに過疎指定となりました。そこに本市において旧天水町が一部過疎の指定となる記事がありました。天水町に住んでいる私にとって大変ショッキングなものでございました。後日数人の方より、「天水は過疎に指定されたろ」とか、「人口もそがん増えんとだろうか」とか、「どうも最近子どもの生まれやらんもんねえ」とか、「イメージの悪かねえ」とか、いろいろな話を聞きます。

そこで今回、旧天水町が一部過疎指定を受けたことについてお尋ねします。

まず、旧天水町が過疎指定を受けた根拠といいますか、要件についてお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

立川議員御質問の旧天水町が過疎指定を受けた根拠は、にお答えします。

過疎地域の指定については、過疎法で定める人口要件と財政力要件を満たすことで指定されます。その過疎法については、令和2年度で旧過疎法が失効し、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が10年間の時限立法で施行されております。

その新過疎法においては、過疎地域の指定に係る人口の減少率の要件が、旧過疎法と比べて緩和され、また、平成の合併による市町村の要件が新しく設けられ、旧市町村単位で基準を満たせば一部過疎として指定されることとなっております。

本市におきましては、天水地域の令和2年国勢調査の結果から、旧過疎法における人口減少率の要件は満たしていないところですが、新過疎法の人口減少率の要件が緩和されたことにより、その要件を満たし、一部過疎の指定を受けるに至ったところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

○7番（立川信之君） はい、分かりました。

それでは再度聞きますけれど、旧1市3町の人口の減少率、それと高齢化率はどうなっているかをお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

新過疎法による人口減少率は、昭和55年から令和2年までの40年間の減少率で、玉名地域が8.9%、岱明地域が5.9%、横島地域が19.2%、天水地域が27.1%です。高齢化率は、令和2年国勢調査の結果による65歳以上の高齢者の人口比率で、玉名地域が33%、岱明地域が35.8%、横島地域が34.5%、天水地域が39.1%です。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

○7番（立川信之君） はい、分かりました。やっぱり天水が一番少なくなっていますね。

では最後に聞きますけれども、国が今回過疎地域の要件を緩和された趣旨は何でしょうかね。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

これまでの過疎法においては、過疎地域の自立促進を図ることを目的としていました

が、国も全体の人口が減少する中で、地方創生に力を入れているものの、東京一極集中の流れがなかなか是正されないなどの状況を背景として、新しい過疎法の目的は、過疎地域の持続的発展に改め、同時に過疎地域の要件についても見直しが行なわれたところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

○7番（立川信之君） それでは、次に県内過疎市町村は、合計で32とありますが、玉名管内の状況はどうか。また、今回新たに指定された旧天水町と、これまで過疎指定を受けていた町との違いはあるのかについてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の県内過疎市町村は合計で32とあるが、玉名管内の状況は、にお答えいたします。

玉名管内におきましては、南関町と和水町の2町が過疎に指定されている状況でございます。南関町は、昭和45年に指定され、和水町は、旧菊水町、旧三加和町ともに昭和45年に指定されています。今回新たに指定された旧天水町と、これまで過疎指定を受けていた町との違いについては、新過疎法において、新たに設けられた平成の合併によって誕生した市町村に関する一部過疎の要件による部分でございます。

これは平成の合併で誕生した市町村にあつては、合併後の課題などに対応するため、様々な取組が行なわれているものの、依然として市町村内の各地域の課題が残されていることから、人口減少が著しい旧市町村単位での取組が支援できるよう、旧市町村の区域を過疎地域の単位とするものでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

○7番（立川信之君） では次にまた質問します。

過疎の指定を受けた場合の支援措置についてお尋ねします。どのような支援があるのか具体的に教えてください。また支援の期間はあるのか。併せてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の過疎指定を受けた場合の具体的な支援にお答えいたします。

過疎指定を受けた場合には、市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて、過疎地域の持続的発展のために事業を進めることとなります。そのため様々な支援措置が講じられており、代表的なものとして、ハード事業だけでなくソフト事業も対象とした、特別の地方債である過疎対策事業債の発行が認められています。

また、地域の雇用機会の拡充を図るため、資産を取得して事業の用に供した場合にお

いて、通常の償却限度額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上し、必要経費に含めることができる特別償却の国税の特例制度や、条例に基づく地方税を課税免除、または不均一課税に対して、税込の75%を普通交付税で補填する措置があります。そのほか市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮などの措置や、公立小中学校、保育所などに関する国庫補助率のかさ上げなどの支援措置があります。

なお、支援の期間については、新過疎法は、令和3年4月1日に10年間の時限立法で施行されていることから、令和12年度までが支援の期間となります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

○7番（立川信之君） では最後に聞きますけれど、過疎対策事業債と、また同じ事業をした場合の普通債との違い、どう違うかを教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 立川議員の再質問に道路整備事業を例にお答えいたしたいと思えます。

過疎対策事業債は、過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業の財源として、過疎法において特別に発行が認められている地方債でございます。通常、道路整備事業を補助事業で行なう場合、対象事業費の約2分の1が国庫補助金として交付され、補助分を控除した事業費に対し、公共事業等債で充当率90%、元利償還金の20%が後年度に交付税措置がございますので、実質的な市の負担が約4割というふうなことになります。また、これを単独で行なう場合では、地方道路整備事業債で充当率90%、交付税措置がございませんので、全額が市の負担ということになっております。

一方、過疎対策事業債の場合でございますが、地方債の充当率100%、交付税措置が70%であり、実質的な市の負担は約3割で済むということから、通常の地方債よりもかなり優遇されているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

○7番（立川信之君） はい、分かりました。では、今後玉名市としてどのような方針で、振興していくのかをお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の今後どのような方針を考えているのかについてお答えいたします。

一部過疎指定に対する今後の方針でございますが、天水地域が快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域となること、また、移住・定住・産業振興・雇用機会の拡充などにより、天水地域の経済を活性化させることが必要だと考えております。そのため、

玉名市過疎地域持続的発展計画の策定に当たっては、天水地域の多様なニーズを把握するため、次代を担う若い世代からの意見も聞かさせていただきながら、さらに魅力ある地域となるよう、天水地域の持続的発展を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

○7番（立川信之君） はい、分かりました。今回の説明で過疎指定を受けたのがマイナスばかりではなく、地域振興を図る上での手段として大変有効であることが分かりました。これから振興策を考えられるということで、ぜひとも地域住民の声をしっかりと反映させていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で立川信之君の質問を終わりました。

続いて、5番 田浦敏晴君。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 皆さんこんにちは。傍聴席、インターネット配信を御覧の皆さん、いつも大変お世話になっております。5番、第二新生クラブ、田浦敏晴です。

私も議員にならせていただいて数か月がたとうとしております。この間様々な研修や会議に参加させていただきました。そこで必ず耳にするのが人口減少という課題でした。これは簡単に解決できる課題ではありませんが、今、玉名市で何ができるのかを考える必要性があると感じております。そこで、今回は定住促進に関する質問を3点させていただきます。私にとって2回目の一般質問になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、玉名市の定住促進の取組と課題について質問いたします。

先ほど天水町の立川議員が質問されたとおり、1月下旬に玉名市の旧天水町区域が、急激な人口減少に伴う過疎地域の指定を受けるとの報道がありました。とうとう本市でも本格的な人口減少の時代が到来したのではないかという感想を持ったわけです。そこで、玉名市はどのような状況なのかを統計などで調べてみたところ、本市はまだまだいいほうじゃないかと感じたところでもあります。

例えば、令和2年度の国勢調査による5年前との比較ですが、近隣市町村を見てみますと、約4%超から5%超の減少率となっておりますが、本市の場合は約3.7%の減少率となっております。

人口の変動には死亡数と出生数の差による自然増減と、人の流出と流入の差による社会増減があります。本市の場合この自然増減と社会増減が両方とも減に転じているために、結果として人口減となっているわけです。ただ両方とも減となっておりますが、数

字的には社会減よりも自然減の数値が大きいようです。自然減に比べ社会増減は市の政策次第では改善できるのではないかと思います。私は、若い世代が安心して定住し、子育てができる環境づくりが、本市の人口増になる鍵だと思っているところです。

そこで質問いたします。玉名市において、他自治体と比べて人口減少率が低いなど、このような結果となった、これまでの定住施策についてどのようなものがあつたのか。そして、その課題とは何かについて質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 田浦議員御質問の玉名市の定住促進の取組と課題についてお答えいたします。

本市では、令和2年4月に第2次玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ実施を行なっております。人口減少については、2030年に6万人を維持することを目標に掲げ、施策を展開しているところですが、移住・定住はこうした市の総合力が問われる施策であり、各事業が積み重なりあい、この町に、この玉名に住んで良かった、住み続けたい、住んでみたいと感じてもらえるように事業を展開しております。

補助事業につきましても定住促進補助事業としまして、本市への移住を検討する方の背中を後押しし、より積極的な定住人口の増加を促進することを目的に、住宅取得補助、住宅リフォーム補助、空き家取得補助、新幹線通勤定期券購入補助、空き家家財道具等整理補助、また、移住支援金などの補助事業を行なっております。

住宅取得補助金を活用して、転入された世帯の約80%は20代から40代の子育て世帯で、事業開始から10年間に447世帯、1,430人が転入されております。また、空き家取得補助金につきましては、住み替えなどの促進を目的に、対象者を市外から市内に転入するものに加え、本市の住民にも対象を拡充しております。

一方で、移住・定住施策の一つとしての補助金制度は全国どこの自治体も行なっております。その中で、最終的に移住・定住地として選ばれるためには、移住・定住を検討されている人たちに対して、その地域での暮らしやすさや地域との関わりなど、その地域の魅力をしっかり伝えていくことが重要だと考えております。持続的に移住・定住施策の効果を生み出すためにも、移住を考えておられる方々が、どのような暮らしを望まれているのかなどのニーズをきちんと捉え、移住地とのマッチングが選ばれる際の鍵になりますし、そのマッチングが課題でもあります。

冒頭でも申しましたが、移住・定住施策は市の総合力が問われますので、総合力を高めていくことが本市の魅力となり、移住・定住地として選ばれる玉名になると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 5番 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。本市が様々な補助事業を展開し、定住促進に向けて複合的な取組を進めようとするのが分かりました。引き続き、地域づくり、まちづくりと併せて、総合力で選ばれる玉名を実現していただきたいと思います。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

雇用創出と企業誘致の取組及び若者の定住について質問いたします。

定住を促進するためには、玉名で安心して暮らせる環境づくりが必要です。その環境整備の一つに働く場の提供が必要だと考えています。最近の大きな話題の一つに、半導体企業TSMCの菊陽町進出がありますが、この一つの企業が来るだけでも1,500人から1,700人の雇用が生まれると言われております。この企業の進出は、菊陽町以外の周辺自治体にも波及効果があると言われており、玉名市にもその波及効果を願うばかりです。

そこで質問いたします。働く場の提供の観点から、玉名市の企業誘致の取組について、具体的にどのような企業をターゲットに誘致を進めているのか。また、どのような誘致活動を行なっているのか教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 田浦議員御質問の雇用創出と企業誘致の取組及び若者の定住についてにお答えいたします。

企業誘致の推進は、雇用の促進はもとより、定住の観点からも重要な施策の一つと考えます。そこで、本市では雇用創出が見込まれる企業をターゲットに誘致活動を行っております。具体的には、雇用人員が多く見込まれる製造業や、情報化社会のニーズにマッチしたコールセンター施設、情報サービス業、運送業、宿泊業など9つの対象施設をターゲットに、奨励金制度を設けアプローチを行っております。企業誘致は一朝一夕で成功するものではなく、先人の種まきからこれまでの継続訪問で実を結ぶため、これまでお付き合いのある企業への継続訪問、情報交換を重ねるとともに、その時々ニーズを見極めることが重要であると認識しております。

ただ、この2年間は新型コロナウイルス感染症の影響で企業訪問ができない状況が続いておりますが、企業情報については、熊本県や既に立地していただいている企業からの情報や不動産関連事業者、企業に関連するネットワーク及び新聞、専門誌などで情報を収集し、企業開拓に向けて取り組んでいるところです。

また、TSMCの熊本県への進出を受けて、本市におきましても玉名市企業立地推進プロジェクトチームを設置し、関連企業の進出の際の支援のスピード化を図ることとしており、働く場の創出に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 5番 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。企業誘致の状況については分かりました。定住化のためにどれだけ働く場を提供できるかというのはとても重要なことだと考えますので、今後玉名市に企業が増えることを期待します。

企業誘致に関連しての再質問です。

企業が立地し、玉名市民の働く場が増えることは喜ばしいことですが、今、労働力人口の減少が懸念されております。せっかく玉名市に企業が来ても働く人がいないということでは、誘致の意味がないということにもなりかねません。移住してきた人が全て労働年齢の人とは限りませんので、労働力の問題は今後の課題とも捉えますが、市として企業への労働力の提供はどのようなことを考えられていますか。今、行なわれている事業や、今後考えられる事業等ありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、労働力人口の減少は、玉名市だけではなく日本全体の問題でもあり、ハローワークの有効求人倍率も熊本地震以降1.0を下回ることはなく、企業にとりましては、求人を行なっても思うように人が集まらない状況が続いております。

1市3町で構成する玉名圏域定住自立圏の商工分科会では、平成30年度より就職を希望する高校2年生を対象とした企業ガイダンスを行っており、地元への就職を促す機会としています。この取組は、地元には優良な企業があるにもかかわらず、全く知らずに県外などへ就職してしまう子どもたちに、まずは地元にある企業を知ってもらい、就職先の一つとして考えてもらい、できれば地元で就職して住み続けてもらいたいという思いから行なっているものでございます。

この企業ガイダンスを行なうことで、高校生だけではなく、保護者の方々にも地元企業を知ってもらうきっかけになっており、企業にとっても高校生に企業をアピールする機会となっております。

この事業も新型コロナウイルス感染症の影響で、現地開催ができない状況が続いておりますが、企業紹介の冊子を熊本県玉名地域振興局と共催で作成し、高校に配布しております。それと同時に、DVDやLINE、専用ウェブページによる企業紹介を行ない、コロナ禍においても工夫しながら事業を行なっているところであり、企業への労働力提供の確保を目指しております。

また、現在、高校や大学では地域創生をテーマにした学部やカリキュラムが創設され、地域に関心を持つ人材も多く輩出されてきております。そのような状況の中で、本市地域振興課におきましては、主に高校生や大学生などの若者を対象にした、玉名の未来を

考える玉名未来づくり研究所事業、さらには、市内の若手経営者を対象に、社会課題を本業で解決するビジネス塾、たまな未来創造塾を開催しており、これらの事業を連携させ、未就業の若者と若手経営者をつなげることにより、若者の本市への定住促進及び労働人口の確保に努めているところでございます。

さらに、移住・定住事業と併せて、適切な時期に一般向けの企業ガイダンスも行ないたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 5番 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） コロナ禍の中で、労働人口の確保に向けて精力的に取り組んでいることを心強く感じます。この労働力人口の確保は、今後ますます重要になる課題と見えます。引き続き柔軟な発想で取組を進めていただきたいと思います。

次に3点目の質問をさせていただきます。

移住者でも暮らしやすいまちづくりについて質問いたします。

玉東町の子育て移住サイトは御覧になったことがありますでしょうか。私はこの定住促進に向けた情報発信について、先進事例はないかと考えたときに、この玉東町の子育て移住サイトに出会いました。「玉東で暮らそう」というキャッチフレーズと、オレンジ公園やオレンジタウンといったビジュアルがまず目に飛び込んできます。サイトをよく見ると玉東町がどんな環境か、町がどのような移住策を行なっているか、町内の物件として町営住宅や地域優良賃貸住宅などが御紹介されています。また、子育て情報についても年齢や目的に応じた情報が掲載されていました。

玉名市においても個別の情報はしっかりと発信されていますが、移住や定住を考える子育て世代が、一目で必要な情報を得られるわけではありません。どんな素晴らしい定住促進の施策がつけられていても、その情報を必要とする人に届かなければ意味がありません。もちろん人は急に玉名に定住しようと考えないので、まず玉名市を認知していく段階、情報を集める段階、具体的に検討したり足を運んだりする段階、そして実際に定住する段階と定住のプロセスに応じた情報発信を続けることが必要だと思います。

また、定住者を支えるコミュニティも重要であると考えます。移住者にとって新天地は周りに誰も知っている人がいない。誰に相談してよいのか分からないといった不安だらけであると思います。ここ2年間ほどコロナ禍のため市外から転入してきた方々にとっては、地域の方々と顔を合わせる機会自体がほとんどないのが状況だったのではないかと思います。

子育て世代にとっては、PTA活動自体がほとんどなかった2年間だったと聞いております。移住世帯は、親戚や友人が少ない状況の中、何かあったときに相談できる人や頼みごとができる関係があればとても助かると思います。今後移住政策を推進していた

だくためには、地域というつながりを感じるような取組というのが求められるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。玉名市では定住促進に関する情報発信を今後どのように行なっていく考えなのか。特に子育て世代の移住者や定住に関する情報を一元化する考えはないのか。さらに本市への移住をより満足度の高い状況にする取組について、現在、今後市外から移住をどのように進め、また移住した方の孤立を防ぐための政策についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の移住者にも暮らしやすいまちづくりについてお答えいたします。

まず、情報発信については、移住を考えておられる方にとっては、そこで暮らしをイメージする上でもとても重要であると考えております。これまでも玉名市を知っていただくきっかけとして、観光情報はもとより、移住・定住に関する多様な情報発信をホームページやパンフレットなどにより行なってきたところです。議員御紹介の玉東町の子育て移住・定住サイトは、その名のとおり子育てや移住・定住に特化したページであることは承知しており、見やすい印象だと感じました。

一方、現在では情報技術において多くの情報発信手段が存在します。情報発信の一元化も一つの方法と思いますが、それぞれの情報発信手段の特性をうまく活用し、必要な情報が必要とされる方に着実に届くよう努めてまいります。

次に、本市への移住をより満足度の高いものにする取組ですが、本市には、現在2万人近くのふるさと納税の寄附者がいらっしゃいます。本年この寄附者の皆様に対して、玉名の魅力を発信する事業を開催いたしました。この事業への応募件数は1,842件に上り、関心の高さが伺えました。さらに、応募者のうち4組の家族を本市にお招きして、市民との交流をはじめ、市の魅力を実際に体験していただきました。参加者からは、全く訪れたことのない町だったが、とても魅力的でまた訪れたいと思うようになったといった声をいただいております。このように市外の方が市民との交流において緩やかに関係性を築いていくことが、今後有効であると考えております。

続いて、移住者がその地域で孤立しないよう末永く住み続けるためには、その地域での従前からの居住者との関係づくりも重要になってまいります。その関係づくりには、地域の行事や会合などでの顔見知りの機会が必要です。しかしながら、コロナ禍でそういった機会が少なくなっていることもあり、議員が心配されるような移住者の孤立ということもないとは言えません。移住者との関係づくりは、従前から住んでいる方々も移住された方々も、お互いに積極的に声をかけあうことから関係づくりが始まると思います。暮らしに関する相談や困りごとなどがあれば、遠慮なく市役所にも相談いただければ

ばと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 5番 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。

ふるさと納税はその町の魅力を発信機会だと感じました。情報の発信についても様々なツールがありますので、必要な情報が届く工夫を重ねていただけたらと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 次に、在来線駅周辺の再生について質問いたします。

玉名市には肥後伊倉駅、玉名駅、大野下駅と在来線の3駅がございます。その中でも玉名駅は通勤や通学で大勢の方々が利用されており、利用者の利便性や快適性が求められる駅だと思います。

しかしながら、現在設置してあります駐輪場には、長時間の放置自転車や雨をしのげる屋根がない等の問題があると聞いております。また、南側の駐車場についても長期間にわたる放置車両等、不適切な利用状態があるようです。管理者である玉名市として、駐輪場の放置自転車対策や屋根の設置等、利用者の利便性、快適性を向上するための取組や、駐車場の適正な利用を図るための有料駐車場整備を含めた玉名駅周辺の再生の方向性についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 田浦議員御質問の在来線玉名駅周辺の再整備についてお答えいたします。

在来線の玉名駅は、通勤通学などを含め1日当たり5,000人の利用があり、本市の重要な交通拠点として位置づけております。

まず、駐輪場につきましては、シルバー人材センターに委託し、常時自転車の整理やごみ拾いなど、利用者が快適に利用できる環境整備に取り組んでいるところでございます。放置自転車につきましても毎年4月末に調査を行ない、14日以上放置されている自転車については撤去し、一時保管場所に移動させ、駅の利用に支障がないようにしております。

この撤去した放置自転車の処理につきましては、警察への盗難車両調査や所有者に引き取り依頼を行なうなどの諸手続きを経たのち、引取りがなかった自転車については処分を行なっております。毎年平均130台から140台を撤去をし、100台前後を処分しておりますが、常態化している自転車の長期間の放置を防止するために、高校、警察、シルバー人材センターと連携を図りながら、環境整備に努めております。また、南

側広場の駐車場につきましても、長期間放置されている車両については、所有者を特定し、粘り強く撤去の指導を行なっている状況です。

しかしながら、駅利用者以外の近隣住民が駐車されているなどの課題があり、公平性や適正な利用を図っていくため、有料化も視野に入れた在り方の検討を始めております。

このように現状の課題を踏まえ、利便性の高い駐輪場や駐車場の整備を含む玉名駅周辺の再整備に当たっては、現在都市計画マスタープランの改正作業を進めており、市の重要な交通結節点である玉名駅周辺をにぎわいあふれる交流エリアとなるよう、全体的な計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 5番 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。

在来線は通勤や通学に欠かせない交通手段となっておりますので、利用者に気持ちよく利用してもらえる環境整備をする意味でも、市として新玉名駅周辺整備と併せて、在来線の玉名駅についても再整備に向けた取組をお願いしたいと思っております。

今回、定住促進に関する質問をさせていただきました。今回の一般質問を通じて、定住促進は市の総合力が問われる課題だと感じさせていただきました。執行部の答弁にもありましたが、地域づくりやまちづくりと併せ、定住促進の施策を複合的に積み上げていただきたいと思っております。その結果、玉名市に定住することを選択してもらえるよう、私も議員として本市の魅力を高めていく努力を重ねていくことをお誓い申し上げて、私の一般質問終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で田浦敏晴の質問は終わりました。

次に、9番 吉田真樹子さん。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 皆さんおはようございます。

9番、創政未来、吉田真樹子です。インターネットで御視聴の皆様もおはようございます。

今日の3月8日は国際女性デーとなっております。1904年、今から1,018年前に、女性が国や地方自治の政治に参加することを求めたデモを記念して、国際女性デーとなっているそうです。この国際女性デーの第1回目、世界女性会議に参加をされた元お茶の水女子大学の河野貴代美さんが、こうやって熊日新聞に掲載されていらっしゃる。ここに新しい歴史の到来を予見するあの興奮を一生忘れないだろうと。第1回目に参加されたときの気持ちが掲載されておりました。このような日に私、この質問の順番はくじを引くんですけど、ちょうどその日に当たったということがとても幸運に

思います。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染の療養生活について。

私は先日発熱をして、コロナの陽性と判明いたしました。実体験通して感じる場合がございますのでお尋ねをいたします。感染者、濃厚接触者が困らない準備が必要と考えます。

私の家族は発熱することもなく元気でしたので、食事の世話から何の問題もなく全てを任せることができました。家族5人が陽性と濃厚接触者だった方の一週間の食事をどうすればいいのかという声をお聞きしました。新型コロナウイルスに関するワクチンのことなど、相談窓口、玉名市のホームページで探しましたが分かりませんでした。

では、三つまとめて、1月以降の感染者数と入院、ホテル、自宅療養者、療養生活の人数が分かれば教えてください。療養生活での食事、家事、買い物等のお困りの相談はあったのか。そして、相談窓口はどこになるのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の新型コロナウイルス感染者数、入院、宿泊療養者数、自宅療養者数についてお答えいたします。

本市での1月以降の陽性者数ですが、3月6日現在で、1月は314人、2月は561人、3月は3月6日までが80人、合計955人でございます。直近の全療養者数、入院、ホテルなどの宿泊療養者数、自宅療養者数は、熊本県が県内の市町村別の数値を公表しておりませんので、県全体の状況となりますが、3月5日現在で、全療養者数は6,425人でございます。その内訳といたしましては、入院368人、宿泊療養者330人、自宅療養者4,625人、施設療養者134人、その他入院、宿泊、療養先の調整中の方が968人となっております。

次に、療養生活での食事、家事、買い物などの困りごとの相談はあったのかというお尋ねでございますけれども、療養生活支援につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律に基づきまして、都道府県が実施主体となっております。このことから療養者が療養生活をする上で、相談がある場合の相談窓口につきましては、熊本県では最寄りの保健所となっております。また、自宅療養者に対しましては、保健所、または県療養支援センター、もしくは医療機関が毎日電話による健康観察を行っており、その際に心配がある方につきましては、相談にも応じていることから、市に対しましてほとんど相談が寄せられていないところでございます。

また、食事支援は保健所が行っておりますけれども、自宅療養者の急増に伴い、有明保健所管内では、医療機関から買い物支援活動等の協力依頼がございましたので、本

市といたしましても民間事業者と連携して取り組んでいるところでございます。

なお、この支援活動につきましては、保健所や玉名郡市医師会等と情報を共有しております。必要に応じ自宅療養者に対しまして案内できる体制を取っていただいているところでございます。

なお、相談窓口につきましては、現在本市のホームページに掲載をされておきませんので、早速本市のホームページの新型コロナウイルス感染症に関する情報ページに掲載するよう準備いたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 自宅療養の10日間、毎日お昼の12時までには担当医の医師から電話があり、酸素濃度と朝の体温を聞かれます。同じく県の療養センターからは毎日メールが届きまして、それで健康観察で返信をします。2時までに返信を忘れると電話をかけてこられて、担当医と同じことを聞かれます。発熱後かかってきた保健所からの電話の対応もとても丁寧でした。今思い出すと担当医も県療養センターからも、何か問題がありませんかと度々言われていたのを思い出します。担当医、療養センターは引き続きの働きを行なっていただき、総合窓口の有明保健所には、電話をかけられたときに「こちらが感染症の全ての窓口、何でもこちらにお尋ねください」と、最初に安心を電話のときにしっかりとお伝えいただきたいと要望をいたします。重ねまして、ホームページの分かりやすい大きめな掲載もよろしくお願いいたします。

私はワクチン接種に対して賛成でも反対でもありません。デメリットを考える必要があることをここではお伝えしたいです。今日の熊日にも大きく要望、副反応、保護者が判断と掲載がありました。

では、ここで再質問をいたします。

本市でのワクチン接種後の副反応の疑いで、重篤などの状況は把握されているのか。また、群馬県の前橋市では、ワクチン接種後も副反応の疑いがあった方の状況公表をされております。例えば、20代から70代の男女、呼吸苦、頭痛、冷えや汗、吐き気、息苦しさ、血圧低下、倦怠感、震え、胸痛、動悸、嘔吐、発熱、こわばりなど、事例を78件、2月28日現在分が掲載をされておりました。

今後子どものワクチン接種も始まります。医師が言われておりました。これからも未来がある子どもたちへ、エビデンス、証明、証拠がでていないものは打たないほうが良いと僕は思うと言われました。接種することを決める親が真剣に考えて情報を収集され、ワクチン接種をするように、メリットとデメリットをお伝えすべきと考えます。

開会での市長の挨拶の中に、5歳から11歳ワクチン接種を勧められる発言がありました。子どもたちには未来がございます。行政がする以上は理解と納得ができるよう、

そして不安を和らげるために、副反応の疑いを、市民からの報告をホームページへの掲載をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の状況を、本市のホームページの掲載してもらえないかとの御要望でございますけれども、現在、厚生労働省に対して、ワクチン接種を実施した医療機関、または接種後副反応の診察を実施した医療機関から、国が報告を義務づけた基準に基づき、報告された予防接種後の副反応疑いの報告が、これまで本市では10件となっております。これらの報告を市のホームページに掲載することにつきましては、他市の状況や掲載内容を含め、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 3回目のワクチン接種が始まっておりますし、5歳から11歳の子どもの接種が始まりますので、玉名市がワクチン接種を進めるには、デメリットをいち早くお伝えしていただきたい。他市の状況を踏まえなくても、前橋市ではやられているので、深く考えずにやっていただきたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子議員の一般質問の途中ですが、記事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） コロナ禍の学校生活の現状についてお尋ねいたします。

昨年6月にもタブレットについてのお尋ねをいたしました。あれから9か月が過ぎ、第6波もきまして、九州では熊本のみまん延防止が延長となりました。タブレット導入後の現状とモバイルルーター貸出しルールなどは決まったのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問のタブレット使用の現状などに関し、続けてお答えいたします。

タブレットパソコンの活用につきましては、昨日の徳村議員からの御質問にお答えしたところですが、この半年でタブレットPC活用の頻度はさらに高くなっております。

当初、小学校では生活科や総合的な学習の時間での活用が主でしたが、ほかの教科での活用が増えてきていますし、中学校でも技術の授業を中心に全ての教科で活用が行なわれております。

また、ICTの積極的な活用が求められている中、本市においても現在行なっている授業での一斉学習、個別学習、共同学習などで、タブレットPCを活用することに加え、家庭への持ち帰りを行なうならば、さらに活用の幅は広がっていくと考えます。タブレットPCの持ち帰りについては、昨年6月の議会で御質問いただき、持ち帰りの時期、ルール、モバイルルーターの活用と様々な角度から検討を行なっているとお答えしたところでした。

本年2月3日から10日までの1週間、天水中学校区の小学校1年生から中学校2年生までの児童生徒に1週間タブレットを持ち帰ってもらい、活用状況についての実証実験を行なっております。

この際に学習用タブレットを家に持ち帰るときの約束として、家庭でのルールを周知するとともに、保護者の皆様にはタブレットPCが故障した際の修理等についてもお知らせをしたところでした。現在、実施後に行なったアンケートをもとに、その効果や課題の洗い出しを行なっているところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 全ての教科で活用されているとのことでしたが、音楽や体育などでも活用されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

中学校の体育や音楽の授業でのタブレットPCの活用についてですけれども、体育の授業では、主に動画撮影を行なったフォームの確認であったり、タイムの計測、記録、集計などで活用しております。

音楽の授業では、音楽鑑賞や合唱及び楽器演奏等を視聴したり、歌唱や楽器演奏を動画撮影して、自分たちの活動を振り返ったり、音楽家のことをインターネットで調べて、レポートを提出したりなどといったことに活用しております。

また、小学校の体育でも跳び箱やマット運動、鉄棒、縄跳びなどの際に動画撮影を行ない、フォームの確認等に活用しているほか、音楽でもアプリを使った作曲、楽器の演奏など幅広く活用していると聞いております。事務局で活用内容を全て把握しているわけではありませんが、活用方法は徐々に広がっているものと感じております。

モバイルルーターの貸出しルールにつきましては、ルーターを使用する際の通信費の負担も含めて、現在も検討を続けていただいております。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 荒尾の小学校の先生に尋ねたんですけど、一時期コロナがちょっとひどくて、リコーダー、たて笛を吹いちゃいけないということがあって、音楽アプリで琴を弾かせたというようなことも言われたので、いろんなことができているんだなと思ったところでした。

では、続きまして、ICT支援員を活用できているのか。どの程度タブレット活用ができているのかを重ねてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

ICT支援員につきましては、現在6名の支援員がそれぞれに分担しながら、一つの学校当たり平均で月7回の頻度で訪問をしております。授業中のICT機器やソフトウェアの操作、校務におけるこの機器の操作、さらにはプログラミング授業など、学校からの様々な依頼に対応する形で支援を行っております。

また、コロナ禍でオンライン配信などのニーズが増えたことにより、全校集会や卒業式の様子を校内で配信したり、研究発表会をオンラインで行なったり、水俣病についてWEB会議で学習したり、保護者向けに運動会の様子を配信したりという学校もあり、それらの際もICT支援員の支援が大いに役立っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 息子のクラスで水俣病についての発表会がありました。しっかりと調べ込み、パワーポイントを使って班に分かれて発表をする5年生の姿には、感心し、感動もいたしました。一般質問をしているほどの調べ込みを子どもたちが立派にしております。担任の先生はもちろん、ICT支援員さんのお世話もあったんだなと発表会を思い出しました。

タブレットはサブであり、もちろん対面授業が一番だと思っております。2月の半ば、玉南地区はコロナの陽性の子どもが多く、9日と10日、伊倉小学校は休校となりました。11日金曜日が建国記念日と土日と休みが5連休という長い休みになり、夏休みの宿題のような束の宿題が持って帰りました、子どもが。タブレットの存在は、昨年4月に導入して持って帰ることがないので、もう私の中でも忘れておりました。しかし、私が12日、コロナ陽性と確認され、夫と子どもが濃厚接触者となり、元気なのに、さらに私の息子は1週間自宅待機ということになりました。息子はトータルで12日間家で過ごし、7日間学校に行けませんでした。元気なのに。そのときに思い出しました。私が38.5度の熱が出てしまいもうろうとしながらも、オンライン授業をしてもらいたいなあと思い、校長先生にZoomでオンライン授業をうちの子でテストしてみても夫

に頼んでもらいました。校長先生は職員会議で即検討しますと言われ、次の日には担任の先生からタブレットを届けていただき、その次の日からT e a m s というアプリを使っ
てのオンラインができるようになり、息子は3日間ぐらいオンライン授業を受けたん
だと思います。その姿を見たかったんですけど、私きつくてちょっと見ることはできな
かったんですけど。

しかし、あのとき校長先生にしていだけないですかということをお伝えしていな
かったら、これまでの状況からいくと、オンライン授業をされていなかったのではと振り
返ります。他市の状況を踏まえて検討される玉名市が、なぜタブレットの持ち帰りに関
しては、他市に合わせないのか、皆さんは御存じないと思いますのでお伝えしますが、
荒尾市、山鹿市は、去年の4月に導入、その後6月には子どもたちは持ち帰っているそ
うです。南関、長洲町では、去年の7月から毎日筆箱と同じように持って帰っているそ
うです。荒尾、山鹿、南関、長洲の議員さん、そして私の友達にそう話すと、まだ持つ
て帰っていないと話すと、目を丸くして「えーまだね、何で」と言われます。

ちなみに、荒尾は2月末の授業参観では、授業参観と保護者の総会がZ o o mでされ
たそうです。山鹿ではタイの方々との国際交流をされたそうです。大きな予算を投じて
ありますし、他市町と比較しても今の時点で既に1年の子どもたちの技術の差が出てお
りますので、これから全力で巻き返していただきたいと思います。

では、今後担当課の課題をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

文部科学省のG I G Aスクール構想に伴う財政支援によりまして、玉名市でも全ての
児童生徒に対して1人1台のタブレットP Cの整備が行なうことができしております。現
在、教職員、I C T支援員、教育委員会が連携して取組を進めており、タブレット導入
から1年近くが経ち、その活用状況は着実に進歩はしていると認識しております。先進
事例等を参考にしながら、玉名市全体でのレベルアップを図っているところでございま
す。

ただ、玉名市の児童生徒が、タブレットP Cを紙と鉛筆のように使っていけるよう
になるには、まだまだ時間を有すると思われます。議員も御承知と思いますが、タブレ
ットを家庭に持ち帰って活用するには、家庭でデータ通信量を気にせずに使えるW i - F
i 環境が整っていないとできません。昨年7月の調査では約8 9 %となっているこのW
i - F i 環境の整備率が、さらに高くなることはもとより、教職員を含めた活用する側
のスキルアップ、この全体的な底上げも課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） Wi-Fi環境のない御家庭には、モバイルルーターを貸出しする方式は、南関町と同じなので、ぜひ南関町を参考に、即貸出しルールを決めて進めていただきたいと思います。他市町との変わらないタブレットの活用を要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 子どもの心と体の負担軽減についてお尋ねいたします。

昨年6月に生理用品の無料配布について質問をしたときに言われておりました、関係者間での検討はどうなったのか。その後どう進んだのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の子どもの心と体の負担軽減についてお答えいたします。

吉田議員の昨年6月議会での生理用品の無償配布に関する一般質問におきまして、事業実施の可否につきましては、まずもって課題の整理を行ない、十分な検討と関係者間の協議を重ねることが必要であると答弁いたしました。

これを踏まえまして、町内の生活安心ネットワーク委員会におきまして、女性委員による生理の貧困を議題とした分科会を立ち上げ、忌憚のない意見を出してもらい、生理用品の配布の可否や範囲などの課題につきまして、短期的・長期的に実現可能な方策について検討を行なってまいりました。

また、10月8日に実施しました九看大でのフードドライブに向け、女子学生のニーズが高いと思われる生理用品につきまして、事業者等に積極的な提供を呼びかけたところ、大量の物品が集まり、多くの学生に配布することができました。配布を受けた学生から大変喜ばれ、感謝の気持ちを口にされるなど、大変大きな効果と反響を実感したと同時に、コロナ禍における学生の困り感や閉塞感を目の当たりにしたところでございます。

その際に、女子学生に対し生理用品についてのアンケートを実施し、整理の貧困に対するニーズ等を探ったところ、約100名から回答があり、生理による体の不調や、それに伴う学業やアルバイトへの支障などを含めた生理全般についての困りごとについて、約3割の学生が該当するとの結果を得ました。

この結果を参考にし、生理用品を必要とする方へ確実に行き渡り、それをきっかけに支援につながるような方策について、今年度中には生活安心ネットワーク委員会から提言を行なう予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん）　今回は、コロナ禍で学校生活を送る子どもの心身の負担軽減を踏まえて提案をさせていただきます。

生理用品に関して、経済的な困難だけでなく、ネグレクト、育児放棄等の虐待で与えられないというケースも聞きます。女性は、思春期を迎えると体の仕組みとして個人差はありますが、一定の時期を迎えると平均してそれから40年毎月続く、これも個人差はありますが、月経があります。ジェンダー平等、男女平等と言われ始めたここを変わり目として、学校トイレに生理用品を設置することを提案いたします。

では、お尋ねをいたします。学校トイレの生理用品の設置への考えは、ジェンダー平等の観点から見ても設置を提案させていただきます。

○議長（近松恵美子さん）　教育部長　藤森竜也君。

〔教育部長　藤森竜也君　登壇〕

○教育部長（藤森竜也君）　吉田議員の御質問にお答えいたします。

本市の小中学校トイレの生理用品設置の考えはということでございますけれども、生理用品は、基本的には児童生徒が家庭から持参して使用することとしておりますので、現時点では学校のトイレに生理用品を設置常時する予定はございません。生理用品を自ら用意する習慣をつけることは、自分の体をよりよく知ることや、自分の体を守ること、そして自分の体について自ら考えることなどにつながります。ただ、様々な理由で生理用品が急遽必要になることもあると思いますので、この場合は保健室に常備しておりますので、その保健室に申し出てもらって、児童生徒に渡して使えるようにしておりますけれども、中には生理に対して不安な気持ちを抱えている児童生徒もいると思います。そういう時は保健室に立ち寄って、養護教諭に生理用品を申し出る際に不安な気持ちを相談することもできます。このように児童生徒が安心して生理用品を使うことができるような、支援の体制を整えていくことも学校としては重要であると考えております。

やはり学校は児童生徒が自ら考え行動できるようになる力を育成する場であり、将来的な児童生徒の自立を支援していく場であるという観点からも、これまで同様、児童生徒が家庭から持参して使用することを基本としていきたいと考えております。

しかしながら様々な事情から配慮を必要とする児童生徒もおりますので、各学校にはそれぞれ創意工夫の上、適切に対応していくように働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん）　9番　吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん）　では写真を御覧ください。

〔拡大投影にて画像を示す〕

○9番（吉田真樹子さん）　こちらの写真は、西原村の中学校の女子トイレに常備してあ

る生理用の商品を写されたものです。私が所属しております熊本女性議員の会のグループLINEで写真が飛び交っていたので貸していただきました。西原村では12月で議会で提案をして、現在は既に常備されるようになったそうです。

ここにはこう書いてあります。みんなの生理用品、急に生理になってしまった。持ってくるのを忘れてしまった。手元に生理用品がなくて困った。そんなときは使ってくださいとメッセージが書いてありました。

前回の質問から9か月が過ぎで、現時点の本市の考えは受け入れますが、西原村の教育長の答弁はこういう感じでした。トイレの中に常備してほしいということに対して、やっぱり私たちの認識が十分ではなかったということが一番です。今回の質問を機会に生理の貧困に対する認識の深まりということで、各学校の校長に提案したのは、とにかくトイレに置いてください。それがどういう状況になっているかということで、子どもたちの状況をつかんでください。

実は、各学校の養護教諭は全ての子どもたちの状況をつかんでいるつもりですと答えましたが、友達に借りることがあるなどというアンケート結果でもありましたので、生理の貧困がないとも限りません。SDGsの一環として、サステイナブル、持続できる社会の実現と男女平等の面から、西原村も深く取り組んでいきたいと答弁をされておりました。

県内では既に西原村、大津町では、学校のトイレに既に置かれております。現在菊陽町は、1月から生理用品を常備して、3月まで調査中だそうです。インターネットの情報ですが、アメリカカリフォルニア州では、無料の生理用品を十分に用意することが義務になったと掲載がありました。トイレにですね。

女性議員の会のグループLINEで、西原村の生理用品に添えてありますこのメッセージに対して、メッセージなんか要らないのではないかと言われた方もいらっしゃいました。生理用品もトイレトペーパーの常備と同じように、を求めてお伝えをしております。

ここで生理用品をお見せしたかったのですが、この議場ではちょっと見せるのは控えてほしいと議長から言われましたので、ちょうどですね、私が持っておりましたこのハンカチの大きさと大きめな生理用品は同じでした。開くとそれが大きいものでありますところのくらいあります。小さいものだとこのくらいの広さになります。生理用品が何種類もあります。たくさんの種類があるんですけど、月経は平均28日周期といいまして、大まか1か月に一度、個人差はありますが、4日から7日自分の意思に関係なく出血をします。2日目には基本出血が多くて、長時間席を立てずトイレに行けない場合は、先ほどの長い感じで、おむつのような大きなものを使用する方もいらっしゃいます。

また、生理痛といいまして、その1日、2日目には、下腹部の痛みで普通の日常生活

を送れないという方もいらっしゃると思います。姉妹が3人も4人も多くなれば、自立させるまでの家庭の買い物と金銭の負担は大いにあると思います。私も娘が2人、娘を2人育てましたので、そのような時期経験があります。

今回のことは、世界共通の目標であります。西原村でも言われておりましたSDGsの5番目のジェンダー平等、男女平等の実現の観点からも考える必要があると思います。今までの常識が常識でなくなった。コロナウイルス感染拡大により世界的なパンデミックを経験、現在も進行中です。皆さんは時代の変わり目を目の当たりにされたので、気持ちの柔軟さはお持ちだと思います。コロナ禍で学校行事はいろいろと中止となりました。マスク着用で先生、友達の表情さえ見えない子どもたちは、2年すれば計り知れないストレスがあるだろうとっております。してやりすぎ、自分で考えなくなるとの意見もございましたが、しかし、これはどうでしょう。私に28歳の娘がいるんですけど、その娘を子育てしているときの医療費は、0歳児のみ無料でした。現在玉名市は中学3年生まで無料となっております。そして、保護者にとっては一旦医療費を出し替えることも現在はなくなり、窓口無料化になったことで、症状が軽い段階で受診をし、重症化を防ぐことにもつながりました。0歳児のみの無料の時代からすると、中学3年生まで無料というのは、大きな予算が必要になっていると思います。これは市民がより良い暮らしができるように考えられ、変わったことで、してやりすぎではなくてすべきことだったと理解しております。

ここで調査した上で、学校のトイレにトイレットペーパーと同じように生理用品を常備することを希望いたします。ここまでの私の発言を聞かれて、市長はどう感じられたか、御感想を聞かせていただけたらお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の再質問、感想をということでお答えいたします。

やはり時代は本当に変化しているなということをつくづく日々思っておりますけれども、その中で時代の流れに合わせて、しっかりと変化をしていかなければならないこと、また反面、決して変えてはならない大切なこともたくさんがあるというふうに思います。

そういった中で、今回の現場での判断というものは、答弁、お答えの内容としては、決して予算の問題であるとか、それから、常備して補充するのが、そういった手間が煩雑になるからとか、そういう話では決してないということは御理解いただきたいというふうに思います。恐らく女性教諭、それから保健の先生方も交えて協議をされた結果ではなかろうかというふうに思います。

その中で判断するに当たって、やはり一番大切に考えたこと、それは学校教育が果たすべき役割は何なのかということを考えての判断だったんだろうと思います。やはり子

どもたちの育ちという面で、社会に出てしっかりと自立できる力を育むために、また、生涯にわたってたくましく生き抜いてもらうための力を育むために、そういった答えを出しているんだろうというふうに思います。

ただ、先ほどから話があります生理の貧困の問題という部分もありますので、安易にトイレに置くという形がいいのかどうか。あるいは違う形で配布ができないとか、そういったことをしっかり検討をしていかなければならないというふうに思いますけれども、むしろ個別に配布するよりもトイレに置く方が簡単だというふうに思います。ただ、先ほどから申し上げたとおり、子どもたちの育ち、学校教育の役割、そういったところをしっかりと考えた上で、また今回御質問いただきましたので、しっかりと検討させていただきたいというふうに思います。

そういったことで、私の感想で答えになったかどうか分かりませんが、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（近松恵美子さん） 9番 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

私は、ジェンダー平等というところでお願いしていきたいと思っております。ぜひ公がモデルとなり、積極的に時代を進めていただきたいと切に願います。

また、前回、私が里親制度について質問をさせていただきました。その中で、コロナの感染拡大防止のために10月の大会が中止となっておりました里親講座が、今月の29日に文化センターで18時より開催されるということを決めていただきました。ありがとうございます。

私も初めての参加となります。ぜひ、取りあえずでもたくさんの皆様に参加していただきたいと思います。よろしく御参加ください。

では、以上で私の一般質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で吉田真樹子さんの質問は終わりました。

では、次に4番 瀬崎 剛議員。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） こんにちは。傍聴席、インターネットで御覧の皆様、4番、創政未来、瀬崎剛でございます。

3月になって真冬の寒さも抜けまして、もうあと2週間もすれば桜の便りも聞こえてくるのじゃないかなと思いますけれども、そんな中、ウクライナではロシアの侵攻により、このような私たちは議会を開いておりますけれども、日常ができなくなっている方たちがおられます。一日も早くロシアによる侵攻を止めていただき、ウクライナに止めたからといってすぐ日常に戻るわけではないと思います。破壊されましたものもありま

す。亡くなられた方もいらっしゃると思いますが、少なくとも逃げ惑うことがなくなるように切に願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、関連企業のTSMC進出による本市の施策についてということで、関連企業の誘致についてということをお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、先ほどの田浦議員と重複することがあるかもしれませんけれども、どうぞ御容赦いただきたいと思っております。

昨年末、台湾の半導体最大のファブリーメーカーTSMCが、日本政府から約4,000億円の支援と協力を受け、熊本に2022年着工、2024年稼働開始予定という衝撃のニュースが走りました。直接的・間接的な影響は、熊本への短・中期影響、2011年から2025年ということでもありますけれども、1.3兆円程度と言われております。これはシャープの液晶パネル亀山工場を建設した、三重県亀山市の事例を参考に試算されたものです。法人事業税、法人県民税など、工場が地域に存在するだけでもたらされる経済効果は絶大です。

山鹿市は、国に国道3号植木バイパス早期事業化を要望されております。11月ということで要望は決まっておいて、その後TSMCの発表だったということだとは思いますが、結果的に可能性が大きく広がることにはなりません。結局、市長を含め執行部も議会も玉名市の未来予想図を常に考えているかどうか、そのためには動くということだと思います。

本市は、農業振興地域となっているところも多いですが、工業団地の造成、誘致など、どのようにお考えですか。お聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 瀬崎議員御質問の関連企業等の誘致についてお答えいたします。

TSMCの進出は、熊本県内でも過去に例のない規模の企業進出となっており、その波及効果は九州全体に及ぶと見込まれる。雇用創出や定住人口の増加など、地元経済の浮揚の起爆剤として期待されております。

先ほど田浦議員の一般質問の中でも答弁しましたように、本市におきましても、その関連企業等の誘致、受入れに迅速に対応できるよう、町内に玉名市企業立地推進プロジェクトチームを本年1月に設置したところでございます。具体的には、関連企業等の進出に係る情報共有や企業立地における課題解決、事業の進捗確認などに関して取り組むこととしております。

企業受入れのためには、企業誘致はもとより、周辺道路整備などを含めたインフラの整備や人材確保、支援などのソフト面で様々な準備をする必要も出てくるため、その

時々の状況に応じて迅速に対応できる、町内横断的な体制を整えた次第であります。今回のTSMCの進出につきましては、今後の展開の不透明な部分もありますが、特に雇用規模は1,700人規模といわれており、関連企業でも雇用が増えると予想され、技術職を中心に人材の争奪戦となることが懸念されております。

また、合志市に立地する企業の中でも人手不足などを危惧する声もお聞きしており、その課題の対応における施策について検討を行なっていく必要があると認識しております。

今後、関連企業などからの問合せ等が増えてくることも予想されますので、その動向を注視しながら、土地提供のための情報収集をこれまで以上に積極的に行ない、周辺市町からの労働力の取り込みに加え、県北に位置する本市の強みを生かして、福岡県からの労働力の取り込みも図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。関連企業に関しては、今からどんどん動きが出るのかなと思いますので、先ほど言われましたように、迅速に動けるような体制を取っていただけたらと思っております。

それでは、従業員等に対する本市への移住・定住施策について。

先ほども言われましたとおり、TSMC本体では1,700名、立ち上げのための人員を含めると6,000人の雇用が創出されると見込まれております。従業員の方、その他にお勤めの方など、本市への移住や定住、通勤に対する補助などを考えておられますが、お聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の従業員に対する本市への移住・定住施策についてお答えいたします。

現在、本市は定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、市外から本市に転入する人のために住宅取得補助、住宅リフォーム補助、空き家の取得補助、新幹線通勤定期券購入補助、空き家家財道具等整備補助、また、移住支援金などの様々な補助を行なう事業を実施しております。今後の動向次第で検討の必要が生じるかもしれませんが、現段階では現行制度で対応可能と考えており、これらの補助を有効に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。ぜひとも雇用の若者が玉名に残りたくても

残れない。どうしても仕事がないということで出て行かれている方もこれまでたくさんおられましたので、ぜひともそのへん頑張ってください、若者の仕事場が玉名に、あるいは玉名から通勤でもできるようにということで、尽力いただきたいと思っております。

それと、これは移住策とはちょっと違って来るかもしれませんが、日本政府観光局、2017年度統計結果によると、台湾の訪日外国人の数は中国に続き2位で、456.4万人、台湾の人口の17%以上、5人に1人が日本を訪れた。リピーターも多いということです。

また日本語を勉強している人が多く、日本語は第二外国語として人気があり、TSMCでは400人程度の従業員の方は台湾から来られます。恐らく家族同伴も考えられるでしょう。2021年10月に着任された台北駐福岡経済文化弁事処長、陳銘俊氏、これは民間の機構ですが、総領事館に相当する陳さんは総領事のお話です。

TSMCは日本を含め多くの国から工場誘致を受けておりました。日本に決まったことについて、日本の計画性、マナーなどを高く評価、信頼しているからだと思えます。陳氏は、着任後宮崎県を訪問し、47都道府県を訪問したことになります。昨年11月の柳川市の白秋祭に出席され、これは北原白秋先生の白秋祭ということですが、川下りのおもしろさなどをより多くの台湾の人に、友人の人に共有したくなり、SNSなどを投稿しました。

九州、山口にはすばらし農産物や名所があります。海外で知られていないところもまだたくさんあります。台湾人は日本が好きなので、情報を発信すれば受入れやすいということです。日本に滞在している留学生などに、SNSやYouTubeなどを通して、台湾向けに宣伝してもらうことを考えています。自治体の皆様には、台湾と何か交流を行ないと希望されるのであれば、ぜひ連絡してほしいということです。相互交流だと思えますが、SNSやいいね閲覧、200件とか100件程度ありますけれども、それが台湾の方に伝わったときに、ひょっとしたら向こうですごいフォロワーのある方に広がるといことも考えられますので、私も5年前に、この方はインドだったと思えますけれども食事をいたしまして、一緒に食事をとったときに、ビュッフェタイプのところでありましたので、その方が久しぶりに帰ってきたんですけれども、日本のトマトはこんなにおいしいんですね。こんなに甘いんですねと言って何回もおかわりをされておりました。そういういいところが玉名市にはいっぱいありますので、アフターコロナ世界を考えて、どうかそのへんも検討していただけたらどうかと思っております。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番(瀬崎 剛君) それでは今、地元公立高校の定員割れへの対策。

NHKマガジン2019年11月28日の分なんですけれども、少子化になって全国

の公立高校では定員割れが相次ぎ、専門家は、このまま続くと授業や教育の質に影響が出かねないとしております。全国の教育委員会に取材した結果、募集のあった分校を含む全日制の公立高校のうち、43%あまりに当たる1,437校の学科やコースなどで定員割れが生じておりました。その割合が最も高かったのは高知県で91%、県内34校のうち31校が定員を満たしていませんでした。次いで鳥取、鹿児島県のおよそ88%、熊本県や沖縄県でも70%を超えていました。定員割れが深刻化している背景には、少子化が影響しているとみられ、文部科学省によると、中学の卒業生はおよそ111万人と、この30年間で半数近くまで減少しております。

大正大学の浦崎太郎教授は、生徒の数が減少すると部活の維持や教員が減らされ、教育の質が下がる恐れがある。一方で、今の時代は子どもたち一人一人の個性を伸ばし、社会で豊かにかかわる教育が求められている。学校だけで問題を抱えるのではなく、地域と一緒に特色ある学校づくりをしていくことで、効果的に将来地元の人材を根づかせることになると思う、と言われております。

熊本市内に進学される方も多いと思います。将来見据えて決められることなので尊重しないといけません。高校のことなので県教委の管轄であるのですが、このままではいけないという思いもあります。

そこで、高校と中学校の交流など、地域での活動などを把握されていらっしゃるのあれば教えていただきたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の地元高校を定員割れへの対策についてお答えいたします。

令和4年度の熊本県公立高校入学者選抜における出願者数では、玉名高校、北稜高校、玉名工業高校の一部の学科で定員に満たない、いわゆる定員割れの状態となっております。また、市内二つの私立高校においても生徒の確保に大変苦慮されているものと思います。

定員割れの理由としましては、少子化問題が第一で挙げられますが、そのほかの理由として、私立学校への進学の際の国の経済的支援制度や大学への進学実績の高さ、スポーツなどの実績の高い市外高校への進学を希望する傾向にあるのではないかと考えております。これは本市のみならず県内共通の傾向ではないかと認識しております。

本市には、公立、私立を合わせ高校が五つあり、定住の促進をはじめ教育、文化、産業などの振興に果たす役割が非常に大きく、今後も必要不可欠な存在であると考えておりますので、定員割れとなっている現状については危惧しているところでございます。

議員御質問の地元高校の定員割れへの対策につきましては、これまで大俵まつりにお

ける中学生の部、高校生の部への参加、スクールバンドコンサートへの参加、地域との連携したSDGsへの取組への協力、高校生と企業がコラボしたふるさと納税返礼品のデザインの支援、県立大で進めている高校魅力化プロジェクトなど、様々な機会を通して、地元への愛着や地元高校への関心が高まるよう努めてきたほか、令和2年度から市内の高校生も参加する玉名未来づくり研究所で、若者目線で市の魅力や課題を見いだし、玉名に住んでみたい、住み続けたい、帰ってきたい玉名をつくる、の実現に向けた活動を継続して支援しております。

このように若者自らがまちづくりに関わる仕組みを構築し、学校や地域、企業や行政が相互に連携することで、玉名への愛着形成を図っていきたいと考えております。

そのほか、高校を身近に感じてもらえる取組として、本年度から広報たまに「たまなヤング欄」を設け、リレー形式で市内五つの高校の魅力を発信しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

4番 瀬崎 剛議員。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） 先ほど休憩前に高校の中学校や地域への交わりや、市としての関わりがあるかということをお尋ねしまして、そちらに対して答弁いただきました。

これは特殊なケースであります。熊本県高森高校は、2023年に全国初のマンガ学科を設置されます。マンガ出版社コアミックスの堀江信彦社長、この方は週刊少年ジャンプの元編集長ということでもありますけれども、幼少期を高森町で過ごした縁で、2019年にマンガを通じた地域活性化を目指す連携協定を町と締結されておりました。その関係もありまして、今度開校ということになるみたいなんですけれども、北斗の拳の原哲雄氏やシティーハンターの北条司氏らも特別講義を行なう予定ということになっております。

本当これはレアなケースだと思いますけど、玉名に関しましても、先ほど言いました農産物を扱っておられる北稜高校もありますので、ぜひ地域の特色を出していただけたらと思うんですけれども、生徒たちも忙しい中とは思いますが、クリアする問題もあるかと思いますが、玉名の大俵まつり、花しょうぶまつり、西部商店街の

ザ・夜市、こういったときの食バザールのブースなど、玉名高校、玉名工業高校、北稜高校、玉名女子高校、専大玉名高校、この学校のブースを並べて、学校名の入ったのぼり旗を立てて、地域の人と一緒に参加していただいて、小さい子どもたちに地元の高校のお兄ちゃん、お姉ちゃんが地域の行事でも頑張っている、そういう姿を見せて、親しみ覚えてもらうというのも一つの手ではないかなと思っております。

しょうぶまつりは、高瀬クラブへ参加されている高校があったり、大俵まつりにも参加されている高校があるかもしれません。そのような、それが高校生になる、これから高校生になる子どもたち、親近感を与えたり、高校を出てから他の大学に行かれても、玉名に帰って働こうかなとか、もし就職で帰れなくても、そのときは玉名にふるさと納税しようかなあと思ってもらえるようなきっかけにもなるかもしれませんので、そういった中での機会があるときは、ぜひサポートをしていただければと思っております。

それは、その次の質問に移ります。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） 3番、人口減少下での学校規模・配置適正化基本計画についてお尋ねいたします。

開校した玉陵小学校、小天小学校、統合前後の状況について、様々な立場の御意見を聞かれ、地域のコミュニティーにも配慮され、集団の中で学習し、遊び成長していけるように、子どもたちのことを一番に考え、進めてこられたと思いますが、統一前後の両校の児童数、クラスの数、それと成果と課題を教えてくださいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の玉陵小と小天小の統合前後の状況についてお答えいたします。

玉陵小学校は玉陵中学校区の六つの小学校と統合し、平成30年4月に開校し、小天小学校は、天水中学校区の小天小と小天東小学校が統合し、令和2年4月に開校しております。

まず児童数ですが、玉名市学校規模配置適正化基本計画を策定しました、平成24年度の玉名市全体の児童数が3,650人だったのに対して、令和3年では3,337人となり、この9年間で児童数が313人、8.6%減少しております。

玉陵小学校に関して言いますと、平成24年度に、統合前の6小学校の児童数が349人だったのに対し、令和3年度は306人で、児童数は43人、12.3%減少しております。

小天小学校についても24年度の児童数が182人だったのに対して、令和3年度では121人と61人、33.5%の減少となっており、玉名市全体の減少率と比べまし

てより減少率が大きいことが分かります。

全国的な人口減少、年少人口の減少の中で、学校の統合が児童数の増加に寄与することは難しいと思いますが、子どもたちのためにより良い教育環境を整えていくということを第一に考え、学校再編を進めているところでございます。

次に成果と課題についてですが、両校ともに統合前から修学旅行をはじめとした行事と合同で実施したり、小学校間の連携交流を図ったりして、子どもたち同士の交流を深めると同時に、教職員の情報交換についても随時行なってきたため、子どもたちは開校後も新しい環境にスムーズに移行することができたと答えております。

そして、成果として、児童が授業においてより多くの考えを出し合うことで、多様な考え方に触れることができるようになったこと。集団生活の中で関係づくりを学び、社会性を身につける機会が増えたことなどが挙げられます。

課題としては、校区が広がったことにより、地域の伝統行事や文化等を学ぶ機会が少なくなったこと。また、両校ともにスクールバスを導入しておりますので、歩く機会が少なくなったことなどが挙げられ、そのことによる体力の低下も懸念されております。現在、地域の伝統行事や文化等を学ぶ機会を確保していこうと、児童がそれぞれの旧小学校区に出かけていき、ホテルを放流したり、伝統芸能を地域の方に披露したりして、地域の文化や伝統に触れ合う場面を設定するなど、各学校で工夫しながら取り組まれております。

また、体力の低下につきましては、授業が始まる前の毎朝のランニングや、体育での運動量の確保など、体力を向上させるための取組については、日常的に行なっているところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。子どもたちの様子も詳しくいただきましたし、初めは戸惑うこともあると思いますが、子どもたちは慣れるのは早いですし、トータル的に考えてもやはりよかったかなと思っております。

では、この10年間の進捗状況についてなんですけれども、地域の方と話し合いながら始めていかれたので、やはり当初の予定よりは遅れているみたいであります。これまで10年間の進捗状況を教えていただければと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員の質問にお答えいたします。

玉名市立小中学校の学校再編につきましては、平成24年10月に策定しました玉名市学校規模配置適正化基本計画に基づいて進めております。この計画期間の10年間では、玉陵中学校区の梅林、月瀬、玉名、石貫、三ツ川、小田の六つの小学校が統合し、

平成30年4月に玉陵小学校が開校し、そして、天水中学校区の小天、小天東の二つの小学校が令和2年4月に統合して、小天小学校が開校しております。

学校再編には想定以上に時間がかかり、当初のスケジュール通りに進めることはできておりません。現在は、小天小学校と玉水小学校の統合について、天水中学校区新しい学校づくり委員会で今、意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。そうですね、なかなか難しいこともあると思うんですけども、やはり子どもたちのためということで、着実に進めていっていただきたいと思っております。

それでは、統合の経過から10年がたちまして、恐らく今、今後の10年計画等を立てられているのではないかと思っております。この先の児童数の減少からすると、数だけ見れば、予定では恐らく中学校区でまとめていかれることになっているとは思っております。その場合、この先その児童数とかを考えて、ひょっとしたら校区をまたいだ統合とかもあるのかなあとか、中学校も統合する必要があるのかなということも思ったりもするのですが、実際に皆さんも御存じであるとおおり、2010年荒尾市では、荒尾第一中、第二中が統合し海陽中学校となりました。その後、その海陽中から荒尾中央小学校の校区分が荒尾第3中に統合しております。これ多分三中のほうが少ないということだと思うんですけども、そこも頭に描いて進めていかなければいけないのかなとも思っておりますが、今後そのような計画はどのようにお考えかなと思ってお聞きしたいと思えます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の今後10年間の計画についてお答えいたします。

平成24年10月に策定しました玉名市学校規模配置適正化基本計画は、令和3年度まで、今年度までの10年間の計画となっておりますので、昨年、一昨年ですかね、令和2年の11月に第2次基本計画の策定に向けた、玉名市学校規模適正化審議会というものを新たに設置し、これまで7回にわたって協議を行なっております。

そして本年1月に審議会からは、学校規模適正化についての基本的な考え方について、建議という形でいただいておりますので、その内容に基づいて、今後10年間の計画を教育委員会のほうで策定していくこととなります。

建議では、子どものための教育環境整備を第一に考えるべきという観点から、切磋琢磨できる教育環境の整備が重要課題であり、子どもの生きる力、とりわけコミュニケーション能力の育成、さらには学びの集団づくりが求められると提言されておまして、

そのための学校の適正規模としては、1学級20人から30人、各学年2学級以上が望ましい。ただし、統合しても各学年2学級以上とならない小学校が出てくるとも想定されることから、統合後に学年1学級となる場合においても、学級20から30人という数は確保していただきたいという提言がなされております。

また、学校規模の適正化を推進していくに当たっての優先順位については、児童数の将来推計を基に12学級未満の小規模校、特に複式学級を有する過少規模校など、学校運営上改善の必要度の高い学校から、六つのゾーンに分けた中学校区単位での推進を図ることとし、保護者や地域住民の理解を得ながら進めると提言されております。

さらに、現在の小学校区のコミュニティーについては、学校統合によるコミュニティーの拡大という考えで進めることとされており、合併旧3町の範囲については、学校を取り巻く社会的歴史的な背景に留意し、地域アイデンティティ、郷土意識を尊重した推進を図ることと提言されております。

そのほか老朽化が進む校舎などの施設整備を計画的、効率的に進める。また、子どもの運動能力、体力づくりの観点から、統合後のスクールバスの利用条件については、検討を行なう必要があるという意見もいただいております、今後はいただいた建議を基に計画を策定していくこととなります。

次に、児童数を中学校区ごとに集計した予測でございますけれども、令和3年5月1日現在の中学校区ごとの児童数は、玉名中学校区で1,436人、玉南中学校区で279人、玉陵中校区で306人、有明中校区で416人、岱明中校区で663人、天水中校区で237人、合計で3,337人となっております。令和3年5月の住民基本台帳を基に令和9年度の児童数を予測しますと、玉中校区では1,292人、玉南中学校区で236人、玉陵中校区では293人、有明中校区では348人、岱明中校区で569人、天水中校区で198人と、いずれの校区も減少することが予測されており、合計では2,936人と、今後の6年間で401人、約12%減少していくこととなります。

このように年少人口の減少が一層厳しくなっていくことが予想されることから、第2次基本計画の期間中であっても、この10年間の途中であっても、児童生徒数の推移を踏まえたさらなる検討が必要になってくるのではないかと考えております。

なお、中学校の統合についてですが、第2次基本計画期間中での統合は考えておりませんが、将来的にはこの中学校の統合についても検討が必要になるとは考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。そうですね、中学校区、学校区というのが、確かに理解はできる場所ではあります。地域のコミュニティーは、公民館活動や支館の活動など、校区ごとに形成されていることが多くて、今年度はコミュニティー推進課

でも支館の事務のスキルアップ研修会等を開催され、他の支館との交流、悩み事の相談とかも一緒にされておりました。ぜひ地域のコミュニティーを守りながら、子どもたちのために必要な統合を進めていただきたいなと思っております。

最後に教育長にお伺いいたします。今後の計画についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 瀬崎議員の質問にお答えいたします。

議員御承知のように、玉名市立小中学校の学校再編につきましては、平成24年10月に策定いたしました、玉名市学校規模配置適正化基本計画に基づき進めてまいりました。ただ、教育部長の答弁にもありましたが、学校再編には当初の想定以上の時間がかかりまして、現在までスケジュール通りに進めることはできていないのが現状でございます。

しかしながら、学校の役割としては、基本的な教科等の知識や技能を児童生徒に習得させるだけではなくて、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力や表現力、あるいは判断力、問題解決能力、コミュニケーション能力などを育み、併せて、社会性や規範意識を身につけさせることが求められております。そのような教育を実践していくためには、一定の規模の児童生徒数を有する集団を確保するとともに、経験や専門性などのバランスの取れた教職員集団の配置が必要であると考えております。

しかし近年、人口減少が急速化しまして、少子化に歯止めがかからない状況でもあることから、一定規模の児童生徒集団を確保するためには、学校再編は必要不可欠であると捉えております。

そこで、学校規模の適正化によりまして、より良い教育環境を等しく提供すること、あるいは、より望ましい学習集団の中で、教育活動が行なわれることを第一に考えたいと思っております。

一方、学校は地域コミュニティーの核という性質も持ち合わせておりますので、学校の再編に当たっては、教育部長も申し上げましたが、学校を取り巻く社会的、あるいは歴史的な背景に十分留意をして、郷土意識を尊重した推進を図りたいと考えております。そのためにも保護者や地域住民の方々に丁寧に説明を行ない、理解を得ながら進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 子どもたちのために決断しなければならないときがあると思いま

すが、しっかりと前に進めていただきたいと思っております。

最後に長くPTA活動を務めてこられました藏原市長にも、今後の計画についてぜひお気持ちをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 瀬崎議員の学校再編に対する想いということで述べさせていただきます。

学校は人間形成の基礎づくりの場でありまして、社会を生き抜く力を身につけさせ、地域の歴史や文化、伝統に対する誇りと愛着心を育む場でもあります。その学びやである学校施設は、子どもたちの学習の場だけでなく、地域コミュニティの拠点としての場でもあり、災害時には避難場所としての役割を果たす重要な施設でもあります。しかしながら、現在そのほとんどが昭和50年から60年に建設されておりまして、老朽化した施設の維持改修には、今後莫大な費用がかかることが想定されております。

また近年、全国的に少子化が進行しており、玉名市の児童生徒数の減少も加速度を増しています。少子化は小中学校の小規模化をもたらし、学校運営や教育効果等への様々な影響を与えるというふうに考えております。学校規模を適正化することにより、少子化に伴う教育上の諸課題を解決し、併せて老朽化が進む校舎等の施設整備を効率的に進めることができるというふうに思っております。

将来を担うかけがえのない子どもたちが、自分であったり他人であったり、そのかけがえのない価値を認識しながら、協働し、様々な分野に積極的に挑戦し、自らの可能性を高めていけるようにすることが、教育の最大の使命であり、それを支えることが行政の使命であるというふうに考えております。適正化の検討は様々な要素が絡む非常に困難な問題、課題ではありますが、教育条件の改善のために丁寧に進めていく所存であります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） ぜひ、子どもたちのことを一番に考えて進めていただきたいと思っております。

それでは、これで私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で瀬崎剛君の質問を終わりました。

次に、11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 皆さんこんにちは。11番、創政未来の北本将幸です。

世界においてはロシアのウクライナ侵攻が継続しており、依然として緊迫した状況が

続いています。これに関しては世界で反戦デモが起きており、日本の各地でも声が上がっています。子どもも含め多くの市民の方たちの尊い命が犠牲になっています。政治の原点にある者は、人の命を守る、人の暮らしを守ることではないでしょうか。民主主義の原点が失われている自体が一刻も早く収束することを願い、私自身これからも、誰もが安心して暮らすことができる玉名市を目指して活動していきたいと思えます。

それでは通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず始めに、消費者行政の取組について質問いたします。消費者行政における取組については、様々な分野があり、この分野における取組は様々な消費者トラブルに直面し、困られている方に対する支援であり、そのようなトラブルに遭わないように教育啓発していく支援であり、安心して暮らしていくために大変重要なものであります。

近年においては、インターネットなどを活用した新しいサービスの出現や、クレジットやQRコード決済など、取引方法の多様化により、利便性が向上し、消費者生活自体は豊かになってきている反面、その取引内容をめぐる新たな消費者トラブルが発生し、消費者問題は複雑化し、多様化しています。

また、多重債務などの消費者トラブルにおいても、単に借金を背負っているだけではなく、要因が多岐にわたっているケースなどもあります。玉名市でもこの消費者行政においては、消費生活センターを設置して、10年以上様々な取組を行なわれ、市民の方たちが安心して暮らせる体制づくりに取り組まれていると思えます。

そこで、まずはじめに消費生活センターのこれまでの取組について質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 北本議員の消費生活センターのこれまでの取組についてお答えいたします。

玉名市消費生活センターにつきましては、消費者安全法に基づき、市民に身近な消費生活相談窓口を整備するため、平成23年6月に設置され、以来、消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談業務、その解決に向けた助言や情報提供などを行なっております。

また、併せまして、消費者被害の未然防止や消費者啓発活動を行なうなど、消費者の安全、安心確保を目的に相談業務を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。消費生活センターは平成23年に設置されて、多重債務の問題とか情報提供、相談業務など様々に行なわれてきていると思えます。この取組は、やっぱり市長が掲げられている市民生活の安定に確実に繋がって

るんじゃないかなと思います。

この消費者トラブルというのは、冒頭にも申したように社会情勢の変化とともに、多様化して複雑化しています。多重債務問題においても、本当ただ単に借金を返済したから終わりですということじゃなくて、そこには多くの要因が潜んでおり、各種相談内容から様々な支援などにつなげていく必要もあります。そのためには、まずささいなことでもいいので、しっかりと相談ができる体制を形成していくことが重要になりますけど、現時点として、再質問になるんですけど、この消費生活相談の相談件数とか相談内容についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員再質問の消費生活センターにおける消費生活相談の件数及び内容についてお答えいたします。

3か年部分の件数を申しますと、まず、令和元年度は契約トラブル、架空請求等の消費生活相談が612件、多重債務相談が534件で、計1,146件。次に、令和2年度は、消費生活相談が827件、多重債務相談が414件で、計1,241件。最後に、令和3年度は、2月末現在で消費生活相談が774件、多重債務相談が585件で、計1,359件となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 相談件数が3年間だけ見ても1,200件、1,200件、1,300件超えて、まだ今年度は3月はまだ入っていないと思うので、もっと増えるんじゃないかなと思うので、増加傾向にあるんじゃないかなと思います。相談内容も恐らくいろんな多岐にわたるものも出てきているんじゃないかなと思います。

もう1点再質問なんですけど、近年においては、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大が2年以上継続しており、熊本県においては、今週からさらに2週間まん延防止措置が延長されることになりました。このように外出自粛などにより、世間とのつながりが希薄になり、孤立しがちな生活状況により、ネット通販などを利用する人が増加し、頼んでいない品物が送りつけられるなど、ネットに関連するトラブルも発生しているようですし、収入の減少などにより多重債務に陥ったなど、コロナ禍の中での相談というのも、今後さらに増えてくる可能性もあるんじゃないかなと思うんですけど、現時点として、この新型コロナ関連による相談状況としては、どのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員再質問の新型コロナウイルス禍における相談内容についてお答えいたします。

玉名市の消費生活センターに寄せられた、新型コロナウイルス感染症が原因と思われる相談といたしまして、39件の相談が寄せられており、令和2年度が23件、令和3年度が2月末現在で16件となっております。

主な内容といたしましては、いずれもコロナ禍が原因と思われるもので、収入減により借金返済ができない相談が15件、収入減に伴う副業サイトトラブルの相談が5件、旅行や結婚式場のキャンセルの相談が5件、その他通信販売トラブル等が14件となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） コロナが続いて2年ぐらいい経過して、やっぱりコロナ関連の相談も何十件あっているということなので、今後どうなっていくか分からないんですけど、やっぱり増えていく可能性もあると思います。

答弁にもあったように、キャンセルによるトラブルとか、収入が減少したことによるトラブル相談とか、いろいろあると思いますけど、先週の報道では、生活保護の申請数が2年連続で増加したとの報道もあっていました。新型コロナによる生活困窮が要因にもあると考えられます。コロナ禍においては様々な給付金などもありますけど、新たに借金を背負った方も多いと思います。今後はその返済が行なわれていきます。

そのような中で状況が回復していかなければ、相談でも借金の相談もあると答弁ありましたが、やっぱり多重債務に陥るといった可能性も考えられます。そうならないようにしっかりサポートしていくためにも、今後のこの消費生活センターの役割というもの大きいものがあるって、様々な消費者犯罪に対してもしっかり対策を強化していく必要があります。相談件数もここ3年だけ見てもやっぱり200件ぐらいい増加しているという、これかなりの増加だと思います。今、答弁聞いてですね。しっかりそれに対応できるための人員体制もそうですし、相談員自体のスキルというのも向上させていく必要があるんじゃないかなと思いますので、しっかり対応できるようにしていただきたいと思います。

次の質問に移るんですけど、この消費者教育において強化していくことの一つとして、この若年層に対する消費者教育があると思います。これは何でかと言うと、来月4月から成人年齢が18歳に引き下げられます。この成人年齢が引き下げられても飲酒や喫煙、競輪・競馬などの公営競技については、これまでどおり20歳以上からしかできませんけど、親の同意を得なくても様々な契約をすることができるようになります。クレジットカードやローンなどいろんな契約ができるようになります。このような契約については、今までであれば未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、未成年者取消権によりその契約を取り消すことが可能でしたが、今後は簡単に取り消すことはできなくな

り、責任を自分自身で負う必要が出てきます。この新たな消費者被害の拡大を防止していくために、成人年齢引下げに伴う消費者教育の推進についても取り組む必要があると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の成人年齢引下げに伴う消費者教育の推進についてお答えいたします。

令和4年4月1日施行の民法改正に伴いまして、成人年齢が18歳に引き下げることによって、18歳、19歳は法的に成人として扱われ、親の同意なしで契約行為が可能となります。このことにより、携帯電話の購入やカードローンの作成が可能となり、また、併せて契約に関する知識や経験が乏しい若者をねらった消費者トラブルが多く予想されることから、今後、市の広報紙やホームページ、SNSをはじめとした啓発はもとより、九州看護福祉大学及び市内高等学校に対する出前講座の開催について、検討を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 取り組まれてくと思いますけど、成人年齢引下げに伴う18歳、19歳の方たちの消費者被害を防いでいかないといけないんですけど、この独立行政法人国民生活センターが取りまとめた、全国消費生活情報ネットワークシステムの相談情報によると、平成28年から令和2年までの5年間、契約当事者を18歳、19歳とする相談件数は、毎年約1万件に及んでいるとされています。

成人年齢低下に伴い、消費者トラブルを増加させないためにも、国としても力を入れて取り組まれていると思います。実際昨日も玉名の公式LINEで、消費者庁の情報が発信されてきました。やっぱりこういうSNS等を使ってしっかり情報を発信して、出前講座もしていくとのことだったので、しっかり教育に力を入れていただきたいなと思います。

しっかり教育推進していくには、やっぱり専門家による教育をしっかり行なっていく必要があるんじゃないかなと思います。結局、高校とかになっちゃうと、高校、中学とかになっちゃうと、やっぱり学校に投げやりになる可能性もあるので、しっかり専門家で協力していくということが重要になると思うんですけど、行政としてそういう教育ができる担い手の確保、育成などに取り組んでいく必要があると思うんですけど、その辺についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員再質問の若者に対し消費者教育を行なう上での人材育成についてお答えいたします。

消費者行政を担当する職員及び消費生活専門相談員を対象に、毎年国民生活センターが主催します教育研修や消費者庁及び熊本県が主催する勉強会にも参加するなど、消費生活相談等の対応力の向上、法的知識の取得はもとより消費者教育の担い手育成を目的に人材育成の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。出前講座してくださいと言ったときに、教える人がいなかったら教育進んでいけないと思うので、その辺の人材確保というところもしっかり今後取り組んでいただきたいなと思います。

やっぱり消費者教育といってもやっぱりすぐにはできないと思うので、経験など様々な事例に対応しているからこそできる部分も多いと思いますので、やっぱりその上では今まで経験もあって、専門的な資格を持った相談員の方たちもおられると思うので、そういった方たちにしっかり出前講座を行なっていただけるような体制を取っていただきたいなと思います。

また、この教育については、しっかり計画的に取り組んでいく必要があります。人吉市では、この消費者市民、社会の実現に向けて消費者教育を総合的かつ一体的に進めるために、人吉市消費者教育推進計画を策定されています。いろんな目標、取組をそこに載っているんですけど、目標としては、私がちょっと目についたのは、消費者教育の拠点として位置づけられる消費生活センターの認知度向上をしていきたいとか、出前講座の受講者数を増加していきたいとか、いろいろ挙げられていました。

やっぱり玉名市においてもこういう具体的な目標を定めながら進めていく必要もあると思うので、やっぱり今後玉名市においてもこのような教育推進計画の策定も含めた取組をお願いしたいなと思います。

次の質問にいきますけど、三つ目が、やっぱりこういう若い人たちの消費者教育に加えて、やっぱり高齢化社会に伴い、一人暮らしの老人や認知機能の低下した高齢者などにおける消費者トラブルも増加しています。そこで高齢者などにおける消費者教育の推進については、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の高齢者における消費者教育の推進についてお答えいたします。

本年度より消費者被害に遭いやすい高齢者等に対しまして、消費者被害の未然防止を目的に、市のホームページ上に消費生活緊急情報と題し、バナーを設け、高齢者等が気をつけるべき被害の情報を掲載しているところでございます。

また、昨年度の10月には、玉名市消費生活安心条例に基づきまして、訪問販売お断

りステッカーを全世帯に作成、配布しており、高齢者に多く見られる訪問販売被害の防止に役立っているところがございます。今後広報紙での啓発はもとより、高齢者におけるさらなる消費者被害の防止を図るため、老人会等に対する出前講座の開設等についても検討を行なってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱり高齢者などに対してもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

1点、若者も高齢者も含めた上で、再質問になるんですけど、デジタル化の進化に伴って、ネット上での課金や架空請求など、多様化複雑化している消費者問題に対して、本当にいつ誰がどんなトラブルに巻き込まれるか分かりません。若年層から高齢者まで幅広い年齢層に対して、今後も引き続き、金銭教育、消費者教育を推進していく必要があります。

この玉名市の消費生活センターの特徴として、金銭管理教育に力を入れておられるということが、以前広報紙でも取り上げられていました。しっかりこの消費者教育を今、実施されていると思います。これをさらに今後も推進していく必要があると思いますけど、その考えについてはどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 再質問の金銭管理教育の必要性についてお答えいたします。

多重債務相談に来られる相談者の多くの方が、金銭管理がうまくいかないなどの理由で、債務超過に陥られている方が多いことから、必要に応じて家計改善支援を行ないながら、金銭管理教育を行なっているところがございます。今後も金銭管理教育の重要性に鑑み、多重債務者の状況に併せた支援を行なってまいりますとともに、出前講座の開設等についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 本当玉名市においてはいろいろな教育、啓発、相談等いろいろなことをしっかり取り組まれていると思います。やっぱり、引き続きそれをできるように進めていただきたいなと思います。やっぱりこの消費生活センターに相談すれば問題が解決するんじゃないかということは、市民の方々にとっても安心につながると思いますので、ぜひ今までどおり、それ以上に進めていただきたいなと思います。

そういう取組もあって、これ4番目の質問になるんですけど、玉名市においては、全国初として、玉東町、南関町、和水町と広域による、この1市3町による条例、消費生

活安心条例を同文で制定され、相互連携を図りながら消費者被害の未然防止に取り組まれていると思います。その取組は、去年の令和3年4月から、玉名市消費生活センターが広域窓口となって、1市3町の住民からの相談に対応しておられると思います。今、1年経過したんですけど、その1市3町による消費者行政の一体的運営の取組については、どのような現状かお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の1市3町による消費者行政の一体的運営の取組についてお答えいたします。

令和3年3月に、玉名市、玉東町、和水町及び南関町により、中心市集約方式による消費者行政に関する連携協定を締結したところでございます。この協定により、各町の消費生活相談を玉名市消費生活センターに集約した体制を実施しておりまして、必要に応じて1市3町の担当者による被害状況等の確認、統合後の事務の見直しのための連絡会議の開催や、消費者行政に係る勉強会を実施しているところでございます。また、広報紙による啓発も共同して行なうなど、連携した消費者行政運営を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この1市3町連携して取り組むということは本当に良いことだと思いますし、やっぱり玉名市が率先してやってきて、この広域の窓口が玉名市にあって、様々な問題に対して活動されているわけですけど、この広域になるということは、相談員の方たちが実際に隣の町まで行くということも出てくると思いますから、かなり業務が広がっているんじゃないかなあとと思います。やっぱりそれに対応していくためにもしっかりと人員確保、人員を増やしていくなどの体制整備が必要じゃないかなと思いますけど、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 再質問の1市3町による消費者行政の一体的運営を行なうに当たりまして、消費生活相談員の人員増を含めた組織体制の充実が必要ではないかとの質問にお答えいたします。

1市3町による消費者行政の一体化に伴う、消費生活相談員の増員につきましては、令和3年度当初予算におきまして、消費生活専門相談員の任用に係る3町負担金として、それぞれの町より負担金をいただき、人員増を行ない、組織体制の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱり1市3町増やしたということで、3町から負担いただいて、スタート時点、4月スタートされた時点で増員されて、体制しっかり整備して1年取り組まれてきているんだと思います。やっぱり本当範囲が広がって、業務も増えている、相談件数も恐らく増えていると思うので、やっぱりこういう人為的な体制をしっかりと整備していくことが必要なんじゃないかなと思うので、引き続き体制整備に努めていただきたいなと思います。

5点目の質問に移るんですけど、この消費者行政における対策をやっぱり強化していくために必要となってくるのが、やっぱり市の庁内だけでは難しいところがあるので、やっぱり多くの関係機関との連携が必要になってくるんじゃないかなと思います。様々な地域の方たちが消費者行政に関わることによって、消費者被害の未然防止につながっていくと思います。

そこで、玉名市においても見守りネットワークを強化していくために、この玉名市消費者被害見守りネットワーク連絡協議会をつくっておられると思いますけど、その活動の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の玉名市消費者被害見守りネットワーク連絡協議会についてお答えいたします。

令和2年4月に消費者安全法の規定に基づき、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害の早期発見、救済を防ぐことを目的に、玉名市消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を設置しております。また協議会の委員につきましては、庁内関係課をはじめ有識者や警察、消防、保健所等の関係行政機関及び区長会、民生委員、老人会等の各種団体の代表等により構成し、年に2、3回程度開催を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱりこの外部の機関との連携というのも本当必要だと思いますので、実際、年2、3回しっかり情報を共有されているということなので、必要な時は恐らく開催される回数も増えてくると思いますけど、しっかり連携取れるような取組を引き続きお願いしたいと思います。

この外部との連携も必要なんですけど、さらにこの庁内、庁内の連携も必要になってくると思います。やっぱりこの消費者問題は本当要因が多様化しているので、問題を解決、処理したから終わりというものではなくて、やっぱり根底に潜んでいる要因をしっかりと分析して、問題全体をふかんして見て、その後の生活支援につながるように、福祉とか教育とか様々な部署と連携を取っていく必要があると思います。

この庁内の連携強化ということで、この玉名市内においては、市の庁内においては、玉名市生活安心ネットワーク委員会というものを構成されていると思いますけど、そこでの取組というのは、現状どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員再質問の玉名市生活安心ネットワーク委員会の開催状況についてお答えいたします。

自殺、生活困窮、人権問題等、市民生活に関わる深刻な問題に対しまして、解決に向けた積極的な施策の推進及び生活再建に向けた適切な支援を図る目的で、くらしサポート課、営繕課、税務課等の17課の委員により構成される玉名市生活安心ネットワーク委員会を組織しており、年に2、3回程度開催しているところでございます。

特に一昨年度からは、市民の困り事に対し、つながるシートを活用した庁内連携体制の強化、縦割り意識の解消等を議題に会議を進めており、今年度は新たに生理の貧困問題についても議題として取組を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、答弁にもあったんですけど、この縦じゃなくて横のつながりをしっかりしていきたいということで、つながるシートというのも取り入れられながら、庁内連携、さらに進めていかれると思いますけど、やっぱりこの横のつながりというのはなかなかできるようでできないことだと思いますので、そこがしっかり機能していくように、しっかり消費者センターを窓口になって、庁内にしっかり広がって、問題解決していけるような仕組みを構築していただきたいなと思います。

それで、いろいろ質問してきましたけど、最後の6点目になるんですけど、やっぱり、この体制整備というのがやっぱり重要になると思います。しっかり今までも玉名市として取り組まれてきていると思いますけど、やっぱりさっきの相談件数の増加もありますし、1市3町で取組が1年過ぎて2年目に突入していくわけですけど、この体制整備について、現時点でどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の消費者行政を推進していくための体制整備についてお答えいたします。

消費生活センターに相談に来られる多くの方が、借金をはじめ就労のこと、病気のこと、家族の問題等、複合的な問題、悩みを抱えておられる方が多く、消費生活センターだけで解決できない相談者が少なくないことから、現在取組を強化している課、課題解決のための庁内及び関係機関との連携をはじめとした、重層的支援体制の整備を図ってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） しっかり課の連携は取っていただきたいと思いますが、今、答弁にも出てきたんですけど、消費者センターだけではやっぱり解決できないということも出てくると思いますし、やっぱり相談件数が増えてくれば、対応できなくなってしまうようなケースも考えられなくもないと思います。

やっぱり国においても消費者庁を設置されて、消費者行政については、引き続き力を入れていかれると思います。現時点でも地方消費者行政強化交付金などの補助金もあると思うんですけど、こういうものも活用しながら体制をしっかりと整備していくことが重要なんじゃないかなと思いますけど、こういう国の補助金的な支援などの活用の状況としては、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員再質問の消費者行政を行なう上での補助金の活用状況についてお答えいたします。

消費者行政に係る補助金につきましては、熊本県の消費者行政支援補助金、補助率が50%でございますけれども、これを活用して業務を行なっており、無料法律相談の開催経費、国民生活センターが行なう研修参加費用、消費者教育に係る経費、連絡協議会等の開催に係る経費等、補助金交付要綱のメニューを最大限に活用し、業務を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱり、しっかり国の支援も活用しながら、体制強化に努めていただきたいなと思います。

この体制強化については、連携を強化して、重層的な対応をできるようにという答弁があったと思いますが、今まで質問したように、やっぱり成人年齢の引下げ、コロナ禍による生活困窮などに伴い、今後、相談業務、多重債務問題など、消費者トラブルは増加していくことも予想されます。消費生活センターの担う役割というものは、今後さらに重要になってくるというのは分かると思います。

先ほど、重層的な連携で体制整備をしていきたいという答弁もありましたけど、それも重要だと思いますけど、具体的に体制の強化を図っていく必要があると思います。そのためにもセンターの人員を増員するなり、予算をかけていろんな事業を実施していくとか、そういう実際具体的な取組も必要になってくるとは思いますけど、もう一度、今後の体制強化についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員再質問の体制の強化についてお答えしたいと思います。

今後コロナ禍の感染拡大がどのような状況になるか、不透明な部分も多々ございますけれども、相談件数の増加に応じた相談員の体制整備について、今後検討を行なうとともに、事務事業のさらなる効率化、見直しも併せて行ないながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 市としてしっかり対応していかれると思いますけど、この質問の聞き取りのときあったんですけど、今、答弁でも業務の見直しということが言われたんですけど、新年度においては、消費生活センターの相談員が減少されるということです。これはくらしサポート課内の業務整理によるもので、くらしサポート課の生活困窮における家計改善支援事業に業務が一本化されるということで、相談員が減るということでした。

この家計改善支援といっても様々なケースがあると思います。確かに、生活困窮で家計の支援が必要になる方もおられると思いますが、そのほかに収入があるけど、ほかの要因があって家計がうまくいかないというような、やっぱり家計改善支援というの必要な方もいると思います。だから今までくらしサポート課にも窓口があったし、消費生活センターにも窓口があって、二つの窓口があったんだと思います。

この家計改善支援業務という名前だけで見ると同じ業務のように感じるんですけど、やっぱり違う側面を持った部分があるということも事実だと思います。結果的に今回業務の集約という形で見直しが行なわれ、来年度、新年度4月から消費生活センターの相談員が減少するわけですけど、やっぱりこれは、1市3町、ほかの市町村にも影響が及ぶことになると思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけど、玉名市において、消費生活センターを設立され、消費者施策に10年以上取り組まれてきました。その間消費生活安心条例を制定され、庁内連携の生活安心ネットワーク委員会を設立され、外部との関係機関の連携である消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の設置、1市3町での広域的な取組など、この玉名市における消費者施策の取組は着実に進んできていると思います。

しかし、進んでくると同時にやっぱり業務の内容は増大し、時代背景の変化も伴い、問題は多様化・複雑化しています。さらには、来月からは成人年齢引下げによる消費者教育の推進、また、今後引き続きコロナ禍の継続による消費者トラブルなど、さらに取り組むべき事項も増加していく可能性もあります。本来であれば人員増加してでも対応していくべきところなんですけど、来年度からは人員が削減されることになっています。

これでは、市長が目指す市民生活の安定にはつながっていかないと思いますけど、市長の今後の消費者行政についての見解を最後お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えします。

現在コロナ禍の影響によりまして、多重債務の相談、また生活困窮の相談が増加傾向にあるというところであります。市として、相談件数に応じた相談員の人員配置を適宜検討することはもとよりでありまして、やはり重要なのは庁内横断的に各部署における連携の強化、併せて外部関係機関との連携強化、これをしっかりと体制を整えてさらに図っていくことによって、様々な課題を抱える市民の皆様に対する部長答弁でもあっておりますけれども、重層的な相談支援体制の充実、強化を図りながら前に進めていきたいというふうに思っております。そして、みんなの生活を守る福祉のまちづくりをしっかりと推進してまいる所存です。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 市長も今、答弁ありましたけど、連携強化を進めていきたいということで、私も連携強化は本当難しいと思いますので、いろんな問題があると思うので、しっかり対応できるようにしていただきたいなと思います。

今年もう1,300件以上の相談があっていて、この消費者問題に対する相談窓口として、やっぱり消費生活センターが市民の方に認識されてきているんじゃないかなと思います。人吉が計画において目標を定めていたように、さらにこの消費生活センターの認知度を上げていく必要もあるのではないのでしょうか。やっぱりここに行けば良いという場所があるということは、市長が福祉のまち、市民生活の安定、本当掲げられていますので、それに絶対つながっていくと思います。

令和2年に条例制定されて取り組まれていると思います。広報たまなの8月号、今年の8月号には特集をあげて取り組まれていました。やっぱりこれは市の本気度があって、今まで培ってこられた10年の経験があるからだと思います。新型コロナウイルスの感染拡大はまだ継続していき、この消費者問題というのは、今から表面化してくる問題というものもあると思います。やっぱり玉名市において、今まで先進的に独自の消費者行政対策を実施され、様々な問題に対応しながら培ってきた経験というものがあります。他の関係機関とのつながりも強固なものがあると思います。これもやっぱり今まで消費生活センターを設立されたから、センターの職員や相談員の方たちが、今まで体制を構築されてきた賜物だと思います。

市長も、最後に消費者トラブルを解決していくために力を入れていきたいと言われておりますので、やっぱりこの玉名市では県内初の取組を推進されており、今後重要となっ

てくるいろんなトラブルに対応していくために、今一度この消費生活センターの運営、人員確保、体制整備などの方針について、しっかりと状況を分析しながら、現場の意見を反映しながら進めていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 次に、新玉名駅周辺整備事業について質問いたします。

この件については、前回の一般質問に続きさせていただきたいと思います。整備においては、重点施策の一つとして、令和2年に策定した新玉名駅周辺整備方針において進められていると思います。新年度予算においても、この新玉名駅周辺整備においては、新たに予算もついております。

そこでまず、新年度予算に計上されている新玉名駅周辺まちづくり等支援業務委託について、どのようなものか質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 北本議員御質問の新玉名駅周辺まちづくり等支援業務委託についてお答えいたします。

新玉名駅周辺整備事業につきましては、令和2年8月に新玉名駅周辺整備方針を策定し、優先的に整備すべき範囲6.67ヘクタールの地権者の皆様との勉強会や意見交換を進めております。令和3年度は、新玉名駅周辺整備合意形成支援業務委託事業として事業を実施してまいりましたが、新型コロナウイルスの影響等もあり、地権者の皆様の合意形成までには至っておりません。令和4年度も整備方針に基づく対応を継続し、さらには、新たな取組を行なうため、新玉名駅周辺まちづくり等支援業務委託事業として今回予算を計上しております。

内容としましては、事業手法決定への合意形成につなげるための勉強会や説明会の開催、民間企業誘致に関する各種市場調査、地域分析などを実施するための関連予算でございます。今後新玉名駅周辺整備事業を進める上で必要な予算と考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この駅周辺については、市の重点施策として進められていると思います。今年度も予算をつけられて、合意形成には至らなかったということで、引き続き新年度においても説明会とか勉強会とか、調査とかするための予算ということだと思います。やっぱり、しっかり説明会なり勉強会なり、その地域の方の理解を得ながら進めていけるようにこの予算使っていただきたいなと思います。

もう1個、新年度に予算があがっているんですけど、やっぱり進めていくには具体的に進めていく必要があると思うんですけど、その予算として、この新年度予算で道路整備などインフラの予算が上がっていると思うんですけど、この新玉名駅周辺におけるインフラ整備については、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員御質問のインフラ整備についてお答えいたします。

整備内容につきましては、令和3年度に予定しておりました新玉名駅西側駐車場の西側一部区画道路、南側排水路、下水道などの関連工事であり、令和3年度中に事業を進めるための環境が十分に整わなかったため、工事が実施できなかったことから、引き続き、工事に必要な予算を令和4年度予算として改めて計上したものでございます。早期のインフラ整備を実現するための環境づくりに今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 予算としては今年度できなかったから、来年度できるように予算づけされているということで、道路整備とか、排水路の整備とかの予算だと思いますけど、優先的に整備される範囲、さっき答弁にもあったんですけど、6.7ヘクタールを進めていかれると思いますけど、以前のこの議会の答弁だと、この道路インフラを市で先行整備することで、民間開発をバックアップしたいと回答されておりました。このインフラ整備、今後進めていく進め方としては、市がインフラを整備して企業を呼び込んでいくのか、それとも企業と一体となって、インフラ整備を市が補助していくような形で進めていくのか、どういう方向で進めていくのか、今一度ちょっと改めて、その方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

インフラ整備につきましては、開発を希望する企業と事前協議を行なった上で、工事を実施する手法が望ましいと考えております。開発に併せたインフラ整備を行なうことが、企業も造成時に工事を円滑に進めやすく、市も造成後に不要となる構造物を設置する必要はないなどの事業費の圧縮につながるため、今後の新玉名駅周辺整備における基

本的なインフラ整備の方針につきましては、開発と一体で進めることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今の答弁だと先行してじゃなくて、業者が来て、一体的になって市も補助しながら進めていくというような進め方だと思います。やっぱりしっかり市の重点政策なので具体的に進めていかれると思いますけど、しっかり合意形成図られるようにしながら、市がリーダーシップとった上で進めていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 最後に、一部過疎指定地域における交通ネットワークの形成について質問いたします。

来月4月より玉名市の一部旧天水地区が過疎地域に認定されることとなりました。これに関しては、一般質問も何件かあっていますが、これは人口減少率や財政力指数などにより認定されることとなります。過疎地域においては、計画的な対策を実施するために必要な特別措置などを受けることができるようになります。これの基になるのが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法であります。過疎法においては、議員立法において設立されたもので、その後10年ごとに見直しがされ、今年度、令和3年度より新しい法律が制定され、今後10年間の方針が示されています。

玉名市においても、今後地域の持続的な発展につながっていくようなまちづくりを進めていく必要があります。その中で、過疎指定地域における交通ネットワークの形成について質問させていただきます。

持続発展な地域を形成していくための基礎となるものの一つが、交通網の形成ではないかと思います。現在、天水地区においては、みかんタクシーが導入され、地域交通ネットワークの一役を担っていますが、現在、その運行の見直しが検討され、新たな形態の導入に向けて対応が進められていると思います。今後は過疎地域と市内中心を結ぶネットワークの強化が必要になってくるとと思いますが、交通ネットワーク形成についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の一部過疎指定における交通ネットワークの形成についてお答えいたします。

現在の天水地域の公共交通は、玉名駅や熊本市内を結ぶ路線バスのほかに、熊本市との共同運行をしているみかんタクシーがあります。このみかんタクシーは決められたル

ート上でしか乗り降りできず、また天水地域であっても路線バスやみかんタクシーが運行していない、公共交通不便地域が存在しています。

令和元年7月に天水地域と市中心部を結ぶ乗合タクシーの導入を求める要望書が提出されたことから、みかんタクシーの共同運行をする熊本市と見直しの協議を重ねてまいりました結果、令和5年3月末でみかんタクシーを廃止し、同年4月から、玄関先から目的地まで円滑に移動できる新たな乗合タクシーの運行を開始する予定です。今後、公共交通計画や過疎地域持続的発展計画を策定しますので、その計画との整合性を図りながら、交通ネットワークの形成を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。新たな乗合タクシーが、導入は令和5年4月に向けて進められているということなので、やっぱり交通移動手段というのは、やっぱり生活していく上で必要になってくる部分だと思いますし、やっぱり高齢化が進んでいるところでは、ますます必要になってくる部分でもあると思いますので、この乗合タクシーも含めて、ほかの公共交通もしっかり体制が取れるようにしていただきたいなと思います。

1点まず再質問なんですけど、この過疎法における過疎債なんですけど、それはインフラや公共施設など、このハード面に加えてこのような交通形態など、ソフト事業にも利用するという、利用できるという利便性の高い起債になるんですけど、この財政的な支援は受けられるのは受けないと、なるべく受けないといけないと思いますけど、そのためにやっぱり答弁にもあったんですけど、過疎地域持続的発展市町村計画というのを定めないといけないことになっています。この交通ネットワークも含めて、様々な地域の課題を解決できるような計画にしないといけないと思いますけど、今後の計画策定についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

過疎地域における事業に対して、過疎対策事業債の発行や国庫補助率のかさ上げなどの財政支援措置を受けるためには、市町村で策定する過疎地域持続的発展計画で、必要な事業を定めることが必要です。これは議員おっしゃられるとおりです。

これから策定を進める過疎地域持続的発展計画には、天水地域の状況や特性を踏まえた上で、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興など、様々な分野にわたり地域の持続的発展に必要な事業を定めていきたいと考えております。

そして、財政支援措置を有効に活用しながら、地域活力のさらなる向上を目指して、総合的かつ計画的に取り組むを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。やっぱり今、部長の答弁にもあったようにいろんな課題があると思いますし、それをしっかり解決できるような計画にならないといけないと思います。交通ネットワークのようなソフト面に加えて、天水地域においては、今後は学校の統廃合とか、その跡地の問題とか、今議会にも予算は上がっているんですけど、天水体育館改修とか、やっぱりハード面の事業ありますし、人材育成、定住化の促進とか、空き家の問題とか、本当いろんな課題があると思います。

その課題というのは、ただ単にそういう課題じゃなくて、地域の特性があった課題もあると思いますし、しっかり地域の住む方たちの意見が十分に反映されるような行程を作成して、実行できるような計画にしていきたいなと思います。

その計画に具体的にすぐ取り組まれていくと思いますけど、最後に、副市長に質問したいんですけど、この天水の出身でもあられて、旧天水町のと時からこの行政に携わってこられたと思います。やっぱりこの天水地区の課題とか、様々なことをよく知っておられると思いますけど、やっぱりこの天水をさらに発展させていくためには、どういう課題があって、どういう計画をしてどういうことを実行していきたい、どういう計画を立てていくべきかという、副市長の見解というか、考えを最後にお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

議員の質問の中での課題、それから今、今田部長が申しあげました天水町の課題等、質問と答弁の中であった課題、これが細かな課題だろうというふうに思っております。

端的に課題と申しますと、やはり過疎問題に対して人口減少というのが、大きなこの指定を受けた要因でございます、これが解決するところが一番の課題ではなかろうかなというふうに思っております。

特に今、15歳から30歳以下の人たちの人口減少というのが顕著でございます、また、そういう人口が少なくなっている中で、やはり生まれてくるお子さん方、この数が大変少なくなってきたというふうな状況にあります。

この人口減少の大きな要因といたしましては、やはり天水町はみかん産業を中心として農業で発展してきた地域でございます。その中で、やはりみかんの価格の下落によることで、やはり担い手のなり手が非常に激減して、そしてみかんを作っておられる方たちは施設園芸のほうに移っていったと。ただ、しかしそんな二足のわらじを履きながら

農業を推進していったときに、やはり担い手の人たちに魅力ある農業ではないというふうな形で受け止め、そして農業の担い手が減少している現状にあるのではなかろうかというふうに感じております。

そういう中で、どういう計画を立てていくべきなのかということでもあります。これは、市民の皆様方も天水町の住民の方も十分な認識を持っておる方と、そうでない方もいろいろおられますが、やはり幅広い方から御意見を拝聴しながら、そして、区長さんはじめ、民生委員さんとか支館の方とか、そういった方、そしてまた若い年代、PTAの方、消防団とか、そういう方々からも十分な御意見を拝聴し、そして、市としてもやはりこういう過疎対策があるというふうなことも、行政も一体となりながら計画を進めていく必要があるのではなかろうかというふうに感じております。

とにもかくにも天水町というところは風光明媚なところで、非常に魅力ある地域ではありますので、そういったものをしっかりと生かしながら、また農業の再生、産業の再生というものを図りながら、計画を進めていく必要があろうかなというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 11番 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） ありがとうございます。やっぱり天水地域が発展してこられた背景というのもありますし、今の人口減少が進んでいるという現状もあると思います。やっぱり今、副市長が言われたように、そこに住まわれている方たちの意見が十分に把握できて、それを基に市がこうした方がいいんじゃないというのをミックスさせた上で計画を立てていくと、良い計画ができるんじゃないかなと思いますので、より良い計画がつかれるように、様々なことをしていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時41分 散会

第 4 号

3月9日 (水)

令和4年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和4年3月9日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
- 2 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 3 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
- 4 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響について
 - (1) 市内事業所への支援状況について
 - (2) 小中学校について
 - (3) 生活困窮者の状況について
 - 2 歴史博物館こころピアの常設展示場の改修について
 - 3 玉名市都市計画道路の見直しについて
- 2 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 償却資産に係る課税について
 - 2 防災対策について
 - 3 天水地区の一部過疎について
 - 4 労働力不足の解消について
- 3 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
 - 1 九州看護福祉大学を生かしたまちづくりの推進について
 - (1) 大学との連携による取組の評価と課題について
 - (2) 大学の公立化について
 - 2 観光施設の民営化計画について
 - (1) 大衆浴場玉の湯の民営化について
- 4 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

- 1 交通弱者に寄り添った社会の実現に向けて
- 2 大野下地区経営体育成基盤整備事業について
- 3 玉名市のPR戦略について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

日程第3 決議案上程

(決議案第1号)

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 決議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(決議案第1号)

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について

散 会 宣 告

+++++

出席議員(22名)

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員(なし)

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
次長補佐	酒井裕之君	書記	前田もと子さん
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	総 務 部 長	永 田 義 晴 君
企 画 經 営 部 長	今 田 幸 治 君	市 民 生 活 部 長	蟹 江 勇 二 君
健 康 福 祉 部 長	酒 井 史 浩 君	産 業 經 済 部 長	上 野 伸 一 君
建 設 部 長	片 山 敬 治 君	企 業 局 長	荒 木 勇 君
教 育 長	福 島 和 義 君	教 育 部 長	藤 森 竜 也 君

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

15番 西川裕文君。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） ありがとうございます。おはようございます。本日、一般質問最終日になります。トップを務めさせていただきます15番、第二新生クラブ、西川裕文でございます。傍聴席の方、また、ネット配信で御覧の皆様方ありがとうございます。

さて、明後日11日になりますけれども、東日本大震災発生からちょうど11年目になります。今朝、1時前ぐらいだったですか、小さな地震を感じたところでありましたけれども、東日本大震災では死者の方々が約1万6,000名、関連で亡くなられた方を含めると約2万名の方々が亡くなっておられ、また、行方不明の方がまだ2,500名ぐらいいらっしゃいます。11年たっておりますけれども、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、新幹線新玉名駅ですけれども、開業がちょうど翌日の12日でありました。また、その2週間程度前2月下旬、玉名バイパスの全線開通があり、玉名市にとっても11年前の今時分は忘れられないときになっております。特に今現在、大震災後ですけれども、福島第一原発の事故によってまだ現在も帰還困難区域があります。

そのような状況の中で、一般質問の中でもありましたように、ロシアがウクライナに侵攻し、大変な状況にあります。ちょうど今から36年前の4月に原発事故が発生したチェルノブイリ原発がウクライナにあったことを今回知ることができました。ウクライナは5割以上の電力を原発で賄っておりますけれども、核兵器の使用も含め何が起こるか分からない状況で、これはあれですけれども、暗殺計画も出ているプーチン大統領が、早急にウクライナ侵攻を中止することを切に願うばかりでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。まず、新型コロナウイルス感染症の影響について、3項目について質問をさせていただきます。

まず、1番目になりますけれども、市内事業者への支援の状況について伺います。新型コロナウイルスが発生してちょうど2年以上経過をいたしました。今までに経験したことのない状況でございます。その間に、私の友人、地元の旅館業をされておる方です

けれども、2つの旅館ですけれども、新型コロナウイルスの影響で経営を他の事業者の方々に引き受けてもらうことになりまして、先日、旅館のお話を聞きましたけれども、本当に寂しく、また、残念でならない状況でございます。そのような中で、現在、まん延防止期間も21日までの延長になっております。そこで伺います。本当に多くの影響を受けている市内事業者の方々への支援の状況につきまして、今までの支援と今後の支援の計画についてどのように考えておられるか質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） おはようございます。西川議員の新型コロナウイルス感染症の影響についての市内事業所への支援状況についてお答えいたします。

令和2年初めから新型コロナウイルス感染の拡大は全世界に広がり、経済活動に大きな影響を与えてきました。今日まで株変異を繰り返しながら弱毒化してきているとされているものの、その感染力は衰えてはならず、いまだ経済活動へのダメージは長期化することにより顕著になってきていることは御承知のとおりでございます。

この間、経済活動を維持するため対策事業が国や自治体で展開されてまいりました。本市におきましても国、県の対策事業を補完するべく各種事業を展開しております。これまで行なってきた事業を大きく分類しますと、資金繰り支援に関する事業、事業の継続を給付金などにより支援する事業、事業所での感染防止対策を支援する事業、そして、地域の消費を喚起させる事業に分類されると認識しております。商工政策課所管におきまして、資金繰り支援に関する事業としては、制度融資利用者への利子補給事業などの2事業、事業の継続を給付金などにより支援する事業としましては、持続化給付金支援事業など13事業、事業所での感染防止対策を支援する事業といたしましては、飲食店等感染防止対策事業をはじめとする6事業、地域の消費を喚起させる事業としましては、地域応援商品券事業など4事業、その他ヒアリング調査2事業を実施してきております。これに併せて農林水産政策課所管の6事業、観光物産課所管の14事業、合計で47の市独自の経済対策事業を実施してきており、一定の効果があっているものと考えております。現在も消費喚起策であるポイント還元事業を実施しており、令和4年度予算にも商品券事業を計上させていただいております。

今後も地域の経済活動を停滞させないよう、ウィズコロナや感染症の収束を見据えた業態転換への支援や地域消費の喚起先に重点を移行しつつ、また、商店会などの団体が独自に取り組む活性化策への支援を行ない、地域経済の回復につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

今、部長のほうからございましたけれども、市独自の支援につきまして47事業をしていただいておりますし、今後も特に直接事業者に対しての支援、並びに市民の皆様方が経済活動していただくための消費を含めたポイントの事業等々を考えられております。なかなかいつ治まるかわからない状況の中で、それぞれ先ほど申しましたように、観光事業等々、温泉街のほうもそういうふうな状況の中で、今後も検討をとっていただきたいと思います。

一つだけ、これはまた希望になりますけれども、私の知人になりますが、国、県の事業関係について明日までに提出をせなんとがわからなかったということで、税理士さんのほうから話があったものでわかりましたというところで、市自体は、市のホームページではネットを通じていろいろ情報の伝達をしていただいておりますけれども、なかなか全部まで行き届いてないところもあると思いますので、今現在、行なわれておりますように商工会議所さんとか、商工会とか、いろんな団体、商店会まで含めたところによって連絡を今後も密にとっていただきまして、情報が事業所の方々になるべく通達できるように、直接情報が届くようなことでの対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、こちらのほうで質問させていただきます。2番目に小中学校の状況について伺います。小中学校におきましても陽性者の発生並びに濃厚接触等で大変な状況であると思ひます。その中で、今年度の具体的に修学旅行の実施状況並びに学校自体の休校や学級の休学等については、今までどのような状況になっているか質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 西川議員御質問の小中学校への影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生しましてちょうど丸2年が経過いたしました。やはり学校教育活動においても大きな影響が及んでおります。この2年間の玉名市の小中学校の休校や学年、学級閉鎖の状況については、令和2年3月から5月まで行なわれました全国一斉の臨時休校を除きますと、令和4年2月末現在で、これまでに小中学校5校が休校措置をとっております。このほか10校が学年閉鎖又は学級閉鎖の措置をとっております。休校しました期間は、長くて最長で3日間、学年閉鎖及び学級閉鎖の期間は1日から4日間となっており、それぞれの状況によって異なっております。また、修学旅行や集団宿泊教室等の学校行事につきましては、修学旅行を令和4年度に延期した学校が1校だけございますが、そのほかは、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて期日や期間内容を変更するなどしながら感染対策を徹底した上で実施してきております。

さらに、入学式や卒業式についても、保護者や在校生、来賓の参加人数を制限するなど、規模を縮小して実施しているほか、運動会や体育大会についても、例えば、半日の開催にするなど、各学校それぞれ工夫しながら取り組んできたところでございます。

この2年間、特にオミクロン株、現在の第6波においては、若年層に広がりが見られましたので、児童生徒を含めた学校関係者からも新型コロナウイルス感染症の陽性者が相応の数出ておりますが、感染経路は家庭内や文化スポーツ関係の習い事などがほとんどでございまして、学校内での感染の広がりは見られず、クラスターの発生もあっておりません。これは学校での基本的な感染対策が徹底されていることを証明するものと捉えておりまして、私たち教育委員会としまして、学校の先生方をはじめ、児童生徒の努力の結果であると改めて感謝する次第でございまして。

そのような状況下にあっても、学校では授業や行事等において感染拡大防止に向けた最大限の工夫をしながら、日々の教育活動を行っており、今後このコロナ禍への対応がどれだけ続くか不透明ではございますが、感染拡大防止対策を継続することで児童生徒への影響を最小限に抑えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

今、部長のほうからお話がありましたけれども、思ったようにそこまで多くなくて安心しました。また、学校内での感染防止の対策等々が十分になされておって、学校内でのクラスター発生等々があってないということで、本当に安心しましたし、今後もそういうところでの感染が起きないように対応していただくようお願いしたいと思います。また、修学旅行につきましても1校であると伺いまして、これにつきましてもちょっと伺ったところでは、修学旅行は2年生が行なうということで、3年生ではないということで、1校につきましては3年になってから行なうということもありましたので、本当によかったなと思えました。

オミクロン株によってありましたように若年層に今までよりは発生しているところもあります。今後とも対応をしていただくように、重ねてお願いをします。

先日も報告ありましたけれども、タブレットの導入で自宅での授業も受けられるというところもありますけれども、やっぱり面と面、人と人が会うということが、タブレットも大事ですけれども、会うということが必要であると思います。特に今も2年過ぎましたけれども、一昨年の今ごろは長い休みになって、特に今の2年生といたしますか、1年生に入るときに長い休み、初めてのコロナが起こったということで、特に今の小学校の2年生等々は今までにない経験をして、学力も含めたところで今までとは違う、ない経験をしていると思います。そういうところで学校の先生方も大変だと思いますけれ

ども、なるべく子どもたちが学校に行って、体験をするようなことで、今のようなことをできる限り続けて感染を抑えながら続けていただく工面をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、3番、生活困窮者の方々の状況について伺います。収束が見えない中、生活困窮者の方々の状況につきましては、増減も含めまして数値的にどういうふうになっているか伺います。生活困窮者の方々が増加しているか、現状はどういうふうになっているかということで質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の生活困窮者の状況についてお答えいたします。

まず、コロナ禍における生活保護受給世帯数などや特例貸付自立支援金の支給の状況についてでございますけれども、生活保護受給世帯はここ10数年で一番少なく、昨年度途中から420世帯を下回っており、現在も横ばいで推移しているところでございます。社会福祉協議会の特例貸付である総合福祉資金は、約1,300件と微増傾向が続くものの、半面、生活困窮者自立支援金は13件で見込みより少ない状況となっております。また、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金につきましては、本年1月31日から7,816名の対象者へ案内文書と提出書類を順次発送いたしまして、2月末時点で83%に当たる6,465名に支給が決定しております。本日、3月9日までの実質1か月間で82%に当たる6,389名に振り込みを完了いたします。

引き続き、各種支援制度をホームページ等に掲載するとともに、特例貸付の利用者など自立支援金や家計急変世帯に対する臨時特別給付金の対象と思われる方々に対しまして、個別に案内文書を送付するなど、周知を徹底し申請勧奨を進めてまいります。

また、大学生に対する支援といたしまして、学校が独自に実施いたしました授業料の減免措置への補助や施設実習の際に求められるPCR検査費用の補助のほか、昨年10月にはフードドライブによる学生支援を実施しております。このフードドライブによる学生支援と同等の事業につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の影響、学生生活における生活困窮の程度、それに伴うニーズを把握し事業実施の検討を行なってまいります。なお、前回の学生支援直後に物資提供事業所へ大学生のアルバイト就労が実現したところでございます。今後も様々な職種や就労時間帯のアルバイトの紹介など、事業者とのマッチングを支援していくとともに、本年4月からの成人年齢引下げに伴い、若年層への消費トラブルの未然防止に向けた啓発を図ることを学生支援の一部と捉え、学生にとって住みやすいまちの実現に向けた支援策を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたけれども、生活困窮者の方々についてのいろいろな面の対応をしていただいております、逆に人数につきましては、増えていないというところで安心をいたしました。また、貸付けも含めたところで本当にいろいろ対応を取っていただいているということで、今後も先ほど部長のほうからありましたように、直接していただくようなところでの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど今回の一般質問の中でもありましたけれども、先ほど部長のほうからのお言葉の中で、フードドライブの話もございまして、今後もぜひ、学生の方々への対応を考えていただきたいと、よろしくお願ひします。私自身もフードドライブのとき企業のほうと一緒に回らせてもらったときに、部長の答弁にもありましたように、学生さんのバイト先と申しますか、そういうふうなところの企業からのお話もあつて、今までわからなかったバイト先も見つかったという話も実際そういう機会もありましたので、今後もそういうことで学生さんに対しての対応も併せてお願ひしたいと思いますし、18歳から4月からなつてまいりますので、それも含めたところでの支援等々も今後ともよろしくお願ひしたいと思います。食物や日用品提供以外にも幅広い手助けのほうを今後とも繰り返してよろしくお願ひしたいと思います。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） それでは続きまして、2番目になりますけれども、歴史博物館こころピアの常設展示の改修について伺います。

先週土曜日3月5日ですけれども、高瀬官軍墓地におきまして西南戦争慰霊祭が行われました。今から145年前になりますけれども、明治10年2月25、26、27日の3日間ですけれども、西南戦争の関ヶ原の戦いといわれております高瀬の開戦が行なわれております。西郷隆盛の弟さんである西郷小兵衛さんが27日の日に永徳寺におきまして銃弾を受けられて戦死をしておられます。また、現在、こころピアでは中規模の改修が行なわれております。以前も常設展示物の改修についての質問をいたしましたけれども、再度お願ひも含めたところで伺います。

こころピアができて30年以上になりますけれども、常設展示物につきましては全然変わっておりません。それゆえに1市3町合併して16年半になりますけれども旧3町の展示はありません。また、菊池川流域の日本遺産にも遺産登録を受けましたけれども、これについても同様に展示はございません。現在、ロビーにおいて日本遺産の資料の展示が行なわれておりますし、中の常設展示場の隣の企画展示室において、現在、金栗四三展が行なわれております。常設展示場の展示物に関しましては、古代、中世、近世の3部の展示になっておりますけれども、展示の空間も狭く、こう言うと失礼になりますけれども、見に行っても「わあ」という感動がなかなか感じないところがあります。荒

玉地域において博物館はこころピアだけでありまして、定住自立圏の他の3町との話もあるようでありまして。何よりも合併した旧3町も含めた、また、日本遺産も含めたより幅広い展示物にならないと、玉名の歴史、文化を感じる事がなかなかできないと思います。小学生、中学生も含めまして、市民の皆様には玉名の歴史を知っていただき、見学をされた方々が次の世代をつくる、枝をつくる人づくりとなる博物館になるように、早い時期によければ、これも前回申し上げましたが合併20周年頃を目標に常設展示物の改修、拡張を行なって、より博物館に行けば玉名の文化と歴史が、まずは玉名市内の文化と歴史がわかって、そこで見学した人たちが次の時代を担う活力ある人づくりができる展示物の常設となるように、早めに常設展示場の改修をお願いしたいと思いますけれども、どのようにお考えか質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 西川議員御質問の歴史博物館こころピアの常設展示場の改修についてお答えいたします。

歴史博物館こころピアは平成6年に開館し、川とともに発展した玉名をテーマとした常設展示のほか、貴重な資料の収集、調査研究を行ない、その成果を生かした企画展、催物、体験学習などを開催してまいりました。これまで市内外部の児童生徒をはじめ、多くの市民、そして観光客の皆様にも御来館いただいております。

昨年の3月議会において西川議員から博物館の展示品のリニューアルについて御質問をいただいております。その際には、次世代の子どもたちから高齢者まで地域の歴史を理解し、愛郷心、郷土を愛する心を育てる場として博物館の展示内容の充実に努めてまいりますとして、博物館協議会において基本的な展示構成の方向を検討してもらう旨のお答えをしております。

その後、6月に常設展時における展示構成の方向性としてとして、博物館協議会に諮問を行ないまして、11月には次の世代に向けた新たな博物館の設置理念に基づいて、常設展時における展示構成の方向性についても検討すべきとの答申を博物館協議会から答申をいただいております。

今後は、この答申をもとに、博物館リニューアル事業として事業化を進め、併せて玉名圏域定住自立圏共生ビジョンにおいても博物館文化遺産等共同利活用事業として掲げ、圏域の3町を含めた広域的な利用がなされるよう進めていくこととなります。歴史博物館こころピアは2年後に開館30周年、本市は3年後には合併20周年を迎えます。これを一つの区切りとし、次の世代を見据えた新たな博物館の設置理念を構築し、日本遺産なども含めた展示内容の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

私の質問内容がちょっと30年以上と、博物館ができて30年以上と私が間違っております。再来年で30年になるということで、申し訳ございません。訂正いたします。

今、部長のほうからありましたけれども、本当に見に行きまして、範囲というか空間ももっと広めにとっていただきたいと思ひますし、博物館に行けばまずは玉名市全体の歴史文化がもっと幅広くわかる展示物にしていきたいと思ひますし、言いましたように日本遺産等々も受けておりますので、本当に博物館に行くだけで益々行った人たちが昔を思いながら、そして自分たちがまた次をつくっていくぞという意気込みができる展示内容にしていきたいと思ひます。それを早急にしていただくように、繰り返しになりますけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。現在、常設ではなくていろんな展示をされております。これはそれぞれまた継続をしていただきたいと思ひますけれども常設展示物について歴史がたっておりますので、合併も含めたところで本当に繰り返しになります。新しい展示物、広さもなるべくもう少し広めにとっていただいて、皆さんが全部まずは玉名の住民の方々が玉名の歴史を分かり、また、本当に次につなげる意気込みが湧く、わくわくするような場所づくり、展示物に会場を速急にさせていただけるようにお願ひいたします。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） それでは、最後の質問になりますけれども、玉名市都市計画道路の見直しについて伺います。

今月の下旬、都市計画審議会が行なわれ、都市計画道路の見直しについての話合いが行なわれると思ひます。議会のほうからも5名の議員さんが出席されますけれども、見直しについて現在の方向性について、どのような方向であるかを伺います。

都市計画道路につきましては、長い間見直しもないままでありました。その間、都市計画道路の計画をされた後、その間長い間で住宅地ができたり、施設ができたり、県道や国道等々の改修等々も新しくなって、本当に環境が大きく変わっております。その中で、今回ようやく見直しをされるということで、これは大切なことだというふうに思ひます。

それから昨年になりますけれども、近松議長と共に近隣の市町村の市長さんのところを尋ねたときに、ある市長さんのほうから玉名市と一体となった道路網の整備についてのお話をいただきました。都市計画道路につきまして近隣自治体との話合いについてはどういうふうになっているかも併せてお伺ひいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） おはようございます。西川議員御質問の玉名市都市計画道路の見直しについてお答えいたします。

都市計画道路は、都市を形成する都市施設として土地利用や交通などの現状及び将来を見通して配置し、円滑な都市機能、良好な都市環境を保持するために都市計画法に定められた道路です。平成17年度から岱明玉名線を重点に整備を行なっておりましたが、令和3年5月24日に全面開通を迎え、同日開通式を開催したところです。

しかしながら、いまだ整備に未着手の路線も10路線残っております。この未着手の区間の中には、当初の都市計画決定から長期間経過しているものもあり、既に多数の住宅や事業所などが建ち並び事業費も莫大となることから、現在の社会経済情勢を踏まえ適時適切な見直しを行ない、真に必要な路線に選択と集中を図るために、令和3年10月から見直しに着手し、交通実態調査や将来交通の需要予測を行ない、ただいま検証中であり、議員御質問の縦の幹線道路についても広域ネットワークを充実させるため、市内外の東西南北地域の連携交流のため必要な交通体系の整備も検討しております。

また、この素案の内容については、事前に関係市町や道路管理者などと協議を行なう必要があります。関係市町である荒尾市、長洲町と見直し業務の着手前となる去年7月に協議を行なっており、引き続き協議を行なってまいります。

なお、次回開催予定の玉名市都市計画審議会にこの素案を提示し、審議することとなっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

部長のほうからの答弁にありましたように、昨年岱明玉名線が開通しまして、縦の道路が一つできました。これにつきましては、できたことによって新しい流れができ便利になっていると思います。今後有明海沿岸道路や現在計画中の工業団地の実現、並びに先日もありましたけれども過疎指定による今後の計画等も含めたところでの道路の見直し等々は当然必要になってくると思いますし、これも部長のほうから答弁がありましたように国道208号線バイパス、県道347号、それから国道501を結ぶ縦の道路の設置等々、新しい計画道路がまた必要になってくると思います。当初の都市計画、繰り返になりますけれども、住宅が新しくできたり、事業所ができたりしておりますので、また、それぞれ今、考えられておまして、今年の10月から見直しを検討されて今月の下旬に審議会がなされますので、ぜひ、それを参考にさせていただきたいと思っておりますし、企業等々が来るためにも、どうしても企業道路が必要になってまいりますので、その辺のところも当然考慮に入れながら、新しい道路網の計画を立てていただきたいと思いますし、また、見直しにつきましても簡単にはいかないと思っておりますけれども、

やっぱりその時代にあって、なるべく早めの見直しも含めたところで今後も検討していただきたいと思います。まずは今月下旬に計画について、また、参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、今年度もあと20日余りとなりました。職員の皆さんの中にも定年を今回になられる方もいらっしゃいます。長い間旧市町も含めまして、玉名市のため市民の皆様のために頑張ってくられました。本当にありがとうございます。今後も立場は変わられますけれども、今までの経験を逆に生かしていただいて、より輝く笑顔をつくる玉名づくり、玉名人づくりを新たにさせていただきたいと思います。長い間本当にありがとうございました。

それでは、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

次に、13番 松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 皆さんおはようございます。13番、自友クラブの松本憲二です。

先月の23日の日に玉名市民会館の自主文化事業ということで、玉名女子高校の吹奏楽部の演奏会が新しい玉名市民会館で開演をされました。私もそこに演奏会を聞きに行ったわけですが、玉名市民会館の自主文化事業ということで、どれだけの周知があったのか、そしてコロナのまん延防止がかかっているという中で、約800人の席に対して一つずつ開けて、席を準備してあったということで400人程度が座れるわけですが、私は午後の部のほうに演奏会を聞きに行ったわけですが、200人いらっしゃったかなということで、本当にがら空きでちょっとかわいそかったなという雰囲気を感じました。

しかしながら、1年生約25名とおっしゃいましたかね、2年生が26名、そして3年生は40名の吹奏楽、約91名ということで先生がおっしゃいました。その中で精いっぱい演奏を披露されて、そして3年生40名は新しい道に巣立っていく。しかしながら2年間、このコロナ禍の中で大規模な演奏会ができなかった。非常にやっぱり悔やんでおられました。3年生のキャプテンの方は八代のほうからわざわざ玉名女子高校にいらっちゃって、そしてまた、その曲を紹介される生徒の1人の方は、兵庫県からわざわざ玉名女子高校に吹奏楽を目標とされて来ておられる。

昨日瀬崎議員の中で、玉名市内の公立高校3校が定員割れと、その専大玉名、そして女子高校が私立の高校が2校あるわけですが、定員割れが多分生じているのかなというふうに思っておりますけれども、わざわざ吹奏楽部に県外、そして市外から一生懸命そうやってお金もかかるだろうし、そうやって学びに来られる、そして音楽の都玉

名ということで、女子高校、それとグレン・ミラーオーケストラとのコラボマッチングであったりとか、いろんなことがコロナ禍前にはできていたわけです。それができないこの2年間。非常に悔しい思いをされて巣立っていかれる。しかしながら精一杯の演奏会、非常に活気あふれる生徒たちの演奏には、最後まで鳴りやまぬ拍手が少ない観客の中からもしっかりと応援があったのかなというふうに感じております。

やっぱり音楽の都玉名をずっと続けていくには、どうしても女子高校の吹奏楽部というものは欠かせないような存在ではあります。そこをしっかりと玉名市も受け止めて、支援をどうにかしっかりしていかなといかなというふうに思いました。そしてまた、私のめいっ子が今、玉名高校に通っているわけですけれども、玉名高校もこの2年間体育祭が全く開催されていない。今の2年生、現2年生は非常に心配しているのが、結局、コロナ禍が治まって、もし体育祭があったときに、伝統の人文字が自分たちが1年生の時から全く経験をしたことがない。果たして私たちが3年生になってできるのかなというのが非常に不安でいっぱいらしいです。やっぱりこの2年間で伝統まで引き継げなくなったというのが本当に世界中を震わせている、震撼させているコロナなのかなというふうに痛感をしたところでもあります。

それでは、通告に従いまして、今回4つのことに対して質問をさせていただきます。まず最初に、これは前回は質問をさせていただいたんですけれども、償却資産に係る課税についてであります。令和3年に農業者に対して、農林漁業に対してこの償却資産税に係る課税ということで、調査、税務調査をされて、遡及課税、5年間遡って課税をされるということが実施されました。前回の臨時議会で1億5,000万の燃油高騰対策ということで、市単独で予算をつけていただいた。ここに関しましては農林漁業者本当に感謝をしていると、他市に見ない判断をしていただき、大変ありがたいというふうに思っています。

しかしながら、今年は非常に例年になく寒い年で、そしてまた燃油高騰が非常に高い。まだ高止まりというか、まだ上がっています。このウクライナ情勢も非常に緊迫した中で、燃油がじゃんじゃん、じゃんじゃん上がって、燃油費が非常に高騰しているという中で、施設園芸の農家の皆さんは非常に厳しい状況、そしてこのコロナで、まん延防止がずっと時短要請、時短要請で、居酒屋も開かない、結婚式もないというような状況で、農産物の需要が非常に減っているような状況なんです。フードロス、本当の意味でのフードロスはいけないんですけれども、居酒屋さんだったり、家庭で食べるものというなら、また、今日残った分はラップをして明日また食べるとかあるんですけれども、居酒屋さんあたりでは若干人が食べ残した部分は捨てる部分に回ります。そうじゃないとなかなか需要が伸びないということも農林漁業には、そういう苦しい現状がある中で、今月の頭に皆さんに課税、遡及課税5年分の課税の納付書が配布をされております。そ

んな中で、大体この1年間調査をされて、何人ぐらいの方に対しての課税、そして納税額が大体幾らぐらいになるのかというのを、まず質問をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 蟹江勇二君。

[市民生活部長 蟹江勇二君 登壇]

○市民生活部長（蟹江勇二君） おはようございます。

松本議員の償却資産に係る課税についての御質問にお答えします。

現在の固定資産税制度は、昭和25年の地方税法制定と同時に創設され、固定資産税のうち、土地家屋は市において評価及び課税し、事業用資産である償却資産は、地方税法第383条に毎年1月1日現在所有の事業用資産については、申告する義務がその所有者に課されています。申告いただく事業用資産は、経年により毎年減価していくもので、減価年数に応じた価格に1.4%の固定資産税が賦課されるものです。

今回の農業者に対する償却資産の調査等については、自己申告されている農業施設の補助受給者から、未申告者がおり不平等ではないかとの指摘を受け、補助受給資格を有する認定農業者を対象に実施したところです。結果、5年間を遡った不足税額は、対象者351人、約3億円となり、今月2月28日付けで納税通知書を送付しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

351人、約3億円。5年間遡りますからそれぐらいの金額になるのかなと思います。耐候性ハウス、この部分が一番大きいのだろうなと思います。この耐候性ハウスが大体建ち始めたのが平成2年ぐらいからだったと思います。一番最初はJAのハウスリース事業ということで、大体JAさんが建てて、個々に貸し付けるようなタイプから、平成24年度ぐらいから、今度は個人の農家が3人以上の組合をつくって強い農業づくり交付金に申し出た。大体平成24年ぐらいにJAのハウスリース事業から個々の農家の集まりの事業者が変わったのかなと思っています。

強い農業づくり交付金も2分の1補助ということで、申請をちゃんと申告をされていた方も自分の補助を抜いた部分、自分が減価償却を挙げる、1,000万円かかるんだったら500万円が補助ということで、500万円は自己負担ということで、自分が払う分で、減価償却は500万円をあげていた。しかしながら、償却資産税には、総事業費、補助金も含まれての課税ということで、これが非常に大きくなったのかなと思っています。

しかしながら、本当私もハウスを建てている1人として、償却資産税がかかるというのを全く私も無知なような状態で、ほとんどの農業者の方がわからなかった。申請をさ

れている中でも補助金までが対象だということは、なかなか存じ得なかった人がほとんどなのかなと。また、そしてJAさんが建てていたハウスリース事業、それに関してはちゃんとJAさんは払っていたというふうな話もちゃんと聞いております。そんな中で、先ほどあった中で、部長のほうから答弁があった中で、昭和25年から地方税法として定められてあったということで、前回もお聞きした中で、平成30年だったですかね、県のほうから指摘を受けたということだったんですけれども、農家の中にはもっとそれが早くわかっていたならば、耐侯性ハウス2個目、3個目と建てられている方が結構何人かいらっしゃるんです。そうしたらそういう償却資産税がかかるということがもっと早くわかっていたら、そういう事業を拡大もしなかったのかなという意見もいろいろ出ているんですけれども、何と言うんですかね、もっと早く周知を徹底して、そのリース事業から変わって、平成24年ぐらいに変わって、そしてまた、近隣自治体が前回の質問では平成27年度ぐらいに税務調査を行なわれたと、平成26年、平成27年、平成28年ぐらいに税務調査を開始されておるといようなことで答弁がされているんですけれども、今回、玉名市は前回の質問でも上天草市と玉名市だけが14市の中では遡及課税を行なっていなかったという指摘を受けたということだったんですけれども、結局、こういうふうなもうちょっと早めにわかっていたらこんな莫大な税金もかからずにすんだのにといい声もいっぱい出ているわけです。

そんな中で、玉名市は令和3年に遡及課税を実施したわけでありましてけれども、市の落ち度としては何かなかったのかなという声も出ています。同じ玉名の管内で長洲町であったりだとか、いろんな玉東町、近隣市町村も組合員さんの中で、JAたまなは2市4町で成り立っていますので、そういう話が出るわけです。その辺に対してはどういう思いか、部長、よろしくお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

市に落ち度はなかったのかについてですが、令和3年9月議会での答弁と重複いたしますが、事業用資産を取得された時点で申告又は調査ができていれば遡及課税をすることもなく、一括納付の負担も生じませんでした。

また、近隣自治体同様の遅くとも、平成27年度から遡及課税の取組を開始できていれば、周知が行き渡り設備投資額と課税額のバランスから、設備投資を控えられた方もおられたのではないかと思います。

なお、個々の所有される資産内容を調査により市が把握することは困難であり、また、調査するにも膨大な労力を要することから償却資産については、地方税法で所有者に申告する義務が課せられております。そのことから本市では、例年、新規開業者を主とした捕捉を行ないながら、周知、案内に注視してきたところです。

今回、未申告の要因の一つとなっている認知度の低さを解消すべく関係部署との連携を図り、まずもって農林水産課へ補助事業における固定資産税の周知を農業協同組合へ青色申告会における償却資産申請の周知を依頼し、改善に努めたところです。また、交付税検査における償却資産の把握や遡及課税に対する指摘については、平成30年度に口頭より受けております。それ以前について指摘について調査しましたところ、平成24年度及び平成26年度に指摘を受けておりました。当時は、まずもって課税客体の把握に努めることとし、太陽光発電施設の調査に努めてきた状況でした。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁を受けました。

平成24年と平成26年に指摘を受けてと。だから他市では平成27年ぐらいから一斉調査が始まったのかなと思っております。しかしながら、これは済んでしまったことです。なかなかそこをどうこう追求したところでどうにもなりませんけれども、今後はこういうことがないようにしていただきたいとお願いをいたします。

J Aたまなグループ管内では、平成27年度に一斉調査を実施している自治体もあり、その際に、遡及を行っていないというところもあるわけです。そんな中で、税務調査を行なうということでは、担当課の聞き取りの時にお話を伺ったら税務署の確定申告の減価償却の1枚1枚を、個人個人の閲覧をさせていただきながらやったと。

そして農林水産課から補助事業の一覧表もいただきながらやっただけということで、労力的にも非常に困難が生じたということも聞いております。そしてまた、市民の今回遡及を受けた方々の中には約1,000万円近い課税の通知が来たという声も伺っております。そんな中で、遡及をしていないところがあるというのも、農家内ではうわさが広がっているわけです。うわさというか、実際あって、遡及をされていないところがあるというふうにちゃんと聞いていますので、しかしながら玉名は5年間の遡及ということで、今、通知が来てます。これは5年間遡及をされるわけですね、ちょっとその辺の答弁のほどをよろしく申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

最終的に遡及期間を5年間とするのかについてですが、固定資産税は地方税法上、一般的に5年間まで、悪意がある場合は7年間まで遡って課税することができます。令和2年1月申告分から既に5年間の遡及を本市は実施しているところです。

今回の申告漏れの多くは、制度の不知が原因で悪意はなかったものとみなし、5年間の遡及課税を実施することにいたしました。資産取得時から長期にわたり申告いただいている他の納税者との公平性を保つことも必要かということで、遡及期間は5年間とい

たしました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 納付書も送ってあるので仕方がないのかなと思います。そしてまた、5年間聞き取りをする中で、5年間の遡及というのはちゃんと国のほうの条項にもうたってあるということで、これは国民には納税の義務というのがしっかりありますので、その辺は仕方がないのかなと思っております。しかしながら、この文章が全体的にこの遡及に係る文書が約4回ぐらい通知をされているわけです。まず、一番最初は毎年来る償却資産を行なってくださいね、申請を行なってくださいねという通知が昨年、令和2年12月に出されている。藏原市長名で出されています。そして、令和3年7月7日に申請をされていない方に関しては、税務署調査を行ないますということで、遡及に対する調査を行ないますということで、令和3年7月にこれも藏原市長名で出されている。

しかしながら、令和3年8月に、一応、横島支所にこの償却資産税に関して分からないことがある方は横島支所の公民館で説明会というか、そういうのを行ないますよということで通知を出されている。しかしながら、これは蟹江部長の名前で出されている。また、今度は12月に申告漏れの資産が確認されましたということで、下記の通り課税を行わせて頂くということで、これは大体税額が決まりましたよと、大体これぐらいですよということで12月20日ぐらいに、まだ納付書を送る前に、一応、事前通告みたいな感じですよ、これが12月20日に、またこれも蟹江部長の名前で出されている。しかしながら、いろんな市民の方々から説明会を行なえと、どうしてこうなったのか、やっぱり市民の方は分からないから、私は議会で質問をしているから、しかしながら、なかなかインターネット放送も見られない方、そして新聞なんかではちょっとしか載ってません。広報の私たちの議会だより見ても、ちょこっとの部分しか載ってないので、なかなか見さん把握ができないということで、説明会を行なってくれないかという声があって、一応、説明会を行なうようにしていたみたいなんですけれども、結局できないからということで、説明会はコロナ禍の中で中止。個別説明会をしますと言うことでの通知が、令和4年1月に市民生活部長と、今度は蟹江部長の名はなくなっていた。ただ単に、市民生活部長ということで出されている。一貫して何で藏原市長名ではなかったのか。結局、玉名市の公文書規程、中には原則として市長名を用いなければならないということで、ただし、簡易な文章であれば部長名をもってすることができるとなっているんですけれども、これはやっぱり納税、税金を払っていただくということであれば、よかったら藏原市長の名前で一貫性をもってしていただきたいかったなという思いがあるんですけれども、その辺はどうだったんですか。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

通知文の発信者についてですが、言われることと重複しますけれども、もう一度言います。

たまな市文書規程第11条には、公文書の記名は原則として市長名を用いなければならない。ただし、性質又は内容により軽易な文書又は対内文書は、それぞれ市名、市役所名又は副市長、部長、課長及び支所長の名をもってすることができるとの定めがございます。

横島町公民館における相談会の案内文は、軽易な文書と判断し部長名にて発しております。これは1月の分も含めて。また、12月に発送した納税予定額についても、あくまで概算額の事前のお知らせであるため部長名で発したという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） やっぱり納税、先ほど言いましたように1,000万円近くの納税を今回される方々がいらっしゃるわけです。全部で約350人、約3億円の納税をされるんですから、その辺は税金あつての市政運営だと思うんです。そこは今後若干、見直しを、税金とかというのには見直しをかけていただく必要があると思います。その辺はちょっとお願いをしておきたいと思います。

国民には納税の義務が課せられているということは皆さん御承知のとおりだと思うんですけれども、今回、遡及ということで5年間遡っての税金、そしてまた、その金額が大きいものですから、そこはやっぱり市長名で通していただきかったなど。一番最初2通は市長名で来ているものですから、その辺は徹底をしていただきかったなどと思います。

今回、全体的な調査をされているわけですが、一応、これで大体の調査が終わったというふうに思っているんですけれども、この辺は申請漏れ、また、調査漏れというのがないような公平性はきっちり保たれているということによろしいですかね。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の質問にお答えします。

遡及課税等によって公平性は担保されたのかについてですが、補助対象の中でも特に高額となる低コスト耐候性ハウスを含め、補助対象者の捕捉は完了し、遡及課税を実施しております。また、補助対象外の資産についても、税務署調査による減価償却資産によりおおむね捕捉しております。一部申告の時期等により、今後の遡及課税となる方もおられると思いますので、引き続き、公平課税に向けた取組に努める所存でございます。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） この辺はしっかり公平性が担保されるように努めていただきたいと思います。

その中で、この償却資産税とは関係ないんですけども、熊本日日新聞に載っていた記事が、固定資産49年間過大徴収というようなことで、本当隅っこに載っていたんですよ。福島県会津若松市では、1973年から49年間住宅地の固定資産税の計算を誤り、99人から過大徴収していたということで、税制変更などで計算が複雑になっており、総額は不明としている。ここで地方税法上などで直近10年間しか還付できないということで、49年間過大徴収していたにもかかわらず、10年間しか還付できないということで、1人当たりの最大返還額は216万円ということで、会津若松のことが載っていたんですけども、これをちょっと調べてみますと、大阪府泉大津市でもあっていますし、熊本県内では菊陽町も過大徴収をしていたということがあるんです。

税務上いろんな複雑な年々変わったり、コロナで緩和されたりというのが、いろいろ複雑な面がいっぱいありますので、くれぐれもその辺は注視をされながら、市民のちゃんと公平公正をしっかり保って、税務調査、そして税金の納付をしていただきたいと思いますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 次は、防災対策についてということで、これは、私と一緒の会派の山下議員が、私が防災のことを質問するのであれば、ちょっとお願いしますということでもあったのが一番最初質問させていただきます。

防災備蓄品について、12月議会で人口の5%の3日分を備蓄していくということとあったんですけども、現在の達成率、それとまた、その保管されている場所。というのが、職員や議員に分かるようになっているのか。多くの人を知っていることが災害時に役立つという考えというのがあると思いますけれども、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 松本議員の防災対策の備蓄状況についての御質問にお答えい

たします。3点まとめて、2点だったですかね。

○13番（松本憲二君） よかですよ。

○総務部長（永田義晴君） 3点まとめてよろしいですか。

まず、1点目、備蓄計画の達成率でございますが、平成31年に玉名市備蓄計画を定めておりまして、過去の災害の避難者数を参考に人口の約5%の3日分を想定し、賞味期限の観点から、これを5か年に分けて、計画的に備蓄する計画といたしております。現在の備蓄達成率については、3年間でおおむね30%となっており、当初計画にはまだちょっと達成していない状況でございます。その理由といたしましては、令和元年度の台風19号におきまして、被害の大きかった相互応援協定を結んでおります福島県相馬市への支援及び令和2年7月豪雨におきまして、人吉市、芦北町への物資支援を本市の備蓄品から行なっておることに加えまして、新型コロナウイルス対策におきます感染予防対策の資機材の購入の割合が増えたためでございますが、再度備蓄計画の見直しを含めて備蓄を進めていきたいというふうに考えております。

そして2点目、備蓄状況、備蓄場所の把握についてでございますが、備蓄品に関しましては、防災部局のほうで一括管理をいたしております。必要に応じまして関係各課と情報を共有していくということでございます。

そして3点目、市民への備蓄場所の周知についてでございますが、市民への備蓄場所の周知によって、災害時に役立つのではないかという御質問でございますが、他市におきましては、大規模災害時には物資を求めて住民が備蓄場所に押し寄せ、混乱したという事例も確認されております。災害時の混乱予防、防犯の観点からも、災害時の物資の配布につきましては、その都度物資の配布場所を定め、必要な方へ安全かつ平等に行き届くような調整を図る必要があると考えており、備蓄場所の公開ということは決定しておりません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

備蓄場所のそれはちょっと市民への混乱、災害が起きたときにそういうのは聞き取りの中でもそういう話をされて十分わかりました。しかしながら、備蓄品30%しか達成していない。いつ災害が起こるかわかりませんので、その辺はしっかり市民の安心安全のためにも、備蓄は早めに徹底していただきたいとお願いをいたしておきます。

そして、私のほうは冠水対策、昨年8月の長雨、一昨年7月の豪雨災害の時に冠水が発生したわけですけれども、月瀬地区、三蔵川一帯、それと天水地区ということで、写真をちょっと出していただきたい。

[拡大投影にて画像を示す]

○13番（松本憲二君） これは天水町の立花川という川。その次をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○13番（松本憲二君） こうやって、中に葦がいっぱい、これは私の知る限りでも10年以上はこういう状態です。堆積して、本当川底が浅くなっているんです。水の流れも非常に悪いです。これは河川ですので土木課の管理だと思うんですけども、ここに対して今、どういうふうな対策になっているのか、ちょっと部長のほうで答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 議員御質問の天水地区の河川、立花川についてお答えいたします。

近年は、想定を超える災害が全国各地で発生しており、今後も気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予想されます。このような水害リスクの増大に備えるため、国において緊急的に河川などの集積等を実施できるよう、新たに緊急浚渫推進事業が創設されました。この事業は、1級河川や2級河川及び本市が管理する準用河川も対象となり、河川の土砂などの除去以外に樹木の伐採なども可能となります。

また、この事業は、令和2年度から令和6年度の見込みで、地方財政措置として充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%であり、有利な起債となります。

そこで、この河川の浚渫につきましては、本市もこの事業を活用したために事業の創設時から準備に入り、ようやくこの準備が整いましたので、令和4年度から天水地区の大塚川と立花川を含む7つの河川の浚渫を今議会の当初予算に計上しております。

今後もこのような河川浚渫などの治水対策を行ない、洪水などの災害の発生防止を図りながら、流域の治水安全の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、部長のほうから立花川と大塚川も含めて7本の浚渫の予算を今議会で上げていると、しっかりこういったいつ災害が起こるか分からないような状態なので、しっかり河川に対しては土木課のほうでしっかり取り組んでいただきたいと思います。

写真を、一番最後のほうの2枚目。

[拡大投影にて画像を示す]

○13番（松本憲二君） これです。ここが先ほどの大塚川とか立花川、それと天水には石橋川、本村川というふうに山のほうから降ってくるのがこの501号線のすぐ横。これ呑崎排水路というらしいですけども、そこに全部流れてきて、そして呑崎排水機

場から有明海のほうにポンプで出される。またそして、樋門で出される。この呑崎川も見てわかるように、左側は国道501号線で大きいトラックが見えますよね、これは昨年8月の長雨の時に私が撮影して、その次にお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○13番(松本憲二君) これ反対側なんですけれども、ほとんど道路が冠水して、床下までいっているような状態です。呑崎の排水機場3年ぐらい前にしっかり新しいのに機械を入れ替えていただいたんですけれども、去年の水害ではこういう状態になっているということで、そしてまた、樹木がいっぱい植わっているということで、この呑崎排水路に関しては、農地整備課の管轄ということなんですけれども、この辺の対策については、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長(近松恵美子さん) 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長(上野伸一君) 議員御質問の国道501号線沿い東側に位置するこのあたりを栢方地区と呼ぶそうなんですけれども、栢方地区の冠水対策についてお答えいたします。

この栢方地区は、小天地区の山の斜辺を含む流域面積がございまして、5つの川が呑崎排水路に流れ込み、栢方排水樋門と呑崎排水機場により排水を行っております。呑崎排水機場につきましては、議員先ほど御指摘のように昨年度更新が完了し、水中ポンプにより自動運転で強制排水を行っておりますが、豪雨時に満潮と重なったりしますと写真のような道路や水田の一部が冠水しているような状況でございます。

市といたしましては、水路沿いの樹木で流れを阻害しておりました倒木の撤去を昨年度実施しております。今後も冠水被害を最小限にするためにも適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 松本憲二君。

○13番(松本憲二君) 倒木の撤去を去年されております。それも実際、私も見ております。しっかり冠水がないように、そして、ちょっと遡ってスライド。

[拡大投影にて画像を示す]

○13番(松本憲二君) これですね、もう1枚。これは天水の受免地区にあるいます古川とって、ちょうど国道501号線のヒライの弁当のところに郵便局、ローソンのすぐ横に郵便局がありますけれども、あそこからずっと呑崎の排水機場のほうまで、ずっと向かっている排水路なんですけれども、もう1個お願いします。ポールが立ってるやつ。ちょっと先送り。

[拡大投影にて画像を示す]

○13番(松本憲二君) これですね。これ冠水して道路いけないような状態になってい

るんですね、先のほうに。だからこういうことがあれば、ハウスにも非常に定植の時期であつたりというのができます。この古川排水路に対しての今の市の現状の取組というのがどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 議員御質問の受免地区の古川の整備計画についてお答えいたします。

まず、受免地区の湛水防除施設につきましては、水田の汎用化などの営農促進を図るため、昭和54年度に排水機場を設置し、平成29年度には水中ポンプ化を含め、更新整備が完了しております。しかし、受免地区の導水路でもある古川は、幅が約15メートル、延長も約2キロメートルの導水路で、特に右岸側はのり面の慢性的な浸食被害が多く発生し、農作業や営農などにも支障を来すおそれも出てきております。

市といたしましては、このような浸食などの被害対策のために、古川の改修を計画しておりますが、事業規模も大きいことを踏まえ、県営での事業を検討しているところでございます。しかし、県営事業につきましては、玉名市内の30年を超える排水機場の更新を優先しているのが現状であることから、事業実施までに少々期間を要しますので、今後ののり面の浸食被害や周辺の冠水状況などを確認しながら、地元関係者や関係機関などと協議を重ねて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 県営事業もなかなか採択が受けられないような状況ということも、今、部長のほうから答弁がありました。そして、月瀬地区の三蔵川。国土交通省のトラックが写っているの。

[拡大投影にて画像を示す]

○13番（松本憲二君） これが昨年の8月の長雨の時にはこれが来ました。ちょうど菊池川の潮の干満ともちょうど時期がよかったのかなということもあって、冠水はしなかったんですけども、7月の豪雨災害の時には床上の約70センチ、80センチぐらいまで床上浸水をしたというのが月瀬地区でもありました。そして先ほど、部長のほうから答弁があったように、呑崎の排水機場も3年前に新しいのに変わっている。そして受免が平成29年に新しいポンプに変わっている。しかしながら、去年も一昨年も冠水してしまった。だから、こういう場合、もし国土交通省のトラックが来なかったときの冠水対策というのがなんかしてあるのかということのをちょっと答弁は誰に求めたらいいですかね。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 松本議員の国土交通省の排水ポンプ車が来なかった場合につ

いてですが、昨年8月豪雨の際に国土交通省菊池川河川事務所より、三蔵川の排水対策に対しまして、排水ポンプ車の配備をしていただいたということは、記憶に新しいところでございますが、議員が申されますように、水害対策として排水ポンプを購入して配備するというふうなことも一つの手段であるというふうに考えますが、本市におきまして、地域ごとに水害の特性が異なりますため、川の浚渫や調整池、遊水地、排水機場の確保など、ほかの手段等も照らし合わせ、水害対策の先進的事例等も考慮しながら、関係課と連携を図って対策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 部長から答弁いただきました。

土木、農林水産、そしてまた、防災安全課ということで、市民の安心安全、そして生命、財産を守るという観点から、この国土交通省の車はちゃんと来てくれるというのが確約できれば何ら問題ないですけれども、もし、ほかの地域でいろんな災害が出ているときには、やっぱりそっちにどうしても向かわざるを得ないということで、やっぱり市としてもしっかりした万全の対策をとっていかないと、なかなか市民の安心安全、そして生命、財産を守れないという立場になりますので、その辺は関係各課、全庁挙げてそういう協議、そしてまた、対策をしっかり練っていただきたいをお願いをしておきます。そうしたら、次の質問に移らせていただきます。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 3番目に、これは昨日立川議員も地元天水ということで質問されました。そしてまた、北本議員が一部交通のということで、天水地区の一部過疎の指定について、まず、約17年近く前に合併を1市3町でしたわけですけれども、そのときに合併協議会の中で新市建設計画というのが策定されたと思います。その進捗状況について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の新市建設計画の達成状況についてお答えいたします。

合併により新市を建設していくための基本方針を定めました新市建設計画につきましては、合併特例債の期限の延長などもあり、そのときどきの市民ニーズや社会情勢、財政状況などを踏まえた上で、計画事業の見直しや追加、また、類似する事業の整理、統合などを行ないながら計画の推進に努めてきたところでございます。

その結果、新市建設計画の達成状況につきましては、平成17年度から令和2年度までの16年間で、財政計画の総事業費約536億円に対し、実績としまして総事業費約

817億円となっております。その中で天水地区における主な事業としましては、天水中学校建設事業や天水支所周辺施設集約事業、基盤整備などの県営事業負担金の支出などを実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

これは第2番目に、立川議員のと多分かぶる点があると思いますけど、過疎と指定された理由、根拠についてちょっとお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の一部過疎に指定された理由についてお答えいたします。

過疎地域につきましては、国勢調査の結果をもとに、過疎法で定める人口要件と財政力要件の基準値を満たした市町村が指定されることとなっております。その過疎法につきましては、令和2年度で旧過疎法が失効し、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が10年間の時限立法で施行されております。

新過疎法において、過疎地域の指定に係る人口減少率の要件が、旧過疎法と比べて緩和され、また、平成の合併による市町村においては、旧市町村単位で要件を満たせば一部過疎として指定される要件が新たに設けられております。

本市におきましては、天水地区の令和2年国勢調査の結果、新過疎法で新たに設けられた合併市町村の要件や緩和された人口減少率で要件を満たし、一部過疎の指定を受けるに至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 天水地区の人口減少が非常に激しかったというのは、いろんな議員の質問で分かったんですけども、その天水地区の人口減少、結局、人口減少が、若い人たちが天水町から離れる、その方々が玉名市内に家を建てられているのか、県外に行っちゃるのか、多分そういう調査もされているのかなと思うんですけども、人口減少の理由について何かわかることがあれば答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の人口減少の主な要因についてお答えいたします。

人口減少については、国の総人口が2008年をピークに減少に転じ、特に生産年齢人口の急速な減少が全国的に大きな問題となっているところであり、併せて東京圏への

人口の一極集中も進んでいるところです。本市におきましても、人口減少は例外ではなく、その中で、天水地域におきましては、旧玉名、岱明、横島地域と比較して、15歳以上30歳未満の若年層の人口減少率が顕著となっております。

その要因といたしましては、進学や就職などによる転出や市内他地域への転居が考えられますが、詳細な要因については現在、調査分析を進めている段階でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 先月の開会日の日に、この一部過疎について議員に説明会があったわけですがけれども、全員協議会で。今後のタイムスケジュール的なものをちょっと伺います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の持続的発展計画策定のタイムスケジュールについてお答えいたします。

持続的発展市町村計画につきましては、県が定めた持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て策定することになっており、国や県からの早期の対策の推進を図るため、早急な計画策定を求められているところです。

本市における計画策定のスケジュールにつきましては、今月から4月にかけて計画に掲載する事業を選定するため、関係部署にヒアリングを実施し、併せて地域住民の方々に対しアンケート調査などを行ない、御意見や御要望を把握し、5月には計画の素案を作成したいと考えております。

その後、計画の素案について、6月にパブリックコメントを実施して、広く意見を募り、1か月程度で県との事前協議、そして9月議会への提案を経て、10月に策定、公表を予定しているところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 一番最初の開会日では、タイムスケジュール的に時間がないということで、市民の意見聴取に関しても今のところでは、そのスケジュール的に入っていないということだったと、多分思うんです。一番最初の議員に対する説明では。しかしながら、昨日副市長、今日いらっしゃいませんけれども、昨日副市長もおっしゃったように、地域の方々のしっかり御意見を伺うということになってますので、市民の意見を聞くというのをどれくらい、今では考えられているのかということをお聞かせ願います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の市民の御意見を聴取する考えについてお答えいたします。

地域の特性や実情に応じた計画とするため、天水地域の方々の多様な意見の反映が必要であり、特に人口減少が顕著である若者層の御意見は今後の地域の担い手の確保、育成という観点から重要であると認識しております。

そこで、計画の策定に当たりましては、パブリックコメントにより幅広く意見を募るとともに、地域の代表者である区長さんや支館長、民生委員の方々に加えて、地元で生活する若い世代としてPTAや消防団の方々、保育園児の保護者や中学生の皆さんを対象とした説明会やアンケート調査などを実施し、御意見を募りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） この一部過疎指定は指定されたのには間違いありません。ここに対してのメリットとデメリットというのをどういうふうにして市は捉えているのかお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の一部過疎指定によるメリット、デメリットについてお答えいたします。

このたび本市におきましては、一部過疎の指定を受けることとなったわけですが、そのメリットといたしまして主なものを申し上げますと、天水地域限定ではありますが、国からの財政面を中心とした支援措置が挙げられます。

まず、過疎対策事業債、いわゆる過疎債ですが、当該地域におけるハード事業とソフト事業の両面に充当率100%、交付税措置70%の有利な起債が活用できますし、また、教育施設、児童福祉施設、消防施設の整備につきましても国庫補助率がかさ上げされます。さらには、製造業や情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業におきましては、設備投資をした場合の所得税、法人税の割増償却が可能となる減価償却の特例を受けることができるようになりますし、また、市でも条例に基づき事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除や不均一課税を行なった場合に、その減収分の75%を普通交付税で補填される地方税の減収補てん措置を受けることができるようになります。

一方で、デメリットとしましては、制度上のデメリットはありませんが、何より当該地域に過疎というマイナスイメージを持たれる場合が考えられます。市としましては、そのようなイメージを払拭し、魅力ある地域づくりを推進するために、メリットにもありました支援措置を有効に活用して住民サービスや生活基盤の維持向上に努め、持続可能な地域社会の形成を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） しっかり対策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、一番最後の質問に移らせていただきます。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 一番最後に労働力不足についてでありますけれども、商工団体、このコロナ禍の中で商工団体、そしてまた、農林水産業の労働力不足ということで非常に問題視されている部分があります。今の現状が商工関係、そしてまた、農林水産あたりからどういうふうな今、労働力不足について、どのような意見が今、市のほうに入っているのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員御質問の労働力不足の解消について、現状のほうをお答えさせていただきます。

まず、商工業及び企業の労働力不足につきましては、昨日の田浦議員の一般質問の際にも触れさせていただきましたが、ハローワークの一般職業紹介状況によりますと、有効求人倍率はここ最近1.0を下回ることなく、特に熊本地震以降は人手不足の状況が続いております。先日公表されました直近の令和4年1月の熊本県の有効求人倍率は1.37、玉名管内の有効求人倍率は1.27で、いずれも求職者より求人数のほうが上回っております。ハローワーク玉名の年平均の有効求人倍率をしてみると、平成30年度の1.3をピークに、令和元年度は1.29、令和2年度は0.99と減少傾向でございましたが、令和3年夏以降、有効求人倍率が上昇しております。

このことから、人手不足の状況が続いていることが伺えます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職した方の求職者の数も増加してはいるものの、求人業種と求職者が就きたい業種がマッチせず、このことから企業においては人手不足が続いている状況でございます。熊本県におきましては、台湾企業TSMCの菊陽町進出も予定されており、労働力不足の状況は深刻な問題と捉えております。

次に、農業の労働力不足の状況につきましては、市内農家が当面の運転資金として借り入れている県や市や利子補給を行なう制度資金の申請状況を見たときに、全体の86件のうち、雇入れや特定技能外国人などの労働力不足による経営悪化を理由とした申請は58件で、全体の約7割を占め、そのうち57件が施設園芸農家であります。特にイチゴやトマトなどの施設園芸では、1年を通し長期間の農作業が必要なことから、経営規模次第ではありますが、外部雇用の依存度が高い傾向にあるため、労働力不足に陥るケースが多いと考えられ、農業の経営そのものに与える影響は非常に大きいことが伺えます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

求人、マッチングしないということも商工関係では出ているのかなど、しかしながら農業関係では、このコロナになって入国規制が非常にかかりまして、3月から入国規制が国のほうで解けたわけですけれども、3,500人だったのが1日に5,000人に増加ということでありまして、この労働力不足に対しての対策というのが、何かもし市のほうで考えがあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

まず、商工業及び企業の労働力不足の解決につきましては、そもそもの人口減少問題、少子高齢化など、諸問題が複雑に絡み合っており、本市の事業といたしまして、労働力確保策の一つに、高校生の地元就職を促す目的の高校生向けの企業ガイダンスを行っておりますが、それ以外にもUIJターンの方たちをターゲットとした企業ガイダンスも必要であると考えており、今後の労働行政施策の一つと取り組む予定としております。しかし、これだけで解決する問題ではございませんし、ハローワークの一般職業紹介状況から見える課題である求人、求職のアンマッチをできるだけなくすような取組が必要と考えております。そこで、令和4年度より地元の企業、事業所がどのような仕事を行っているかなどを広報で紹介することとしております。仕事内容などを理解していただくことで、新しい仕事へのハードルが下がり、求職者は求人企業に応募しやすくなるのではないかと考えております。求人、求職につきましては、専門の機関がございますので、本市といたしましては、求職者や求人企業への側面的支援を積極的に行なってまいりたいと考えております。

次に、農業につきましては、昨年12月議会の多田隈議員の一般質問で答弁しましたとおり、これまでに本市に適した農家雇用システムの導入を検討してきたところであります。検討する中で、玉東町のSNSを活用したマッチング雇用の取組やJAくまもと中央会が運用する無料職業紹介システムがございました。このような中、市独自のシステム構築も含め検討してきてはおりますが、新たに雇用マッチングシステムを構築し、導入するよりも、既存のJAくまもと中央会の雇用システムを活用し、労働力不足の解消を推進してまいりたいと考えております。令和4年度からの検討が予定されておりますJAくまもと中央会でのシステム改修に併せ、短時間のパート雇用など、多様な雇用形態への対応を可能であれば求めてまいりたいと考えております。

また、市ホームページ上でも、JAくまもと中央会の雇用促進システムの有効活用について幅広く情報発信するとともに、市認定農業者に対しても農林水産政策課が開設した公式の専用ラインやメールにより別途周知してまいります。同様に、労働力確保に要する資金面での対策としても、国の農業労働力確保対策事業や県の新型コロナウイルス

対策緊急支援資金の活用について、市内農業者に向け、積極的に情報発信していくことといたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） しっかり対策部門では、しっかりいいような対策が考えてらっしゃるなというのが今の答弁でわかりました。

いろんな商工業関係、そしてまた、農林水産業でも外国人の労働者というのが非常に今、必要とされる。しかしながら、国が示している3,500人から5,000人に上げがあったんですけれども、2年間ずっと入っていませんから非常に苦慮している。その辺について市で要求を国に対して、実情はこうなんですよということで、1日の5,000人から1万人、多ければ多いほうが早く入ってきますから、非常に困っている方がいらっしゃる中で、それについて国、県あたりと連携を取っていただいて、国に対して要望活動をしていただきたいというふうな思いがあるんですけれども、その辺市長どうですか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えします。

今般政府の方針として、水際対策強化にかかる新たな措置によりまして、外国人の新規入国の考え方が示され、今月1日から水際措置の段階的な緩和の一つとして、1日当たりの外国人の入国制限人数を議員もおっしゃられたとおり3,500人から5,000人に引き上げ、国際的な往来を段階的に増やすこととなりました。このことによって原則、これまで禁止だったビジネス関係者や留学生、また、農業のみならず幅広い産業界での特定技能外国人など、観光目的以外で来日する外国人にとって入国の扉がやっと開いたこととなります。

しかし、それでも最大40万人の外国人がこれまでに足止めされ入国できていない状況にあるというふうにも言われております。いずれにしましても、国内外における新型コロナウイルスの感染状況はもとより、国内の経済状況、さらには世論の動向など、多角多面的な視点から国の責任の下、今後も国の制作として判断されるものではありませんけれども、本市におきまして特定技能外国人により労働力確保の一刻も早い回復を望む声がたくさんありますので、あらゆる機会をとらえて、国に対して入国制限人数のより一層の緩和を求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、市長から答弁をいただきました。

しっかり現場は非常に困っています。その辺もしっかりとらえて、しっかり要望をし

ていただきたいと思います。

今回、4点の質問をさせていただいたわけですが、天水の一部過疎ということで、非常に天水地区の方々は肩を落とされておりまして、昨日の副市長の話の中でもありましたように、しっかり地域住民の方々の意見を捉えていただいて、そして昨日、草枕温泉には非常にグランピング、キャンピングがこのコロナ禍で非常にお客さんが増えているというような話も出ました。民営化というのが話が進んでいますけれども、昨年3,000万円もかけてまた温泉を掘り直しております。ましてやこの非常に有利起債が使える。20ヘクタールあるんです。いろんな形で天水に人を呼び込める。草枕温泉を通じて。あそこが今、玉名市で一番の観光名所ではないかなと、私は思っております。

1年間をとおしていろんな方々に集まってきていただいて、いろんな形で遊んでいただける。そして温泉も楽しんでいただける。そしてまた、絶景の夕日であったりだとか、いろんなものが有明海を通じて島原半島が見えたりだとか、佐賀のほうも見えたりだとかというのがあります。

そういう中で、ぜひ、民間への売却なり、そういうのをここで白紙撤回、一部過疎を指定されたというのも考えた中で、もう一回、結局ソフト面でそういう人材も雇えるわけですから、そういうのを大学なり、そういうのに精通した方々を雇って、どうやってここでいっぱい玉名に来ていただけるような対策をしていただくのも一つの過疎に指定されたのを理由に、理由ではないけど、これを機にもう一回見直しをしていただきたいというふうに思いますし、天水に幾ら、10年間で幾らの投資をするのかというのも非常に重要な過疎対策につながっていくのかなと思います。

そしてまた、労働力不足が遡及課税をされている農家の皆さん方は、規模拡大によって労働力を確保しようというのも必死であります。遡及課税を払う中で、そういう対策にもしっかり取り組んでいただいて、そしてまた、防災面では、市民の安心安全、そして生命、財産を守る観点から、しっかりした対策をとっていただきますようお願いをいたしまして、今回の私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

世界中が新型コロナウイルスと戦っている最中に、ロシアがウクライナに軍事侵攻を強行しました。ウクライナでは、病院や学校も破壊され、民間人を含む多くの人命が奪われております。また、原子力発電所を攻撃するなど、言語道断であり、主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止などを義務づけた国連憲章に違反することは明白であります。さらに、ロシアは核兵器の使用を臭わせて、世界を恫喝するなど、全く許されるものではありません。国際社会は、強力なスクラムで、効果的な経済制裁を行なうことが何より重要であります。ロシアは直ちに攻撃を中止して、無条件でウクライナから撤退、国連憲章に基づく平和の国際秩序に立ち返るべきであります。どんな国であれ、覇権主義は絶対に許されない暴挙であることを強く訴えたいと思います。

それでは、通告に沿って、一般質問を行ないます。

1、九州看護福祉大学を生かしたまちづくりの推進、大学との連携による取組の評価と課題について。九州看護福祉大学は、熊本県と玉名市など、近隣2市10町による多額の資金拠出や多くの地域住民の協力を仰いで1998年、平成10年4月、県北で唯一の公設民営の大学としてスタートしました。2021年度において、学生の在籍は約1,300名、教職員が150名であります。開学に当たって市からの資金提供に私は否定的でありましたが、これだけの人材を擁する大学の存在が、今日までの市政や地域経済に与えた影響は少なからずあったのではないかと思います。コロナワクチン接種や食糧支援においても大学の協力連携が効果を上げたことが先日の答弁でもありました。玉名市総合計画では、様々なまちづくり活動に5つの高校と大学を生かしたまちづくりの推進を掲げてあります。

そこで、今日までの取組状況とその評価や今後の課題などについてお聞きします。まず、1番目、公開講座や講演会の取組と今後の課題についてお聞きいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 前田議員御質問の大学との連携による取組の評価と課題についてお答えいたします。

公開講座や講演会の取組と今後の課題についてでございますが、九州看護福祉大学の公開講座につきましては、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されておりませんが、平成30年度は10回開催され、延べ350人が参加、令和元年度には、7回開催され、延べ180人が参加され、地域と大学の交流に取り組みされたところです。

コロナ禍においても公開講座など開催できるよう、オンラインでの開催やあらかじめ録画していた映像をオンデマンドにより配信することも検討しているとのことですが、

課題も多く実施には至っていない状況です。

市としましては、大学と連携し、市民の教養の向上と生涯学習を推進しておりますので、継続的な公開講座などの実施ができるよう課題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） コロナの影響が様々なところに出て、公開講座やあるいは講演会の取組なども注視せざるを得なかったというときもあったかと思えます。地域においても私たちの実は、地域の総会ももう2年ぐらいは開催していないという状況です。

それでは、続きまして、市民と学生の交流事業の取組と今後の課題についてお聞きします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の市民と学生の交流事業の取組と今後の課題についてお答えいたします。

九州看護福祉大学は、基本理念の第1の柱として地域とともに成長する大学を掲げ、学生のような活動を通じた地域交流が積極的に行なわれております。その実績といたしましては、看護学科の学生で組織する団体では、学園祭などで大学に訪れた方を対象に、血圧測定会、舌ブラッシングのほか、災害時などで活用できるよう身の回りのもののできる止血法、水の濾過法など、日ごろの学習の成果を地域に還元する取組を実施されております。また、鍼灸スポーツ学科の学生で構成する団体では、地域住民の健康づくりや介護予防への多面的なサポートを実施されており、口腔保健学科の学生で組織する団体では、地域住民を対象とした口腔保健活動を実施し、地域保健活動の向上のための取組を継続して実施されています。

学生支援ボランティアとして、特別支援学級での授業の支援や保健室における養護教諭の補助などの活動のほか、学生サークルの取組では、保健所と連携した各種保健活動へ参加されており、学生個人としても熊本地震の際に被災地へ出向き、児童の学習支援活動に参加されたほか、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮する学生への支援活動に参画するなど、地域に根ざした学生の自発的取組が行なわれています。

また、昨年12月に実施した高齢者を対象に、体調ケアしながら金粟四三住家・資料館などの観光地巡りを楽しむ玉名型ウェルネスツーリズムのモニターツアーにも学生ボランティアとして参加いただき、骨密度などを測定し、体調確認をしていただきました。参加者からは、学生との会話も弾み楽しかったとの感想をいただいております。

市としましては、これまで以上に学生の皆さんが玉名市に愛着を持ってもらえるよう、地域と住民との交流の機会を増やす取組を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 積極的な活動がされているかなと感じたところです。

続きまして、今とダブルかもしれませんが、ダブルらない程度で教えてください。健康づくりに関する施策の取組として今後の取組と今後の課題についてはいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の健康づくりに関する施策の取組と今後の課題についてお答えいたします。

健康づくり分野における大学との連携でございますけれども、これまでの取組は大まかに4つに分類することができるかと思われま。

まず、第1に、健康づくりの施策の審議に対する連携でございます。玉名市健康づくり推進協議会、玉名市高齢者福祉及び介護保険運営協議会、国民健康保険事業の運営に関する協議会など、市の附属機関の構成員としてその学識経験を生かして施策の審議をいただいているところでございます。

第2に、健康づくり実践活動に対する連携でございます。国保運動実践講座や玉名健康食育フェアなど、運動の習慣づけや健康に関する講演など、市民参加の場で支援していただいております。なお、令和元年度には、国保運動実践講座で九州看護福祉大学の活動が評価され、熊本県健康づくり県民会議表彰の地域活動部門で表彰されているところでございます。

第3に、教授等の有資格者に対する人材の連携でございます。新型コロナワクチン接種では、玉名市独自の広域接種センターを大学に勤務される医師や看護師の有資格者の協力のもと、大学施設内に接種会場を開設できたところでございます。

第4に、人材育成に対する連携でございます。毎年、保健師養成のための公衆衛生看護学実習の機会を大学に提供し、保健センターで学生の受入れを行ない、実践での研修を学んでいただいております。

次に、今後の課題でございますけれども、現在、大学とは良好の関係にございますが、強いて挙げるとするならば、健康づくり実践講座活動が新型コロナウイルスの影響により活動の自粛を余儀なくされている状況にありまして、参加されている受講者の健康維持が保てなくなるのではとの思いがございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） わかりました。

それでは、続いて、4つ目に、産学官連携による雇用創出の取組と今後の課題はいか

がでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の産学官連携により雇用創出の取組と今後の取組についてお答えいたします。

九州看護福祉大学の運営法人である学校法人熊本城北学園の理事会や評議会は、産学官のメンバーで構成されており、そこは法人の運営に関する事項が協議されるだけでなく、社会情勢に鑑み幅広い意見交換の場でもあることから、雇用創出に関する事項についても必要に応じて意見交換が行なわれているとのこと。また、学生の求人に関しても実習先などの医療機関などから、大学に対し推薦枠をもらうなど、大学と雇用期間との関係性の構築も着実に進捗していることもあり、現在、大学の就職率はほぼ100%となっております。市としましても、各種実習の受入れなどに積極的に協力するなど、今後も大学との連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） いろいろ1番から4番まで聞いた中で、様々な取組があるときはコロナで中段、現在も中断しているところもありますが、様々な取組が積極的に展開されているのかなと受け止めたわけです。

これからも玉名市の総合計画に沿ったこの高校や大学を生かしたまちづくりが推進されていくと思えますけれども、4つの取組の中で、私が感じているところは、産学官連携を挙げてありますが、ちょっと産との連携が若干弱いのではないかなという気がしております。それで、総合計画に掲げた高校大学を生かしたまちづくりを推進するにあたり、産学官連携における今後どのような点を強化しようと考えていらっしゃるのかありましたらお答えください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、本市の総合計画の主要施策に高校大学を生かしたまちづくりの推進を掲げ、これまで幾つかの取組を進めてきたところです。大学との連携については、今後も大学との連携協定を有効に活用し、保健、医療、福祉の専門的視点だけではなく、様々な学生の活動にも目を向けていきたいと考えております。そのほか、議員おっしゃったとおり本市には5つの高校がございます。この高校との連携についても力を入れたと考えております。

具体的には、高校生の授業に福祉などのテーマがある場合、大学の授業を、議長よろしいですか。

○議長（近松恵美子さん） はい。

○企画経営部長（今田幸治君） 質問の確認といたしましては、産業界との連携ということ。

○18番（前田正治君） そうです。よかですか、議長。

○議長（近松恵美子さん） はい、どうぞ。

○18番（前田正治君） ちょっともう1回言います。もう1回言います。

総合計画にのっとして、高校や大学を生かしたまちづくりをこれからも推進されると思いますけど、これまでの取組を聞いた中で、私はちょっと産との連携が弱いのではないかなという気がしております。そういう中で、これから高校大学を生かしたまちづくりを推進するに当たって、産学官連携というふうに掲げておられますので、当然そういったことを進めていかれると思いますけど、中でも産との連携においてはどのような点に力を入れていかれるのかなと聞いたわけです。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 失礼しました。前田議員の産との連携ということでの質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたけれども、大学の就職率というのはほぼ100%ということで聞いております。ただ、やはり市内への就職になりますと需要と供給の関係というか、なかなか市内の医療機関、民間のほうに就職するのは少ないというのも現実でございます。とはいえ、九州看護福祉大学生以外にも当然医療関係の皆さん就職されておりますので、産業界といいますか、企業側にもガイダンス等を通して積極的に大学のほうとの関わりを持っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 大学の設立の経過をさっきちょっと言ったんですけど、玉名市の総合計画を進めるに当たって、産学官の連携を取りながら進めていくわけなんですけれど、設立の経過からいって、やっぱり2市10町の産学官の連携という観点からもいいんじゃないかなという気がしておりますので、それはちょっと検討課題にしてもらいたいと思います。玉名市だけに限っての連携からさらに一歩進めた取組がちょっと重要になるのではないかなと、私は感じておりますので。

次に進みます。今議会には、消防団員の定数縮減が提案してあります。消防団活動は、火事や風水害などで地域防災の要となっております。また、行方不明者の捜索などでも地域住民の頼りになっております。ところが、最近は消防団員のなり手が少なく、どの団も、どの分団も団員確保に苦勞しております。実は、私も先週地元の消防団、私の行政区なんですけれども、若い人にぜひ、消防団に入ってくれということを部長さんと一緒にお願いに上がりました。即答はもらえませんでした。考えておきますというこ

とで帰ってきたわけですが、総務省消防庁のホームページには、学生消防団が紹介してあります。ちょっとスライドを。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番(前田正治君) ちょっとよくわからないんですけど、平成21年から令和2年までの棒グラフです。平成21年が全国で1,515名あったのが、ずっと増加をたどって行って、令和2年には5,404名ということで、約10年間で3.5倍に増えております。そして学生の消防団活動を評価して、これはよかです。評価して、学生消防団活動認証制度を設けた市町村は、令和2年当初で323団体にのぼっているということでもあります。学生は学業が本文であります。従来の消防団と同様の活動は難しい面があるかと思いますが、学生に呼びかければ応えてくれるのではないかと期待は膨らみます。九州看護福祉大学学生消防団の組織化及び学生消防団活動認証制度の創設について見解をお尋ねします。

○議長(近松恵美子さん) 総務部長 永田義晴君。

○総務部長(永田義晴君) 前田議員御質問の学生消防団組織化及び学生消防団活動認証制度の創設についてお答えいたします。

近年災害の激甚化、多発化が進む中、消防団員は減少の傾向にあり、消防庁は議員おっしゃったように、大学生を学生消防団として組織化し、大規模災害発生時における避難所運営等の後方支援活動を担う防災サポーターとしての役割に期待をいたしております。本市におきましても、熊本地震の際に九州看護福祉大学において医療、福祉等の知識を有している学生たちによる避難所での物資の配布等の協力をいただいております。そのような経緯も踏まえ、学生消防団の創設について大学側と協議を行なったこともございますが、大学の性質上、看護福祉の実習等により多忙な学生が多く、今のところ組織化には至っておりません。

学生消防団活動認証制度というのがございますが、消防団員として活動した学生に対し、市長が学生消防団活動認証証明書を交付するもので、就職活動のPR、自己PRなどで活用できるというものになっております。本市といたしましては、学生消防団の組織化及び学生消防団活動認証制度の創設について、既に導入している自治体の状況も把握しながら、今後も必要に応じて大学側と協議をし、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 前田正治君。

○18番(前田正治君) 九州看護福祉大学に学生消防団が組織できれば非常に好ましいことだなと思うわけですが、大学の性格上なかなかできないと、今日までできていないということなんですけれども、それはそれとして、次の学生消防団活動認証制度

なんですけれども、これは九州看護福祉大学の学生だけではなくて、地域の学生が地域の消防団に入団して活動するというのも可能性があるわけですよ。その学生が、地域の消防団ではほかの消防団員と同じように活動するかというと難しい面もあるかもしれませんが、今日の団員不足ということも考え合わせて、学生の消防団員もどんどん来てくださいという意味合いもあって、これは制度を創設して学生の消防団への入団というかな、それを促すようなきっかけになるかと思いますので、これは早急につくるべきではないかなと、私は思っていますので、前向きに検討するということですので、ぜひ、今申し上げましたような意味合いからも検討を早めるということをお願いしたいと思います。

続いて、消防団員の研修についてであります。山口市では、2018年から消防団大学なるものを開催しております。目的は、消防団員の減少や高齢化といった課題がある中で、団員確保策をはじめとして女性団員や若手団員の活躍促進などの活性化対策、地域防災の指導的役割を担う知識や技術を有した団員の育成、将来の団活動を担う若手団員の育成などです。希望者を募り、1年間でおおむね8日から10日間の受講日が設けてあるそうです。このような研修は玉名でも大いに参考になるかと思います。現在、市消防団員研修はどのようなことがなされているかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員の消防団員の研修についての御質問にお答えをいたします。

本市消防団員の研修につきましては、例年ですと新入団員や新任幹部を対象とした錬成大会において、基礎となる規律訓練、ホース等の取扱い訓練を行っております。秋ごろには、消防署から講師を招き、初級幹部訓練、救命講習、火災防御の研修、資機材取扱い訓練等を実施しております。

そのほかにも防災訓練への参加に伴う救助訓練、2年に1度開催のポンプ操法大会、3年に1度開催の菊池川水防演習における水防活動訓練と消防団員の技術向上、資機材取扱いの習熟を図れるよう取組を行っております。

また、上級幹部におきましては、熊本県消防学校現場指揮過程等に入校いただき、現場指揮における知識、技術の習得を行っております。この2年間は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、例年同様の訓練が満足に開催できていない状況にございますが、今後は感染症の状況も考慮しながら、消防団員の技術向上のための研修について工夫しながら実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 消防団員がなかなか見つからないというのは、うちだけじゃな

くて、いろんな区であるんですけども、新入団員確保に向けて、行政としてはどういった取組や努力をされているかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 新入団員の確保についてでございますが、先ほど議員がおっしゃったように学生の消防団活動への参加、これも一つの方法であると考えます。新入団員の現在、確保につきましては、消防団長をはじめ、地域の方々の協力を得ながら勧誘活動を行なっているところでございます。近年被雇用者団員、いわゆるサラリーマン団員が増加し、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力が必要不可欠となっております。

本市におきましては、事業所で働く消防団員の活動環境を整備することが団員確保につながるかと考えており、消防団協力事業所表示制度を導入しております。この制度は、勤務時間中の消防団活動への配慮や従業員の入団促進など、消防団に協力している事業所に対して、市が消防団協力事業所と認定し、表示証の交付や市ホームページ等に公表することで、事業所の協力が社会貢献として広く認められているというものでございます。今後も新入団員の確保へつながる有効な手段については、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 話を進めまして、7月の豪雨の際に市が管理する施設ではない九州看護福祉大学に緊急避難場所が開設をされ、多くの市民が車で避難をして渋滞が起きたと聞きました。どのような市の対応が取られたのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 緊急避難所の開設と市の対応についてでございますが、現在、玉名市におきましては、九州看護福祉大学のグラウンドを市の指定緊急避難場所に、そして施設を指定避難所に指定しております。九州看護福祉大学につきましては、市の管理する公共施設ではないため開設実績の頻度としては高くはございませんが、災害規模の大きかった平成28年熊本地震、そして令和2年7月豪雨の際に避難所として開設しております。議員御質問の令和2年7月豪雨の際は、九州看護福祉大学の関係者により施設の開錠を行なっていただき、市職員を派遣し、車の誘導、避難所運営を行なったところでございます。しかしながら、九州看護福祉大学の敷地が広く、避難の時間帯が夜間であったことと、開設実績が少ないため、避難される方も敷地内の位置関係がわからず、誘導に時間を要し渋滞が発生したというふうな実態でございます。今後につきましては、開設時期に応じた職員の増員等も行ない、スムーズな避難所対応を図れるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 避難所の設置運営は、これは玉名市が行なうわけであります。市が日常管理していない施設や場所が緊急避難場所になって、市民が避難してきた場合、その対応をスムーズに執り行なうためには、市とその施設管理者との連携が不可欠だと思います。これは指定避難所も同様であります。九州看護福祉大学を緊急避難場所及び指定避難所として運営するにあたり、九州看護福祉大学と玉名市との連携を取る訓練などはどのようになされているかお聞きします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員の御質問にお答えいたします。

九州看護福祉大学と玉名市との連携訓練につきましては、以前行なった防災訓練の際に学生の参加をいただき、避難訓練を行なったことはございますが、大学において避難所開設運営に関する連携を図る訓練は今のところ実施はできておりません。しかしながら、令和2年7月豪雨の後に、今までの災害対応を踏まえた避難所開設時における運営方法、支援体制等について取り決めた協定を締結しており、避難所開設運営マニュアルについても双方協議の上作成しております。今後につきましては、九州看護福祉大学との連携訓練の実施検討も含め、災害対応等の協力態勢の構築を継続して行なってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） おっしゃいましたように、指定避難所の開設及び運営に関するマニュアルが整備してあるわけです。ですから、マニュアルに沿った訓練を平常時から実施するということが災害時に対する備えであり、訓練を行なうことで避難者に寄り添った実行あるマニュアルに仕上げていくこともできるわけであります。市が管理していない施設だからこそ、より重視してこういった訓練を取り組んでいかなければならないというふうに私は考えます。

災害発生時などにおける大学施設の使用に関する基本協定書というのを担当課からいただきましたが、この中にマニュアルの存在が示してあります。ですから、市民が避難してきたときに、混乱がないような対応できるような平常時からの訓練というのをしっかり重視していただきたいというふうに思います。

続きましてよかですか。

○議長（近松恵美子さん） はい、どうぞ。

○18番（前田正治君） 大学の公立化についてであります。少子化時代となりまして、入学者の確保が難しい傾向が見られる地方の私立大学では、大学の公立化に移行すると

ころがあります。過去10年くらいの間、11の私立大学が公立化に移行しております。私は、公設民営の九州看護福祉大学におきましても、遅かれ早かれ公立化への移行がでてくるのではないかと思います。それは、大学経営におきまして少子化時代を生き抜くための一つの選択肢だからであります。私立大学が公立化すれば、どのように運営されるのか、玉名市と大学との関係はどうなるのか大いに気になるところであります。そこで、一般論として、大学公立化のメリットとデメリットをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員御質問の大学の公立化のメリットとデメリットについてでございますが、公立化を正式に検討しているわけではございませんので、あくまでも一般的に考えられるメリットとデメリットについて答弁をさせていただきます。

まず、メリットでございますが、私立大学が公立化することにより、設立自治体には大学を運営するための費用に対して地方交付税の措置がございます。そのことで、授業料を国立大学並みに下げることができ、志願者、入学者の増加につながり、大学の経営が安定すると考えられます。

続いて、デメリットについてでございますが、志願者、入学者の増加により競争率が上がり、地元の入学者が減少する傾向にあります。また、当然、公立化後は設立自治体に大学、あるいは大学運営法人に対する大きな責任が発生することになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 大学の授業料が下がるということは、安くなるということは、子どもを通わせる親としては非常にいいことかなと感じるわけです。しかしながら、大学の公立を背景にした安心感から入学者も増えると、授業料も下がって入学者も増えるということで、入学試験の競争率も上がって偏差値も高くなって、入学するにも非常に難しい狭き門というところちょっと語弊がありますが、そういったのも考えんといかんとかなと。大学にとってはよかつかもしれんですけど、地元民にとっては設立のときの理由として、地元の子もたちが県外に行かなくて地元の大学で資格も取れる。家計も安心と、そういった議会での議論などもあったわけですがけれども、地元の子もたちがなかなか通えないような、もちろん学力が高いなら行かれるとですけど、狭き門になるとちょっと困るかなという気もしますが、公立化は全体としていい方向に動くのかなと思います。

2番目に、公立化における市の関わりと、市からの財政負担は、これはどうなるのでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員の御質問にお答えいたします。

公立化における市の関わりといたしましては、公立大学が設立自治体の直営の場合は、設立自治体が単独になるのか、一部事務組合のような複数の自治体になるのかで違う部分もありますが、自治体の組織、また、自治体の会計の中に組み込まれることとなります。そして、現在は、一般的には、公立大学は地方独立行政法人法における公立大学法人として設置されていますので、それを前提に答弁いたしますと、大学を公立化するということは、大学設立を自治体の政策実現のための重要な機能と位置づけることであり、予算や中期目標、計画の作成や検証、ガバナンス体制などに設立団体の長のみならず、設立自治体の議会や新たに設置される評価委員会が直接、もしくは間接的に相互に関係することと考えられます。

また、財政負担につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方交付税と設立自治体に配分される地方交付税として設立団体に、自治体に配分される額の範囲内で設立自治体が運営費交付金として公立大学法人に支出をします。地方交付税として配分される金額相当分以上に単費での追加配分をしなければ、基本的に設立自治体の直接的な財政負担は発生しませんが、将来的な校舎の建て替え等大規模な支出に備えて、設立自治体の追加負担が発生しないように財政計画を作成する必要があると考えられます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） わかりました。ちょうど県北病院が地方独立行政法人になりましたので、県北病院みたいな感じになるのかなと、私なりにいろいろ調べて思っているところです。

3番目に、市長にお尋ねします。市長は、現在九州看護福祉大学の理事をされております。大学理事会における公立化への動きはないのかどうか。また、九州看護福祉大学公立化についての市長の見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

学校法人熊本城北学園、すなわち九州看護福祉大学ですけれども、理事会は、本年度は9回開催され、理事として出席をいたしておりますけれども、これまでに大学の公立化に関する議題としては出ていないことから、公立化への具体的な動きはないと認識しております。

その前提で、公立化についての認識と見解について答弁させていただきます。まず、公立化の認識については、総務部長も答弁した内容と同様であります。そして、見解ですが、あくまでも一般論として私の知り得る範囲で答弁いたします。九州看護福祉大学もそうですが、地方自治体が設置費用を負担した、いわゆる公設民営と言われる私立大

学が、近年公立化に移行している事例があることは十分に存じ上げております。そこですぐに公立化に向けた検討をという話はいたしませんし、できるものでもないというふうに思いますが、私の思いとしては、地方創生、地域振興、教育振興という観点から、大学の存在は大変重要であると考えております。

地域における大学の存在価値として、地域経済への影響も多大であり、少子化時代における若い世代の流入と増加、そして県内及び市内の子どもの進学先などのことを考えると相当大きいものというふうに考えております。そのようなことから、大学の将来を考えれば、公立化も一つの選択肢としてあり得るといような見解であります。

今後も市として、大学の理事として、運営を見守りながら大学への協力や支援はしっかりと行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） わかりました。次に。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 続きまして、2番目の観光施設の民営化計画、大衆浴場玉の湯民営化についてであります。

2月18日に大衆浴場玉の湯を民営化する計画の市民説明会及び意見を聞く会が開催されました。私、参加したんですけれども、まず、説明会を通じて感じたことは、民営化を推進するにあたり、決して行政主導で突っ走るのではなくて、丁寧に市民の意見を踏まえて進めるという姿勢でありました。観光施設民営化計画の推進について、担当課の説明では、令和元年の第1回説明会からして、民営化ありきではない、その後も説明会を小まめに開いて市民の意見を伺いながら、民営化可能性調査も踏まえて、今後の方針を検討するはずだったが、今日においては民営化の見込みも反対できない状況にある。現在、全国の民間事業者へ玉名市所有の観光施設の利活用に関するアンケートを実施し、集計中だが、公的不動産の活用に対し興味、関心がない。新型コロナウイルスの影響により、今は判断できないとの回答が多く見られるとの報告でありました。玉の湯民営化とは、民間に売却することで、予定年度は令和5年度になっております。民営化のメリット、デメリットについての説明があり、玉の湯を手放すことに対して参加された市民からは、厳しい意見がありました。

質問します。玉の湯民営化と大衆浴場条例との整合性についてお聞きします。玉名市大衆浴場条例の第1条に、市民の福祉と健康の増進を図り、併せて本市の観光事業の発展に寄与するために玉名市大衆浴場を設置管理するとしております。つまり、玉の湯設置の目的は第1に、市民の福祉と健康の増進を図ることであり、次に、本市の観光の発展を図るために観光政策として玉の湯を設置するということでもあります。玉の湯を民間

に売り払って、どうして市民の福祉と健康の増進をはかることができるのか大きな疑問があります。民間譲渡は大衆浴場条例との整合性がないと判断いたしますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 前田議員の大衆浴場玉の湯の民営化について、民間譲渡は大衆浴場条例との整合性がないと思うがどうかについてお答えいたします。

まず、民営化を進めるに当たっては、現在の玉の湯の設置条例を十分に配慮し、基本的には当初の設置目的である大衆浴場としての機能維持を前提に民営化の検討を進めてまいりたいと考えております。そのためにも民間事業者選定の際には、専門家の方々で組織された運営法人選定委員会を立ち上げ、将来にわたって恒久的な継続運営ができる事業者か否かを選定していただく予定でおります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） あくまで条例の範囲内で民営化を進めるということでありませぬ。説明会で配付された資料では、市の観光施設は地域経済の活性化や地域雇用の確保のため大切な施設です。市はこれらの施設を今後も有効的に活用し、存続させるために民間の力を活用し、運営したいと考えますと説明会開催の趣旨が述べられております。部長の答弁もほぼ、私が今読み上げましたようなことを網羅しているのかなというふうに思います。市が玉の湯を手放して、果たしてここで述べられている今後も有効的に活用し存続させることを担保できるのかなと、そういうふうに思います。民間の手に移った場合、行政があれやこれやと注文をつけることができるのかなと、私は不可能だと思います。今後も有効的に活用し存続させるためには、100歩譲って、指定管理の継続が望ましいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

玉の湯の利用割合を申しますと、玉名市民の御利用が約8割を占め、約2割が市外からのお客様となっております。長年地域の方々のみならず、たくさんの方々に親しんでいただいている施設と認識しております。特に市外からの利用者の中には、福岡など県外からのお客様に加え、小岱山の登山者や蛇ヶ谷公園の桜、山田の藤、高瀬裏川の花しょうぶなどの名所を楽しんでいただくのと併せて御利用になられるお客様も多いと伺っております。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、都道府県をまたぐ移動の自粛が求められる昨今、地元や近隣地域に住む方々に新たな魅力を訴求できるマイクロツーリズムは、コロナ禍においても観光施策として非常に重要であるため、今以上に多くの方々

に利用していただける施設を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 答弁の思いと実際に玉の湯を民間委譲するという結果がどうも答弁の思いどおりにならないかなというふうに私は受け止めて質問しているわけです。玉の湯の市民の観光施設という観点から、玉の湯についての見解をちょっと聞きます。

玉の湯の入浴料は大人1人250円、6歳以上12歳未満は120円、6歳未満は70円であります。市民にとっては安価でありがたい料金であります。玉名に里帰りした家族が、あるいは玉名を訪れた知人を連れて気軽に温泉を楽しめる料金だと思います。玉の湯は市民の観光施設であり、市民のための観光政策の一つが玉の湯であると認識いたします。多くの市民が利用しているからこそ、今日までの存続につながっているものだと思います。市民の観光施設という観点から考えた玉の湯についての見解を求めます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

観光の観点からと申しますと、やはり先ほど答弁と重なりますけれども、市外からのお客様が玉名に訪れ、ついでという失礼な言い方かもしれないかもしれませんが、温泉につかって帰られる。確かに料金もお安く設定してありますので、利用しやすい環境になっていると思います。この観点から民間に譲渡した際に、その料金設定等々につきましても、民間譲渡する予定の業者と様々なところで検討し、今の玉の湯に似たような形態での継続の運営をしていただくようにしまして、観光の面と市民の福祉の面と、両面から利用できるような施設になっていただくように、我々は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 次に、玉名温泉の歴史という観点から考えた玉の湯民間譲渡の影響についてであります。

市民に愛されてきた立願寺温泉の呼び名は、昭和34年4月1日、快速列車が玉名駅に停車することを機会に玉名温泉に変更されております。昭和34年当時は、市営みはらし温泉がありました。ここは、昭和35年から40年の間に民間に売却されて、現在は白鷺荘別館、あの地であります。市営みはらし温泉の売却と同時期に現在の玉の湯付近に市営温泉保養センターが建設されております。今の玉の湯の先輩でありましょうか。実は、今、言いましたようなことがこれに全部載ったんです。これは玉名歴史研究会が出されて、歴史玉名というのを議員もぜひ、買うて呼んでくださいということで、

ちょうどタイミングよくこういう冊子が出てきて、その中に今申し上げましたようなことがずっと出ております。

振り返ってみますと、市営温泉は、玉名のシンボルとして市内外の人々に親しまれてきました。玉名の誇るべき施設であります。民間譲渡が即大衆浴場の消滅にはならないと思いますが、また、そういうふうに進めると執行部では考えておられるようですが、私は、消滅に向かって一步、譲渡することが消滅に向かって一步踏み出す懸念はあります。温泉地から大衆浴場がなくなれば、先人たちを含めた多くの市民が落胆することに違いありません。観光政策からしてもマイナスであります。玉名温泉の歴史という観点から考えた玉の湯民間譲渡の影響についてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

玉名市大衆浴場につきましては、民営化の計画があるものの行政主導の民営化ありきではなく、先月2月の説明会に引き続き、今後も数回にわたり説明会を開催しながら、市民、利用者など、関係者の声を丁寧に伺いつつ、総合的に判断して今後の方向性を決めていきたいと考えております。

なお、先日実施しました市有観光施設の利活用に関する企業アンケートの回答では、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、民間企業の投資意欲が冷え込んでいることが顕著に表れていることに加え、市民、利用者の皆様の御意見を伺うことを目的とした説明会がコロナ禍で開催できなかったこともあり、令和5年度から民営化を実施する計画が非常にタイトなスケジュールとなっております。このような状況から令和4年度末までとなっております指定管理の期間を更新することもあり得ると考えております。また、議員が先ほどお話しされたような温泉保養センター、私もかすかに記憶に残っております。それこそ温泉の入り口に建屋がありまして、シンボリックな存在だったということは私も記憶がございます。そのような歴史的な観点から申し上げますと、今の玉の湯の場所、また、建屋の位置等少しちょっと目立たないところにあるのかなと、私自身は思っております。今の玉の湯が民間にももし譲渡された場合、またそのシンボリックな存在になってくれることを期待しながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） いや、私は譲渡はでけんて言いよるとだけん。譲渡されたならじゃなく。

この前の説明会の中で、玉の湯の長期的な修繕費用の説明がありました。今後25年の間に、修繕費用は1億4,079万1,000円と試算をしてあります。これは年間平均560万円となります。令和2年の入浴料収入はコロナでお客さんが減ったとはいえ、

年間2,600万円であります。平成28年から令和元年までの料金収支は毎年約400万円の黒字となっております。決して赤字続きではありません。今後25年間で先ほど言いました年平均560万円の修繕費、これは玉の湯を大衆浴場として維持するための必要経費と見るべきであります。玉の湯を民間に売却すれば、大衆浴場としての施設の存続は期待できません。したがって、売却後に大衆浴場の施設の何らかの計画があるのであればお聞かせください。あるいは、売却後の温泉地活性化の展望があればお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

前田議員おっしゃるように黒字ではございます。ただ、施設の利用者数に至りましては年々減少しております。今後の観光計画の中で、今後玉名市の観光計画の見直しを今、検討しておりますので、その中で民営化ありきではなく、先ほどから何度も答弁しておりますように、市民の皆様の意見、意向を聞きながら、どういった計画を立てるかというのは、今からまた検討し直していきますので、答弁になっているかわかりませんが、そのような計画であります。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 先ほど言いました部長もかすかな記憶があるとおっしゃいました保養センターですね、実は私の隣のおっさんがあそこに勤めとんなはったんです昔。そういうこともあって、私も愛着を感じているところであります。立願寺温泉、玉名温泉と市内外の人々から親しまれた温泉のまち玉名のシンボリック施設であります玉の湯民間譲渡は決して市民の賛同が得られないということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

16番 江田計司君。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 皆さんこんにちは。16番、新生クラブの江田です。

いつもながら最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。最終日の最後ですので、もうしばらく御辛抱お願いいたします。

一昨年3月5日に玉名の介護施設において勤務された方が新型コロナに感染の陽性

が判明いたして、ちょうど丸2年がたちました。今は第6波が熊本県、玉名市においても感染が下げ止まりつつありますけれども、3月6日まん延防止措置が3月21日まで再延期をされました。私事ではありますけれども、3回目のワクチン接種券が来ました。早速病院のほうに申し込みましたが、なかなか混み合っていました。そこで玉名市のコールセンターに問い合わせました。私の接種券には2月19日以降となっております。2月19日の10時に予約が取れました。玉名市役所に19日の9時半に行きました。ここの1階のロビーです。ここが接種会場になっておりました。大きな病院にも負けないような立派な施設になっていたのにびっくりいたしました。ブロックが4ブロックありまして、それぞれ医師の先生、それと看護師さんとかいろいろ対応されました。何かスタッフの方がものすごくおられました。9時半に行って、私は10時ごろ全て終わりました。話を聞きますと、1日に600人ぐらいは接種されているということですが、私を感じましたことには、大変安心して手際よく、そしてスムーズに接種ができました。そのことに大変関心いたしました。私の妻も3月5日に接種に来ました。妻も私と同じようなことをいまして、不安もなく、無事に済んで大変喜んでおりました。後の後遺症も何もなくて、ちょっと肩が凝ったかなと言っていましたけれども、熱がちょっと7度ぐらい出たけども、薬をもらってそうしたら何ともなくて、無事に3回目接種ができました。3年目を迎えました。大変長きにわたって、このコロナとの戦い、医療関係の人たちも大変御苦労されました。そして、関係各位、特に休日なども返上されて市職員関係、また、特に保健予防課の人たちにも感謝と敬意を表したいと思います。まだまだ先の見えないコロナとの戦い、これからも大変だと思いますけれども、頑張ってくださいとお願いいたしまして、通告に従いまして質問いたします。

1番目の交通弱者に寄り添った社会の実現に向かってを質問いたします。広報たまなの3月号にみんなで利用してもっと便利な交通へ地域公共交通を考えよう移動手段である鉄道やバス、タクシーなど、地域公共交通は厳しい経営状況になっていると載っています。この広報たまなを見て、一般の人たちはどのように周知されたのか、また、理解をされ早速利用してみようと思われれば、その効果はあったと思います。そこで1番目の高齢者の運転免許証の自主返納について質問いたします。交通事故の多くは高齢者の運転操作が問題となっております。交通網の整った市街地では考えられないのですが、そうでないところなどでは、車に頼らなければ日常生活も大変です。そこで、運転免許証を自主返納された人に対しての対策はどうなっているのか。また、シニアカーを利用されている人たちが増えているようですが、その支援についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 永田義晴君。

〔総務部長 永田義晴君 登壇〕

○総務部長（永田義晴君） 江田議員の運転免許証自主返納者への支援についての御質問

にお答えいたします。

玉名市では、令和2年度から玉名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱を策定し、運転免許証自主返納者への支援を行なっております。内容といたしましては、自主返納された市民に対しまして3,000円分のバスICカード、乗合タクシー回数券、タクシー回数券のいずれかを申請者に選んでいただき、1人1回限りではありますが、支援を行なっているところでございます。

令和2年度の実績といたしまして、250人から申請があり、バスICカード28件、乗合タクシー回数券29件、タクシー回数券193件の支援を実施いたしました。また、今年度の内訳としましては、令和4年2月末現在で174人からの申請があり、バスICカード23件、乗合タクシー回数券14件、タクシー回数券137件の支援を行なっており、174人のうち70歳以上が93.7%となっている状況でございます。

今後ともこの支援事業に関しまして、玉名警察署等と連携を図りながら、広報たまなや市のホームページなどでも周知を図ってまいりたいと考えております。

シニアカーも一緒によろしいですか。

○16番（江田計司君） はい。

○総務部長（永田義晴君） それでは、シニアカーの支援についての御質問にもお答えいたします。

シニアカーの支援につきましては、昨年3月の一般質問で多田隈議員より高齢者への電動自転車、電動三輪車、シニアカー等に対する支援についての一般質問もあり、今年度免許返納支援事業の受付の際に、免許返納に関するアンケートを実施いたしております。その中で、シニアカーの貸出しがあれば利用されますかとの問いに対し、利用したいと回答されたのが74名中14名で18.9%という状況でもあり、貸出制度を実施している他市の状況も踏まえ、利用者の安全面を考えますと道路や歩道の整備も必要となりますことから、シニアカーの貸出しについては、現在のところ考えておりません。今後もアンケート等で高齢者等の利用ニーズを把握し、自主返納された方々にとって有効な支援策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

10月に行なわれました国勢調査、合併時の平成17年度は15歳未満が1万71人、率にしますと14%、15歳から64歳までは4万3,419人、率にしますと60.4%、65歳以上は1万8,319人、率にしますと25.5%、総人口はその当時7万1,851人、令和2年度10月の調査では、15歳未満は7,960人、率にすると12.4%、平成17年と比較するとマイナス2,111人、率にするとマイナス1.6%、

15歳から64歳までは3万4,050人、率にすると53%、平成17年と比較するとマイナス9,369人、率にするとマイナス7.5%、65歳以上は2万1,983人、率にすると34.2%、プラス3,664人、率にするとプラス8.7%、令和2年度の人口は6万4,292人です。これは国勢調査だから令和2年度までしかわからないわけです。何年かに1回ですから。

つまり何を言いたいかと言いますと、高齢者が逆にふえているわけです。よく一般質問で、今度もありましたけれども、人口減少、減少と言われておりますけれども、逆に高齢者がふえているわけです。ですから、私が一般質問しております運転免許証の自主返納者に対するその対策については、これは私は令和2年度6月議会で質問いたしました。先ほど言われた多田隈議員も質問されておりますけれども、今回の答弁であまり変わっていないような感じがするんです。3,000円ですね。これは1人に1回限り、ということは一生に一遍しかもらえないということです。だから一遍3,000円分だと言われると、ずっとそれで終わりということはなかなかちょっと寂しいような気がしますけれども、ちなみにちょっと電話でだったんですけれども、お隣の長洲町に聞いてみました。長洲町ではきんぎょタクシーの1年間の無料乗車券、ただし町内らしいです。普通は大体1回が200円するんです。これはちょっと電話だからわからないですけど、調べてみないとわからないんですけど、荒尾市に聞きましたら、これで荒尾市民病院までとシティーモールまではそれを使えるわけです。きんぎょタクシーを。今年度から玉名駅までいいということらしいです。これもよく調べてみないとわからないんですけど、荒尾市においては、現在は支援を行っていないそうなんです。ただ、相乗りタクシーは評判がいいから、それでいいんだろうということを言われておりました。お隣の南関町では、町内のタクシーこれが乗車料金を助成、月に6回、ただし片道も1回に入るから、月に往復すれば3回しかない。町内だけだそうです。これはあくまでも町内のタクシーを利用したそうです。ただ、町外を利用される方は、そのバスのところまではいいそうです。これは助成するそうです。玉東町さんは、巡回バスが無料なんです玉東町は、だから支援はありません。しかし、まちの温泉を利用する人に対して、普通は300円ですけども半額にするということです。いろいろどこでもあまり自主返納に対しては、あまりよくないようです。

それと先ほど言いましたシニアカー、このシニアカーについても今のところあまり考えていないということだそうです。この前に熊本日日新聞に掲載されておりましたけれども、シニアカーの貸出し。貸出しがなかなか進まずと言うことが載っておりました。これは高森町でシニアカーの貸出しが初めて11か月あまりだそうです。利用は30台で70歳以上の免許返納者が対象。そして運転経歴証明書を提出し、月額が2,000円、これは保険料金も入っているそうです。低料金で返却期限もなく、貸し出したが、

利用は14人いたが、昨年の12月時点では12台と伸び悩んでいるそうです。町中心部では9台が稼働しているが、皆さん御存じの高森ですから、山がいっぱいありますけれども、その山間部では大変厳しいということです。ただ、玉名でも結構利用している人が多いんです。話を聞いてみると申し込んでもすぐに手に入らないというような話を聞いております。

和水町を聞きました。そうしたら運転免許証自主返納者に対しては、別に支援はないけれども、シニアカーを購入したとき、この新車を購入したときに購入助成金、ただし新車の上限が15万円だそうです。半額を補助するとのこと。ですから、先ほど言いましたように、人口は減っているけれども高齢者は逆にふえているわけです。だからその高齢者の方に事故があったりなんかすると大変だから運転免許証を自主返納された方にいろんなことを考えていただきたいと思います。

そしてこの前3月頃、広報たまなに掲載しておりましたが、どうしてくまもと県北病院まで行くのにはタクシーに乗って玉名駅で降りて、玉名駅からですけど直接いけないのかと、そんなのが載っていました。それについてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のしおかぜ、いちごタクシーのくまもと県北病院への移動についてお答えいたします。

くまもと県北病院をしおかぜ、いちごタクシーの特定乗降場所としていない理由につきましては、まず、しおかぜタクシー、いちごタクシーは1時間以内に全ての利用者を送迎しているため、くまもと県北病院まで移動可能とする運行距離が伸びて1時間以内での送迎ができないおそれがあること。次に、仮にくまもと県北病院までの乗り入れを可能といたしますと、バス利用者や一般乗用タクシーの利用者が減少し、事業経営に影響を及ぼす可能性があること。また、予約制乗合タクシーが運行されていない地域の方や市内の中心部の方からすれば、移動手段が路線バスや一般乗用タクシーを利用するしかなく、公共交通における不公平感が生じること、このようなことからくまもと県北病院に特定乗降場所を設置しておりません。

しおかぜ、いちごタクシーを御利用の皆様は、バスとの乗り継ぎが必要となりますが、乗り継ぎの促進のために通常200円のバス運賃を100円で利用できる乗り継ぎ券を配布しております。また、乗り継ぎの待ち時間短縮のため、来月4月からですけれども、バスの発車時刻を調整することとしており、利便性の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

この質問は、昨年3月にも一般質問をいたしました。ちょうど昨年3月2日、このくまもと県北病院が開院したのは、そのとき私は、しおかぜタクシーを申し込んで、そして乗って、玉名駅で降りて、玉名駅から産交バスで行きました。コロナの影響もあって、タクシーもバスも私が1人でした。ですから、恐らくあまり知られていなかったのかもしれないです。先ほど言われたように、タクシー代は400円、そしてバス代は半額で100円です。今度、一応この一般質問しますので、この前の4日の日にまた、しおかぜタクシーを申し込んで、来てもらいました。今度は私のところに来られて、滑石経由で滑石から御婦人が1人乗られました。お話をいろいろ聞くと、確かに高齢者にとっては便利で助かっておりますと、その方は途中先まで行かれなかったのから玉名駅ではなかったと思います。運転手さんにも聞きましたけれども、大分利用者は増えておるといふことなんです。

そこで、再質問をいたしますけれども、玉名駅からくまもと県北病院まで、これちょっと広報たまなを見ると、そのバスだけは1日5便ぐらいしか出ていないみたいです。その専用のバスですか、玉名駅からくまもと県北病院まで、ほかの便はあるんですいろいろと。その5便のバスはどれくらい費用がかかっているんですかね、お尋ねしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

昨年3月2日から運行を開始しました玉名駅とくまもと県北病院を結ぶシャトルバスの利用状況についてですけれども、病院の外来診療を行なっている平日のみの運行ですが、この1年間で約5,100人の利用があり、1日平均では約20人という結果でございました。

次に、市の財政負担についてですが、バス事業者の会計年度が10月から翌年9月までとなっているため、運行開始の昨年3月から9月までの7か月間の計上欠損額234万4,000円を補助しております。そのうちその2分の1に当たる117万2,000円はくまもと県北病院が負担することとしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 7か月でそれだけ234万4,000円、それをくまもと県北病院とお互いに負担しているということなんですけれども、ただ、私も素人ながら考えるんですけれども、5便を極端に言うと、直接しおかぜタクシーをこの病院まで行けるような方法がいろいろ検討していただきたいと思うんです。といいますのが、やっぱり乗る人は高齢者とか弱者が多いんです。ですから、1回降りる、またバスの高いのに乗る、それから寒いとき、雨の日なんか大変だと思いますので、その辺をよく検討してい

ただいて、できるだけ先ほどから言いますように、高齢者が増えておりますので、その辺をよく検討していただいて、次の質問に入りたいと思います。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番(江田計司君) 2番目の大野下地区経営体育成基盤整備事業についてお伺いしたいと思います。

昨年の6月議会でも質問いたしました。今回は、明神尾地区の区長さんから支線2号排水路の改善要望が出されているんです。その件についてお伺いしたいと思いますが、明神尾地区に降った雨がまとめてこの流れ込むそうなんです。現状の土水路では維持が不可能。今まで3回か4回排水路が崩れているということです。この基盤整備以前にはこの排水路はなかったわけです。基盤整備があってこの排水路を作ったんです。この排水路には明神尾の上のほうに池があるんです。上野さん、あの太か池のあるでしょうが、あれも全部そこに流れ込みよつとです。だから本当はその排水路はなかったのを今度排水路をつくったもんだから、その排水路の土手が崩れているんです。ですからこの排水路が新しくできたのは、幅が狭くて深いためその土手が崩壊しているようです。ですからその件は今後どうなるのか、また、この前も質問しましたがけれども、県道大野下停車場線馬場地区の排水路整備についてもお伺いしたいと思います。

○議長(近松恵美子さん) 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長(上野伸一君) 江田議員御質問の大野下地区経営体育成基盤整備事業についてお答えいたします。

まず、扇崎・大野下地区の基盤整備事業につきましては、県営経営体育成基盤整備事業により、平成26年度に工事を着手し令和4年度の事業完了を目指して進めているところでございます。議員御指摘の明神尾地区の排水路につきましては、事業地区内の排水路として整備されたものであるために、地区内の支線排水路と同じ土水路で整備されておりますが、浸食されているとのことを受け、県と調査を行なったところ、地区外からの流入があり、流量もほかの支線よりも多いことから、地元役員で協議が行なわれ幹線排水路としての整備を実施していただけるよう事業主体の熊本県に要望しているところでございます。

次に、県道大野下停車場線より東側につきましては、市町村合併前の旧岱明町時代から慢性的に冠水していました。その主な要因の一つとして、下流域が未整備であったため排水路の能力不足が考えられていましたが、基盤整備により幹線排水路が整備されますので、事業が完了し幹線排水路の状況や地元からの要望等を踏まえながら、関係機関と協議を重ね改善に向けて、冠水被害の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

この件については、私も合併の時からいろいろ取り組んできました。いろいろ傍聴にも行きました。これは旧岱明町時代に、平成11年から地元推進委員会ができてなかなか進展がせんだったんです。やっぱり進展ができなかった一つが100%の同意を得なければ採択できないということだったんですけれども、ちょうど島津市長に頑張っていたいて95%で納めてなんとか事業採択という形になったんですけれども、令和4年度で完成する。四半世紀かかった大変な事業です。

これは県営事業のために県の担当者も度々替わられるんです。役員さんたちも大変御苦労されました。明神尾地区の排水路についても、これは事業所内の支線排水路と同じ排水路で整備すると、結局、やっぱりこれも受益者負担になるわけです。ですから先ほど言いましたように、これはこの事業外です。ですから極端に言うと、池から来るやつ、例えば、先ほどの馬場の公民館前のこといいましたけど、結局、この基盤整備事業ではなくて、あくまで洪水対策で取り組んでいただいたほうが、解決されるんじゃないかと思えます。この馬場地区の排水路整備についてもこの基盤整備事業すると県の人がいなはるとですよ、なんかいろいろやると2,000万円ぐらいかかる、これは受益者で負担をしてもらいます。それは受益者の方も負担せなんごたるなら、もうそがんとせんがよかばいたとなるとです。ですからこれも何でこの工事基盤整備ができたのか、先ほどいろいろ言って、あそこの道路から下のほうはしゃつとでくつとです。問題はあの上です。この件に関しては私も何回も一般質問しているけれども、この県道の開口部が細かっですよ。これは城戸県議も何遍も見が来とんなはるです。あくまでこれは県でしてもらわんと、今のところ1トン袋を積んであるです。ところがこれもう5年ぐらいたつとるけん恐らくまた壊れてしまうそうです。この辺はやっぱり県営工事で、この基盤整備と全く別に、先ほどの明神尾のほうも一緒に考えて、あくまで洪水対策ということでやっていかんと、あくまで圃場整備でやっていくと恐らく予算の決まっと思しますので、そういう件はよろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 最後になりますけれども、玉名市のPR戦略についてお伺いいたします。いだてんの放送も終わりました、もう3年がたちました。3年目になりました。このいだてんにつきましては、相当いろんな話がありましたけれども、私はこのいだてんのおかげで玉名が全国に知れ渡ったということで大成功だったと思えます。このNHKの放送をするのには、全国から相当いろいろNHKに対して取り組んで、金も使って、宣伝費も使いよんなはるけど、なかなか決まらんそうです。だから玉名には皆さん、玉名は恐らくあんまり、なかっですね。たまたまオリンピックでああなったけんが

金栗さんが取り上げてよかったです。だから玉名はふのよかたです。ただ、ドラマ館あたりもこのいだけんは何をするのにも一つ一つNHKにお伺いを立てなんとですよ。だから和水のあそこのほうは勝手に自分のところでしよんなはるけん、あんまり気にせんでしよんなはったばってん、このドラマ館とかあれに関してはなかなか厳しかったようです。大変な御苦労されたんではないかと思えます。ですから、これからこの玉名市として今後どのようにして玉名のPR戦略を考えておられるのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 江田議員御質問の玉名市のPR戦略についてお答えいたします。

観光戦略につきましては、これまで着地型旅行商品の開発やインバウンド推進といった戦略のもと、大阪や福岡、香港や台湾といった国内外のターゲット地域に直接セールスに赴き、観光PRを行なうことで旅行商品の造成や外国人観光客数の増加といった成果につなげてまいりました。特に外国人観光客数につきましては、令和元年には過去最多の約3,500人を記録していたところですが、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、これまで同様の観光PR活動ができない状況となってまいりました。

コロナ禍によって新しい生活様式への対応が求められるなど、観光トレンドも変化化する中、本市ではコロナ克服に向けた新観光戦略プランを策定し、官民一体となって、新しいニーズに沿った観光商品の開発に取り組むとともに、ウェブやSNSを活用したPRやターゲット地域に向けた効果的な観光パンフレットの配布などに取り組んでおります。公式観光案内ウェブサイト「タマてバコ」のユーザー数は、令和元年度末の約1万5,000人から、直近では約5万8,000人とコロナ禍においても増加しており、福岡、大分、佐賀県内のショッピングモールやバスターミナルなどのメディアラックに配架した観光パンフレットは約7,000部をお客様の手にとっていただくことができました。

コロナ禍における直接的な観光PR事業として、国内外のお客様に向けたオンラインツアーの実施や福岡県のメディアや旅行会社に直接プレゼンを行なう玉名市観光素材説明会のオンライン開催などにも取り組み、説明会には約60社の参加をいただきました。この結果から、本市の観光素材に対する関心の高さを確信できましたので、観光事業回復期に力強くスタートダッシュできるよう、引き続き観光PRに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

玉名市のいろいろ目玉である観光戦略、大変努力をされて頑張っておられると思います。平成30年12月議会に私が質問いたしましたけれども、熊本県出身の人気漫画家の尾田栄一郎さん、県民栄誉賞受賞の記念として県全域のさらなる熊本地震からの復興を願って代表作の「ONE PIECE」、これは世界で一番売れているそうなんです。ONE PIECEの主人公ルフィの等身大の像、これは人気があって県庁前においてあるんです。結局、その麦わらの一味、私はこれを読まないんですけども、この麦わらの一味の像を8体ぐらい計画されているという話がありました。そのとき私の一般質問で提案したんですけども、人気キャラクターのナミさんですか、ナミさんはミカンが大好きだそうで、そしてその夏目漱石の草枕、その中に出てくる若女将の名前も那美さんです。新幹線の駅前もミカンの木が植栽されております。ですからこれをしてといたしましたけども精いっぱい努力はされたと思いますけれども残念ながら8体には入らなかったんです。結構人を呼ぶのはなかなかPRもいろいろあるとですね。その方法として漫画、これは今朝の熊本日日新聞にも載ったんです。高森高校、これ瀬崎議員も昨日言われたです。結局、高森高校にマンガ学科ですか、これは全国で初めてだそうです。それも来年度から開設されるとですかね。

一つちょっと紹介をしたいと思います。ハクメイとミコチの漫画があるとです。私は漫画を全然読まんとですけど、作者は玉名市築地出身の漫画家榎木祐人さんだそうです。ハクメイとミコチという人がこれ9センチだそうです。異世界の暮らしを描かれているそうです。舞台はマキナタ、近隣にはアラビ、ヒロムタ、ヤシロ、ヤマシタなどがあり、これらは玉杵名、荒尾、大牟田、八代、山鹿と推測をされるそうです。また、ヤマキタの中心には蛇ヶ谷、石貫も登場して郷土愛を書いているそうです。単行本の第1巻の後書きには、自身のふるさとには大きな俵を転がすまつり、しょうぶまつりがあるが見たことはないとおちゃめな表現をされているそうです。絵は細かく描き込まれてイラストとその価値の高いと言われているそうです。観光ポスターや玉名かるたの絵札などでもできるのではないかと、付加価値による新たな集客や経済効果も生まれるのではないかとされているそうです。ちなみに、妹さんは色付け担当もされているそうです。この人は熊本市の学芸員らしく、西南戦争、田原坂の戦いのイラストも描かれているそうです。ですからPR戦略も精いっぱい頑張っておられるんですけども、先ほど麦わらの一味のあれも大分漫画が影響しているらしいです。ですから精いっぱい頑張っておられるけれども、また、PR戦略もいろいろ考えていただいて、そういうのも使っていただいたらどうだろうと思ひまして、私の一般質問を終わります。お疲れです。お世話になりました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「議案及び陳情の委員会付託」を行ないます。

議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）から議第34号教育委員会委員の任命についてまでの市長提出議案33件、陳第1号玉名市商工会館建設の支援を求める陳情及び陳第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情の陳情2件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第34号教育委員会委員の任命についての人事案件1件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第34号の人事案件1件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第34号の人事案件1件については委員会付託を省略することに決定しました。

議第34号の人事案件1件については、25日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

総務委員会

議第2号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費を除く〕、⑦商工費1項商工費中7目金栗四三PR推進費、⑨消防費〔1項消防費中6目防災コミュニティセンター費を除く〕・第2表繰越明許費補正 追加、②総務費・第3表債務負担行為補正 追加(1)・第4表地方債補正)

議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算
（総則・第1表歳入歳出予算 歳入の部・第1表歳入歳出予算 歳出の

部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目伊倉ふれあいセンター費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費〔1 項消防費中 6 目防災コミュニティセンター費を除く〕、⑫公債費、⑭予備費・第 2 表債務負担行為(1)(2)(3)・第 3 表地方債)

- 議第 17 号 玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議第 19 号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 20 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 21 号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 22 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 23 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 24 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 29 号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 30 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

建設経済委員会

- 議第 2 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 14 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1 項商工費中 5 目消費者行政推進費 7 目金栗四三 P R 推進費を除く〕、⑧土木費、⑪災害復旧費・第 2 表繰越明許費補正 追加、⑥農林水産業費、⑧土木費、⑪災害復旧費・第 3 表債務負担行為補正 追加(2)(3)）
- 議第 6 号 令和 3 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 7 号 令和 3 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 8 号 令和 3 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議第 9 号 令和 4 年度玉名市一般会計予算
（第 1 表歳入歳出予算 歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化

槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費、⑩災害復旧費〔5項文教施設災害復旧費を除く〕・第2表債務負担行為(4)(5)

- 議第13号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
議第14号 令和4年度玉名市水道事業会計予算
議第15号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算
議第16号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算
議第25号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
議第26号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第27号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議第28号 玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第31号 普通財産の無償貸付けについて
議第32号 普通財産の無償貸付けについて
陳第1号 玉名市商工会館建設の支援を求める陳情

文教厚生委員会

- 議第2号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑨消防費1項消防費中6目防災コミュニティセンター費、⑩教育費・第2表繰越明許費補正 追加、③民生費、⑩教育費）
議第3号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第4号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第5号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算
（第1表歳入歳出予算 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目伊倉ふれあいセンター費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑨消防費1項消防費中6目防災コミュニティセンター費、⑩教育費、⑪災害復旧費5項文教施設

災害復旧費・第2表債務負担行為(6)

議第10号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第11号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第18号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第33号 権利の放棄について

陳第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程の追加についてお諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第3 決議案上程

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 決議案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第3 決議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「決議案上程」を行ないます。

これにより、決議案を上程いたします。

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について

以上、決議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

○議長（近松恵美子さん） 19番 作本幸男君。

[19番 作本幸男君 登壇]

○19番（作本幸男君） 皆さん、お疲れさまでございます。提出者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

決議案第1号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について。

これは、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう国際法に基づく対応を求めるべく、決議として議会の意思を表明するものであります。

それでは、決議文を読み上げます。

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシア軍は本年2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。このような武力を背景とした一方的な現状変更は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて看過できない。

今なお一般市民を含む多くの命が失われ、ウクライナに拠点を持つ日本企業や現地在留邦人は、緊迫した状況の中、安否確認の対応に追われるなど厳しい状況に置かれている。

よって、玉名市議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、強く非難するとともに軍の即時撤退、国際法の遵守を強く求める。

また、日本政府は、在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナ国民への人道的支援、さらにロシアに対して国際社会と連携して、即時効力ある制裁措置を含む厳格な対応を取るよう、玉名市議会の総意として、強く訴えるものである。

以上、決議する。

議員各位におかれましては、どうか御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております。決議案第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

決議案第1号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

日程第5 決議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「決議案審議」を行ないます。

改めて、決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について

以上、決議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております、決議案第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

決議案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

決議案第1号について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

決議案第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について

以上、決議案1件について採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明10日から24日までの15日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明10日から24日までの15日間、休会することに決定いたしました。

25日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。
本日は、これにて散会いたします。

午後 3時22分 散会

第 5 号

3月25日 (金)

令和4年第2回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和4年3月25日（金曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員問討議・討論・採決

（議第2号から議第33号まで、陳第1号及び陳第2号）

- 議第2号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）
- 議第3号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第4号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第5号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第6号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第7号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第8号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和4年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議第18号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 2 2 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 3 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 4 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 6 号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号 玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議第 3 1 号 普通財産の無償貸付けについて
議第 3 2 号 普通財産の無償貸付けについて
議第 3 3 号 権利の放棄について
陳第 1 号 玉名市商工会館建設の支援を求める陳情
陳第 2 号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

日程第 3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第 3 4 号）

- 議第 3 4 号 教育委員会委員の任命について
閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第 1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第 2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第 2 号から議第 3 3 号まで、陳第 1 号及び陳第 2 号）

議第 2 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 4 号）

議第 3 号 令和 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議第4号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第5号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第6号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第7号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第8号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和4年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議第18号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更
について

議第31号 普通財産の無償貸付けについて

議第32号 普通財産の無償貸付けについて

議第33号 権利の放棄について

陳第1号 玉名市商工会館建設の支援を求める陳情

陳第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第34号）

議第34号 教育委員会委員の任命について

日程第4 市長提出追加議案上程
（議第35号）

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（1件）

報告第1号 専決処分の報告について 専決第1号

日程第7 議案の委員会付託
（休憩中委員会）

日程第8 委員長報告

1 建設経済委員長報告

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決
（議第35号）

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

日程第10 意見書案上程
（意見書案第1号及び意見書案第2号）

意見書案第1号 アサリの産地偽装対策に関する意見書の提出について

意見書案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

日程第11 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（意見書案第1号及び意見書案第2号）

意見書案第1号 アサリの産地偽装対策に関する意見書の提出について

意見書案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

閉 会 宣 告

出席議員（22名）

1 番	大 野 豊 重 君	2 番	中 村 慎 吾 君
3 番	浜 田 繁 次 郎 君	4 番	瀬 崎 剛 君
5 番	田 浦 敏 晴 君	6 番	山 下 桂 造 君
7 番	立 川 信 之 君	8 番	坂 本 公 司 君
9 番	吉 田 真 樹 子 さん	10 番	一 瀬 重 隆 君
11 番	北 本 将 幸 君	12 番	多 田 隈 啓 二 君
13 番	松 本 憲 二 君	14 番	徳 村 登 志 郎 君
15 番	西 川 裕 文 君	16 番	江 田 計 司 君
17 番	近 松 恵 美 子 さん	18 番	前 田 正 治 君
19 番	作 本 幸 男 君	20 番	森 川 和 博 君
21 番	中 尾 嘉 男 君	22 番	田 畑 久 吉 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次 長	松 野 和 博 君
次 長 補 佐	酒 井 裕 之 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	入 江 光 明 君		

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	総 務 部 長	永 田 義 晴 君
企 画 経 営 部 長	今 田 幸 治 君	市 民 生 活 部 長	蟹 江 勇 二 君
健 康 福 祉 部 長	酒 井 史 浩 君	産 業 経 済 部 長	上 野 伸 一 君
建 設 部 長	片 山 敬 治 君	企 業 局 長	荒 木 勇 君
教 育 長	福 島 和 義 君	教 育 部 長	藤 森 竜 也 君

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）から議第33号権利の放棄についてまでの市長提出議案32件、陳第1号玉名市商工会館建設の支援を求める陳情及び陳第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情の陳情2件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案11件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ4億5,168万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を357億4,087万9,000円とするもので、補正予算の主なものは、本年度事業費の決定及び決算見込みによる調整と国の第1次補正予算対応分として11事業、総額で5億6,294万5,000円であるとの説明があり、続いて、歳入について項目ごとの説明がありました。

まず、委員から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において追加交付された総額はとの質疑があり、執行部から、令和3年度において3億4,039万円が追加交付された。そのうち、3月補正の財源として1,531万3,000円を計上。残りの約3億円は令和4年度の財源としているとの答弁でした。

次に、委員から、保育士等処遇改善臨時特例交付金において、公立の保育士の賃金アップもこの中に含まれているのかとの質疑があり、執行部から、放課後児童クラブ、私立保育園の職員が対象となり、公立の保育士については含まれないとの答弁でした。また、委員から、公立も私立も分け隔てなくできる補助金ではないのかとの質疑があり、執行部から、公立の保育士については一般行政職と同じ行政職給与を適用しているため、適用外と考えるとの答弁でした。さらに、委員から、会計年度任用職員はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、公立も適用できるとなっているが、協議した結果、会計年度任用職員については、民間の保育士よりも時給にして200円から300円程度高いと確認されたため、今回は見送ったとの答弁でした。さらに、委員から、保育士不足は公立も私立もあまり違いはない。公立保育所に至っては年中保育士募集をしている。処遇改善されなければ集まらないと考える。公立保育所の職員給与を上げても国からの交付税措置がされると思うがとの質疑があり、執行部から、公立保育所の処遇改善については、交付税に算入されることになるが、先の答弁のとおりベースアップは考えていないとの答弁でした。

次に、委員から、浄化槽設置整備事業補助金において県補助金の対象外になったことが減額の理由だが、対象外になった個人への補助はどうなったのかとの質疑があり、執行部から、申請があった75基のうち55基が県補助の対象外となった。対象外となったものについては市補助金で対応したとの答弁でした。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、地域おこし協力隊募集については事業展開しやすいような募集方法を考えてはとの質疑があり、執行部から、今年度は1名が内定後に辞退されたが、来年度は2名体制で推進していく。また、地域おこし協力隊の業務については、制約等はなく農業分野等での活動や展開も期待できる。今後、人材募集方法については検討していくとの答弁でした。

次に、委員から、過疎地域持続的発展計画策定支援業務委託の内容等について質疑があり、執行部から、過疎地域持続的発展計画は、既存の計画との整合性を図りつつ市内のヒアリング等や地域の意見を盛り込みながら様々な分野での策定を考えている。また委託先として、玉名市総合計画策定を委託したコンサルタントを想定しているとの答弁でした。

次に、委員から、防犯灯設置等補助金について150万円減額されているが、当初予算額は。また要望等はどうか反映しているのかとの質疑があり、執行部から、令和3年度当初予算で901万円計上。各区長から防犯灯新規設置や建て替え等の要望を受け予算計上しているとの答弁でした。

次に、委員から、笑顔のまちづくり応援事業補助金ほか2件の周知方法等はとの質疑

があり、執行部から、広報たまなやホームページ等で周知している。令和2年度、令和3年度の実績として、笑顔のまちづくり応援事業補助金は令和2年度が7件、令和3年度が6件、提案型協働事業補助金は令和2年、3年度2件、人材育成基金助成金については新型コロナウイルス感染症の影響により、2年間申請がない。市民向け人材育成も必要と考えるため市民向け助成制度として残していきたいとの答弁でした。また、委員から、人材育成基金は市民向けも大事だが、職員向けに研修機会を与えるなど、予算の組替え等の提案もありました。

次に、委員から、情報通信事業費備品購入費入札残が1,500万円だが、もう少し性能など上げてよかったのでは。パソコンや機器等は能力・性能的に問題なく使用できているのかとの質疑があり、執行部から、今のところ、問題ないとの答弁でした。

次に、委員から、徴税費関連で、固定資産税遡及課税についての分割納付や猶予の考えはとの質疑があり、執行部から、基本的には期限内の納付が原則であるが、納付困難であれば徴収猶予という制度があり、徴収猶予は最長2年間である。また、地方税法上へのとおり相談に応じるが、滞納処分を行わないことではない。延滞金も発生するため、可能な限り納付をお願いしたいとの答弁でした。また、委員から、償却資産税遡及通知をしているが、住民税は適正に課税されていたのかとの質疑があり、執行部から、適正に課税されているとの答弁でした。さらに、委員から、未申告と捉えるのではなく、申告漏れと考え、自治体裁量等によって遡及期間を3年とする考えはとの質疑があり、執行部から、固定資産税については地方税法上、課税逃れや悪質の場合は7年の遡及となるが、今回の分は課税逃れ等でないため、5年の遡及課税となるとの答弁でした。

次に、委員から、消防団被服等補助金の算定方法はとの質疑があり、執行部から、条例定数に基づき消防団員1人当たり2,000円で計上しているとの答弁でした。また、委員から、消防団服は使いまわし等で体型によっては、着づらく活動に支障があると聞く。分団での管理になると思うが今後予算等を考えてほしいとの要望がありました。

このほか、コロナの影響により減額された一般会計の総額、選挙費の中での役務費について、市長交際費の減額理由、区長会等の研修内容等についても質疑がありました。

委員から、保育士等処遇改善の問題は、国において処遇改善や予算化されているにもかかわらず、公立の保育士に対して処遇改善が見送られたということに納得できないという旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第2号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第9号令和4年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ324億3,700万円とするもので、これは前年度当初予算と比較して、3.9%の増であります。

第2表債務負担行為は、コンビニ収納・キャッシュレス決済に伴う収納代行月額基本手数料ほか2件について、期間及び限度額を設定するもの等であります。

地方債は、令和4年度の起債発行は合計で20件、限度額18億2,030万円、起債の方法、利率、償還の方法は、前年度同様であるとの説明に続き、歳入において項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、ふるさと寄附金について前年度より3億円増額計上しているが、増額見込みの可能性はあるのかとの質疑があり、執行部から、ふるさと納税については平成30年度から令和元年にかけて飛躍的な推移である。令和元年度4億4,000万円、令和2年度8億7,000万円、今年度10億8,000万円ほどである。ふるさと返礼品の人気も金額が伸びている要因。また、納税金額ありきではなく、ふるさと納税を通じて玉名市のファンを増やす目的もある。また、市内の返礼品事業者の販路拡大や育成にもつなげていき、次年度は13億円達成を目標に努力していくとの答弁でした。また、委員から、個人での出品は可能なのかとの質疑があり、執行部から、総務省が定める地場産品基準をクリアすれば、個人事業主であっても返礼品事業者として出品できるとの答弁でした。

このほか、市税徴収率の推移、地方揮発油譲与税増額の要因、玉名市道路占用料徴収条例改正後の金額の影響等についても質疑がありました。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、令和5年度から定年延長が実施されるのを見込んで玉名市職員採用計画は策定するのか。また長期計画との関連はどの質疑があり、執行部から、今年度は影響ないが、次年度以降、長期計画、定員管理基本方針の計画に沿って検討していかなければならないとの答弁でした。また、委員から、専門職の育成についてはどう考えるのかとの質疑があり、執行部から、専門職の職員が定年退職するときは、該当の専門職を採用する。専門性が必要な部署において、育成に力を入れていくとの答弁でした。さらに、委員から、職員採用試験業務委託について令和3年度から人物重視となったが、以前と変更となったところはどの質疑があり、執行部から、令和3年度から民間の試験を活用した採用試験を行なっている。これまでの2次試験に加え3次試験に集団討論、個別面接試験を行なっている。今回民間試験を採用した結果、前期で33.6倍、後期で12.3倍、全体で2.4倍の募集があったとの答弁でした。

次に、委員から、消防費備蓄品購入について、生理用品の備蓄状況と種類等の確認はどの質疑があり、執行部から、生理用品についても備蓄は行なっている。種類等については今後、確認していくとの答弁でした。

次に、委員から、台湾スタートアップ企業実証実験業務委託は台湾積体回路製造(TSMC)に関連する企業誘致のためにどこかに委託するものなのかとの質疑があり、執

行部から、T SMCに特化したものではなく、熊本県に関心がある台湾企業を招聘し、玉名市において新たなビジネスを模索する事業に取り組むものであるとの答弁でした。

次に、委員から、空き家住宅取得補助金の状況について質疑があり、執行部から、今年度から玉名市民にも申請できるように要件変更したが、対象物件が空き家バンクには3件の登録しかなく、利用があっていない状況。対象を拡充したが、今のところ実績がないとの答弁でした。また、委員から、空き家登録バンクの周知方法は。また空き家バンクだけに頼らず民間事業者から買い取るといった考えはとの質疑があり、執行部から、広報たまなやホームページにて周知を行なっている。現在は玉名市に登録している物件だけが対象となっているが、不動産関係事業者とも協議を重ね進めていく。また、空き家になる前の相談も受け付けていくとの答弁でした。

次に、委員から、乗合タクシーでくまもと県北病院まで直行運行はできないのかとの質疑があり、執行部から、市民から多数の声をいただいている。乗合タクシーは利用者の方を1時間以内に届けるという運行ルールがあり、玉名中心部には既存の公共交通があるため、乗合タクシーを導入できない。市民間での交通格差が生じることになるため、乗合タクシーでのくまもと県北病院への直通運行は考えていない。福祉面での支援等の周知を含め、関係機関と情報共有しながら交通手段の確保に努めるとの答弁でした。また、委員から、担当課としての考えもあると思うが利用者の声を聞いて直通運行を前向きに考えることはできないかとの質疑があり、執行部から、地域公共交通に関しては法令を遵守しながら、改善に努めており、運行に関しては今後検討させてほしいとの答弁でした。

次に、委員から、人材育成基金活用後は、まちづくりにどのように結びついているのかとの質疑があり、執行部から、人材育成基金を利用された方の中には世界で活躍をされている方も輩出している。活動内容の発表や情報交換等を行なっており、今後の活動に生かされているとの答弁でした。

次に、委員から、情報管理課S E常駐委託料について委託金額は適切なのかとの質疑があり、執行部から、S E常駐職員の人件費だけではなく、資料作成やバッチ処理等の確認、システム障害エラーなどの対応等も含んだ契約を行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、ごみリサイクル減量化事業の中でプラスチックの分別やリサイクルの今後の方向性はとの質疑があり、執行部から、分別処理を変更すると、費用面等も関係してくる。プラスチック資源循環法と照らし合わせながら、県と協議をしているところであり、玉名市においては現行通りで行なうしかないとの答弁でした。

このほか、職員採用試験業務委託料の増額要因、退職手当負担率の影響、部長級首席審議員配置、職員への研修機会、戸別受信機購入の内訳、安心メール登録促進、空き家対策としてのインフラ整備、コンビニエンス証明書交付事業、生ごみ処理機の補助状況、

活用状況の把握等についても質疑がありました。

委員から、保育士等処遇改善については、令和3年度、令和4年度において改善の見込みがない予算計上となっているという旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第9号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第17号玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてであります。これは、本市におけるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定するものであり、内容としては、昨年11月から受入れを開始した企業版ふるさと納税による寄附金を翌年度以降の事業にも柔軟に活用するための基金が必要となることから、条例を制定し、基金を設置するものであるとの説明がありました。

委員から、企業に対して返礼品等の考えはどの質疑があり、執行部から、返礼品はない。国が定めているルールとして経済的代償を受けることは禁止されている。企業としては社会の貢献活動の一貫として地域のため、寄附されるもの。企業が望めば広報たまなへの掲載や感謝状の贈呈は積極的に行なっていくとの答弁でした。また、委員から、寄附を申し出る企業の要件はあるのかとの質疑があり、執行部から、要件として、玉名市の場合、市内に本社がある企業は寄附ができないとの答弁でした。さらに、委員から、玉名市との間に取引関係がある企業や入札参加資格がある企業はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、特に制限はないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第17号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第19号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の育児休業制度の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、非常勤職員が育児休業等を取得する際の要件の1つである「1年以上の在職期間」を廃止するとともに、必要な規定の整備を行なうものであります。

委員から、会計年度任用職員も含めた育児休業取得状況は。また、取得推進方法はどの質疑があり、執行部から、3月1日現在で正職員12名、会計年度任用職員は令和3年度で3名取得。女性職員に関しては100%の取得率である。男性職員については積極的に取得推進を図っているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第20号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るもので、内容としては、議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、100分の162.5とするものであります。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。また、附則第2項において、昨年減額を見送った期末手当と同額分を6月支給の期末手当から減額する旨規定するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第20号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第21号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市消防団団長等の報酬について、条例の整備を図るもので、内容としては、玉名市消防団班長、団員の報酬を、それぞれ現行の年額2万3,000円、1万8,000円から年額3万7,000円、3万6,500円に引き上げるとともに、消防団活動に対する出動報酬について規定するものであります。また、桃田運動公園市民プール在り方検討委員会委員及び市立中学校部活動地域移行検討委員会委員について、それぞれ報酬額を定めるものとの説明がありました。

まず、委員から、国の基準では出動時間を区切って支出するようになっているのかとの質疑があり、執行部から、国の基準では7時間45分で8,000円となっているとの答弁でした。

次に、委員から、以前の出動手当の時間の区分と今回の時間の区分は同じなのかとの質疑があり、執行部から、今までは1回が1,500円。今後は2時間あたり2,000円。1日当たり8,000円と改正をしたとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第21号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第22号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものであり、内容としては、第1条の改正規定において、6月に支給する市長等の期末手当の支給月数を、昨年見送った引下げ分を含めて引き下げるものであります。

次に、第2条の改正規定については、前条において昨年分を含めて引き下げた期末手当の支給月数を、12月の支給分から本来の月数分に改めるものであります。

なお、附則として、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年7月1日から施行するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第22号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るもので、内容としては、第1条の改正規定において、6月に支給します教育長の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げ、100分の152.5とするものであります。

次に、第2条の改正規定については、前条において昨年分を含めて引き下げた期末手当の支給月数を、12月の支給分から本来の月数分に改めるものであります。

なお、附則として、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年7月1日から施行するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものであり、内容としては、再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を0.075月分、再任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、それぞれ100分の120、100分の67.5とするものであります。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。また、附則第2項において、昨年12月に期末手当の支給を受けた職員について、昨年減額を見送った期末手当と同額分を6月支給の期末手当から減額する旨規定するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑はありませんでしたが、委員から、職員の待遇が悪くなることには賛成できないという旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第24号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

玉名市消防団の組織の見直しに伴い、条例の整備を図るものであり、内容としては、消防組織法の規定により条例で定めることとされている消防団員の定員を、1,694人から1,500人に変更するものであります。

まず、委員から、消防団員数を削減した後、再度増員することは可能なのかとの質疑

があり、執行部から、団員数の推移は減少傾向にあり、今後、増員となる際は団員数の調整を図るなどの対応を行なうとの答弁でした。また、委員から、一度退団した団員を再度入団させる制度はまだ、あるのかとの質疑があり、執行部から、退団した団員を加入させる支援団員制度はあるとの答弁でした。さらに、委員から、支援団員は正規の団員とみなし、通常の点検等も行なっているのかとの質疑があり、執行部から、支援団員については、担当区域の消火活動に協力してもらっており、ポンプ点検などの通常業務は行なっていないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第29号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第30号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためのもので、内容としては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である宇城市が、本年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、同規約の一部を変更するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第30号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました、議案15件、陳情1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）中付託分についてであります。

本委員会関係、歳出の主な内容は、6款農林水産業費、8,475万8,000円の追加で、国の補正に伴う産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加、団体営農業農村整備事業（農業水路長寿命化・防災減災型）は事業実績による減であります。7款商工費は4,205万9,000円の減額で、草枕温泉てんすい源泉掘削工事の入札による減などです。8款土木費は1億7,634万円の減額で、道路メンテナンスサイクル事業は国の補正に伴う事業費の追加と防災・安全交付金事業は、国の令和2年度事業として採択されたことにより、減額するものであります。11款災害復旧費は934万3,000円の減額で、立願寺地すべり調査業務において、対策工事の工法検討に時間を要

しているため、測量設計費等を減額するものであります。

まず、委員から、浄化槽設置整備事業補助金の減の理由はとの質疑があり、執行部から、浄化槽の基数を当初は105基で見込み、令和3年度実績は76基で、29基残に伴う減であるとの答弁でした。続けて、委員から、浄化槽設置整備事業補助金の過去3年間の実績数はとの質疑に、執行部から、実績として平成30年度は67基、令和元年度は93基、令和2年度は77基であるとの答弁でした。

次に、委員から、浄化槽設置整備事業補助金について、今後の増減見込み及び周知方法はとの質疑があり、執行部から、浄化槽設置は80基前後で、横ばい状態であり、広報紙と市ホームページで周知予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、浄化槽設置整備事業補助金について、設置者の内訳はとの質疑があり、執行部から、浄化槽設置については、家屋新設及び建て替えに伴うものが多いとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市全域で、浄化槽を設置しなければならない戸数はとの質疑があり、執行部から、令和2年度末のデータによると、2,325世帯が浄化槽の未整備状態であるとの答弁でした。

次に、委員から、浄化槽未整備が2,325世帯なのに予算枠は、なぜ100基なのかとの質疑があり、執行部から、浄化槽設置については、市民からの申請に基づいており、過去の実績に基づいて基数確保しているとの答弁でした。

次に、委員から、浄化槽未整備地区への普及啓発活動はとの質疑があり、執行部から、年に数回、広報紙で周知しているが、今後は、今以上に啓発活動に努めるとの答弁でした。

次に、委員から、浄化槽未整備地区への普及啓発活動として、新設及び建て替えに伴い、業者と協力できないかとの質疑があり、執行部から、業者は、玉名市外の業者もあり協力は難しいが、今以上に周知及び啓発活動に努めるとの答弁でした。

次に、委員から、上河崎農機具保管庫・共同作業施設解体工事費について、不用額の多い理由はとの質疑があり、執行部から、当面、全面アスファルト施工の予定であったが、昨年、地元区長等と協議後、安価な部分舗装に変更となり、不用額が増えたものとの答弁でした。

次に、委員から、経営継承・発展等支援事業補助金の減について、件数と当初見込みとの差はとの質疑があり、執行部から、当初予算は1,300万円であり、実績として6件分、申請の内、税務上の問題で補助対象外が合計7件あったことに伴い、不用額が発生したものとの答弁でした。

次に、委員から、担い手規模拡大事業補助金の3年度実績と執行見込額が2年度から大きく減となった理由はとの質疑があり、執行部から、今年度の借受け人数が129人、

貸し人数が97人であり、合計で667万1,000円である。前年度予算には追加補正分も含まれているため、前年度比で金額に差が発生したものの。毎年、農地の貸し借りには増減があり、この要因は不明であるとの答弁でした。

次に、委員から、有害鳥獣捕獲業務委託料減の理由はとの質疑があり、執行部から、イノシシ等の捕獲実績に基づく委託料であり、有害鳥獣捕獲数の減が主な理由であるとの答弁でした。続けて、委員から、捕獲隊は人数減かとの質疑があり、執行部から、わな隊19人、鉄砲隊12人、予備隊45人、合計76人で編成されており、高齢化や病気等で今年度は7人減ったが、5人が新規加入している状況との答弁でした。

次に、委員から、有害鳥獣捕獲業務委託については、捕獲者数等は不足しないかとの質疑があり、執行部から、捕獲隊員には、会社員のほかに農業等を営む隊員もおり、イノシシが出没時などにすぐに全ての対応ができるという状況ではなく、後日の対応となることもあるとの答弁でした。続けて、委員から、イノシシは年2回繁殖すると聞くが、繁殖数は増かとの質疑があり、執行部から、そのようにも聞くが状況は不明であり、捕獲者数は新たな入隊等で一定数を確保している状況であるとの答弁でした。

次に、委員から、有害鳥獣捕獲隊の広域的な組織づくりに対する市の考えはとの質疑があり、執行部から、本市が中心となる定住自立圏共生ビジョンの取組の一つでもあるが、広域での捕獲対応等の取組は、関係者に確認したが、捕獲エリアの面で難しいと判断した。もう一つの取組である捕獲後の処理・加工場となるジビエ施設の整備についても、運搬距離や時間等の課題があり、関係市町での協議により実施しないこととしたとの答弁でした。

次に、委員から、水産業振興事業補助金の内容はとの質疑があり、執行部から、令和3年度予算は、3漁協へ640万3,000円補助し、内アサリ分は160万4,000円であるが、支出の主なものは、経年劣化に伴う漁協保有の設備・施設等の機能保全分であるとの答弁でした。

次に、委員から、老朽空き家等除却支援事業補助金の申請手続の方法はとの質疑があり、執行部から、1年以上空き家になっている家屋について、申請に基づき、建築士が現場確認し、評定100点以上の不良度判定があった場合、除却費用の8割の3分の2が補助となり、上限は60万円である。また、広報で周知し、本年度は6月から3か月間を事前申込期間としたとの答弁でした。

次に、委員から、住居人なしで申請しない場合、市から個人へ危険性を理由に解体依頼することがあるのかとの質疑があり、執行部から、市から個人へ申請を依頼はしないとの答弁でした。

次に、委員から、その他道路舗装工事については、何路線分かとの質疑があり、執行部から、その道路舗装工事は、4路線分であるとの答弁でした。

次に、委員から、繰越明許費補正1億1,000万円については、何路線分かとの質疑があり、執行部から、繰越明許費補正については、工事請負費6路線分で、全て国補正に伴う増額分であるとの答弁でした。

次に、委員から、繰越明許費補正、悪用水路整備事業については不慮の事故の内容はとの質疑があり、執行部から、悪用水路整備事業については、請負者の御不幸により、工事続行できず契約の解除となったため、次の請負者と契約し工事を進めているが、材料の納期が間に合わず、繰越しとなったとの答弁でした。

次に、委員から、悪用水路整備事業の材料は何かとの質疑があり、執行部から、内径・幅1メートル、深さ1メートルの大型水路であるとの答弁でした。

次に、委員から、工事請負費4,250万円減の理由はとの質疑があり、執行部から、用地購入について、地権者と合意できなかったためとの答弁でした。

次に、委員から、新玉名駅周辺の用地購入について、地権者と合意はできたのかとの質疑があり、執行部から、用地購入については、地権者と合意はできていないが、測量設計は行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、新玉名駅周辺整備における、今後の計画見直しはとの質疑があり、執行部から、新玉名駅周辺整備については、開発とあわせて該当箇所の地権者との合意を進める予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、戸建木造住宅耐震改修事業補助金1,703万5,000円の減について、今後の周知はとの質疑があり、執行部から、令和3年度予算は21件分あり、3年間の実績が8から9件であったため、今後も広報等で周知を強化していくとの答弁でした。

次に、委員から、繰越明許費、林道施設災害復旧事業について、入札時期、工期について質疑があり、執行部から、入札については、1月、2月に1回ずつ行なったが、いずれも不調であった。来年度の工期は、5月上旬から梅雨時期をまたいだ、8月下旬までの長めの設定であるとの答弁でした。

次に、委員から、立願寺地すべり調査業務委託について、今後の計画はとの質疑があり、執行部から、国、県との協議後、対策工事を確定し、個人所有地の同意を得れば手順に従って、国へ申請する予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、立願寺地すべり調査業務委託について、現存家屋の取扱いはとの質疑があり、執行部から、対策工事は、家屋を除いたところで進めたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第2号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ96万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,904万2,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整などであります。

地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものであります。

委員から、一般会計繰入状況とその理由はとの質疑があり、執行部から、平成29年度は963万2,000円、平成30年度は1,265万4,000円、令和元年度は1,493万7,000円、令和2年度は1,354万8,000円、令和3年度は1,668万7,000円であり、増加傾向である。また、繰入増の主な理由は、浄化槽基数増に伴う修繕費及び企業債償還額増に伴うものであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第6号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について400万円を減額し、総額を8億1,712万1,000円とし、支出について647万2,000円を追加し、総額を7億7,877万9,000円とするものであります。

主な内容については、収入は受託工事収益の減額、支出は減価償却費の決定に伴う追加などであります。

資本的収入の補正につきましては、収入について62万6,000円を追加し、総額を7億7,007万6,000円とするものであります。主な内容につきましては、収入は負担金の追加などであります。

まず、委員から、一般会計負担金の過去5年間の状況及び令和3年度の滞納件数及び滞納金額はとの質疑があり、執行部から、一般会計負担金については、消火栓1基当たり85万円とし、例年4基程度であり、令和3年度の実績は1基であった。滞納額については、平成28年度は延べ2,503件で14万6,702円、平成29年度は延べ2,039件で14万8,658円、平成30年度は延べ2,047件で17万2,295円、令和元年度は延べ2,095件で28万665円、令和2年度は延べ2,415件で17万1,332円である。なお、収納率は99.97%であるとの答弁でした。

次に、委員から、滞納者への対応及び継続滞納の取扱いはとの質疑に、執行部から、水道料未収金の回収については、委託業者へ委託し、滞納分が2、3か月になると通知を出し、回収できない場合は滞納者へ対面で依頼し、それでも回収できない場合は停水している。また、水道料未収金については、無届け引越事例等があるが、滞納期間が5年で欠損処理しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第8号令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について4,700万円を減額し、総額を15億2,121万4,000円とし、支出について5,750万7,000円を減額し、総額を15億577万円とするものであります。

主な内容につきましては、収入は受託工事収益の減額、支出は受託工事費の減額などであります。

次に、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について1億616万6,000円を減額し、総額を5億4,812万4,000円とし、支出について1億714万5,000円を減額し、総額を11億6,117万4,000円とするものであります。

主な内容につきましては、支出の建設改良費は決算見込みによる減額と、これに伴う、企業債及び国庫補助金の減額であります。企業債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものであります。

委員から、新玉名駅周辺整備に伴う公共下水道整備工事の延期についての見解はどの質疑があり、執行部から、公共下水道整備工事については、道路整備が優先するため、道路整備が遅れることで、公共下水道整備工事も遅れるとの答弁でした。

次に、委員から、補助事業申請後に取り下げることによってペナルティはあるかとの質疑があり、執行部から、新玉名駅周辺整備に伴う公共下水道整備工事は、市単独工事であるため、ペナルティはないとの答弁でした。

次に、委員から、道路整備が完了しないと公共下水道整備工事はできないのかとの質疑があり、執行部から、道路を掘削して公共下水道整備工事をするが、一番安価な方法で工事を進めているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君の報告の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） お疲れさまです。次に、議第9号令和4年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

本委員会関係は、6款農林水産業費、対前年度比5.8%増の21億3,466万5,000円を計上しており、多面的機能支払交付金2億5,702万2,000円、排水機場の整備補修や排水路の整備を行なう団体営農業農村整備事業2億9,135万3,000円、玉名漁港大浜地区旧港部分のしゅんせつを行なう水産物供給基盤機能保全事業1億3,300万円などであります。7款商工費は、対前年度比21.0%増の7億2,596万4,000円を計上で、新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子補給金6,353万3,000円、プレミアム付商品券事業1億8,300万1,000円、施設等管理運営事業として、草枕温泉てんすい源泉ポンプ設備工事など4,704万8,000円、このほか金栗四三PR事業として1,877万1,000円などあります。8款土木費は、対前年度比1.3%減の23億6,509万2,000円を計上し、第2青野跨線橋耐震補強工事など橋りょうメンテナンスサイクル事業2億1,034万8,000円、新玉名駅周辺整備事業として区画道路、排水路の整備及び下水道整備事業負担金など1億1,005万9,000円などあります。11款災害復旧費は、対前年度比121.4%増の5,403万1,000円で立願寺地すべり関連業務委託など公共土木施設災害復旧費4,377万1,000円などあります。

まず、委員から、中山間農業モデル地区強化事業補助金は何か所分かとの質疑があり、執行部から、中山間の取組は市内6集落あり、その内、中山間農業モデル地区は、天水地区の石橋集落1か所のみであるとの答弁でした。

次に、委員から、排水路整備の今後の計画予定及び2か年実施かとの質疑があり、執行部から、団体営農業農村整備事業（農業水路長寿命化・防災減災型）は平成30年度からの新規事業であり、国・県からの64%の補助を受け、計画に沿って工事を実施しており、令和4年度は、県からの予算の内示が予定どおりあれば、新規工事を5本、継続工事を1本予定している。また、排水路の測量設計は予定していないとの答弁でした。

次に、委員から、玉名漁港（大浜地区旧港部分）しゅんせつ工事において、捨て場はどちらかとの質疑があり、執行部から、令和4年度は、捨て場が竹島から大矢野へ変更となり、業者は同一であるとの答弁でした。

次に、委員から、玉名漁港（大浜地区旧港部分）しゅんせつ工事において、土砂処分費の単価は以前と同一かとの質疑があり、執行部から、単価を今年度と比較すると、来年度は大矢野処分場を予定するため1立方メートル当たり500円の増となり、今後更に高値になる可能性があるとの答弁でした。

次に、委員から、土砂処分場整備計画はどのようになっているかとの質疑があり、執行部から、宇土市住吉地区漁港拡張のための処分整備計画であり、令和4年度から令和

6年度までが環境影響調査、令和7年度から工事着工、令和9年度から土砂受入の暫定開始、令和14年度に土砂受入終了予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、プレミアム付商品券事業業務委託の進め方及び利用施設はとの質疑に、執行部から、紙媒体、電子商品券それぞれプレミアム率30%、40%であり、電子商品券の場合は、1口5,000円を7,000円分使える。販売については、二つとも事前予約を予定している。この事業は、一体的に委託する予定であり、プロポーザルの結果に基づき進める。紙媒体については、前回同様に進める予定であり、販売場所については、事業者から提案してもらう予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、玉名温泉を活用したeスポーツ合宿実証事業業務委託の内容は、温泉の宣伝かとの質疑があり、執行部から、今回は、eスポーツ（対戦型テレビゲーム）で楽しんでもらう合宿で、兵庫県や山口県の温泉地区では、eスポーツの取組事例がある。玉名温泉でもインターネットで全国の人と対戦型テレビゲームを行ない、合宿をとおり、ご当地を楽しんでもらうのが目的であるとの答弁でした。

次に、委員から、海外販路拡大事業業務について、地域はどちらかとの質疑があり、執行部から、一般財団法人自治体国際化協会の補助事業であり、ドバイとハワイへ輸出するための申請であるとの答弁でした。

次に、委員から、排水路兼管理道路整備工事の内容は。また、地権者の承諾は得ているのかとの質疑があり、執行部から、新玉名駅西側第二駐車場とケーズデンキの間の水路工事であり、市有地と個人所有地が存在し、個人所有地については、承諾をいただいていないとの答弁でした。

次に、委員から、大倉団地の入居率及び今後の撤去についてはとの質疑があり、執行部から、大倉団地の入居率は、50%程度であり、空室部分については、除却を行ない、利活用については、今後検討予定であるとの答弁でした。

このほか、耕作放棄地、キャッシュレス決済などについて質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第9号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第13号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を4,215万3,000円とするもので、これは前年度に比べ43万5,000円の減、率にいたしまして1.0%の減であります。

歳入につきましては、3款国庫支出金538万3,000円、6款繰入金1,574万4,000円などを計上であります。

歳出につきましては、1款総務費2,156万5,000円、2款事業費は浄化槽15基分の整備費等で1,615万1,000円の計上であります。

次に、委員から、浄化槽維持管理業務委託の内容、金額の増減についての質疑があり、

執行部から、浄化槽維持管理については、公共浄化槽の各種点検を業者委託で行っており、年に10件程浄化槽を設置しており、委託料は増加傾向であるとの答弁でした。

次に、委員から、浄化槽設置について、天水地区の市町村設置型は継続か、また、未整備戸数はどの質疑があり、執行部から、天水地区については、公共浄化槽の制度で整備を行なっている。また、令和3年度末で1,000件弱が未整備であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第13号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号令和4年度玉名市水道事業会計予算についてであります。

まず、業務の予定量につきましては、給水戸数2万2,044戸、年間総給水量475万7,000立方メートル、1日平均給水量1万3,033立方メートルを予定し、主な建設事業といたしましては、配水管布設工事、配水管布設替工事及び東部地区改築更新事業を予定であります。

まず、委員から、水道料金徴収事務等業務委託の委託先の決定方法はどの質疑があり、執行部から、委託先については、プロポーザル方式にて、1社に決定したものの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第14号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第15号令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算についてであります。

まず、業務の予定量につきましては、排水件数1万4,164件、年間総排水量365万2,000立方メートルを予定し、主な公共下水道の事業といたしましては、管きよ、ポンプ場及び公共下水処理場の建設改良費で6億4,170万円の予定であります。

まず、委員から、一般会計補助金、最近5年間の実績はどの質疑があり、執行部から、平成28年度は4億4,213万6,000円、平成29年度は3億8,890万円、平成30年度は3億8,878万6,000円、令和元年度は3億8,878万6,000円、令和2年度は3億8,878万6,000円であり、横ばい状態であるとの答弁でした。

次に、委員から、コンビニ収納・キャッシュレス決済導入業務委託のメリット及び今後の進め方はどの質疑に、執行部から、業務委託の内容は、システム変更、バーコード導入費用などである。メリットは支払者の利便性の増加であり、デメリットは手数料等の経費増加であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第15号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算についてであります。

まず、業務の予定量につきましては、排水件数1,736件、年間総排水量59万9,

000立方メートルを予定し、主な農業集落排水の事業といたしましては、農業集落排水施設整備費で1億2,564万円の予定であります。

債務負担行為は、横島町農集排污水処理場施設等維持管理業務ほか4件の業務について、期間及び限度額を設定するものであります。

企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を6,160万円に定めるものであります。

まず、委員から、農業集落排水施設それぞれの加入率はとの質疑があり、執行部から、横島施設が84.9%、栗の尾施設が84.0%、京泊施設が84.1%、九番施設が69.0%、大開施設が54.3%、尾田施設が77.6%、竹野施設が89.3%、尾田川左岸施設が31.9%、全体で68.8%であるとの答弁でした。

次に、委員から、農業集落排水施設で、尾田川左岸地区の加入率が低い理由はとの質疑に、執行部から、加入促進に努めているが、本管から家屋までの距離がある場合、個人費用もあり、加入までには至っていないとの答弁でした。

次に、委員から、当初は、農業集落排水施設整備、地域の同意はあったのかとの質疑があり、執行部から、農業集落排水施設整備は、地区一帯での同意があったと思われるが、建設工事後は、費用面で加入に至っていないようだと答弁でした。

次に、委員から、尾田・竹野地区計画書作成業務委託の内容はとの質疑があり、執行部から、尾田・竹野地区について、施設の老朽化に伴い、施設改修時期及び内容を決めるための計画書作成業務であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第16号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第25号玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まず、委員から、占用の内容はとの質疑があり、執行部から、九電の電柱、ノリ加工業者の原藻圧送管及び漁協給油施設等であるとの答弁でした。

次に、委員から、大浜漁協のノリ共同乾燥施設の圧送管は含まれているのかとの質疑があり、執行部から、鍋の新川漁協に敷設された民間のノリ加工業者による圧送管の占用であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第25号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、道路構造令の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

内容といたしましては、国が示す基準となります道路構造令におきまして、歩行者利

便増進道路に関する基準が新たに加えられましたことから、国の基準に合わせた改正を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第26号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、これは、市道に係る占用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。

内容といたしましては、熊本県の道路占用料に準じて、市道に係る占用料の改定を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第27号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

内容といたしましては、国が示す基準となります省令におきまして、自転車歩行者専用道路等に関する基準が新たに加えられましたことから、国の基準に合わせた改正を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第28号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号普通財産の無償貸付についてであります。これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうものであります。

貸付けします物件は、建物3棟でございまして、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間、相手方に貸付けを行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第31号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第32号普通財産の無償貸付についてであります。これも、地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうものであります。

貸付けします物件は、建物4棟でございまして、貸付期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。貸付けの相手方は、農事組合法人伊倉温室水耕組合であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第32号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第1号玉名市商工会館建設の支援を求める陳情についてであります。

まず、委員から、商工政策課の見解を求められ、執行部から、商工政策課としては、他市町の状況を参考に、本市税収状況等を財政課と協議後、県補助活用を促し、不足分を市から補助したらどうかと考えているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第1号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、その他の案件として、審査した意見書案の提出の件について報告いたします。

国におかれては、アサリの産地偽装の根絶に向け、小売店での販売状況だけでなく、全国的な流通経路を把握する調査を実施・公表するとともに関係省庁が連携して、違反事案に直ちに厳罰をもって臨めるよう監視体制の強化等に取り組むこと、有明海のアサリ資源の回復に向けた取組への積極的な支援を行なうこと。

この2点について、国に意見書として提出いたしたく、本会議へ建設経済委員会から意見書を提出するものです。

この件について、委員から特段の意見はなく、採決の結果、全員異議なく建設経済委員会から意見書案を提出することと決しました。

本意見書につきましては、本日、追加議案として上程することとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案10件、陳情1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）中付託分についてであります。

付託分中の主なものは、3款民生費の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費の増額、私立保育園等の運営費負担金の減額、4款衛生費の集団接種会場数の減による新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額、9款消防費の岱明防災コミュニティセンター建設工事入札等による減額、10款教育費の国の補正に伴う玉名町小学校中規模改修工事の増額であります。

説明後、委員から、予定した会計年度任用職員を任用できなかった事例が複数あるが、業務に支障なかったのかとの質疑があり、執行部から、人数が不足する分は、他の職員に業務を割り振って対応したので、1人当たりの業務量は増加した。業務の優先順位を考慮したり、休暇のスケジュールを調整したりして対応したが、十分な業務遂行、サービス提供のためには、任用が必要であるとの答弁でした。関連して、委員から、健康管理支援事業は、4年度から業務委託に切替えとなるが、支障なく実施できるのかとの質

疑があり、執行部から、委託に切り替えた自治体では、専門職を雇用した受託業者が実施している例が多くある。委託先と連携を取り、進めていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、保育士等の処遇改善の補助金について、1人当たりの額はどの程度かとの質疑があり、執行部から、国の指針は月9,000円程度であり、市内各事業所においてもそれに近い額で調整されているとの答弁でした。さらに、委員から、公立保育所の保育士の処遇改善の予定はどの質疑があり、執行部から、公立の正規、会計年度任用職員ともに対象ではあるが、検討の結果、給与の現状等から改善するには至らないと判断したとの答弁でした。さらに、委員から、私立の非正規職員も対象になるのかとの質疑があり、執行部から、最終的には各事業体の判断だが、対象に含まれるとの答弁でした。関連して、委員から、通年で募集している保育士について、なかなか応募がない理由をどう考えるかとの質疑があり、執行部から、確定的な理由は明言できないが、保育業務の内容に対して給与等が見合っていないと考えられる面も多少はあるのではないかと答弁でした。

次に、委員から、認可外保育施設支援補助金が減の理由はどの質疑があり、執行部から、今年度は待機児童がおらず、認可外利用者が少なかったためとの答弁でした。

次に、委員から、私立保育園運営費負担金が減の理由はどの質疑があり、執行部から、おおまかな理由は対象者が減ったからであるとの答弁でした。

次に、委員から、待機児童はいないということだが、入所に空きがあるのかとの質疑があり、執行部から、在籍園児数が施設の定員を上回ってはいるが、定員を超過できる上限までは達していないとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市玉東町病院設立組合運営費負担が増の理由はどの質疑があり、執行部から、前年度の実績に基づき当初予算に計上するが、交付税に算入される額の確定により、補正予算による増減をお願いしているとの答弁でした。

次に、委員から、ALTの人件費減の理由はどの質疑があり、執行部から、7名全員来日できたが、来日時期の遅れにより不要分を減額したとの答弁でした。

次に、委員から、築山小プレハブ棟は今後も使用していくのかとの質疑があり、執行部から、児童数の推移見込みから当面は使用を継続することになるが、学校施設長寿命化計画では令和6年度から特別教室棟などの改築予定であるため、それに併せて解消できればと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、玉名町小中規模改修などが4年度から前倒しされた理由はどの質疑があり、執行部から、財源的に有利となる国の補正予算を活用するためであるとの答弁でした。

次に、委員から、岱明中校舎建設工事実施設計業務に関連して、基本設計の遅れは全体工期に影響しないのかとの質疑があり、執行部から、多少の影響はあると思うが、基

本設計で十分な協議を行なったので、次の段階ではスムーズにいくものと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、今年度の子ども議会は中止になったが、毎年実施など開催を拡大することはできないかとの質疑があり、執行部から、実施方法も含め検討したいとの答弁でした。

次に、委員から、横島で開催予定の玉名いだてんマラソンのコース変更の検討状況はとの質疑があり、執行部から、小田地域などゆかりの地を巡るコースについて、幅広く複数の案を検討してきたが、スタートゴールエリアの確保や旧国道208号への影響など支障が多々あり、現在も模索しているところである。スタートゴールエリアの提供をお願いしたり、周回コースを検討したりと、幅広い検討を続けたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第2号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第3号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ2,058万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億3,984万1,000円とするものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第3号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第4号令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出それぞれ893万2,000円を減額し、総額を10億165万3,000円とするものであります。

説明後、委員から、滞納繰越の現状はとの質疑があり、執行部から、2年度から3年度への繰越額は380万円ほどであり、徴収率は50%弱である。滞納者数は増えていないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出それぞれ1億2,751万4,000円を追加し、総額を79億2,230万7,000円とするものであります。

説明後、委員から、会計年度任用職員の年度途中の退職理由はとの質疑があり、執行部から、専門資格を有している認定調査員については、ほかへの転職である。産休代替職員については、業務内容が合わない面があつての退職であったとの答弁でした。

次に、委員から、補正額の状況からすると、軽度者が減って、重度者が増えているのかとの質疑があり、執行部から、予算については、結果的に当初予算時の見込みと乖離した面もあるが、実態としては、認定数自体は横ばいであるものの、重度者は増えており保険給付費は増加傾向であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第5号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号令和4年度玉名市一般会計予算中付託分であります。

付託分中の主なものは、3款民生費の障害者介護給付・訓練等給付費、保育所運営事業、4款衛生費の玉名市玉東町病院設立組合運営費負担金や新型コロナウイルスワクチン接種事業、9款消防費の岱明防災コミュニティセンター建設事業、10款教育費の学校給食の公会計化に伴う賄材料費、玉名中学校技術棟建設工事であります。

説明後、委員から、岱明コミュニティセンターへの機能集約後の現磯の里の建物の今後はとの質疑があり、執行部から、市の計画上の原則は解体であるが、磯の里の関係団体からは短期的な貸出し等の要望も出ており、建物を残せるようであれば残す方向で、貸付け方も含めて協議を進めたいとの答弁でした。関連して、委員から、岱明コミュニティセンターの指定管理のスケジュールはとの質疑があり、執行部から、現期間が4年度末までのため、4年度中に導入方針を策定し業者を選定するとの答弁でした。

次に、委員から、岱明ふれあい健康センターとゆとり一むの今後の運営方針はとの質疑があり、執行部から、岱明ふれあい健康センターについては、4年度末までは社会福祉協議会が指定管理者として運営する。その後については、これまでの非公募ではなく、公募で指定管理者の選定を行なう予定である。あわせて、将来的に民営化を実施していくことを想定しながら、今後の利活用について検討していく。ゆとり一むについては、現在のところ民営化の方針は立てていないとの答弁でした。関連して、委員から、ふれあい健康センター等の収支状況はとの質疑があり、執行部から、ゆとり一む、岱明コミュニティセンターも含めて、利用料だけでは賄えず指定管理料を支出しているとの答弁でした。

次に、委員から、待機児童解消事業の保育所等整備事業補助金について、国の補助率はとの質疑があり、執行部から、2分の1である。昨年度は補助率のかさ上げがあり3分の2になったが現在のところそのような方針は示されていないとの答弁でした。

次に、委員から、消費生活センター相談員が1名減となるが、体制は十分かとの質疑があり、執行部から、家計管理に関する相談の受付、対応を一本化することで、対応できると考えている。業務量減の部分は、成人年齢引下げに伴う契約トラブルの未然防止に注力したいとの答弁でした。

次に、委員から、月瀬小と梅林小の跡地利活用の見通しはとの質疑があり、執行部か

ら、梅林については、企業からの話もあるが、月瀬については、活用策を見いだせていない。敷地等に関する整理すべき事項を整理し、今後の利活用に向けて進んでいきたいとの答弁でした。さらに、委員から、維持管理はどうしているのかとの質疑があり、執行部から、敷地の除草については、委託により実施しているが、建物については、定期的な通気などはしていないとの答弁でした。これに対し、委員から、跡地利活用の公募をするのであれば、希望者から敬遠されないよう、一定の維持管理を続けてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、小天東小プール解体の理由はどの質疑があり、執行部から、プールは屋外にあることから、無断侵入による事故など安全面を第一に考慮したとの答弁でした。これに対し、委員から、プールについても利活用の可能性があるので、状況により解体の必要性を再度検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、小中学校の職員室や保健室などでWi-Fiを利用できるようにならないかとの質疑があり、執行部から、予算も必要にはなるが、現場の意見を把握しながら検討していきたいとの答弁でした。

次に、委員から、児童生徒用タブレットの修繕費に関して、3年度の修繕台数と原因はどの質疑があり、執行部から、保証対応を除き8台で、使用中の落下などが原因であるとの答弁でした。

次に、委員から、受付を開始した公共施設予約システムのシステム改修の考えはどの質疑があり、執行部から、様々な要望や意見が届いているので、可能のところから早急に改修を施し、利便性を高めていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、天水体育館中規模改修工事設計業務に関連して、過疎指定による財政的な支援措置を活用して大規模に修繕してはどうかとの質疑があり、執行部から、大規模修繕をすれば、メンテナンスに要する労務が減少するメリットはある。関係課と協議し、可能な限り幅を広げて改修を行ないたいとの答弁でした。これに対し、委員から、年数が経過している天水中のプールについても改修を検討してほしいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第9号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第10号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出の総額を87億9,978万8,000円とするもので、前年度比5,012万9,000円、0.6%の減であります。

説明後、委員から、医療費の推移はどの質疑があり、執行部から、1人当たりの医療費は増加傾向である。2年度はコロナ禍による受診控えの影響からか減少したが、3年度は元年度並みに戻ると思われるとの答弁でした。さらに、委員から、将来的には、保

険税の引上げも必要かとの質疑があり、執行部から、ここ数年引上げは行なっていないが、将来的には医療費の状況により検討も必要になる。また、現在は税率の決定を市町村が行なっているが、将来的には運営主体の県において統一される方向であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出の総額を12億1,612万6,000円とするもので、前年度比2億554万1,000円、20.3%の増であります。

説明後、委員から、あんま・はり・きゅう施術負担金について、利用が見込みより多くなっても対応可能かとの質疑があり、執行部から、需要に応じて必要な対応を検討するとの答弁でした。

次に、委員から、被保険者数の推移はとの質疑があり、執行部から、近年は増加傾向にあるとの答弁でした。

次に、委員から、保健事業と介護予防の一体的な実施事業について、参加者数の推移はとの質疑があり、執行部から、通いの場については、ここのところコロナ禍となり増えていない状況であるが、コロナ禍前は増加傾向にあったとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出の総額を78億3,120万1,000円とするもので、前年度比1億1,249万円、1.5%の増であります。

説明後、委員から、4年度から着手する9期計画について、実態調査はどのように行なうのかとの質疑があり、執行部から、3年ごとに見直しを行なうものだが、調査は対象者への郵送で実施する。必要に応じてケアマネージャー等にも周知し協力を依頼したいとの答弁でした。

次に、委員から、居宅介護住宅改修費等の前年度比減の理由はとの質疑があり、執行部から、過去3年分の実績から試算し計上している。介護給付費等費用適正化事業の導入により制度の利用自体が減少しているとの答弁でした。

次に、委員から、3年度に退職者の補充ができなかった認定調査員の任用はできるのかとの質疑があり、執行部から、2名の補充ができ、4月から通常の12名体制でスタートするとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、市民プールの今後の運営等について審議する玉名市桃田運動公園市民プール在り方検討委員会及び市立中学校の部活動地域移行に関して審議を行なう玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会を新たに設置するため、条例の整備を図るものであります。

説明後、委員から、中学校部活動地域移行検討委員会について、小学校の移行時とは進め方が違うのかとの質疑があり、執行部から、将来的には社会体育への移行が想定されるが、小学校部活動の社会体育移行時の影響等も踏まえ進めていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、当事者となる児童生徒や保護者の意向調査が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、子どもたちの意向を聞くのも必要だと考えるとの答弁でした。

次に、委員から、市民プール在り方検討委員会について、プールの営業を続ける場合の収支はとの質疑があり、執行部から、修繕等を施さずに現状のままの営業であっても年1,000万円程度の赤字が発生するとの答弁でした。

次に、委員から、検討委員会での検討の方向性はとの質疑があり、執行部から、市としては閉鎖ありきではなく、部分的な営業継続など、幅広く検討していただく。4年度の営業方針にも関わってくるので、初回の委員会を早めに開催したい。仮に閉鎖した場合の跡地の利活用については、この委員会では協議しないが、その場合は別で検討が必要になってくるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号権利の放棄についてであります。

放棄する権利は、保護に要する費用の返還に係る債権で、その金額は72万865円であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第33号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

これは、導入が予定されている、消費税における適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）について、形式的に個人事業者であることをもって、センターの会員に対して、インボイス制度をそのまま適用することは、高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念され、センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、運営上の死活問題となることから、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定

的な事業運営が可能となる措置を講じること。

以上1項目について、国会及び政府に対し、意見書の提出を求める陳情であります。

説明後、委員から、生きがいつくりを目的に設立された組織であるので、適用除外等の措置を講じてほしい思いだとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第2号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

そのほか、施設の不具合に対する迅速な対応、社会福祉協議会への委託料、成年後見制度、拠点型介護予防事業、天水地域の高齢者支援、一般不妊治療費助成金、いきいき芸術体験教室事業、外国にルーツを持つ児童生徒に対する日本語指導業務、修学旅行の延期、教員の成り手不足、学校規模・配置適正化基本計画、学校給食センター運営委員会、社会教育総務費の女性の会助成金、公民館の空調改修工事、旧玉名干拓施設の維持管理と活用などについても、質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第2号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）、議第9号令和4年度玉名市一般会計予算、議第11号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算、議第24号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、4つの議案に反対をいたします。

議第2号及び議第9号についてであります。新型コロナ対策や乗合タクシー運行の拡充、防災行政無線個別受信機の増設、消防団員の報酬引上げなどが予算化されたことは一定の評価をいたします。しかし、保育士等の処遇改善事業について、公立保育士の処遇改善を予算化していないことについては異議があります。これは、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナ感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において勤務する皆さんの収入の引上げを図るために、政府の経済対策としての処遇改善対策であります。この事業は、公立も対象でありますから、私立保育所のみならず、会計年度任用職員を含めた公立の保育士についても対策を実施することを求めます。また、令和4年度当初予算の中で、社会福祉法人に無償譲渡をしました静光園老人ホームの太陽光発電設備を撤去する工事費が予算化してあります。民間に譲渡した設備の撤去になぜ市の税金を投入するのか、不公正な税金支出ではありませんか。このような予算に賛成できません。

次に、議第11号について、現在、後期高齢者の医療費は現役並み所得者は3割負担であります。他の人は原則1割負担であります。ところが、令和4年度10月からは、単身者で年収200万円以上、夫婦世帯で320万円以上のところは2割負担が導入され、一気に今までの2倍になります。また、後期高齢者医療保険料は、今年度から所得割、均等割、賦課限度額、それぞれ引き上げられます。国民年金や厚生年金の支給額は、皆さん御承知のように、今年も減額となります。年々減っておりますが、食料品や灯油などの生活必需品は次々と値上がりしております。そういう中で、医療費及び保険料の引上げは、高齢者の生活を大きく圧迫すること間違いありません。ですから、私は、議第11号に反対いたします。

議第24号についてであります。これは国家公務員の給与改定に準じて、市職員の期末手当を引き下げる条例改正であります。先ほど委員長報告の中でも、非正規を含めた職員の数が減る中で、現在いる職員に仕事が過重にのしかかっている報告もありましたが、その職員の処遇改悪となる条例制定には反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありません
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第2号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）

議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算

議第11号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

以上、予算議案3件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第3号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第4号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第5号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第6号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第7号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第8号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

議第10号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第12号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第13号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第14号 令和4年度玉名市水道事業会計予算

議第15号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算

議第16号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案12件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第3号から議第8号まで、議第10号及び議第12号から議第16号までの予算議案12件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第3号から議第8号まで、議第10号及び議第12号から議第16号までの予算議案12件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第2号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）

について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第2号に対する各委員長の報告は、いずれも可決ありますが、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議第9号 令和4年度玉名市一般会計予算

について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第9号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。異議がありません。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第9号については、原案のとおり決定いたしました。

議第11号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第11号に対する委員長の報告は、可決であります。異議がありません。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第11号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案1件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第17号 玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

議第18号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第19号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第20号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第21号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第22号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 23 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 25 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議第 26 号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 27 号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第 28 号 玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 29 号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 12 件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第 17 号から議第 23 号まで及び議第 25 号から議第 29 号までの条例議案 12 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第 17 号から議第 23 号まで及び議第 25 号から議第 29 号までの条例議案 12 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第 24 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第 24 号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第 24 号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第 30 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第 31 号 普通財産の無償貸付けについて

議第 32 号 普通財産の無償貸付けについて

議第 33 号 権利の放棄について

以上、議案 4 件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第30号から議第33号までの議案4件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第30号から議第33号までの議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第1号 玉名市商工会館建設の支援を求める陳情

陳第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情2件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第1号及び陳第2号に対する各委員長の報告は、いずれも採択であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、陳第1号及び陳第2号については、採択することに決定いたしました。

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第34号 教育委員会委員の任命についての市長提出議案1件を議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました、人事案件1件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第34号の人事案件1件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第34号 教育委員会委員の任命について、採決いたします。

議第34号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第34号については、原案に同意することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第4 市長提出追加議案上程

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（1件）

日程第7 議案の委員会付託

日程第8 委員長報告

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

日程第10 意見書案上程

意見書案第1号 アサリの産地偽装対策に関する意見書の提出について

意見書案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

日程第11 意見書案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第4 市長提出追加議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 追加提案いたしました補正予算関係につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページをお願いします。

今回御提案しております補正予算は、県産アサリの出荷停止措置及び風評被害等により収入が減少した漁業者に対し、経営の継続、維持又は再開を支援する貸付制度の創設等により、補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

議第35号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

第1表債務負担行為補正について、アサリ等緊急対策資金利子補給金ほか2件の債務負担行為の設定を行なう必要が生じたため、期間及び限度額を設定するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、建設経済委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第1号 専決処分の報告について 専決第1号の報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございますが、これは、地方自治法第180条

第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和3年12月20日午後4時50分頃、県道熊本高森線において、職員が運転する公用車が、相手方が運転する軽自動車と接触し、右後ドア等を破損させたものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は90%に当たる29万5,200円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額給付されます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 議案の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

の市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、建設経済委員会に付託いたします。

議案付託表

建設経済委員会

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

○議長（近松恵美子さん） 建設経済委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 3時24分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「委員長報告」を行ないます。

これより、建設経済委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） お疲れさまです。本日、建設経済委員会に付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第35号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）についてであります。

債務負担行為補正について、アサリ等緊急対策資金利子補給金ほか2件の債務負担行為の設定を行なう必要が生じたため、期間及び限度額を設定するものであります。

まず委員から、業者の減収の確認方法はとの質疑があり、執行部から、漁協による水揚げ記録及び来年には、確定申告書にて、前期分との比較ができるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第35号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、本日、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、委員長の報告は終わりました。

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第9、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第35号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第35号に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第35号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 意見書案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程いたします。

意見書案第1号 アサリの産地偽装対策に関する意見書の提出について及び意見書案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

以上、意見書案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号及び意見書案第2号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

日程第11 意見書案審議

○議長（近松恵美子さん） 日程第11、「意見書案審議」を行ないます。

改めて、意見書案第1号アサリの産地偽装対策に関する意見書の提出について及び意見書案第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についての意見書案2件を一括議題といたします。

これより、ただいま議題となっております意見書案2件の審議に入ります。
審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

意見書案第1号及び意見書案第2号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

意見書案第1号及び意見書案第2号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

意見書案第1号及び意見書案第2号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

採決は、1件ずつ行ないます。

意見書案第1号アサリの産地偽装対策に関する意見書の提出について採決いたします。

意見書案第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、
原案のとおり決定いたしました。

意見書案第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について採
決いたします。

意見書案第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、
原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出があつておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提案させていただきました議案に対しまして御承認を賜り、厚く御礼を申し
上げます。

連日報道されておりますウクライナ情勢でございますが、軍事衝突の悲惨な惨状に驚愕し、大変心を痛めているところであります。改めて、自由と命の尊さを痛感し、今は、直ちに軍事侵攻が中止され、ウクライナに平和な日常が戻りますことを切に願うばかりでございます。また、今月16日福島県沖を震源とした最大震度6強の地震が発生いたしました。被災された方々に対しましても、心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、コロナに関してでございますが、今週21日をもってまん延防止等重点措置が全面解除されたところであります。今後は、感染が増加している子どもを守る対策を重視しながら、日常を取り戻していくために、感染者の再増加を抑制しつつ、経済対策に取り組むことが重要となってきました。また、本市のワクチン接種につきましても、4月からは接種会場を桃田の玉名市総合体育館に移して実施することとしておりますし、これまで同様、玉名郡市医師会やくまもと県北病院、薬剤師会等との連携を図りながら、円滑な接種の促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。いまだ第6波の収束にはほど遠く、予断を許さない状況には変わりはありませんが、市民の命と暮らしを守るために、引き続き感染防止対策と地域経済活動の両立に努めてまいります。また、今議会より新たに事業別予算書を導入しましたが、今後も開かれた行財政運営に努めていくとともに、私の理念をもとに策定した笑顔をつくる10年ビジョンの推進と実現、新年度も積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

昨日からのうららかな陽気に、桜の開花をはじめ、春の訪れを感じる時節となりましたが、議員各位におかれましては、引き続き御指導と御支援をいただきますようお願いを申し上げ、閉会にあたりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。

○議長（近松恵美子さん） これにて本会議を閉じ、令和4年第2回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 近 松 恵美子

玉名市議会議員 立 川 信 之

玉名市議会議員 坂 本 公 司

玉名市議会会議録
令和4年第2回定例会

発行人 玉名市議会議長 近松恵美子
編集人 玉名市議会事務局長 糸永安利
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
電話(0968)75-1155